

平成20年第3回広陵町議会定例会会議録（第1号）

平成20年9月11日

平成20年9月11日広陵町議会

第3回定例会会議録（初日）

平成20年9月11日広陵町議会第3回定例会（初日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	笹井由明
理事	中尾寛	理事	吉村元伸
教育委員会事務局長	北神理	健康福祉部長	池田誠夫
都市整備部長	森田久雄	会計管理者	乾善雄
収納対策本部長	松井定市	水道局長	植村和由
水道局収納対策本部長	平岡康博		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 大西利実

議 事 課 長 松 井 宏 之 書 記 北 橋 美 智 代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成20年広陵町議会第3回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4 議案第36号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
5 議案第37号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
6 議案第38号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
7 議案第39号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
8 議案第40号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
9 報告第9号	平成19年度広陵町財政健全化判断比率の報告について
10 報告第10号	平成19年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告について
11 報告第11号	平成19年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の経営状況について
12 議案第41号	広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について
13 議案第42号	広陵町みどりのふるさと応援寄附条例の制定について
14 議案第43号	広陵町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについて
15 議案第44号	広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
16 議案第45号	平成20年度広陵町一般会計補正予算(第2号)
17 議案第46号	平成20年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
18 議案第47号	平成20年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
19 議案第48号	平成19年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第49号	平成19年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第50号	平成19年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 1 号 平成 1 9 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 2 号 平成 1 9 年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 3 号 平成 1 9 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 4 号 平成 1 9 年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 5 号 平成 1 9 年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 5 6 号 平成 1 9 年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

2 0 議案第 5 7 号 平成 1 9 年度広陵町水道事業会計決算の認定について

青木議長 まず、日程 1 番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は、過日の議会運営委員会において本日から 2 5 日までの 1 5 日間とすることにあらかじめ決定をされております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から 2 5 日までの 1 5 日間に決定いたしました。

なお、日程 4 番、日程 8 番の人事案件、議案第 3 6 号、3 7 号、3 8 号、3 9 号及び 4 0 号につきましては、委員会の審査を省略いたしまして本日議決願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

青木議長 次に、日程 2 番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第 1 0 条の規定により

8 番 長 濱 君

9 番 八 代 君

を指名いたします。

青木議長 次に、本日は第 3 回定例会の決算議会でございますので、町長より行政諸報告をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 本日、ここに平成 2 0 年度第 3 回定例議会開会に当たり、町行政の現状と課題をご報告申し上げ、また提出議案の概要についてご説明を申し上げます。

本年は町議会議員定数削減後最初の町議会議員選挙が行われ、激しい選挙戦を繰り広げられ、1 4 名の新議員が誕生いたしました。今後、さらに議会と行政が緊密な連携をとり、住民の皆さんのため円滑な行政の推進に取り組んでまいりたいと存じますので、何とぞご理解

とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、事務事業の進捗状況についてご報告申し上げます。

財政状況についてでございますが、個人分町民税の増加額としては当初予算で1,600万円程度を見込んでおりましたが、本年度当初課税の結果、分離課税所得の増加等によりまして予算額を6,000万円程度上回るものと見ております。一方、法人分につきましても1,700万円程度の増加を見込んでおりますが、賦課状況からいたしますと予算額は確保できるものと考えております。また、固定資産税及び軽自動車税につきましても、予算額をほぼ確保できるものと考えております。地方交付税におきましては、普通地方交付税の算定結果が確定し、基準財政収入額が見込みを上回ったことにより、当初見込みに対しまして1,034万円の減少となりました。今後、町税とあわせまして補正させていただきたいと存じます。

クリーンセンターの稼働も1年半を経過いたしました。おかげをもちまして順調に推移いたしており、ごみの有料化により可燃ごみ量について減少傾向となり、分別の徹底による資源化に大きな成果をおさめております。

しかし、一方で世界的原油の価格が高騰し、施設で使用する灯油費用が増加し苦慮しているところでございます。対策といたしまして、運転日数の削減による効率的運転等に取り組んでおり、地元の皆さんにご説明を申し上げているところであります。

新清掃施設関連事業でございますが、町道百済赤部線の交通安全施設整備事業は古寺地区内では用地取得筆数28筆のうち1筆が未取得で、百済地区内では39筆のうち22筆が未取得となっており、さらに地権者の協力が得られるよう交渉を進めております。現在、百済地区内の4筆分について契約手続中で、今年度において用地確保ができた箇所から工事着手してまいります。

新森橋の架け替え工事につきましては、20年度と21年度の2カ年で計画をしており、現在工事発注手続を進めているところでございます。10月中旬に臨時議会をお願いし、工事請負契約締結の議案のご審議をお願いしたく存じます。

広瀬地区における大和こうりょう農産物等直売所の設置については、新清掃施設の地元協定で約しており、以前から地元と場所の決定、直売所の規模等協議を進めてまいりました。町の農業振興のためにも早急に計画案を提示できるよう、地元要望を取り入れた計画を現在検討しているところであり、詳細計画がまとまり次第改めてご協議申し上げたいと存じます。

また、百済地区で計画しております緑・健康・交流のパークゴルフ場につきましては、田

原本町域を含めた整備を考えておりましたが、田原本町は用地確保の問題があり、広陵町域で整備することになりました。

進捗状況ですが、国際パークゴルフ協会所属の公認指導員の指導により、レイアウト等実設計が完了、最終チェックをいたしているところです。近々工事発注手続きを行い、来年夏のオープンを目指し整備を進めてまいります。町民の皆さんはもちろん、県内外から注目を集める人気スポットとなるものと期待しています。

はしお元気村の農産物直売所は、昨年4月末にオープンし毎週土曜日と日曜日に営業、順調に運営ができ、おかげをもちまして地域の消費者に認知していただくことができたと考えております。また、この7月から水曜日を営業日に加え、顧客にニーズにこたえさせていただいているところでございます。販売当初から8月末までの総売上高が1,700万円となりました。これからもお客さんに愛され、農家がますます元気になる直売所として参加、出店者の増、商品の品種増を図るなど安全安心の野菜を提供する努力を続けてまいります。

奈良交通バス路線廃止に伴う公共交通システムのあり方について、検討を進めてまいりました結果、先日の全員協議会で説明申し上げました完全予約制のデマンドタクシー方式の導入が妥当との結論に達したところでございますが、多額の経費を要するところから、さらに慎重に進めてまいります。

また、イズミヤの出店により循環バス運行も計画されていることから、これとの連携も考えなければなりませんので、さらに検討を重ねてまいります。

旧の清掃センターの解体撤去につきましては、8月1日の臨時議会におきまして工事請負契約締結議案をご可決いただき、来年2月末完了を目指して工事が進んでいます。地元の皆さんには、去る8月9日に地元関係7カ大字と平成17年6月22日に成立した和解条項に基づき確認書の調印式をさせていただき、また同日、付近住民の皆さん方に工事に係る詳細説明をさせていただきました。

去る6月議会におきまして、防災センター建設計画の見直しについてご説明させていただき、先日の全員協議会において災害に強い人づくり、災害に強い組織づくり、災害に強い町づくりを進める取り組み案について、事業の年次計画の概要をご説明申し上げたところでございます。賜りましたご意見を踏まえながら、地域の防災対策に取り組んでまいります。

次に、当面の行政課題についてでございます。

新しい地方公共団体の財政再生手続を定める地方公共団体の財政の健全化に関する法律が昨年6月15日に公布され、平成21年4月1日から施行されることになっております。そ

うしたことから、法律では平成19年度決算から健全化判断比率の議会への報告が義務づけられておりますので、今議会に報告させていただくことといたしました。

財政指標としましては、1、実質赤字比率、2つは連結実質赤字比率、3つ目は実質公債比率、4つ目は将来負担比率がございますが、本町の指標はいずれも該当する状況には至っておりません。しかしながら、基金残高の減少、地方債残高の増加という状況を踏まえ、歳入確保、歳出削減に向けた取り組みが必要であり、さらに徹底した行財政改革を進めてまいります。

これからの広陵町が直面する行財政の課題は、大量退職となる職員の問題であります。厳しい財政状況を克服するため5カ年50人削減に取り組み、成果をおさめてまいりましたが、ここ3年で毎年10人程度定年退職を迎えますので、財政状況を見きわめながら平成20年度に少数採用させていただきましたが、来年度におきましても少数の補充をさせていただくこととし、今月15日号の広報で募集させていただきます。

地域の活性化による税収確保のため、安部地区における大規模商業施設立地のための地区計画につきましては計画区域内の農地が課題となっておりますが、昨年からは県並びに国関係機関等に鋭意協議を重ねてまいりましたところ、作業手続が順調に進み、事務作業チームの根強い努力で許認可をいただくことができました。平成21年秋オープンに向けて動き出しております。

楽しみな課題と申しますか、みどりのふるさと広陵町を全国に発信できる機会となる全国都市緑化ならフェアが平城遷都1300年に当たる平成22年秋に県立馬見丘陵公園広陵町域を主会場に開催されることが内定しております。この機会に町を挙げて訪れに値する環境整備を進めてまいりたいと考えておりますが、その一つの取り組みとして、お気づきの方もいると思いますが、役場、水道局、公民館、体育館、図書館、さわやかホール、グリーンパレス、クリーンセンター、はしお元気村において壁面緑化に取り組んでいます。それぞれ職員みずからの手で緑あふれる心安らぐ施設づくりを進めてくれています。

都市緑化ならフェアは全国からたくさんの方に来ていただける大きな催しであり、この機会に地域産業のPR、活性化などにも取り組む絶好の機会でもあります。このため、広陵町から県に職員を派遣し、成果ある催しとなるよう県と力を合わせます。

さて、今議会に提出させていただきました議案は全部で25件で、報告3件、人事案件5件、条例制定2件、条例一部改正2件、補正予算3件及び平成19年度決算の認定10件となっております。議案につきましては後ほど個々に提案趣旨のご説明を申し上げますが、私

から平成19年度の各会計決算の状況につきましてご報告を申し上げたいと存じます。

お手元の事務報告書の56ページに各会計別収支に関する調書を掲載させていただいておりますので、それをご覧いただきながら説明させていただきます。

数字につきましては、原則百万円単位で申し上げますのでご了承ください。

まず、一般会計でございますが、歳入総額92億5,200万円、歳出総額87億100万円、差し引き5億5,000万円の黒字決算となりました。翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きいたしますと、約4億4,600万円の黒字となりました。

次に、国民健康保険特別会計では歳入総額26億3,800万円、歳出総額28億8,000万円、差し引き2億4,200万円の赤字決算となりました。年々増加する医療費並びに介護納付金により、厳しい会計となりました。

単年度で見ますと、平成17年度の赤字額4,900万円、そして18年度赤字額7,800万円に平成19年度の赤字額1億2,000万円加わったものでございます。このままではさらに財源不足が拡大することが予想され、財政状況を見守り、諸方策を検討しているところでございます。

次に、老人保健特別会計については、歳入総額20億7,500万円、歳出総額21億500万円、差し引き3,000万円の財源不足となりましたが、不足分は平成20年度において精算交付されることになっております。

次に、介護保険特別会計の保険事業勘定については、歳入総額13億3,200万円、歳出総額13億500万円、差し引き2,700万円の黒字となりましたが、平成18年度実質収支額3,600万円でしたので、平成19年度単年度収支としては900万円の赤字となりました。

次に、サービス事業勘定におきましては、歳入総額800万円、歳出総額500万円、差し引き300万円の黒字決算となりました。

次に、下水道事業特別会計については、歳入総額15億9,000万円、歳出総額15億9,000万円、差し引き5万円の黒字となりましたが、繰越明許費繰越額5万円を翌年度に繰り越しますので、実質収支額はゼロとなりました。

次に、墓地事業特別会計については、歳入総額4,100万円、歳出総額4,100万円の同額でございました。平成19年度に石塚霊園63区画の墓地整備工事を実施し、そのうち33区画の永代使用の決定をさせていただきました。

次に、学校給食特別会計については、歳入総額1億9,500万円、歳出総額1億9,5

00万円の同額でございました。平成18年度実質収支が25万円でしたので、平成19年度単年度収支としましては25万円の赤字となりました。

次に、用地取得事業特別会計については、歳入総額1億7,600万円、歳出総額1億7,600万円の同額で、防災施設事業用地の先行取得費及び新清掃施設関連施設用地先行取得債の償還金でございます。

次に、地域活性化商品券交付事業特別会計については、歳入総額2,300万円、歳出総額2,100万円、差し引き200万円の残高となりました。平成17年7月から地域活性化商品券交付事業を実施してまいりましたが、平成19年12月28日をもって発行を終了させていただきました。累計発行額は7,200万円となりました。商品券の利用については、平成20年6月30日をもって、また換金については平成21年6月30日をもって終了させていただくことになっております。

最後に、水道事業特別会計についてであります。収益的収支におきましては営業収益7億9,900万円、営業費用7億4,900万円、差し引き5,000万円の営業利益となりました。営業外収支差額及び料金不納欠損処分による特別損失を差し引きした当年度純利益は5,000万円となりました。給水人口は3万3,898人で、前年比205人の増加となりました。1水栓当たりの月平均使用水量が0.34トン減少し25.9トンとなりましたが、総給水量においては2万4,000トン増加し378万9,000トンとなりました。有収率は0.28ポイント低下し、94.52%となりました。資本的収支におきましては、収入額8,500万円、支出額7,300万円、差し引き1,100万円の黒字となりました。

以上が今議会に認定をお願いするため提案させていただいている決算の概要でございます。担当が後ほど詳細にご報告を申し上げますので、慎重ご審議をいただき認定を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、広陵町が他の自治体とともに広域事務処理しております一部事務組合の決算につきまして、その概要を資料によりご報告をさせていただきます。

お手元の事務報告書の62ページに一覧としてまとめ、さらに詳細の決算書を議会事務局に備えさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

葛城地区清掃事務組合は、組合市町の汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理並びにかもきみの湯の管理運営を行うもので、下水道の普及が進み、年々処理量が減少傾向となっております。このため、組合以外の町村からの処理委託の要請にこたえ、平成18年度以降施設の効

率的利用による組合市町の軽減を図ったところであります。平成19年度事業で現在のかもきみの湯の湧出量が減少してきたため、第二温泉掘削事業を実施いたしております。平成19年度歳入決算額26億5,700万円、歳出決算額25億6,500万円、差し引き9,200万円の黒字決算となりましたが、全額翌年度へ繰り越すべき財源となっております。

国保中央病院組合は、平成19年度は医師不足や気候等の影響を受け経営状況は前年度比、入院患者は7.4%の減、外来患者は4.0%の増となりましたが、1億1,800万円の赤字となりました。病院事業収入33億2,800万円、病院事業費用34億4,600万円、差し引き1億1,800万円の赤字決算となりました。累積欠損金は5億円となりました。今後、病床の転用、削減、DPC、これは包括医療制度であります、DPCの導入、奈良県立医大附属病院について次いで2番目の指定受けたがん拠点病院としての体制充実、医療機器の更新など健全経営を目指すことになりました。

次に、香芝・広陵消防組合は、歳入総額11億9,900万円、歳出総額11億9,400万円、差し引き400万円の剰余金でございます。経常経費以外では、主なものといたしましては消防ポンプ自動車1台入れ替えがありました。

次に、葛城広域行政事務組合は、葛城広域圏の振興に関する事務並びに休日診療の運営、ふるさと市町村圏基金の運用に関する業務を担っております。基金は総額10億円で、運用益をもって圏域の振興のための事業を行うことになっております。

一般会計は歳入総額1億円、歳出総額は9,100万円、差し引き800万円の黒字決算になりました。

次に、葛城ふるさと市町村圏基金特別会計は、歳入総額1,900万円、歳出総額1,500万円、差し引き300万円の黒字決算となりました。

終わりに、9月からは多くの行事がございますので、議員の皆さん方のご参加、ご出席をお願いします。9月13日と14日の2日間、竹取公園におきましてかぐや姫まつりを開催いたします。9月15日の敬老の日には健康福祉大会を開催いたします。かぐや姫ホールで午前と午後に分けての実施です。余興は、昨年好評でした大衆演劇人情芝居をお楽しみいただくことにいたしております。10月12日の日曜日は町民体育祭でございます。去年から予備日を設け、万一12日に開催できなかつたときは13日の体育の日に順延させていただきます。11月1日から3日間は文化祭でございます。このほかにも幼稚園、保育園、小・中学校では運動会が開催されます。議員皆さん方にもご参加賜り、花を添えていただきますようお願い申し上げます。

この夏は8月に入り毎日が厳しい暑さが続いておりましたが、季節の変わり目となりますので、どうぞご自愛ください。これからも人にやさしい、人がやさしい町づくりに全力で取り組んでまいりますので、今後も議員各位の温かいご理解を賜りますようお願いを申し上げ、9月定例議会においての行政諸報告とさせていただきます。ありがとうございました。

青木議長 長時間、本当にご苦労さんでございました。ありがとうございました。

青木議長 それでは、次に日程3番、諸報告に入ります。

先日、議会広報の研修会に参加されましたので、その報告をお願いをいたします。広報編集委員会副委員長、乾君！お願いします。

乾広報編集副委員長 第68回町村議会広報研修報告をいたします。

私、乾浩之と山村議員は、平成20年8月20日及び21日の両日、東京都千代田区平河町のシェンバッハ砂防を会場に開催されました全国町村議会議長会主催の第68回町村議会広報研修会に参加いたしましたので、研修報告をさせていただきます。

この研修会には、全国から約400名の町村議員が参加しての研修であります。

私たち、研修初日早朝に広陵町を出発し、午後1時から5時まで「わかりやすい文章表現・表記について」武庫川女子大学教授で言語文化研究所長の佐竹秀雄氏に、また「情報時代に求められる自治体広報」については株式会社宣伝会議取締役編集室長、田中里沙氏に、また「インターネットを活用のWeb等作成について」を株式会社カフェグロブ・ドット・コム代表取締役、矢野喜久子氏等の各講師による講演を傾聴し、住民の目線に立った議会日より編集のポイントをわかりやすく説明し、教えていただくことができました。

続く2日目は3つの分科会に分かれての広報クリニックがありました。私たちは第3分科会を選択し、編集、出版アドバイザーで埼玉県コミュニケーションセンター理事長の芳野政明氏による全国9町村の広報紙をもとにしての広報クリニックを体験することができ、さらに広報編集の3つの要素をアドバイスしていただきました。

この3つの要素を簡単に報告しますと、1つはいかに読みやすい紙面にするか、広報編集の基本姿勢と企画。2つ目は、見出しで記事の内容が想像できるような文章や用語の表現方法がとられているか。3つ目は、紙面のレイアウトや写真及びイラスト並びに図表による記事のサポートなど、編集技術の向上が図られているかという内容であります。

私たちは今回の研修によって得ることができたいろいろな成果を糧にして、冒頭に申し上げました読み手である住民の目線に立つという原点を大切に気持ちを引き締め、よりわかりやすい紙面づくりを心がけたいと思っております。広陵町議会広報編集委員会副委員長、乾

浩之。以上、簡単ですが、研修報告を終わります。

青木議長 ご苦労さんでございました。ありがとうございました。

青木議長 次に、日程４番、議案第３６号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題とします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

青木議長 本案について、説明願います。平岡町長！

平岡町長 議案第３６号について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、２期６年間お務めをいただきました堀内正弘氏が任期満了により退任されたことから、脇本修美氏を新たに推薦いたしたく、議会のご意見をお願いするものでございます。

堀内氏には、平成１４年１月１日から今日まで人権擁護委員として人権啓発と人権擁護のために多大のご尽力をいただきました。奈良地方法務局葛城支局管内では、葛城人権擁護委員協議会常務委員を初め人権問題委員会委員、常設人権相談所相談員としてもご活躍をいただき、また本町におきましては総合相談所相談員として熱心にお務めをいただきました。これまでのご尽力に対し感謝を申し上げます。

さて、推薦させていただいております脇本修美氏は、昭和３１年に吉野中学校をご卒業後、美容師の道を目指され、小出美容専門学校で学ばれた後、昭和４０年５月から吉野町のご実家において山口美容院を開業されました。ご結婚を機に、昭和４５年からは広陵町百済で脇本美容院の経営をなさっておいででございます。平成４年１２月から平成１９年１１月まで５期１５年間、民生児童委員として地域福祉の発展に多大のご尽力をいただきました。地域の方々との文化活動、特に詩吟や舞踊そして地域づくり活動にも積極的に参加をいただいております。多くの方々との交流を重ねられています。地域における信望も厚く、人格、識見ともに人権擁護委員として適任者であります。

ここに脇本修美氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げ、提案趣旨の説明といたします。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。１０番、八尾君！

八尾議員 今ご提案された方含めて、きょうは５名の方の人事案件ということで承っておりますけれども、推薦とかされるに当たって一つ教えていただきたいことがございまして、この

人権擁護委員にしても教育委員にしても個々の、公民の方ですから、自らの考え方やとか支持政党だとかいろいろな関心事があるという、個人の自由は当然にあるわけで、それはそれとして私も受けとめておりますけれども、例えば選挙のときに自らの家を個人演説会の会場に提供するだとか、一見明白にそういう政治的立場を表明するかのような、そういうようなことがこの4月の選挙の中でも起きております。選挙管理委員会にも通報をいたしておりますけれども、その後どうなったかちょっと私定かにわかりませんが、そういう意味で政治的中立性とかそういう問題について、推薦するに当たられてどのような基準を持って考えて推薦されたのかということについて、基本的な原則で結構でございますので、ご答弁をお願いいたします。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 それぞれ町の公職についていただく方々でございますので、そういった偏りのない立場の方を選ばせていただいているところでございます。

また、それぞれの法律によって選挙運動等が規制もされておりますので、ご就任いただくに当たりまたその点は十分ご説明を申し上げ、ご理解をいただくように今までからも努めているところでございます。そのようにご理解いただいて、ご就任いただけるものというふうにご理解をいたしております。町としても、そのようにご説明を申し上げてまいりたいと思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第36号を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり同意されました。

ただいま人権擁護委員に推薦されました脇本修美氏が来られておりますので、紹介をさせていただきます。どうぞ入っていただけてください。

それでは平岡町長、ご紹介をお願いいたします。町長！

平岡町長 ただいま皆さんからご同意をいただきました脇本修美氏をご紹介申し上げます。

どうぞ脇本さん、その場所からごあいさつをお願いいたします。

脇本氏 あいさつ

青木議長 本日は本当にご苦労さんでした。また今後ともひとつどうぞよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

青木議長 次に、日程５番、議案第３７号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題とします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

青木議長 それでは、本案について説明願います。平岡町長！

平岡町長 議案第３７号について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、２期６年間お務めをいただきました巽寿生氏が任期満了により退任されましたことから、齋藤宗孝氏を新たに推薦いたしたく、議会のご意見を願いますのでございます。

巽氏には、平成１４年１月１日からきょうまで人権擁護委員として人権啓発と人権擁護のために多大のご尽力をいただきました。奈良地方法務局葛城支局管内では、男女共同参画社会推進委員会委員を初め常設人権相談所相談員としてもご活躍をいただき、また本町におきましては総合相談所相談員として熱心にお務めをいただきました。これまでのご尽力に対し、感謝を申し上げます。

さて、推薦させていただいております齋藤宗孝氏は、昭和３９年に奈良県立畝傍高等学校を卒業後、昭和４５年には大阪市立大学商学部をご卒業されました。昭和３９年からは大阪府職員として奉職され、税務行政を中心として３９年間の長きにわたり勤務され、平成１５年に退職をされました。引き続き同年から大阪府府政相談員としてお務めをされ、現在に至っております。またこの間、平成１０年１０月には税務行政への功労に対して自治省税務局長表彰を受けておられます。齋藤氏は地域における信望も厚く、行政経験も豊富であり、人格、識見ともに人権擁護委員として適任者であります。

ここに齋藤宗孝氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願い申し上げ、提案趣旨の説明といたします。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 質疑がないようですので質疑は打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決いたします。

議案第37号を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり同意されました。

それでは、ただいま人権擁護委員に推薦されました齋藤宗孝氏が来られておりますので、紹介をさせていただきます。どうぞお入りください。

それでは、平岡町長、ご紹介をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 ただいま議会の議員全員のご同意をいただきました。人権擁護委員に推薦いただきました齋藤宗孝氏をご紹介申し上げます。

齋藤さん、その場でごあいさつの方をお願いいたします。

齋藤氏 あいさつ

青木議長 本日はご苦勞さんでございました。今後ともひとつどうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。ご退席をお願いします。

青木議長 次に、日程6番、議案第38号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

青木議長 それでは、本案について説明願います。平岡町長！

平岡町長 議案第38号の提案理由のご説明を申し上げます。

本年9月30日付をもって任期が満了いたします安田義典氏を再度お願いするものでございます。

平成15年9月22日から前任者の残任期間を含め現在まで5年間、教育長の重責をお務めいただいているところでございます。安田氏は、37年間の教職時代とその後社会教育にも携わり、豊富な経験を生かし、本町教育行政の推進に日々努力をいただきました。この間、国では平成18年に約60年ぶりに教育基本法が、翌19年に教育三法が改正され、教育再生のための方向性が打ち出されました。こうした教育改革の流れの中、安田氏は読書活動の充実、児童生徒の顔が輝く授業、学校運営など魅力的な学校づくりに取り組んでいただき、また今年度から実施する学校評価、教育委員会評価に着手し、さらに本町の教育振興基本計画の策定にも意欲を持っていただいています。

このたび任期満了を迎えますが、人格高潔で教育への情熱と信念はすぐれ、教育委員として適任と考えますので引き続き任命させていただきたく、ご同意をお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので質疑は打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決をいたします。

議案第38号を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は、原案のとおり同意されました。

ただいま教育委員会委員に同意されました安田義典氏がおられますので、紹介をさせていただきます。どうぞ入っていただけてください。

平岡町長！ご紹介をお願いいたします。

平岡町長 ただいま議会議員さんのご同意をいただきました。まことにありがとうございます。

安田義典氏をご紹介、ごあいさつをお願いいたします。

安田氏 あいさつ

青木議長 ご苦労さんでございました。今後とも教育長として頑張っていただきたいと思います。お願いいたします。

青木議長 それでは、次に日程7番、議案第39号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

青木議長 本案について、説明願います。平岡町長！

平岡町長 議案第39号の提案理由のご説明を申し上げます。

本年9月30日付をもって任期が満了いたします西川満喜代委員の後任として、堀美穂氏をお願いするものでございます。

西川氏は、本町において人権擁護委員を18年間務められた後、平成19年12月10日から教育委員として今日までお務めいただいているものです。在任期間が前任者の残任期間となるため10カ月という短期間ではございましたが、この間、委員会の各種案件審議にお

きましてはこれまでの経験と豊富な知識に基づく適切なお判断を示していただき、また学校訪問や各種行事にも多忙なスケジュールを調整し職務を遂行され、教育委員として責任を果たされました。引き続きお願いすべきところ、現在、奈良日仏文化交流協会理事、白鳳女子短期大学書道講師等数々の日本書道界の要職についておられ、書家として多忙をきわめられておることから、ご本人の意思を尊重させていただきました。本町の人権問題、教育行政におけるこれまでのご労苦に感謝申し上げますとともに、今後ますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げる次第でございます。

さて、提案させていただいている堀美穂氏は、大阪府吹田市でお生まれになり、地元の小・中学校を経て大阪府立摂津高等学校、そして浪速短期大学商業科を卒業され、その後、約11年間民間企業に勤務されておりました。本町へ転入後は保護者として、主婦として町行政にご協力いただいております。平成15年に真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園PTA会長を経験され、平成20年に真美ヶ丘第二小学校のPTA会長になられると同時に、広陵町PTA連絡協議会会長に就任されました。この間、平成14年4月から2年間、広陵町環境保全指導員、また平成15年4月から2年間、広陵町ごみ減量推進委員として本町のよりよい環境づくりにご尽力いただきました。法改正により、委員のうちに保護者を含めるべきとなりましたので、堀氏は小学校5年生のお子様の保護者であるとともに人格が高潔で、教育、文化に関し識見を有し、教育委員として適任と考えますので任命させていただきたく、ご同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 今、町長の方から堀さんの経歴とかお聞きしましてね、子育て中の保護者の方を加えていただいて大変歓迎しております。また、特に女性が登用されたので大変すばらしいことだなというふうに思っております。もっとももっとこういう若い女性の方とかも委員に選んでいただきたいと思うんですが、その選ばれる基準でございますね、どういう基準で選ばれておられるのでしょうか。その辺、歓迎する意味でお聞きしたいと思えます。よろしくをお願いします。

青木議長 ご答弁。山村副町長！

山村副町長 男女共同参画社会を推進せよという使命もございますので、できるだけ委員の方々に女性にもご就任いただきたいということで努めているところでございます。

ところが、なかなか現役世代は時間がないという問題がございます、お願いに上がりま

してもなかなか引き受けていただけない。これは男女を問わず、やはり現役世代の方にはお忙しいという点もございます。今後も女性にたくさん出ていただけるように努めてまいりたいと思います。ただ、そういう事情があるということをご理解をいただきたいと思います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようでございますので、討論を打ち切り採決をいたします。

議案第39号を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は、原案のとおり同意されました。

ただいま教育委員会委員に同意されました堀美穂氏が来られておりますので、ご紹介をさせていただきます。入室お願いいたします。

それでは、平岡町長！ご紹介をお願いします。

平岡町長 ただいま議会議員の皆さんから保護者として初めて教育委員にご同意をいただいたところでございます。堀美穂氏をご紹介を申し上げ、堀さんからあいさつをお願いいたします。

青木議長 どうぞ。

堀氏 あいさつ

青木議長 本日はご苦勞さんでございました。今後ともどうぞよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

青木議長 それでは、次に日程8番、議案第40号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。局長！

大西局長 朗読。

青木議長 それでは、本案についてご説明願います。平岡町長！

平岡町長 議案第40号の提案理由のご説明を申し上げます。

本年9月30日をもって退任されることになりました東洋一教育委員の後任として、領内勇氏をお願いするものでございます。

東氏は、平成18年10月1日にご就任いただいてからきょうまで委員をお務めいただき、この間、会社経営のノウハウを学校運営や生涯学習に生かすべく積極的なご意見、ご提案をいただくなど、本町教育の発展にご貢献いただけていました。このたび、広陵町商工会長にご就任されました。同氏から、商工行政に専念したいとして委員の辞職届が出されました。同氏の意欲的な地場産業振興の思いに対し辞職を承認し、さらなるご活躍をご祈念申し上げるとともに、委員としてのご労苦に感謝申し上げます。

さて、東氏の後任として提案させていただいております領内勇氏は、萱野で生まれ育ち、地元の小・中学校を経て県立畝傍高等学校、そして関西大学経済学部を卒業されました。商社を経て現在の奈良信用金庫の前身である郡山信用金庫へ入職されました。昭和49年に生駒支店長、そして合併で名称変更された奈良信用金庫の企画研修室長兼事務部長、さらに人事部長兼事務部長という要職を歴任され、平成元年に常務理事に就任されました。平成12年から2年間は常任幹事を務められました。領内氏は、地元においても礼儀を重んじ、人望厚く、箸尾遺族会副会長、萱野老人会幹事、また北校区囲碁クラブ会長など幅広くご活躍いただけています。人格高潔で教育、学術、文化に識見をお持ちですので、教育委員として適任と考え、ここにご同意をお願いするものでございます。

なお、任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めるところにより、前任者である東氏の残任期間ということになりますので、議案書に記載のとおり平成20年10月1日から22年9月30日まででございます。ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので質疑は打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので討論は打ち切り、採決をいたします。

議案第40号を原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は、原案のとおり同意されました。

それでは、ただいま教育委員会委員に同意されました領内勇氏が来られておりますので、ご入場していただきます。

それでは、平岡町長！ご紹介をお願いいたします。

平岡町長 ただいま議会議員の皆さん方からご同意を賜りました領内勇氏をご紹介を申し上げます。領内勇氏のごあいさつ、その場でお願いいたします。

領内氏 あいさつ

青木議長 それでは領内委員さん、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。ご苦労さんでございました。ご退場をお願いします。

それでは、次に議事案件に入りますが、議案の朗読につきましては案件が多数でございますので省略をいたします。

次に、日程9番であります、その前に平成19年度広陵町財政健全化判断比率について監査の結果を報告願うことにいたします。山田監査委員！報告願います。

山田監査委員 では、平成19年度広陵町財政健全化審査の結果をご報告申し上げます。

この財政健全化審査は、平成20年8月20日に行いました。審査に付されました広陵町財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等を審査いたしました結果、計数に誤りはなく、適正に表示しているものと認められました。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元の広陵町財政健全化審査意見書のとおりでありますので、ご一読をお願いいたします。

以上で報告を終わります。広陵町監査委員、野村晃義、山田光春。以上です。

青木議長 ご苦労さんでした。

青木議長 次に、日程9番、報告第9号、平成19年度広陵町財政健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本件について、報告願います。笹井総務部長！

笹井総務部長 それでは、報告第9号、平成19年度広陵町財政健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと存じます。

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全化に対する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて行財政上の措置を講ずることで財政の健全化に資することを目的としております。

こうした健全化比率につきましては、今年度より監査委員の意見を付し議会への報告が義務づけられ、ただいま意見をちょうだいいたしたところでございます。

本町の判断比率の中で、まず実質赤字比率につきましては一般会計を初め普通会計の標準財政規模に対する赤字比率ですが、すべて黒字決算でございます。健全化が図られておるも

のでございます。

次に、連結実質赤字比率につきましても、国民健康保険事業、老人保健事業で赤字決算となつてございますが、普通会計の黒字額で十分補てんが可能であり、さらに水道事業会計においても健全経営が図られていることから、この指標につきましても問題のないところでございます。

次に、実質公債費比率につきましては、早期健全化基準値25%に対して本町は20.9%となつており、平成18年度に比べ普通地方交付税の減少、臨時財政対策債の減少等、厳しい状況の中で昨年度よりわずかながら好転をしております。下水道会計への繰り出しが料金の改定、平準化債の増額により減少したのが要因と考えられます。今後は一般会計、下水道会計の高利な地方債の繰り上げ償還、都市再生機構の高利な借入金償還を実施し、実質公債比率の改善に努めてまいりたいと考えております。

最後に、将来負担比率につきましては、地方債残高、都市再生機構の借入金残高、下水道事業債の残高など多額の債務を有しているところでございますが、普通交付税算入事業も多くございます。早期健全化基準350%に対して本町は190.1%となつております。下水道事業繰出金の減少とともに、比率は低下する傾向ではあります。今後においても、財政改革の推進とともに財政健全化を図りながら住民生活、生活環境基盤を最優先に積極的な財政運営に努めてまいります。どうぞよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明いたします。

青木議長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 法律が変わつたということで、細かな数字を駆使して現在の広陵町の財政状況を報告していただきましてありがとうございました。

黒字だったので計算しなくていいということではあった面もありますけれども、2つの点でお尋ねをしたいと思います。

一つは、いろいろな自治体の本当に必要な事業がたくさんありますけれども、臨時にその年度に集中してお金を負担しなければいけないというような年もあるかと思ひます。こういう場合には当然収支バランスが若干崩れまして支払いが多くなるわけですから、住民の要望、そしてまた議会の同意だとかいう必要な手続を踏んだとしても、やはり数字が悪化する場合は当然に起こってきます。自治体の責務として、やはり住民の生活だとか環境だとかを整える上でそういうことがあるのであれば、単純に数字がこの基準の枠内にあるので問題が

ないのだということまではちょっと言えないのではないかとこのように思いますけども、その点どうでしょうかというのが1点です。

それともう一つは、それらの事業について、私、何人かの方にお尋ねしたんですが、よくわからない点もあるけれども、住民がこういう問題で期待しているのはむだ遣いをやめてもらいたいんだと。だから住民から要望もないのに、何かトップダウンのような一部の有力者が運動しているようなことをすぐにやってみるとか、あるいは議会だとか住民の了解もないというようなことで計画をするとか、それから建物を建ててみたら実際にその目的どおり使われていないとか、あるいはひどい話になれば人件費を探ってみたら近くの自治体では何か不透明な就労実態が明らかになってというようなことだってよく報道もされています。そういうことについて、厳しくやってほしいという気持ちは当然にあるわけですがけれども、それが予定どおり適正にやられている場合においては、やっぱりこれみんなで支えようよということになるんで、そういう数字が上限の基準を下回っているから安心なんだと、こういうふうにばかりは言えないんじゃないか。こういう印象を持ちましたけれども、その点この法律が改定になったときの事情ももし答弁いただけるなら答弁していただいて、ぜひご答弁をお願いします。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 毎年財政の計画につきましては長期あるいは中期財政計画に向け、そして地域の皆さん方の要望にこたえるべき予算を編成しているものでございます。年度によっては、大きな事業になった場合には予算規模が当然膨らんでまいります。そしてまた、その事業が完了いたしますとやや落ちつく年度もございます。当然財源の配分につきましては、その年度その年度で財源を確保するわけでございますけれども、大きな事業が入りますとやはりその年度だけで負担することなく起債というふうな形で20年あるいは25年、大きな事業につきましては、そうした将来に係る方々に対するご負担もお願いするというふうな形で収入の確保をつけておるものでございます。したがって、この数字そのものだけで楽観視しておるわけではないわけでございます。その辺はご理解いただきたいと思っております。

ただ、こうした法律の陰には財政を地方分権の中で自治体の財政力を自分自身で判断をし、そして将来に係る財政計画を立て、そして住民の皆さんの要望にこたえていく。こういう形で、自主的に自分の力を判断しながら財政計画を打ち立てていく。こういう基準のことでございますので、この数字が黒字だからといって楽観視しているものではございません。

それから、むだ遣いをやめてほしいというのは当然のことでございます。行財政改革にの

っとして、経費の徹底した節減を広陵町の場合も実行してまいりました。そして今後、これら目的どおりに使われているかどうかというふうなことにつきましても、住民の皆さん方の意見をちょうだいしながら、そしてまた予算の編成にありましては議員の皆さん方のご承認を賜りながら年間予算を計上させていただくものでございますので、どうかひとつよろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 もう一つお願いします。起債を行って、先ほどご報告にもありましたが高利の債務について低利に振りかえるということだとか、あるいはお金が少し貯まったので繰り上げ償還をしたいということが当然あるかと思えます。私たちの家庭でも、30年でローンを組んだけど一生懸命働いてお金がちょっとできたから利息を節約しようと。こういうことはよくやることでございます。そういうときにはかたまってお金を払うわけですから、そのときの数字が、これで言ったら実質公債比率というのは高まることになるのではないかと思うんですが、ちょっと理解ができてなかったら教えてください。そういう一生懸命努力して、いけるという判断もして前向きに進んでるんだけど、数字自体は悪くなっちゃう。こういう矛盾のある制度ではないかということを私ちょっと疑問視しているところがありますので、ご答弁をお願いいたします。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 公債費比率の判断でございます。当然繰り上げ償還をするということは、その年度で大きくその公債費が膨れるというのが実態です。そうした場合に、この比率につきましては控除するというところでございます。繰り上げ償還の場合は、実質公債比率の本来の公債費から控除して、そして通常分の比率として表わしますので、大きく返済した年度は大きな比率になるということにはございません。

そしてまた、当然余力ができるというふうになりますと繰り上げ償還、そしてまた現在のように少し金利が低下しておりますので、従来の6%あるいは5%の金利で借りた事業を金利が2.5ぐらいに下がったら、その下がった利率で借り替えを行う。これを認めていただきましたので、政府資金あるいはまた都市機構の借入金につきましても低利に借り替えを行うことによって財政負担を軽減していく。こういう措置をとっていくわけでございますので、どうぞよろしく願いをいたします。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

それでは、報告第9号の報告は終わりました。

青木議長 次に、日程10番、報告第10号、平成19年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

本件について、報告願います。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 報告第10号、平成19年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

なお、本案件につきましては、去る5月26日の当公社理事会におきまして慎重審議の上承認いただいておりますので、申し添えます。

別冊の経営状況報告書、広陵町土地開発公社の1ページをご覧いただきたいと存じます。

当公社は、公共事業の円滑な推進を期するため、公共用地の先行取得に力を注いでまいりました。平成19年度においては、古寺中線及び百済赤部線整備に伴う道路用地取得のため2,000万円の取得費を計上いたしておりましたが、取得には至っておりません。

次に、2ページをご覧いただきたいと存じます。当土地開発公社の収益的収支決算についてでございます。

まず、収入についてですが、事業収益として3,309万3,500円の決算額となっております。これは土地売却収益でございます。

なお、売却いたしました明細につきましては、20ページをご覧いただきたいと存じます。森公民館用地として600平方メートル、広瀬広場用地として635.22平方メートル、合計で1,235.22平方メートルと、合わせまして古寺中線整備事業に伴う立木補償費を町に売却したものでございます。

また2ページにお戻りいただきたいと存じます。次の事業外収益、3万7,804円につきましては預金の利息分でございます。

以上、収入合計が3,313万1,304円となっております。

次に、支出についてですが、事業費用として3,300万7,677円の決算となっております。これは先ほどの森公民館用地等を町に売却した資産の取得価格に、保有期間の借入金の金利を加えた売却原価と一般管理費を加えたものでございます。

以上の結果、当年度においては12万3,627円の純利益となりました。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと存じます。資本的収支についてですが、収入につきましては新たに購入した資産がありませんでしたので、借入金につきましてはござい

ませんでした。

一方、支出につきましては事業費で31万9,014円ですが、これは現在保有している資産に伴う借入金の利息分でございます。

次の借入金償還金3,272万8,965円につきましては、町に売却いたしました資産の取得に際し、広陵町水道事業会計より借り入れた資金を償還したものでございます。これを合わせました支出合計額は3,304万7,979円となりました。

次に、6ページをご覧いただきたいと存じます。財産目録でございます。

まず、資産といたしましては、事業用資産で公有用地、簿価にいたしまして2,922万2,765円でございます。次に、流動資産としまして現金預金で147万9,189円、定期預金で700万円でございます。これらを合わせました資産合計額が3,771万9,954円となっております。

一方、負債ですが、流動負債といたしまして借入金が2,887万5,519円となっております。これを差し引きました純資産額は884万4,435円となるものでございます。

次に、7ページの損益計算書についてです。収益から費用を差し引きました当年度の損益につきましては、12万3,627円の利益が生じたというものでございます。

次のページの貸借対照表につきましては、ただいまご説明申し上げました内容をそれぞれの項目に仕分けしたものでございます。

次の10ページには決算審査報告書、また以降には各種明細書を添付いたしております。

以上、まことに簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、終わらせていただきます。

青木議長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 質問いたします。現在持っている土地の金額ですが、2,922万余りとなっております。これは取得原価でございますか。実際の周辺の土地の評価額との程度は大体合うてらるのでしょうか、それとも高いのか安いのか、そのあたり説明をしていただきたいと思います。

それから、順序を間違えましたけど、近隣の自治体で土地開発公社が多額の土地を持って大赤字と、こういうことを聞いている中で広陵町は非常に健全だなどと思って喜んでおります。そういう点も申し上げて質問をいたします。よろしく。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 現在保有している土地につきましては、すべて事業の必要としている土地でございます。

それから、近隣の地価等との整合性というお尋ねですけども、一応購入につきましては鑑定を入れた結果、その鑑定書に基づいた額で一応購入させていただいております。

八尾議員 取得原価はどうかということを聞いています。答弁漏れ。

青木議長 ちょっと答弁漏れしてるわ。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 お手元の22ページをご覧いただきたいと存じます。このここに書いてます期末簿価といいますのは、保有期間に係る金利分も含んだ分が一応この簿価となっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 古寺中線のところで未買収のところがあるというふうに聞いておりますけど、今工事はどんな形で進んでいるのでしょうか。残っている土地、この1年間どういう話し合いをされて、どういう進展があったのかお聞きしたいと思っております。土地所有者の方のやっぱりご本人の意見を聞いてするのが大事だと思いますので、その辺よろしくお願いします。

それと、先ほど町長が古寺地区内では用地取得筆数28筆のうち1筆が未取得で、百済地区内では39筆のうち22筆が未取得となっておりますというふうにお話しされてましたけど、この22筆が未取得となっているのは何でなんでしょうか。その辺お願いいたします。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 土地開発公社につきましては、土地開発公社の職員が買収に行っているものではございません。一応買収については、事業担当課で買収に行っております。ですので土地開発公社としてその理由はお答えはできませんけども、私、その事業課の責任者ですので事業課としてお答えさせていただきます。

古寺の1筆につきましては、多分ご存じだろうとは思んですけども、再三再四町長初め副町長、そして私らも交渉には行かせていただきました。ただ、どうしても契約には至らない。その契約に至らない理由につきましては、いろいろな向こうの条件が町としてはどうしても受け入れられない条件もございますので、そこらでどうしても交渉が進まないということとまっております。

それから、百済地域の中につきましても、1件は家のちょうど宅地に相当かかる部分もありますので、その家相上の問題という、相手方の一応話もございますし、もう一つは従来より町の行政に対していろいろとご不満をお持ちの方が1人おられまして、その方がなかなか

過去のいろいろな事情をおっしゃって、一向に買収という話に進んでいかない。この方につきましても、再三一応話には行っているところですけども、なかなかその方も同意していただけない。その方が隣地との境界明示にも来ていただけませんので、その方の両サイドの土地も買収面積が確定できないということで、結局買収の契約にはなかなか至らないということで一応現在これだけのものがまだ残っているわけですけども、最近それ以外の部分については、この間もお二方一応契約もさせていただきました。それから、町としてもいつまでもこのままでほっとくわけにはいきませんので、一応土地の買収できた部分については部分的に工事に着手させていただく方向で進んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑は打ち切ります。

これで報告第10号の報告は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

(A. M. 11 : 42 休憩)

(P. M. 0 : 59 再開)

青木議長 それでは、休憩を解き再開をいたします。

次に、日程11番、報告第11号、平成19年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の経営状況の報告についてを議題とします。

本件について、報告願います。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 報告第11号、平成19年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の経営状況の報告について説明申し上げます。

なお、本件につきましては、去る5月28日開催の当公社理事会におきまして慎重審議の上承認いただいておりますので、申し添えます。

別冊の経営状況報告書、財団法人広陵町施設管理サービス公社をご覧いただきたいと存じます。

まず、1ページ、2ページについてでございますが、このページには当法人の概況といたしまして寄附行為の目的、事業内容、役員及び職員等について記載いたしております。

次に、3ページをご覧いただきたいと存じます。事業の概要及び実施状況ですが、広陵町の公園、公共施設及び奈良県の馬見丘陵公園の維持管理を広陵町シルバー人材センターと連携し、業務委託方式により積極的に効率的な管理運営に努めました。

公園の維持管理につきましては、町内の公園25カ所を初め竹取公園、緑地、街路、馬見丘陵公園の巡回、草刈り、樹木の枝払い、清掃等の維持管理業務を実施いたしました。河川、堤防の草刈りにつきましては、高田川、葛城川等を年2回実施いたしました。

次のページの各公共施設の維持管理につきましては、社会体育施設、教育施設の草刈り、除草、清掃等美化推進に努めました。

次に、6ページの財務諸表の収支計算明細書をご覧いただきたいと存じます。

収入から申し上げますと、基本財産運用収入は預金の利息分でございます。次の事業収入1億1,286万8,048円につきましては、主なものといたしまして受託事業収入の1億1,270万8,748円で、この内訳につきましては町施設管理委託金が7,955万7,797円、県立公園委託金が3,315万951円となっております。次の補助金等収入につきましては、公社事務局経費等として町から補助をいただいている分でございます。これらを合わせました当期収入合計は2億5,354万9,863円となりました。

次に、支出についてですが、管理費といたしまして1億1,463万8,876円で、この主なものにつきましては給料等の人件費分として1億586万5,315円となっております。次のページの受託事業費1億1,376万8,053円につきましては、町施設管理費として8,159万9,915円、県立公園管理費として3,216万8,138円でございます。その他自主事業費といたしまして、131万8,286円や諸支出金として委託金及び補助金の精算分2,357万3,320円等となっております。これらを合わせました当期支出合計額は2億5,354万9,863円となりました。

そのほか、10ページ以降には貸借対照表や財産目録、そして14ページには監査報告書を添付いたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

青木議長 それでは、これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 サービス公社の経営状況報告書ですが、18年度と比較をしましたら大きな変化がありまして、勤労者総合福祉センター、ふるさと会館、働く婦人の家というのが19年度の内容には入ってございませんで、一般会計に管理を移しておられるんだらうなと思いましたが、それはなぜそうされたのか一つはお尋ねをいたします。

それから、その中に科目が以前であれば、支出の7ページの管理費の委託料のところにかわかホール管理業務というのがありますが、この金額は18年度の報告書では管理費では

なくて受託事業費になってると思います。こういう管理を変更する場合に、どのような合理的な理由があってそういうふうにしたのかというのがよくわかりません。比較検討する場合に非常に困ってしまいました。

それから、公園の面積についても、25カ所とあるんですが、これが昨年の報告であれば19万486平米だとか面積もちゃんと載ってるんですが、今年は載せてないのは何か理由があるのか。これもよくわかりません。その理由について説明をお願いいたします。

1回目というか、ちょっと長くなりますからこのあたりで。もう一回またします。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 最初のご質問でありますけども、指定管理者制度という制度ができて、広陵町として今までは従来はサービス公社にその施設の管理委託を任せておりましたけども、それを直営にするという町の方針で、サービス公社への委託でなく町が直営となったということで、18年度と19年度の決算書では18年度におきましてはそれぞれの施設別の会計がございましたけども、それがなくなったということでご理解いただきたいと思います。

それから、7ページのさわやかホール管理業務といいますのは、従来はさわやかホールの一応清掃等の管理業務をサービス公社が受けてるということで、その管理業務の委託料、シルバーをお願いしてますので、その委託料ということで一応上げさせていただいています。

八尾議員 受託事業費に移っているのは、なぜですか。

森田都市整備部長 受託事業ではなくなって、その部分的な一応業務の受託ということで、それをシルバーを使って行っておりますので、そのシルバーへ支払う項目としてこういう項目を上げさせていただいております。

それから、公園の面積が今回報告ないということですけども、これは別に他意があったものではなく、面積的には変わらないんですけども、一応説明の中で公園何カ所と言う方がわかりやすいかなということで、一応公園箇所数で報告させていただいたものですので、よろしくお願ひしたいと思います。

青木議長 ほかに質疑。10番、八尾君！

八尾議員 それから支出のところですけども、公社の事務所の賃料ですね、これが18年度は90万円計上されているんですが、今回19年度はないわけです。逆に、公社の事務所の水道光熱費が新たに23万2,000円発生をしているということになっています。これも会計処理を変更するに当たって、従来からずっとしているのであれば何か特別の合理的な理由があればそういうふうにするのがいいんでしょうけど、継続性の原則からいっておかし

な処理ではないのかとちょっと疑わざるを得ないことがありますので、答弁をお願いします。

それから、細かいことばかりで申しわけないわけですけど、大きなことでちょっと言うておきます。8ページのところの支出の明細のところ、町施設管理費というので8,159万円の支出をしましたというふうにあります、それに対応する収入のところは今森田部長から説明がありましたように7,955万ということで、入ってきた金よりも出ていった金の方が大きくなっています。それから、逆に県立公園の管理費のところは3,216万の支出ですけれども、これは県の公園委託金では3,315万ということですから、もろた金よりも支出した金が少なくなっておりますから黒字になっています。ここらあたり、予算の計上の仕方だとか、それから前年度の比較などで余り大きな違いが出るというのは好ましくないように思うし、それからもし町の施設管理費がこの金額7,955万で賄えないということであるんだとしたら、これはこれでまたどのように手当てをされるおつもりなのか、その見通しをご答弁いただきたいと思います。

それから、その県立公園の管理費のところの委託料のところ、馬見丘陵公園管理業務として今回は2,942万円というのが計上されています。去年は2,545万円で、400万円近く増額をされております。この馬見丘陵公園は近いうちに例のフェアがある関係で、何か県の予算の特別な配慮があつてこういうふうになったのか。それとも実情を町の方から訴えられて、しかるべき予算を確保してほしいと。こういう要望が通つてそういうふうになら400万円近くふえたものか。そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず最初の事務所の賃借料ということでお尋ねですけども、一応ちょうど役場の西側の、今シルバーが入っておる一部をサービス公社が事務所をそこへ同居させていただくということで、従来はグリーンパレスのところに事務所がありまして、その賃借料を払っていたわけですけども、今度その役場の西側のシルバーと同居することによりましてその賃借料が要らなくなった。かわりに当然光熱水費等出てきますので、その分をシルバーと折半して一応サービス公社が負担しているということでご理解いただきたいと思います。

それから、町施設の委託料とそれから費用と、結局委託料より費用が余計かかっているということはなぜかということですけども、一応これにつきましてはサービス公社に対しては当然人件費等をサービス公社だけで賄うことはできませんので、町から応分の負担を、補助をいただいております。そういう関係で、その分、余った分をすべて精算をさせていただいて、一応お返しさせていただいている。本来であれば、当然受託事業収入が費用を上回らな

ければいけないところなんですけども、そういう補助金をいただいているということで、そちらの方で精算をさせていただいているということで、実質は当然要った分は町から補助をいただいているわけなんですけども、一応精算金の方でその分をお返し。ですから、補助金を余計その分をいただいているということでご理解いただきたい。町からの補助金が本来この分を減らした分を補助金でいただいて、ここで収支バランスをとらせていただいたらよかったですけども、一応ちょっといろんな諸般の関係で、当初決まった補助金をいただいて、その余った分をこの受託収入より費用を上回った分、不足した分をその収入の補助金の方で一応カバーさせていただいているということで、よろしくご理解いただきたいと思います。

八尾議員 あとから精算されますよ。ということですね。

森田都市整備部長 はい。それから、丘陵公園の予算の増につきましては、丘陵公園の供用開始された部分がありますので、その部分で一応管理させていただいている面積が増えた。その分予算が増えたということで、その単価的には18年度も19年度も変わっておりません。ただ、業務量が増えたということで、予算が増えたということでご理解いただきたいと思います。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 先ほど公園の管理、雑草とか年に2回してるというふうに言っておられましたけど、町民の方のご意見で、やはり公園の管理ずさんになっているんでないか。雑草がこのごろ目についてすごく不快だという声を聞くので、2回やられておるというんですけども、もう少しこまめに見ていただけたらというふうに思います。

また、ごみ袋のところを見ますと大幅な見込み違いがあると思うんですけども、この原因はどういうふうに考えておられるのでしょうか。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 このごみ袋の件ですけども、予算を組ませていただくときはまだその指定管理者制度で町直営という結論が出てないときに一応予算を組ませていただきましたので、従来の施設すべてサービス公社が管理するという前提のもとで予算をこの分を組ませてもうたところがありますので、その分、実際指定管理者制度で町直営となりましたので、その部分が予算訂正し切れなかったと。本来であれば、各施設、サービス公社が管理を受託して、そこで一応販売させていただく手数料を予算計上させていただいたわけですけども、施設が町直営になりましたので、その関係で予算と決算が大きくずれたということでご理解いただきたいと思います。

それから、草刈り年2回ということですが、6月から8月ぐらいにかけてはやはり草の伸びるのが2回ぐらいでは到底十分にきれいな状態で維持することはちょっと難しいということはおよくわかってるんですけども、回数を増やさせていただいたらその分やはり経費がかかってきますので、そこまで町の負担になってきますので、そこらでちょっと今のところは年2回でご理解いただきたい。3回すれば当然今のその草刈り費用の1.5倍の経費がかかりますし、そこらの経費との関係がありますので、よろしくご理解いただきたいと思ます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。1番、山田君！

山田光春議員 ちょっと8ページ、委託料の公園道具点検業務57万7,000円、それから道路点検業務95万7,000円、シルバーの皆さんがこうして道路とか公園とか点検されているんですけども、この点検をされて報告が上がりますよね。報告が上がったら、次のような段階に行くのか。その辺をひとつ説明していただきたいと思ます。

というのは、先日もちょうど私通ったときに常葉さんの保育園の前、カーブミラー、あの竹村さんとの娘さんだったと思ますけれども、ちょっと当たったらそのカーブミラーがひっくり返って、お孫さんもいてはったんですが、ようけがなくてよかったな。ちょうど通りかかったもんですからどうされたんですかと言ったら、ちょっとさわったらひっくり返ったんだと。こういうことがあります。先日も我々がちょっと歩いてたら、斉音寺の塔のカーブミラーも犬の本当におしっこでしょうか、酸化して腐ってしまって倒れている。それは直していただいて確認させていただきましたが、こういうところが徐々にあると思ますよね。だからそういう点についての、この業務点検はするけれども、じゃ次の段階どう進んでいるのか。このメニューをちょっと見せていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ます。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず、遊具につきましては、当然安全かどうか、損傷している部分がないかということで一応点検していただいて、毎月報告書いただきます。そして一応破損とか修繕の必要な部分につきましては、その報告書により町の方で修繕の対応をさせていただきます。

それから、道路の点検につきましてはあくまでも道路の点検ということで、カーブミラー等についてはそれが支柱が安全かどうかまでは一応現在の点検の業務には入っておりません。道路を巡回しながら、やはり穴ぼことかそういう部分については応急的にターロックで対応

できる部分についてはその場で対応していただいております。また、シルバーで対応できない部分については町に報告いただいて、町の方で一応対応はさせていただいております。ただ、今おっしゃいましたカーブミラーの支柱は安全かどうかというところまでは今のところシルバーへの点検の委託業務の業務内容には入っておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

青木議長 1番、山田君！

山田光春議員 今、部長言われましたけどね、こういうところで質問したらシルバーの皆さんに点検させますという答えはいいんですよ、常にね。現場に行けば、そんなこと今聞いてないとかちぐはぐな、答えは立派なことはここで言われるわけですけども、結局前へ進んで結果が出なかった。今のようなこういう事故がなくてよかったんですけども、そういうふうになる。

それから、スピード感がないということ。例えばうちの与楽寺の公園についても橋が木で腐っているから何とかしてよという話も前々から要望は言ってるわけですけども、区長を通してとか。けども今日に至って何らスピード感がなく、やりますやりますと言ひながら結局その答えだけで終わっている。そういうところもひとつきちっとしてもらわんと、ここではきれいな言葉で重ねてやりますというて宣言はされるわけですけども、結果がやっぱし大事だと思ひますので、その点をきちっとしていただきたいのを要望しておきます。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。質疑、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、これにて質疑は打ち切ります。よって、報告第11号の報告は終わりました。

青木議長 それでは、次に日程12番、議案第41号、広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、説明願ひます。笹井総務部長！

笹井総務部長 それでは、議案第41号、広陵町議会議員の議員報酬に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書の11ページをお開きいただきたいと思ひます。

平成20年6月の地方自治法の改正によりまして、議員報酬に関する規定の整備につきましては議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の支給方法等と異なっていることを明確にするために、現行の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確化するとともに、名称を「議員報

酬」に改められたことによるものでございます。

条文につきましてですが、第1条、目的から第7条、委任までとなっております。いずれも先の現行の条例の条文を分離し、計上させていただいたものでございます。大きく内容の異なる条文はございません。施行期日は公布の日からとなっております。

なお、経過措置につきましては、それぞれの現行の条文の改正をうたっているものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 次に、日程13番、議案第42号、広陵町みどりのふるさと応援寄附条例の制定についてを議題とします。

本案について、説明願います。笹井総務部長！

笹井総務部長 続きまして、議案第42号、広陵町みどりのふるさと応援寄附条例の制定についてご説明申し上げます。議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

まず第1条、目的でございますが、新しい寄附金制度の改正によりまして、みどりのふるさと広陵町を愛し、応援いただける人々からの寄附金を財源といたしまして、寄附者の思いを具現化することにより、個性豊かな活力ある町づくりに資することを目的としております。

第2条では基金の設置でございます。寄附金の適正運用を図るために、広陵町みどりのふるさと応援基金を新設いたしたいと考えます。

3条では寄附金の使途指定でございますが、別に配付させていただいておりますみどりのふるさと応援寄附金条例施行規則（案）というところで、第3条をご覧いただきたいと思います。この寄附金のいわゆる事業の種類等をうたっておるわけでございます。この寄附金につきましては、広陵町の生活に安全な事業、それから2つ目は地場産業支援事業、3つ目は環境保全保護事業、4つ目は観光振興事業、5つ目は生涯学習事業、6つ目は福祉事業、高齢者、障害者、母子、勤労者等の福祉施策、7つ目は教育・子育て支援事業、こういった事業の種類によりまして寄附金の使途を定めたものでございます。

なお、指定がない寄附金につきましては、町長が使途を指定することとなっております。

第4条につきましては、寄附をいただきました寄附金につきましては積み立てをさせていただく。その積み立てをさせていただくのは寄附金の額そのもの、そして予算で定める額と規定をいたしたいと思っております。

第5条ですが、管理につきましては現金の最も確実有利な方法によるものとして定義を定めております。

第6条ですが、運用益金は予算に編入することになってございます。

第7条につきましては、繰り替え運用規定でございます。

それから、第8条の処分でございますが、寄附をいただきました処分、使途につきましては、規則に定める事業に要する費用に充てることを条件としております。

第9条では、規則への委任規定でございます。

施行期日は公布の日からといたしたいと考えます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程14番、議案第43号、広陵町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について、説明願います。笹井総務部長！

笹井総務部長 続きまして、議案第43号、広陵町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の規定により、地方自治法の改正では認可地縁団体に係る規定が改められたことによるものでございます。

改正前の地方自治法におきましては、認可地縁団体に係る規定は主に民法の規定の多くが認可地縁団体に準用されておりました。今回の改正につきましては、民法のこれらの規定が削除されたために、地方自治法において認可地縁団体の規定が新たに定められることになったものでございます。

まず、認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、仮代表者を選任する規定を地方自治法の第260条の9で、また認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については代表者は代表権を有しないことから、特別代理人を選任しなければならないという規定がございます。その規定を同じく地方自治法の260条の10、さらに認可地縁団体が解散したときは代表者が清算人となる規定、もしくは清算人となる者がいないときは裁判所が定めた清算人となる規定を同じく地方自治法の第260条の24あるいは第260条の25で、最後に認可地縁団体の解散による登録の抹消を定める規定につきましては、同じく地方自治法第260条の20として定められたことによる改正でございます。

なお、広陵町内での現在の認可地縁団体につきましては、南郷区と安部区が該当をいたしております。また、この条例は平成20年12月1日から施行することになってございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、日程第15番、議案第44号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について、説明願います。北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 議案第44号をご説明申し上げます。議案書19ページと条例の新旧対照表8ページをご覧ください。

今年度、中央体育館のシャワー施設を温水の出るコイン式シャワー施設に改修させていただきました。このため、管理条例の一部改正をお願いするものでございます。

第4条第2項におきまして、現在体育館の照明施設とトレーニング室を使用する場合は使用料を納付しなければならないと規定いたしておりますが、今回これにシャワー施設を追加させていただくものでございます。

使用料につきましては、別表4におきまして1回5分間につき100円いただくというものでございます。

なお、施行日は平成20年10月1日とさせていただいております。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

青木議長 次に、日程16番、議案第45号、平成20年度広陵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、説明願います。笹井総務部長！

笹井総務部長 それでは、議案第45号、平成20年度広陵町一般会計補正予算（第2号）を説明申し上げます。20ページ、お開きいただきたいと思います。

今回8億1,964万6,000円を追加し、総額108億2,150万8,000円といたすものでございます。

26ページの歳出をご覧いただきたいと思います。補正額につきましては、十万単位で申し上げたいと思います。ご了承いただきたいと思います。

まず、新たに内示決定をいたしました観光事業県補助金300万円を広陵町みどりのふるさと全国発信事業としてかぐや姫まつり事業費に250万円、道路橋梁維持費50万円を充当すべく財源振替をいたしております。

次に、道路橋梁新設改良費においては百済赤部線の補助事業費が1億5,000万円から2億円に5,000万の増額になったことから、人件費の単費振りかえ額150万円を差し引き、4,850万円を追加いたすものでございます。

交通安全施設費でございますが、地方債充当による財源振替をいたしております。

都市計画総務費では、みささぎ台の地区計画策定業務委託料といたしまして190万円を計上いたしております。

次に、公共下水道費ですが、水道事業会計の支払い消費税に対する繰出金960万円を計上しております。

それから、消防費等諸支出金につきましては、このほど政府資金と同様に都市再生機構の借入償還金の高利な償還額、いわゆる7億2,240万円に対して繰り上げ償還が認められることになったため、借入利率の6%以上の起債について借り替えを行うものでございます。ただし、公的資金保証金免除繰り上げ償還財政健全化計画に対する承認が条件となっております。財源につきましては、繰り上げ償還額の75%につきましては一般単独事業債が充当され、残る25%につきましては行政改革推進債が充当されることになってございます。

なお、広陵消防署用地分も対象となるわけですが、町において起債発行をし、そして組合に負担金3,700万円を支出をいたしまして、組合から機構の方へ繰り上げ償還をしていただくこととなります。

続いて、24ページにお戻りをいただきたいと思っております。

歳入でございますが、先ほど申し上げました百済赤部線国庫補助金2,750万円、そしてみどりのふるさと全国発信事業県補助金300万円、それから補助金充当によるふるさと基金繰入金の戻し入れ250万円の減額、それから介護保険会計精算による繰入金が320万円、それから町道整備事業債2,740万円、それから都市再生機構繰り上げ償還債で7億5,950万円であります。

なお、25ページには今回の補正の財源調整額150万円は平成19年度の歳計剰余金で充当させていただくことにいたしております。

22ページ、地方債の補正、追加、変更でございますが、22ページ左に掲げております表のとおりでございます。どうぞよろしくご審議の上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

青木議長 それでは、次に日程17番、議案第46号、平成20年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、説明願います。池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 それでは、議案第46号、平成20年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。議案書の28ページをご覧くださいと存じます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれ2,741万9,000円を追加し、保険事業勘定の総額を15億3,341万9,000円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ324万1,000円を追加し、総額1,054万1,000円とするものであります。

まず初めに、30ページの保険事業勘定についてでございます。平成19年度の決算完結に伴いまして、国庫負担金等の公費負担金の精算によります償還と基金積み立てを行うものであります。

31ページをご覧いただきたいと存じます。歳入についてでございます。

平成19年度決算によります繰越金は2,741万9,000円となりました。これに対しまして、歳出の7款諸支出金の償還金でございます。平成19年度の国庫負担金及び支払基金交付金並びに県負担金の精算によります。償還金合計が828万8,000円であります。この詳細につきましては、平成19年度の事務報告書86ページの中段の給付費ベースにお示しをしておりますので、確認をいただきたいと存じます。

次に、8款の基金積立金でございます。繰越金と償還金の差し引き額1,913万1,000円を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、32ページの介護サービス事業勘定についてでございます。この勘定は、地域包括支援センターにおいて保健師等が中心となって新予防給付の認定者の介護予防サービス計画の作成業務を行いますサービス事業所としての勘定でございます。

33ページをご覧いただきたいと思っております。19年度の決算によります繰越金324万1,000円を一般会計へ事務費、人件費相当分に充当する処理として繰り出すものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますことをよろしくお願いをいたします。

青木議長 それでは、次に日程18番、議案第47号、平成20年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、説明願います。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 議案第47号、平成20年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。34ページをご覧いただきたいと存じます。

今回補正をお願いいたしますのは、歳入歳出それぞれ617万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,817万4,000円とするものでござい

ます。

次に、37ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、歳出についてですが、4款の公債費の利子につきましては、財源を特定財源から一般財源に補正させていただくものでございます。これは消費税が当初予算では還付があるということで、その還付分を財源として充てておりましたが、決算の結果、仮受け消費税が仮払い消費税を上回ったことによるものでございます。

次の5款諸支出金につきましては、当初還付を予定しておりました消費税及び地方消費税がただいま申し上げましたとおり決算の結果411万5,900円課税されることになりました。そのため、今年度分の消費税と来年3月には今年度分の2分の1を中間払いしなければなりませんので、これを合わせました617万4,000円を補正させていただくものでございます。

次に、歳入についてですが、3款の繰入金につきましては消費税の617万4,000円と財源補正をさせていただきました350万円を合わせました967万4,000円を一般会計より繰り入れていただくものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

青木議長 それでは、次に日程19番であります。その前に平成19年度の各会計について監査の結果を報告願うことにいたします。山田監査委員！報告願います。

山田監査委員 平成19年度決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査の対象として、平成19年度広陵町一般会計歳入歳出決算、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成19年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成19年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成19年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算について、去る平成20年8月20日に慎重に審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、町長から提出されました決算書に基づき平成19年度における歳入歳出関係帳簿及び証拠書類を照合、審査の結果、決算計数はいずれも符合して誤りのないことを確認いたしました。

また、財産に関する調書についても計数はいずれも正確であり、帳簿方法にあっても適正

であると認められました。

次に、平成19年度広陵町水道事業会計決算についてでございますが、これにつきまして平成20年8月20日に審査を行いました。

審査に付された決算諸表に基づき、水道事業の財政状況及び経営成績等を審査いたしました結果、計数に誤りはなく、適正に表示しているものと認められました。

なお、審査内容の詳細につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでありますので、ご一読をお願いいたします。

以上で報告を終わります。広陵町監査委員、野村晃義、山田光春。以上です。

青木議長 ありがとうございました。

それでは、日程19番、議案第48号、49号、50号、51号、52号、53号、54号、55号及び56号、以上9件を一括して議題とします。

本案について、説明願います。山村副町長！

山村副町長 それでは、議案第48号から議案第56号までの平成19年度一般会計並びに各特別会計決算についてご説明申し上げます。

お手元に平成19年度各会計歳入歳出決算書並びに平成19年度事務報告書をお届けしておりますので、これによりましてご報告並びにご説明を申し上げます。

まず初めに、各会計の収支の状況についてでございます。

歳入歳出決算書におきまして、各会計ごとに実質収支に関する調書として記載いたしておりますが、別冊の事務報告書の56ページ、57ページをご覧いただきたいと思っております。56ページ、57ページには、平成19年度各会計別収支に関する調書として集約して記載いたしておりますので、そちらをご覧いただきたいと存じます。

町長から決算額について報告がございましたので、歳入歳出決算額の数字の読み上げは省略させていただきますのでご了承願います。

まず、一般会計でございますが、歳入歳出差し引き5億5,045万1,884円となりましたが、繰り越し財源といたしまして1億403万5,529円を20年度に繰り越しいたしますので、実質収支は4億4,641万6,355円の黒字決算となりました。平成18年度から4億8,969万4,524円の繰越金がございましたので、単年度収支では4,327万8,169円の赤字ということでございます。56ページの参考の欄の一番下がその単年度収支の額でございます。

繰り越し事業につきましては、6月の議会でご報告申し上げましたとおりでございます。

繰り越しました事業は、1つがまちづくり交付金事業、2つ目が町議会議員選挙費、3つ目が介護保険システム改修費、4つ目が町道古寺中線整備事業、5つ目が町道百済赤部線整備事業、6つ目が町道百済赤部線交通安全施設等整備事業、7つ目が馬見南1丁目集会所整備費でございます。

主な事業内容につきましては、後ほど主要施策の成果のところでも申し上げます。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入歳出差し引き2億4,212万8,557円の赤字決算でございます。平成17年度に4,300万円の赤字決算でございましたが、18年度にさらに7,800万円、平成19年度には1億2,000万円の赤字が加わったものでございます。平成18年度よりもさらに赤字が拡大いたしました原因でございますが、医療費の増大と介護納付金における課税実態が実際の納付金と乖離があるという状況が続いているのが主な理由でございます。

平成20年度から実施されました後期高齢者医療保険制度の状況を見極める必要がございますが、今後国保財政の健全化に向け、保険税率の見直しを含め赤字の解消を迫られている状況となっております。

国民健康保険の平成19年度の平均被保険者数は1万558人で、昨年とほとんど変わりはありません。ここ数年、200人から300人の増加が続いておりましたが、平成19年度の増加は3人となっております。加入世帯数では、全世帯1万1,058世帯の44.68%である4,941世帯が国民健康保険の加入世帯でございまして、前年度に比べ98世帯の増加となっております。

歳入でございますが、国民健康保険税の収納状況につきましては現年度分で93.8%で、前年度に比べ0.62%向上いたしました。一方、滞納繰り越し分では16.38%の収納率で昨年よりも3.29%下回っております。国民健康保険税の収納額全体では、平成18年度に比べ1,300万円余りの増加となりましたが、収入未済額では2億562万2,459円となっております。さらなる収納強化に取り組まなければならない状況となっております。

一方、歳出でございますが、決算書の方の160ページを合わせてご覧いただければと思います。歳入歳出決算書の160ページの2款の保険給付費の欄でございますが、決算額が17億9,281万6,871円で、対前年度比で13.9%の増加で、平成18年度に比べ金額にいたしまして2億1,867万8,217円もの大幅な伸びとなりました。被保険者1人当たりでは保険給付費は20万8,031円で、1人当たりにはいたしましても13.

1%の増加で、著しい増加となっております。

決算書の162ページを開いていただきたいと思います。老人保健拠出金、下の方でございます、3款でございますが、4億6,871万2,838円で、これは6.1%の減少となっております。

また、4款の介護納付金でございますが、1億7,385万9,826円で、こちらは1.3%の減少となりました。

次に、老人保健特別会計でございます。資料の56ページに戻っていただければと思いますが、この会計は75歳以上の方の医療費を負担する保険制度でございますが、平成20年度からは後期高齢者医療制度がスタートいたしましたので、実質的には平成19年度が最後の決算でございます。

歳入歳出差し引き3,001万2,707円の赤字決算でございますが、平成20年度に国庫支出金などで精算が行われますので、収支の均衡が図られることとなっております。給付の対象者は2,643人で、1人当たり医療費は自己負担分を除きまして78万4,138円でございます。医療費給付総額は20億7,247万6,230円となっております。その費用負担の割合でございますが、社会保険診療報酬支払基金から各医療保険者の拠出金の方から100分の50、国の負担が600分の200、県の負担が600分の50、町が600分の50を負担することとなっております。

次に、介護保険特別会計でございます。保険事業勘定とサービス事業勘定に分かれております。

保険事業勘定では、歳入歳出差し引きが2,741万8,969円の黒字決算でございます。介護保険事業は、法令によりまして3年を1期として収支バランスをとる中期財政計画により運営をいたしております。すなわち、平成19年度は平成18年度から平成20年度までの第3期計画の中間となる2年目の年度でございまして、増大いたします介護給付に対処するために介護予防を目的として設置いたしました地域包括支援センターにおける介護予防給付の動向などによりまして、介護保険給付は7.1%の伸びの状況を見たものでございます。

サービス事業勘定では、歳入歳出差し引きは324万1,033円の黒字決算となりました。

次に、下水道事業特別会計でございます。

歳入歳出差し引き5万円の黒字決算でございますが、翌年度繰り越し財源に全額充当いた

しますので、実質収支はゼロとなっております。本町の下水道事業は昭和53年度から整備を開始いたしまして、平成19年度末では整備率が87.1%、水洗化率は87%となり、快適な生活環境の実現に大きく貢献してまいりました。広陵町の下水道は、建設から維持管理の時代に入っているわけでございます。

下水道使用料は決算書の224ページをお開きいただきたいと思います。

下水道使用料の欄をご覧くださいと思います。収入済額で3億999万2,979円の決算額となりました。平成19年7月から料金の改定をお願いいたしました結果、21.1%、金額にいたしまして約5,400万円の増加となりました。これに対しまして、維持管理費であります一般管理費は2億2,563万940円、地方債の元利償還金は7億8,446万6,593円となり、元利償還金に対する地方交付税算入分を差し引きいたしましても依然として下水道使用料だけで賄えず、特別会計として収支不均衡状態でございます。

平成19年度に国の地方財政対策として高金利の借入金の繰り上げ償還が認められ、4億2,809万4,961円の繰り上げ償還を行い、あわせて低利に借り替えを行ったところでございます。その結果、平成19年度末の下水道事業の地方債残高は93億4,510万9,000円となり、平成18年度末に比べまして3億6,000万円余り減少いたしております。

次に、墓地事業特別会計でございます。

歳入歳出同額で差し引き額はございません。歳入におきましては、33区画の永代使用料及び1,067区画分の管理料で3,734万5,000円の使用料収入がございました。平成19年度に新たに63区画の整備を行い、整備済み区画は1,133区画となりました。当初予算では41区画の永代使用を見込んでおりましたが33区画にとどまり、残り区画は41区画となっております。

次に、学校給食特別会計でございます。

歳入歳出差し引きはゼロでございます。食材の値上がりが厳しい財政状況となっておりますので、今後の運営につきましては給食費の値上げが避けられない状況となってまいりました。

次に、用地取得事業特別会計でございます。

歳入歳出差し引きはゼロでございます。この会計は、防災施設用地として1億3,953万6,060円をもちまして役場西側の3,750.22平方メートルを全額用地先行取得債をもって先行取得をいたしました。また、新清掃施設関連コミュニティー施設用地先行取

得事業債の借入金の元利償還金として3,658万2,200円を支出したものでございます。

次に、地域活性化商品券交付事業特別会計でございますが、歳入歳出差し引き287万2,500円でございます。平成19年12月をもって発行を終了させていただきましたが、発行状況につきましては事務報告書の161ページ、162ページに記載いたしております。

主なものを申し上げますと、住宅リフォーム助成事業で177万円、生ごみ処理機購入補助金で44万2,100円、食品の購入で977万4,100円などとなっております。この制度は平成17年7月から発行いたしまして、平成19年12月末で累計の発行額が7,277万300円となりました。商品券の取り扱い事業所数は127店登録をしていただいておりますが、そのうち現在までに換金していただいた事業所は54店となっております。換金金額のうち、近商ストア、オークワ、八百彦、ダイキ、全農ガソリンスタンドのこの5つの店で約7割を占め、個人商店での使用は約40店舗で約3割となっております。

次に、町税等の収納状況についてご報告を申し上げます。事務報告書の232ページをお願いいたします。

事務報告書の232ページには、町税等の収納状況を掲載をさせていただいております。現年度課税分におきましては、中ほどやや下に小計という欄がございます。調定額では51億173万1,046円でございます。これに対しまして、収納額は49億5,945万1,609円でございます。未納額は1億4,227万9,437円で、収納率にいたしますと97.21%で、前年度に比べまして0.11%上昇いたしました。

一方、滞納繰り越し分でございますが、一番下の合計のその上でございます。調定額が5億1,610万9,922円でございます。収納額は9,568万9,065円、未納額は4億2,042万857円となっております。収納率にいたしますと18.54%で、こちらの方は前年度に比べ1.82%下回った結果となっております。

合計で見ますと、一番下でございますが、調定額は56億1,784万968円、収納額は50億5,514万674円でございます。未納額は5億6,270万294円で、全体の収納率で89.98%、収納率で0.64%前年を上回った結果となっております。一番右端の4,428万930円は、不納欠損処分をさせていただいた額でございます。

次に、一般会計の財政状況につきまして、平成12年度から平成19年度の決算カードをもとに作成いたしました決算額指標等の推移を示す資料に基づき説明をさせていただきます。お手元に別に決算額指標等の推移、決算説明参考資料というのをお配りをいたしております

ので、グラフをご覧いただきながら説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、町税や普通地方交付税などの一般財源は、平成18年度に比べますと町税では税源移譲により約2億2,800万円増加をいたしました。地方譲与税の所得譲与税が税源移譲により約1億7,300万円、これがなくなりました。普通地方交付税では約8,600万円減少いたしました。また、地方特例交付金で約9,200万円減少いたしております。これら主な一般財源全体では約1億2,000万円の減少となっております。これは税源移譲による財政システムの変更によるものでございますが、一般財源としては前年度に比べ減少となっているわけでございます。

地方交付税の仕組みとして、税収がふえれば地方交付税が減少するわけでございますが、資料の1ページのグラフを見ていただきますとおわかりいただけますように、町税や普通地方交付税などの一般財源の総額が減少しており、グラフの背が低くなっていることがおわかりいただけますと思ひます。平成12年度の高いグラフから見ますと、平成19年度は約8億円以上の減少となっているわけでございます。

次に、資料の2ページをご覧いただきたいと思ひます。地方債の借入額を示しております。平成19年度は6億8,950万円で、平成18年度に比べて大幅に減少しております。

このグラフを見ていただきますと、グラフの高いところを申し上げます。平成12年度は、総合保健福祉会館さわやかホールの建設をいたしたわけでございます。また、旧清掃センターのバグフィルターの設置もこの年度でございました。平成15年度は、新清掃施設の施設用地を取得をさせていただいたのが主な増加の原因でございます。平成17年度、18年度もグラフが高くなってございますが、この年度は両年度新清掃施設建設があった年度で増加をしているわけでございます。

次に、3ページでございますが、こちらは基金の残高を現わしております。年々減少している状況でございます。平成19年度には平成12年度の約半分の残高となっております。

次に、4ページをご覧いただきたいと思ひます。4ページは財政の弾力性を示す経常収支比率と公債費比率を示しております。経常収支比率は、人件費の抑制等経常経費の削減に取り組んでまいりましたが、それ以上に1ページで申し上げましたように税等の一般財源の減少があり、年々比率が高まっております。平成19年度では96.4%を示しております。一層の経常経費の節減に努める必要があるわけでございます。

経常経費の中でも大きなウエートを占めます人件費の推移を5ページに示しております。棒グラフが年々低くなって減少していることを示しております。5カ年50人削減の取り組

みの成果が現われているわけでございます。薄い色が人件費全体の額でございます、濃い色は職員給の額でございます。

次に、6ページをお願いしたいと思います。6ページには広陵町の人口と職員数の推移をあらわしております。人口は年々増加を続けておりますが、逆に職員数は年々減少いたしまして、平成19年度では企業職員を除き197人となっているわけでございます。

次に、7ページでございます。地方債の借入残高を現わしております。平成18年度に比べ、約6億円の減少となっております。新たな借入額を大きく上回る元金償還があったことによるものでございます。新清掃施設の起債の元金償還が始まりますので、今後も残高は減少していくことになると考えております。また、経常経費縮減のため、国において政府資金の高金利分の繰り上げ償還、借り替えが認められたことによりまして、後年度に公債費負担の減少による財政効果が出てまいると思っております。

以上が町の財政状況のご説明でございました。

次に、主要施策の成果に関する報告を申し上げたいと思います。事務報告書の42ページをご覧いただきたいと思っております。

42ページには、主要施策の成果を上げさせていただいております。この中から、主なものにつきましてご報告を申し上げたいと思っております。

まず、42ページの左上から2つ目でございます。AEDの設置事業でございます。19年度はグリーンパレス、はしお元気村、中央公民館、中央体育館、図書館の5カ所に設置をさせていただき、平成18年度に設置いたしました役場、小・中学校と合わせ町民の方がたくさんお集まりいただく公共施設にはすべて配置を完了したわけでございます。

その下の人にやさしいまちづくり推進事業でございます。19年度は新規に安部地区と広瀬地区に人にやさしい、人がやさしい元気なまちづくりを目的とした事業に取り組んでいただきました。馬見北2丁目は継続事業を実施をさせていただいたわけでございます。決算額は70万円でございます。

43ページをお願いいたします。真ん中2つがまちづくり交付金事業でございます。特に19年度は百済寺公園の用地取得をさせていただきました。下の方に用地購入費、百済寺公園用地取得4件で6,184万9,640円、補償費としまして3,351万4,900円を支出させていただきました。また、このほかにも歩行空間の測量設計、これは道路関係でございます。パークゴルフ場の測量実施設計もさせていただきました。また、地域スポーツ施設検討業務も実施をさせていただきました。これは新清掃施設クリーンセンターの南側

の土地活用についての計画を練ったものでございます。

次に、44ページをお願いいたしたいと思います。旧清掃施設の解体事業基本調査業務で
ございます。旧清掃施設の解体は発注をさせていただいたわけでございますが、19年度に
実施設計、並びに土壌調査等計画をさせていただいたものでございます。

その下が町単独農業基盤整備事業、清掃施設周辺大字の関連事業でございます。4大字の
水路、農道、遺跡等の整備をさせていただいたものでございます。

その1つ下は水と農地活用促進事業、百済地区でございます。農道、延長で300メータ
ー余りを拡幅整備、舗装をさせていただきました。

次に、45ページでございます。道路関係でございますが、地方道路交付金事業、古寺中
線でございます。これはクリーンセンターの西側、土庫川の西側に古寺中線を整備をさせて
いただいているものでございます。舗装工事、用地取得等実施をさせていただきました。

それから、その下は同じく交付金事業でございますが、百済赤部線、新森橋を中心に両方
に100メートルずつ程度整備をするものでございます。こちらの方も道路改良工事を実施
をさせていただき、また用地も取得をさせていただいております。

次に、46ページでございます。地方道路交付金事業、大塚36号でございます。これは
高田川の改修に伴います城上橋のかけかえにあわせて拡幅をお願いしているものでございま
す。これの設計費町負担分557万円を支出をさせていただきました。

1つ飛びまして、道路橋梁新設改良工事でございます。これらは町内の各大字地域の道路、
側溝等の整備をさせていただきました。

次に、47ページでございます。交通安全施設等整備事業、百済赤部線でございます。こ
の事業は、百済赤部線、古寺、百済地域の両側に2.5メートルの歩道を整備する事業でござ
います。公有財産購入費として261平米余りを取得をさせていただき、進めさせていた
だいております。

次に、48ページでございます。一番上が公園管理費の清掃施設周辺大字関連事業でござ
います。百済、森地区に借地公園を整備をさせていただきました。また、林口、元農協の倉
庫跡を広場として整備をさせていただきました。

その次が真美ヶ丘第一小学校プールの改築でございます。漏水等で老朽化しておりました
プールを一新、改修させていただいたものでございます。

次に、一番下は真美ヶ丘中学校屋外トイレ増設工事でございます。屋外にトイレが少ない
ということで授業に支障が出てございましたので、新たに屋外トイレを増設をさせていただ

いたものでございます。

次に、49ページ一番上は馬見中3丁目集会所の建設をさせていただきました。新たな馬見中にニュータウンができ上がりましたので、集会所を建設をさせていただきました。

その下は百済森集会所建設事業でございます。こちらも耐用年数が経過をいたしておりましたので、新たに敷地面積600平方メートル、用地を取得をさせていただき、建設をあわせてさせていただいたものでございます。

その下が特別史跡巢山古墳史跡整備事業でございます。広陵町のシンボルでございます巢山古墳の整備を継続して19年度も実施をさせていただきました。

また、その下は巢山古墳の5次木製品保存処理事業でございます。今も文化財保存センターで展示をさせていただいておりますが、出土いたしました喪船を保存処理をして展示をさせていただいているものでございます。

次に、50ページでございます。大福寺の県指定の重要文化財でございます板絵着色両界曼陀羅を補修をするということで、約100万円でございます。事業も完了させていただいたところでございます。

それから、50ページの下2つは東テニスコート、真美ヶ丘テニスコート、日よけがないということで、両コートともシェルター、日よけを設置をさせていただきました。

次に、51ページは国民健康保険事業特別会計でございますが、予防対策事業における医療費分析をいたしました。これは20年度から始まります特定健康診査実施計画書を作成するために、専門の先生方をお願いをいたしまして広陵町の加入者の医療費の状況を分析をさせていただき、計画を設定させていただいたものであります。

次に、52ページでございますが、下水道事業特別会計でございます。公共下水道事業並びに特定環境保全公共下水道を施工させていただきました。施工は約1億円でございますが、7,000万円ほどは翌年度20年度に繰り越しをさせていただいております。

次に、53ページは用地取得事業特別会計の内容でございます。防災施設整備事業といたしまして、災害に強い町づくりを目指し防災対策の拠点とするため必要な用地を取得をさせていただきました。面積が3,750.22平方メートルでございます。

以上が主要な施策の状況でございます。

平成19年度には、新清掃施設関連事業を中心といたしまして取り組んでまいりました。全体として緊縮予算の中で、財政健全化を主眼に置いて安心できる暮らしを確保するための施策を重点的に実行してまいりました。その成果につきましては、歳入歳出決算書及び歳入

歳出決算事項別明細書並びに事務報告書に詳細を表示させていただいておりますので、ご確認をいただきますようお願いを申し上げます。平成19年度一般会計並びに各特別会計決算の報告とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、認定賜りますようお願いを申し上げます。終わります。

青木議長 ご苦労さんでした。10番、八尾君！

八尾議員 先ほどの監査の方の審査意見についてということで、1点だけちょっと教えてください。

6ページの8番に、用地取得事業特別会計のところ審査意見において合意が整わずと。お二人で話し合われたけれども、一致しなかったというふうになっております。内容を知りたいので、監査の方に説明をお願いしたいと思います。

青木議長 後で質問してくれはったらよかったんやけどね。

八尾議員 質問ありませんかって言われるのかと思ったら。

青木議長 いや、それは言いませんよ。本当はそういうことなのです。

しかし余りない事例でございますので、議長として山田君が監査委員として答弁、ちょっと説明をしていただきたいと思います。1番、山田君！

山田監査委員 今、八尾議員から質問がありましたので、監査委員として報告させていただきます。

これについては、決算の報告については町長に答申をさせていただいたものをそのまま読まさせていただきます、ご了解いただきたいと思っています。

用地取得事業特別会計。用地取得事業特別会計歳入歳出決算額1億7,611万8,260円で収支均等となっております。そのうち防災センター分1億3,950万円、3,750.22平米について、初めにこの場所で防災センターを建設したいと議会に説明をしてこられました。議会は、可決させていただきました。ところが、突然6月定例会において見直し、凍結を言い出してこられました。私たちは戸惑ったわけではありますが、やめるのであれば仕方がないわけで、今、決算の監査に当たりこの土地、防災センター分の購入については幾つかの疑問を持つ点があるので指摘しておきたい。

1つ、防災センターを見直し、凍結したいと言っているのに、町債まで起こして土地を買う必要はなくなった。町債の目的と違うことになるのではないか。2つ目、高い土地1億3,950万円を購入するのに町側は鑑定書もとらず、売り手側の鑑定書の主導で事が進んでいる。あの土地は進入路が狭い、高圧線がほぼ中心に斜めに走っているいわゆる地役権の設定

(登記簿には記載はありません)の奈良県農協の債権保全の管理地。こうした条件のある土地であることを考慮すれば、税金を使って買うわけでありますから、当然町側も鑑定書をとって交渉に当たるのはごく当然のことと考えます。3つ目、価格についても奈良県農協の費用負担による専門の不動産鑑定士の鑑定書の指示を受け、その価格を基準として交渉したと言われるが、その結果、売り手側のペースで契約が進むのではないかと考えています。4つ目、奈良県農協の債権保全の管理地であるのに奈良県農協が交渉の窓口にならず、なぜ三和不動産、新和不動産が交渉の窓口になられているのか。仲介料を支払うことにならないのかどうか。そういう点、4つの疑問がありますので、用地取得事業特別会計については監査委員として承認できないものであると私は思いました。以上です。

青木議長 それでは、次に移らせていただきます。

次に、日程20番、議案第57号、平成19年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について、説明願います。植村水道局長！

植村水道局長 議案第57号、平成19年度広陵町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入歳出決算書の296ページ、297ページをお開きください。決算の概要でございます。

なお、説明につきましては立方メートルを飛んで、また金額では千円どめでご説明申し上げます。

まず、営業につきましては平成19年度末の給水人口は3万3,898人、前年度に比べ205人の増加を見たところであります。しかし、1栓当たりの月平均使用水量では25.9トンとなっており、前年度に比べ0.34トン減少いたしております。給水量につきましては、年間の総給水量は378万9,090トンで、1日の最大給水量は1万1,938トン、1日平均給水水量は1万353トンでございました。また、年間有収水量は358万1,615トンで、有収率は94.52%となりました。

なお、県営水道からの受水量は282万トンで、総給水量の74.42%でございました。

次に、建設改良についてでございます。内訳といたしまして、下水道工事に伴う水道管布設替え工事3件、石綿管入れ替えに伴う水道管布設替え工事2件、新清掃センター施設関連と道路整備による布設工事2件、連絡管の布設工事2件、舗装復旧工事2件の合計11件で実施いたしました。工事費につきましては、2,750万8,000円でございました。

次に、備品購入費でございます。固定資産購入費としまして、主なものは昨年に引き続き災害時の応急対策として緊急用移動式ステンレス製給水1トンタンク5基を購入いたしました。費用は207万9,000円でございます。また、工事積算システム、業務用パソコンなどを購入いたしました。

続いて、経費でございます。収益的収支におきましては、営業収益では7億9,987万5,000円、営業費用では7億4,978万1,000円、差し引き営業利益では5,009万4,000円となりました。料金収入は、1栓当たりの使用水量は減少傾向が続いていますが、安定した人口の増加により前年より324万4,000円増加いたしました。しかしながら、節水型社会は全国的なもので、本町でも水需要の伸びは期待できませんが、町民の皆様の応分の負担をいただいているお陰をもちまして安定的な経営を行っているところでありますが、経営におきましては一層の経費の節減に努めました。

続いて、営業外の収益につきましては、受取利息やその他雑収入などの営業外収入743万7,000円に対し営業外費用の企業債支払い利息などで557万4,000円、差し引き186万3,000円の利益がありました。差し引き経常利益から特別損失などを差し引きました結果、当年度純利益5,018万9,000円となったものでございます。

なお、収益的収支の詳細につきましては、303ページの広陵町水道事業損益計算書のとおりでございます。

次に、資本的収支におきましては、収入額8,509万8,000円、支出額7,381万3,000円で、内訳といたしまして建設改良工事に5,593万円、企業債償還金元金といたしまして通常分713万円、3月議会でご可決いただきました繰り上げ償還金1,075万4,000円の1,788万3,000円でございます。

次に、298ページ、299ページをお開きください。平成19年度広陵町水道事業決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出ですが、これは消費税込みの表示でございます。

収入につきましては、1款水道事業収益では当初予算額に対しまして決算額は8億4,693万6,000円でございます。予算額との差異につきましては、第1項営業収益では給水収益におきまして安定した人口の増加があったものの、1人当たりの使用水量が減少していることにより2,139万1,000円少なくなったものであります。また、受託工事収益では高田土木事務所が予定されていた城上橋架け替え工事や近畿農政局の大和平野分水管布設工事が年度内執行に至らなく、20年度に延期になったことにより4,620万円少な

くなったものであります。

第2項営業外収益におきましては、公定歩合の上昇による定期預金利息を含め365万5,000円の増収があったものでございます。

次に、支出におきましては第1款水道事業費用では当初予算額に対しまして決算額7億9,882万6,000円で、不用額1億1,225万円でございます。

不用額の主な内訳といたしまして、まず第1項営業費用では収入の受託工事収益で説明させていただいたとおり、受託工事費とそれに伴う設計委託料が実施できなく、予算に比べ5,189万9,000円の執行残額が生じたものであります。また、修繕関係では南郷上水道真美ヶ丘配水場で大きな修繕がなかったため、委託料などを含め5,500万円の執行残額になったものでございます。

次に、第2項営業外費用の補正予算額754万3,000円は、先の議会で専決させていただきまして消費税の補正額で、決算額は2,311万6,000円であります。

第3項の特別損失では決算額185万6,000円、また第4項予備費から第1項営業費への支出額146万2,000円は年度途中で職員が1名増員になった人件費でございました。

なお、決算内容の詳細につきましては314ページ、315ページの広陵町水道事業会計収益費用明細書のとおりでございます。

次に、300ページ、301ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。

まず、収入の第1款資本的収入、第1項工事負担金につきましては、当初予算額に対しまして決算額は8,509万7,000円、421万7,000円の増収でありました。内訳としまして、当初予算額より給水分担金で63件、施設分担金で23件それぞれ増加し、予算より1,092万円増収でございました。下水道関連工事で一部20年度工事に延期になったことによる収入減との差し引きでございます。

次に支出でございますが、第1款資本的支出では当初予算額に対しまして決算額は7,381万3,000円でありました。不用額1億4,688万6,000円につきましては、建設改良工事の執行におきまして下水道関連工事の一部が20年度に延期になったこと、六道山地区での石綿管入れ替え工事が県道・河川工事により着工できなくなったこと、また真美ヶ丘配水場から大野配水場のドレン工事を予定しておりましたが、通常配水では濁りが生じないことから様子を見ることにより見合わせたほか、橋梁の水道管添架工事におきましては緊急性がないことから後年度に繰り延べを行うなど、工事の時期や工事箇所の緊急性、必

要性の精査を行ったことによる、より効果の高いところから計画、発注を行ったことによるものであります。

また、入札による改善の効果や設計委託料につきましても外部委託の発注がなかったことによるものであります。その他設計積算システムの項におきましても入札効果によるなど、合わせて大きな執行残額になったものでございます。

なお、着手できなかった箇所につきましては、必要性の高いものから順次実施してまいります。

なお、決算の詳細につきましては、318ページ、319ページの広陵町水道会計資本的収支明細書のとおりでございます。その他303ページからは広陵町水道事業会計決算財務諸表を、309ページ以降からは決算附属書類の明細を添付しておりますので、後ほどご熟読お願い申し上げます。

以上で平成19年度広陵町水道事業会計決算についてのご説明とさせていただきます。ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

青木議長 ご苦労さんでした。

それでは、以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。議案熟読のため、9月12日から15日までの4日間を休会といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、9月12日から15日までの4日間を休会といたします。

9月16日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会をいたします。

(P.M. 2:39散会)

平成20年第3回広陵町議会定例会会議録（第2号）

平成20年9月16日

平成20年9月16日広陵町議会

第3回定例会会議録（2日目）

平成20年9月16日広陵町議会第3回定例会（2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	笹井由明
理事	中尾寛	理事	吉村元伸
教育委員会事務局長	北神理	健康福祉部長	池田誠夫
都市整備部長	森田久雄	会計管理者	乾善雄
収納対策本部長	松井定市	水道局長	植村和由
水道局収納対策本部長	平岡康博		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 大西利実

議 事 課 長 松 井 宏 之 書 記 北 橋 美 智 代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第41号 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について
2	議案第42号 広陵町みどりのふるさと応援寄附条例の制定について
3	議案第43号 広陵町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについて
4	議案第44号 広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
5	議案第45号 平成20年度広陵町一般会計補正予算(第2号)
6	議案第46号 平成20年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
7	議案第47号 平成20年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
8	議員提出議案第15号 決算審査特別委員会設置に関する決議について
9	議案第48号 平成19年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第49号 平成19年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第50号 平成19年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第51号 平成19年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第52号 平成19年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第53号 平成19年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第54号 平成19年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第55号 平成19年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第56号 平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第57号 平成19年度広陵町水道事業会計決算の認定について
10	一般質問

青木議長 それでは、日程1番、議案第41号、広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の

制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 ことしから16名から14名に議員が削減されまして、大分、議員報酬の方も削減はされてるんですけども、先日も生活相談の方で、160万円ぐらいしか収入がないのに、ですから所得割はかからなかったんですけども均等割の方で税金がかかりましてね、介護保険とか、それから国保税とか、やはりかかってくるということで大変生活が苦しいという生活相談受けました。そういう方がこれからも多くなってくるというの考えられますのでね、議員報酬を引き下げるといこともやっぱりこれから検討していただいてはいかがでしょうかと思います。

青木議長 それは理事者に対する質問にちょっとになってないわな。議員の報酬は議員で……。

山田美津代議員 どういうふうにしたらいいんか。

青木議長 あのね、おっしゃるとおりやねんけどね、議員の報酬に関しては議員でやらな、理事者にしては何のことも言いにくいですやろ。

山田美津代議員 あ、そうなんですか。

青木議長 そうですなとも言えへんですよって。そやから議員の中で全協とかのときにそれは諮っていくと、で協議をしていくという手順で、今理事者からそなん、いや、そうですとか高いですとかそなん言えしませんから、それはちょっと山田さん、そういう意味で、それは議員……。

山田美津代議員 そういうふうに、じゃ、また論議の方よろしくお願いします。

青木議長 そうそうそう、そういうことです。わかりましたか。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程2番、議案第42号、広陵町みどりのふるさと応援寄附条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 すいません。よくわかってないんで申しわけないですけど、こちらのみどりのふるさと応援寄附条例の制定についてということなんですけれども、ふるさと基金条例とか似たような条例があるんですけども、一体どれほどの金額が集まり、どのように使用していくかというふうに思っておられるのでしょうか。ちょっとご答弁お願いいたします。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 今回のふるさと応援寄附条例でございますけれども、先のふるさと基金という私どもの従来の基金とは異にしております。ふるさと基金は制度上設けられた基金でございます。今回のみどりのふるさと応援寄附条例につきましては、今回の税制改正に伴います応援寄附を求めようという条例でございます。そしてまた、該当でございますけれども、今回の広陵町にご寄附をいただける方、そのものにつきましては、今後ご可決をいただきながら、規則の整理、そしてまたPRをしていきたいというふうに思っております。他市町村では職員の市外からの勤務者に対して要請をするというふうな寄附金の勧誘もされているようでございますけれども、そういった近隣市町の経緯も踏まえまして検討をしていきたいというふうに考えております。

額としては予算にまだ計上はしておりませんし、今後そういうPRしていく中で該当者がどれだけ出てくるかというふうな状況について把握してまいりたいと、かように思っております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。1番、山田君！

山田光春議員 ちょっと確認しますが、ふるさと基金と、これとみどりののはちょっと違うと、どこがどう違うのかというのはあるんですが、ちょっと僕も今、突然手を挙げて聞くんですけどもね。ふるさと納税、いわゆる今年の4月にこのふるさと納税制度が導入されましたすわね。それで、ふるさとどの県や市町村に寄附を行うと、簡単な申告だけで、次の年に今住んでいるところの税金がその分安くなる仕組みであると。自分の税金の行き先を、住んでいる市から寄附したふるさとの村に移すことができると。それから住民税の1割まで税負担が増えることなく、ふるさとに寄附できると。3万円を寄附すると税が2万5,000円安くなるというのが標準的なイメージであるわけでありますが、このふるさと納税は、都市と地方の格差、とりわけ税収入の格差が導入のきっかけとなってこの4月にできた制度であります。地方で生まれ、育てられ、教育を受けた人たちが進学、就職を機に大都市へ移り住む、活躍するという人口の移動の中において国の繁栄は支えられてきた。地方への税の循環の仕

組みがなければ、こうした相互関係を維持することもできなくなってしまう。また、寄附金は税金と違っていつでも実行できる活動であると。寄附を通していくほど疎遠な税の世界にも関心を持つきっかけができる。寄附を受ける自治体は政策をわかりやすくPRしようとするだろう。政策に競争が生まれ、地方政治を進化させる我が国の民主主義をより厚みのあるものにつなげると。これは福井県知事がこのように毎日新聞に述べてるんですよ。

この導入は、この福井県知事が何か提案されて実現した地方初の税制改正であるらしいですが、そこで、やはり広陵町も、ふるさと納税も含め、今みどりのふるさと応援寄附条例の制定についても、これからの他府県に住んでる人、広陵町からされている方にどのような形でPR、ホームページ等も含めてこの案内をしなくてはいけないと。例えば、僕は島根県ですが、島根県からこの広陵町に行かれた、広陵町出身でここに寄附をしたいとしたときの、そのときの様子に、この自治体の連絡先とかこういうものがありますよと、電話でもメールでもよいのでこの寄附先の自治体に連絡したら、そういうのがきとか申し込みをしていただくと、あとは自治体の案内によって銀行などに寄附金を払い込んでいただくという、こういう申込書を書かなくてはいけないとなってるんですが、このようなことも今広陵町ではきちっとできてはるんですか。それから、これからのホームページでやっぱり広陵町というものも発信しなあかんわけですから、この間からずっと行事が進んでありますこのかぐや姫まつりも含め、福祉大会等々のこのPRも含めて、このように金使ってますのでどうぞ寄附してくださいというような形のものをせないかんというのがあるんですが、そのシナリオはどうなってるのか、ちょっと報告をお願いしたいと思います。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 この制度でございますけれども、当然、都市から地方へというふうな税源移譲というふうな形で寄附金が流れてくるというふうなシステムでも取り扱っているようでございます。広陵町のそうした寄附をいただける方に対するシステム、こういったことにつきましては現在予定をさせていただいております。まずはホームページにこの要領、そしてまた申込書を掲載することによって全国に知っていただく。そして町の広報紙、こういったことについても掲載をしていく。そしてパンフレットを作成する必要があるかなというふうに感じております。もちろん県下市町でもこうした取り組みをなさっておるわけでございますけれども、広陵町におきましてはパンフレットの配布、いわゆる固定資産の保有者、また転出者、そしてまた町外の職員の皆さん、そういったことについてお願いをしていく旨のパンフ

レットの作成、こういったことにつきましては、活用の事業の決定後、広陵町のアピール、あるいはまた事業内容、寄附金控除等の記事を添付して、そして資料としてお示しをする必要があるなというふうに感じております。

それから、当然、寄附金の使途でございますけれども、規則で6つの事業に使途を指定をしていただこうと、こういう思いを持っております。申し込みの書式そのものにつきましては、寄附金をどのように手続をしたらいいかというふうな申込書の様式を定めております。一つは寄附金の使い道、そしてまた寄附金の振り込みの方法、そして寄附者の公表。公表してもいいですか、いえ、匿名ですかというふうなお尋ねです。そして広陵町からのお便りということで、お礼の一つ考えておるものでございます。額に一応指定をしていこうという思いがございしますが、広陵町の地場産品を、いわゆる感謝の気持ちのお品をお届けしようと、こういうことも考えてございます。もちろん辞退ということにつきましてもお受けをさせていただきます。そして一言、広陵町のメッセージをつけて寄附を申し込みを受けたいというふうに考えております。送付先につきましては、郵便、ファクス、電子メール、そういったものでお送りいただけるように申込書の書式を定めておるものでございます。

ご可決いただきましたら、直ちに規則の整理、そしてまた申込書のホームページの掲載というふうな形で手続を進めてまいりたい、かように思っております。どうぞよろしく願います。

青木議長 1番、山田君！

山田光春議員 今大体わかりました。やはり、ふるさとの県や市町村に寄附を行うと、簡単な申告だけで次の年に住んでいるところの税金がその分安くなる仕組みだと。例えば3万円を寄附したとしましょうか。そうしたらどんだけ自分に利益があんのか、どういう税が返ってくるのか、ちょっとその辺の仕組みを、例えば3万円で結構です、寄附した場合はどうなるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 寄附金の額につきましては、その年収、その個人の所得によって、いわゆる全額の寄附金を控除していただけるという限度額が定まっております。当然、単身世帯、そして夫婦世帯、夫婦、子供2人世帯で一応試算をしております。単身世帯で500万円の収入のある方につきましては、具体的に3万7,000円、この額を超えますと寄附金控除が受けられないという状況でございます。したがって、5,000円はいわゆる税金としてお残しをいただきますので、5,000円の残る3万2,000円が、単身世帯の500

万円所得者である場合は全額寄附金控除というふうな形で試算をしております。そしてまた、夫婦世帯、若干年収は異なってもかと思いますが、夫婦世帯で年収500万の世帯であります、3万3,000円というのがいわゆる税金の寄附金控除を受けられる最高額ということになります。そして700万円の世帯であります5万8,000円というふうな、年収によりまして寄附金の全額控除される額が決まってくる。そして夫婦、子供2人世帯の700万円の収入のご家族であります4万1,000円というふうな感じで試算をさせていただいております。これは全額寄附金を受けられる限度額ということになりますので、これ以上ご寄附を受けることは可能なんですけれども、税金がその分100%引いていただけないというふうな状況になってまいりますので、所得においてそれぞれ試算をさせていただこうと、こういう思いです。

青木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、質疑がないようですので質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程3番、議案第43号、広陵町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑は打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程4番、議案第44号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 この温水シャワー、100円有料で取るということなんですけど、こういう要望はどのように出てきたのでしょうか。スポーツしたら必ずシャワーっていうのは要ると思うんですね。見に行ってきたんです。体育館に、そしたら議会で承認してから決めるって言うておられたのにも関わらず、100円入れてするような機械がもう設置されていたので、ちょっとこれ議会軽視違うかなというふうに思ったんですけどね、その辺どういうふうに思っておられるのでしょうか。住民生活や体育館利用者に対するしわ寄せであり、問題ではないかなというふうに思います。ちょっと利用者の声も聞いてみたんですけども、そういうふうに当然無料だっていう声の方と、無料にしたら使いたい放題使う人もいるので、使いたい人だけが有料でもいいじゃないかという声も、確かにそれもありました。ですから、この温水シャワーの要望っていうのがどのように出てきたのか、ちょっと聞かせていただきたいなと思います。

青木議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 これまで冷水のシャワーを設置していたところに温水に切りかえたというところがございますけども、冷水でしたら当然冬だけでなく、やはり夏場においても使いづらいということで、そうした利用者の要望を受けたものでございます。

それと、既に設置してあるということなんですけども、20年度の予算で設置いたしましたし、議会に条例改正案を提出させていただいて、ご可決いただいた後に使用開始ということになるわけがございます。予告も一応そうして張り紙もいたしておりますので、周知期間をとっておるというところでご理解いただきたいと思います。以上です。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 体育館のことについてはちょっと気になっております。何ぼ予算が通ったからといって、規則を変更しない限り住民からお金は徴収できないということになるわけだから、そのことがきちんと了解されて、言えば円満に実施をするということがなぜ取れなかったのかというのは、やっぱり姿勢の問題としてはまずいのではないかとということが一つあります。

関連しますけど、最近、北体育館の和室のクーラーが壊れて使えないという状況がございました。長濱議員のところにも相談がありまして、早速交渉行っていた、私お話聞きました。私のところにも相談あったもんですから聞いたら、室外機が何か取られたんだと、こんな話を言っておられて私もびっくりしてるわけです。照明が暗くて高齢者がその部屋を、北体育館ですよ、利用するときには字がなかなか見えないので何とかしてほしいんだと、こんな

要望あります。ですから利用者の声をきちんと聞くといいますか、受けとめるということと同時に、やっぱり優先順位がどうなのかということだってあるわけですから、そういう点が予算で措置されてるからということだけで合理化されることはないんじゃないかと。

もう一つ言うと、中央の体育館のところへ伺ったときに、美津代さんと一緒に行ったんですけども、鏡が取られるっていうんですよ、鏡が。だからそんな話も北体育館の話と私、重なりましてね、それはモラルの点で非常に問題があるというふうにも思うし、やっぱりする人はするのかもしれませんがね、そういうのは許さない。町も許さないし住民も許さない、利用者も許さないんだということをやっぱりきちんと確認する、そういう相談する場というか、実情はこうなんだということをちゃんと伝えるというような、そういうやりとりがないで、単に予算決めたからやりましたということだけではおさまらんじゃないかということ、そういう点でどうでしょうか。住民との関係でどういうふうに考えとられるんですか。

青木議長 答弁をお願いします。北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 議会軽視ということなんですけども、予算が通ったそのときに、こういう形でシャワーを設置いたしますということで一応了承いただいて設置工事を実施させていただいたと。次に料金の設定につきまして、どれぐらいの徴収がいいのかということで100円という案を今回出させていただいておるということで、これがまた意見ございまして変更ということになれば、当然そういう措置をさせていただくということになるわけでございます。

また、北体育館の室外機につきましては盗難に遭いまして、現在そうしたちょっと中古の室外機を探して応急的に設置したいなというふうに考えているところでございます。以上です。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。1番、山田君！

山田光春議員 これの温水シャワーの100円、料金をいただくというのは僕はいいと思っています。ですが、この5分間と100円についてのこの料金設定にした基本、大体周りでもこんなものなのか。それで、1機だけなのか、場所を僕見たわけじゃありませんが。大体人数はどのぐらい想定されて、どのぐらいな、収益も出ないと思いますが、これサービスだとは思いますが、どのぐらいを想定、人数的にどのような方が使われるのか。これは電気なのかガスなのか灯油なのか、機械はどうか、年間どのぐらいかかるのか。この水も5分間出し放しであれば相当かかりますよね。ほいでシャワーの口径にもよりますでしょう

けれども、その辺はどのような計算のもとにはじき出されてる数字なのか、ちょっと説明してください。

青木議長 北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 料金の設定でございますけども、県内のスポーツ施設を問い合わせいたしまして、温水シャワーをコイン式で取っておられるとこ、そんなにたくさんないんですけども、奈良市であるとか、斑鳩町スポーツセンターであるとか、サンビレッジ、曾爾というところが5分間で100円というところで、100円というワンコインですので投入もしやすいというところで決定させていただきました。

それから、どれぐらい利用されるかというところでございますけども、トレーニングルームが大体1日10人足らずという利用でございますので、そのうち半数ぐらいが利用されるということと、また、中央体育館のアリーナのバレーボールであるとか、そういうほかのスポーツで若干利用されるというふうに想定いたしております。これは燃料はガスでございます。以上です。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 それでは次に、日程5番、議案第45号、平成20年度広陵町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 ちょっとこの補正予算案、もう一度説明をしていただきたいと思うんですけど、お願いします。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 補正予算の内容の説明でございますけれども、本会議で申し上げました内容を少し繰り返すことになるわけでございます。初日で申し上げましたことを繰り返すようになると思うんですが、26ページから歳出を掲げております。

新たに300万円のいわゆる県の観光補助金が内示決定なった関係で、私どものかぐや姫まつり事業に250万円の充当と、そして道路橋梁維持費に50万円の充当をしたことによるものでございます。

それから道路橋梁新設改良費につきましては、百済赤部線の事業費が1億5,000万から2億円に5,000万増額なったことによる補正でございます。ただ、補正額につきましては4,850万円となっておりますが、残る150万円は既に人件費として計上しておる額の振り替えということで、5,000万円の事業増でございます。

それから交通安全施設費につきましては、地方債の財源の充当でございます。

それから委託料の190万、みささぎ台の地区計画の策定業務の委託料でございます。

それから下水道事業特別会計の繰出金につきましては、下水道特別事業会計の消費税の繰り出しというものでございます。

それから香芝・広陵組合の負担金といいますのは、都市再生機構に対する事業の償還に充てるわけでございますけれども、組合費として3,700万円を負担をいたしまして、組合から都市機構に繰り上げ償還をしていただくものでございます。それから再生機構の補償金免除繰り上げ償還金、これにつきましても同様でございます、従来の公団のいわゆる事業の借り入れに対します6%以上の繰り上げ償還、7億2,200万円でございます。

それぞれの事業につきましてはの財源充当につきましてはの歳入予算は、24ページに計上しております。以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

青木議長 11番、山田さんをお願いします。一応議案の説明が初日にされておりますので、できましたらそれできちっとしていただいて、時間の関係ありますからね、議案の説明は既に聞いておられる、そしてまた委員会に付託するということですので、今後ともそのことはちょっとご承知おきしていただきたいと思えます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、総務文教委員会に付託することに決しました。

青木議長 次に、日程6番、議案第46号、平成20年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生建設委員会に付託することに決しました。

青木議長 それでは次に、日程7番、議案第47号、平成20年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 以前の議会でも質問をしてるのにかぶるかもしれませんが、もう一度、すいません。

他の決算と違いまして、水道関係は複式簿記で貸借対照表の世界になってます。消費税の取り扱いについては、預かり消費税と仮払い消費税の精算ということがあって、だから預かった分が多ければそれで払いますよという世界になるんだろうと思います。質問は、そういう場合に、予定の消費税の額が、予算で定められた額が異なった場合には、その都度こういう形で金額がこういう計算になりましたから払いますよという手続をしないといけないんですか。いけないんですかとは妙な言い方ですけども、それは計算上出てくるわけだから、預かってるものをちゃんと払えというだけのことなんではないかということなんです、そのあたり、ちょっと仕組みを教えてください。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 今、水道の方でお尋ねになったと思うんですけど、下水道も当然、特別会計はそういう消費税の事業対象になっておりますので、おっしゃるように本来消費税は預かったものと払った分の精算ですので、予算でこれをその都度計上して議決をいただかなければできないのかとなると、ちょっとおかしな部分があると思うんですけども、本来であれば預かってる分と払った分の差し引きでその分は当然払うべき、これはもう国の法律上の制度ですので、議決があろうとなかろうと一応お払いせんといけませんけども、今まで従来から、当然消費税についても一応議案として補正させていただく場合は議決をいただ

ということで、そういう方向でさせていただいてますのでよろしくご理解いただきたいと思
います。

青木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようでございますので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は、厚生建設委員会に付託することに決しま
した。

青木議長 それでは次に、日程8番、議員提出議案第15号、決算審査特別委員会設置に関す
る決議については、笹井君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とし
ます。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。笹井君！

笹井議員 決算審査特別委員会設置に関する決議について、次のとおり決算審査特別委員会を
設置するものとする。

記。1、名称、決算審査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会
条例第5条。3、目的、決算審査。4、委員の定数、7名。吉田信弘、乾浩之、八尾春雄、
吉岡章男、松浦敏信、山村美咲子、笹井正隆。5、活動、本定例会の会期中とする。以上。

青木議長 それでは本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議員提出議案第15号を原案どおり決議することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第15号は、原案のとおり決議され
ました。

それでは、特別委員会の委員長及び副委員長であります。委員により互選をされました結果、委員長には吉岡君、副委員長には乾君と決定いたしましたのでご報告いたします。

青木議長 それでは次に、日程9番、議案第48号、平成19年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第49号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号、平成19年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号、平成19年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号、平成19年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号、平成19年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号、平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号、平成19年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

それでは、本案について質疑に入ります。質疑は、決算審査特別委員会の設置が決議されましたので、特別委員会において十二分なる質疑、審議をお願いをいたします。本案については、決算審査特別委員会に属さない議員からの総括的な質疑を受けたいと思いますので、よろしくをお願いをいたします。いわゆる総括的に一般会計とか特別会計の何とかいうことを示していただいて質疑をしてくださいということ。決算委員会委員以外の人の質疑を受けません、ということでございますのでよろしくお願いいたします。質疑ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 防災センターの土地取得の根拠についてお示しいただきたいと思います、価格の。

青木議長 土地取得特別会計のこの中でのそのことについてですか。

山田美津代議員 はい、それです。

青木議長 それの何でしたか、もう一回言うてください。

山田美津代議員 防災センターの土地価格ですね、取得についての根拠でございます、お示しいただきたい、金額とかお願いします。

青木議長 ご答弁、山村副町長！

山村副町長 ただいまお尋ねの件でございますが、19年の6月議会に用地取得事業特別会計の予算の決定をいただいた際にもご報告を申し上げましたように、土地鑑定価格というのがございまして、そのとき坪当たり12万9,000円であったかと思いますが、その鑑定書

をもとに、農協と、あるいは用地の所有者でございます出株式会社と交渉をして鑑定価格以内で決定をさせていただき、その金額をもとに予算を議決いただいて取得をさせていただいたものでございます。買い取り価格は坪当たり12万3,000円となっております。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を決算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 異議なしと認めます。よって、議案第48号、49号、50号、51号、52号、53号、54号、55号、56号及び57号は、決算審査特別委員会に付託することに決しました。

青木議長 それでは、日程10番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言していただきます。

なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いをいたします。

質問の回数は、会議規則により3回以内とさせていただきます。また、申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までの同様でございますが、2回目以降、複数の質問事項があるときは、質問通告書の順序により自席で一問一答方式によることといたします。

なお、次の質問事項に移った場合は、前の事項に戻ることができないのでよろしくお願いをいたします。

それでは、まず1番として、八代君の発言を許します。八代君、9番！

八代議員 八代でございます。本日は2問させていただきたいと思っております。ちょっとおくれまして、今、議長からお許しをいただきましたということを、先、つけ加えさせていただきます。

1番目の質問でございます。現清掃センターは順調に操業をしてると、この順調といえますのは、事故なく清掃センターのごみ処理について順調にということでございます。それ以外の問題についてちょっとお聞きしたいと思います。

それは、前の議会でも質問させていただきましたんですが、原油高騰に伴う燃料費の高騰、これは広陵町のような地方公共団体にあつては燃料費の高騰は、これはもうやむを得ざるものであるというのは十分承知しております。7月に原油は瞬間147ドル、145ドルをつ

けました。それがピークに約30%現在は低下しまして、ほん二、三日前には100ドルを割ったようでありまして、これはこれで大変結構なことですが、それでもなおかつ去年に比べたら相当割高なことは言うまでもありません。

それで前回の議会におきまして、効率的な操業の仕方によって燃料費、灯油の経費削減をしたらどうかということをお聞きさせていただきました。効率運転等につきましては当然理事者が、あるいは担当理事、部長も十分意を尽くしていただいて、操業時間の延長ですね、もちろん年間操業時間を短縮してやるわけですが、地元のご理解をいただくように努力をしていただいておりますので、それはそれで今後の努力を待ちたいと思っておりますが、今回は同じように経費削減としまして可燃ごみのより徹底した資源ごみにするようにしたらどうかということをお聞きしたいのでございます。

そこで、まず質問としまして、1番、可燃ごみの処理の1トンの処理経費は、原油が極めて高い平成19年度あるいは今年度と、それから通常の状態と1トン当たりどのぐらい経費が変わったのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、2番目としまして、b、過去3年間のごみの総量、うち可燃ごみの総量の推移はどうなってるのか。私は、可燃ごみが灯油が処理に要るわけですから、可燃ごみの中で相当部分は資源ごみ化できて経費削減につながるのではないかなど。どんなにかといいますと、紙ですね、紙は現在でも資源ごみ化しておりますが、可燃ごみの中に相当な紙等の混入があると。そういうことはひとつ、今まででも住民の皆さんに非常に協力をしていただいておりますが、より徹底した可燃ごみ化の中もちろん紙は主やと思いますけども、要は可燃ごみの中で資源ごみ化の徹底を図ったらどうかということでもあります。それで可燃ごみの中の大体どんなような割合で提出されとるか。

それと、これも全体としてごみの総搬入量は減っているようであります。最近3年間、17年、18年、19年比べたら、その間、若干住民数も増えて世帯数も増えておりますので、若干の住民数が増えているのにもかかわらず総ごみの搬入量は減っているということは、これはそれはそれなりに相当住民の皆さんの協力を得ているということではありますが、もっとより徹底した住民の協力をお願いする方法はないのか。例えば、住民に対する広報ですね、あるいは区長、自治会長会あるいは婦人会とか各種団体に対してひとつそういう協力をお願いするという、それから広報でも、例えば前段階の質問で1トンの処理経費は幾らかと質問いたしました。その趣旨は、例えば1トンで4万あるいは4万5,000、5万という経費があるかもしれませんけども、1トンの可燃ごみが減りましたら4万5,000円違うわけ

ですから100トン減れば450万から500万、500トンであればその5倍と、こういうことになります。例えばどういふことを住民に願うか、今でも願うしとるわけですが、これだけ減ったらこれだけ町経費が安くなりますという具体的な経済成果等も含めて、より懇切な情報公開をして住民の負担を、結局経費が削減すれば余った財源あるいは余分に要った財源はほかの項目に回せるわけですから、ひとつその点、広報を特に、今でもやって、だからもちろん住民に対してこっぴどく人口が増えたのにかかわらず総搬入は減っていると、あるいは紙総量も減っていると。したがって、まず感謝の念を表明した上で、より一層の努力をお願いしたいというようなことをしていただいて、この厳しい地方財政の中で少しでも経費削減になるような目に見える努力効果を期待したいという意味を込めまして質問をさせていただきました。

2番目の質問でございます。テーマとしましては、平成19年度の決算についてということでございます。質問の締め切りは今月の3日でございます。決算書とか、あるいはいろいろな資料をもらいました。それが4日でしたので、この質問は若干私にとってはちょっと不本意いうんですか、1日早く、あるいは2日早く資料をもらっていたらちょっと質問の方向も変わったんじゃないかと思えますけども、時間的な都合であり、これは私、今後、議員とかあるいは理事者の間で締め切り日等についてお願いしたい。といいますのは、3日の締め切りできょうさせてもろてます。資料をいただいたのが4日であります。資料いただいたのが2日早かったか、あるいは締め切りが2日遅かったらいろんな面でちょっと変わったかということで、今後はひとつまた提起をしたいと思いますが、そういうことであります。

それでaとしまして、平成19年8月31日に平成19年度公債費負担適正化の計画の提出についてということ、町長から県知事あてに実質公債費負担の現状と見込みというのを提出されております。それから地方公共団体の財政の健全化に対する法律、以下、これは平成20年4月1日から財政指標の公表の規定が実施となりまして、平成19年度決算から適用になります。したがって、これが先ほど初日の議会において説明を受けましたという趣旨であります。法律の規定によりますと、地方公共団体の財政健全化法第1条の目的規定の中に、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期の健全化及び財政の再生並びに公営企業の経費の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るためという目的でこの法律ができたのであります。しかし、この目的は、法が制定された原因は、新しい地方財政再生制度研究会の報告書、これは平成18年の12月にされたわけですが、それにつ

いてこういうことが書かれております。

地方公共団体の財政は、本来住民やその代表である議会の監視下にコントロールされ、健全性が確保されるべきであると、ここから問題なんですね。しかしながら、残念ながらこれまで監視制度が必ずしも十分発揮されてきたとは言えない。つまりこれは地方議会は何もしてなかったと、こういうことを言うとするわけであります。それで政府がこういう趣旨の法律をつくってやっただと。私もこの広陵町議員としてまだ4年しか経験ないんでありますが、現実に議会がチェック機能として十分果たしてきたか等、借問されれば、そうだとことを確信持って言えないということも事実であり、内心忸怩たるものがあります。そういうことであり、逆に言えば国は地方公共団体に対して一種の不信感があるんでありますね。それで4つの指標をつくったと、こういうことであります。

えらい前段階長くなりましたけども、それで平成19年8月31日に出した今のと、2番目としまして、地方財政の健全化を判断する4つの比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の推移を質問しました。これも既に資料でちょうだいしております。したがって、これを答えていただいてもいただかなくても、もう少し詳しくやっていただければありがたいと思います。

それから、c、経常収支比率は96.4%であり、前年の95.2より悪化しております。この原因も私は私で考えておりますが、理事者の方からきちっと正確な原因を教えていただければありがたいと。d、19年度主要町税、特に金額的に大きい3つ、つまり住民税、固定資産税、国民健康保険税の収税状況と滞納状況はどうなっておりますか。

1回目の質問はこのぐらいにしておきます。よろしく願いいたします。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対しまして答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 八代議員の質問にお答えをいたします。清掃センターの経費削減についてご質問でございます。また貴重な提案も数多くいただきました。

まずaでございますが、可燃ごみの処理経費についてでございます。平成19年度ごみ全体の運営経費でごみ1トン当たりのごみ処理費は4万7,600円でございます。また可燃ごみだけの処理経費となりますと、1トン当たり4万6,000円と推定しております。これは平成16年度、奈良県の1トン当たりのごみ処理費用平均が4万8,500円を下回っており、決して高い数値ではございません。

次に、bでございます。可燃ごみ量の推移についてのご質問でございますが、議会資料にもお示ししておりますが、特に過去3年間の可燃ごみ量の推移は、平成17年度7,886

トン、18年度は7,501トン、19年度は6,925トンでございます。経済情勢にもよりますが、ごみ有料化以降、特に住民の皆さん方のご協力により、人口増にもかかわらずごみ量は毎年減少している状況でございます。ご協力に感謝しているところでございます。

次、cの可燃ごみにおける紙類の占める割合についてのご質問でございますが、ごみの分析結果から紙類等の占める比率は、平成19年度におきましては平均で40.51%となっておりますが、これは年4回のごみピットから採取したサンプルの平均値でございますが、現場の状況を見ておきますと、実質的には30から35%程度と思われれます。

dでございます。可燃ごみとして出される紙類を資源化すれば経費削減になるのではとのご質問でございます。ご質問のとおり可燃ごみに含まれる紙類等を分別し資源化すれば経費節減になります。広陵町では資源の量を平成17年度と比較しますと、平成19年度におきましては紙類等で約300トン増加でございます。15%増と、住民の皆さんには分別に大変ご協力をいただいていることがわかります。今後も粘り強く住民の皆さんにPRし、資源化を図ってまいります。

次に、質問eでございます。可燃ごみ中の紙類をもっと資源化できるようPR及び協力要請はどのようになっているのかという内容のご質問ですが、広報等でも住民の皆さんにお願いし、また集団回収助成制度や生ごみ処理機等の補助制度により減量化を図っています。また、ご提示いただきました婦人会、区長自治会長等各種団体に対しましては、現在、施設見学を通じて、より身近にごみ減量の必要性や分別の効果など具体的な数値を示してご説明し、PRしているところでございます。そのほか子供たちにおきましても、まず小学4年生では、授業の一環として施設見学を通じてごみ減量の大切さを体験してもらい、子供たちから各ご家庭に減量、リサイクルの重要性を広めていただいています。次に、中学生につきましても環境学習会を実施するなど、今後も引き続き継続的に対応を行ってまいります。

次に、2番でございます。19年度決算について3つご質問をいただきました。ご承知のとおり本町の実質公債費比率は平成18年決算におきましては21.2%、平成19年度決算では20.9%となっており、いずれも18%を超えていることから昨年に引き続き起債許可の必要な団体となっております。したがって、今年度におきましても公債費負担適正化計画を提出し、起債許可を受けることとなります。

計画に対しての実施はどうかとのご質問でございますが、政府資金の繰り上げ償還の実施、新規地方債発行の抑制等、計画どおり推移しているところでございます。本年度の計画につきましても今議会の補正予算に計上しております教育施設整備等における高利な都市再生機

構借入金償還金の繰り上げ償還が補償金免除で許可されることから、さらに実質公債費比率は改善するものと考えております。交付税あるいは一部事務組合負担金等不透明なところもございますが、計画どおり推移しますと平成24年度には3年平均で18%を割り、許可団体から外れるだろうと考えています。

次に、財政健全化判断比率でございます。今年度から議会への報告が義務づけられておりますので、今議会に上程いたしております。まず実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計におきまして赤字決算となりましたが、会計総じての決算では赤字には至らず黒字決算となっており、赤字比率は生じておりません。今後の見通しにつきましても、行政改革の推進を図り、効率的な財政運営を心がけ、赤字財政にはならないよう努めてまいりたいと考えています。

次に、実質公債費比率につきましては20.9%となっておりますが、先に述べましたように繰り上げ償還等の実施により平成20年度をピークに改善していくものと考えております。また将来負担比率につきましても350%の基準に対しまして190.1%であり、基準をクリアしており、今後も事業の計画的執行により起債の発行を最小限に抑え、指標のさらなる改善につなげてまいりたいと考えております。

次に、経常収支比率についてでございます。職員数の5カ年50人5億円削減などの行政改革等によりまして経費節減に積極的に取り組んでおり、その成果は上がっておりますが、国の三位一体改革により交付税と臨時財政対策債を合わせた、いわゆる実交付税が年々減少しており、あわせて昨年度は本格的な税源移譲が行われ、税収は増加しているものの経常一般財源総額は減少しており、結果、ご指摘のとおり経常収支比率は上昇しております。経常収支比率が高くなるということは財政運営の硬直化が進むということであり、その対策は税等の一般財源収入をふやし、人件費、物件費、公債費等の支出を減らすということになるわけであります。今後の財政運営についても大規模商業施設設置に伴います経済的効果に期待を寄せ、以前から申し上げております都市的土地利用によりまして税収の確保を図るとともに、行政改革を進めながら経常収支比率の改善に努めてまいりたいと存じます。

次に、大きな2番でございます。主要3税の現年度分の収納状況につきましては、別冊で皆さんに配付しております平成19年度事務報告書227ページに掲載させていただいておりますが、平成19年度の収納率は町県民税が98.28%、固定資産税が97.01%、国民健康保険税が93.8%となっております。翌年度当初滞納繰越額で見ますと、町県民税では平成19年度は1億4,600万円で平成18年度は1億2,200万円、2,40

0万円増加しておりますが、これは税源移譲に伴う現年度課税額が8億1,100万円増加していることが影響しております。一方、固定資産税は平成19年度は約1億9,000万円、平成18年度は2億1,200万円であり、2,200万円減少しております。また国民健康保険税では平成19年度が2億500万円、平成18年度は1億9,800万円であり、700万円増加している結果となっております。

なお、平成19年度に行いました差し押さえ予告は20件ありますが、実際の差し押さえは12件行っております。各税目の納期で未納となっております納税者に対しまして送付した督促状は1万102通でありました。それでも納付のなかった滞納者に対しましては資産や預金などの資産調査を行うべく重要催告書を送りますが、その件数は1,589件となりました。これら滞納整理に向けてなお一層の強化を図るため、本年4月から副町長を総本部長にするとともに職員を増員し滞納整理専門の収納一課を設置して平成20年度もこれまで以上の収納率向上に取り組んでおります。以上のとおりでございます。

青木議長 ご苦労さんでございました。

それでは2回目の質問を受けます。9番、八代君！

八代議員 非常に懇切なご答弁いただきまして、ありがとうございます。1番目の質問は、これは理事者側も議会側も、あるいは住民もやはり町財政の厳しい認識を十分持っておりますので、それぞれの立場においてそんなに時間的、肉体的な労力をかけることなしに小さな積み重ねで、結果として大きな財政効果があるのではないかなど、こういう趣旨で質問いたしました。1万何百軒かの家があるわけですから、そこに家の処理を担当している奥さん方ですね、1万人の一家の主婦の方の細かい積み重ねがちりも積もれば山となるということでありまして、それを、そうだなあ、こうしたらなるなということをお奥さん方に率直に語りかけ、わかるような広報をしていただければ、先ほど言いましたように大きな効果を生むと。先ほど言いましたように、答弁では1トン当たり4万6,000円ほど助かると、現に300トンほど増えたと、こういうことではありますが、しかし、19年度では約6,925トン、このうち3分の1が紙とちゃうかと、こういうことでもあります。7,000トンの3分の1、約2,300トンが紙であると、こういうことですね。もちろん生ごみ、野菜ごみ、魚のごみ等を紙に包んで捨てるとか、あるいは汚物を紙で包んで捨てるとか、すべて紙をゼロにはできません。しかし、チラシとかあるいは郵便物の封筒とか細かいのでも、要は1万軒の協力であります。理事者側、職員全部合わせても200人ちょっと、議会は14人あるいはいろいろの方が音頭を取っていただくわけですが、要は1万人の住民の家計の担当者、実質

担当者ですね、ごみに関しては、に行動していただくような処理をお願いしたいと、こう思うんであります。

これちょっと私、わからないんですが、7,000トンほどがあるわけですが、紙のほかには相当水分というのが含まれておりますね。水分も考えてうまいことやれば、それは蒸発させるのに相当使うわけですから、つまり乾燥したごみにするようにしていただければこれもより大きな効果があるんじゃないかと思しますので、ひとつその辺、概略的で結構でございますので、ご答弁をいただければと思います。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 ただいまご質問をいただきました水分のことでございます。私も過去の、いわゆる旧の施設のときの水分と新しい施設あるいはよその町へ持っていったときの数字なんかを比較いたしますと、おかげさまで水分率は着実に減っております。サンプルのことでございますので確実にということは言い切れない部分もあるんですけども、従来は大体水分50%前後という把握をしておりましたが、19年度の数字を見ますと平均で37.88%ということで、従来より10%余り水分を改善をさせていただいておるといったようなことがわかります。今後も八代議員おっしゃるように住民の皆様方に、むだと言ったらなんですけども、できるだけ効率的な財政運営ができるように我々としても取り組んでまいりたいと思います。またご協力よろしくお願いをいたします。

青木議長 9番、八代君！3回目の質問。

八代議員 次は答弁要りませんが、水分と紙、あと、もちろんほかの資源ごみもありますけども、これはこれで吉村理事以下、町の職員さんもひとつ頑張っていたらいいのは十分承知していただいた結果がこの数字に出てると思いますので。ただ、濡れた布を絞るほどまではまだ行ってないんじゃないかなと。もうちょっと絞ったらどうかなと。しかもそれは直接住民にほかの面で住民サービスが、しなければ悪化するやつが悪化しないで済む、あるいは新たにこういうサービスができるということでもありますので、より細かな努力をお願いしたいし、また我々もそういう点で協力できることはしたいなと、こう思いますので、これは答弁は結構でございます。

次に……。

青木議長 2回目の質問ですね、次の項目ね。

八代議員 はい、第2問目の質問であります。これは先ほど言いましたように、資料をもらいましたのと今の答弁で大体の理解はできたんでありますが、財政厳しいいいましても、いろ

んな比率ですね、これ改善しようと思えば何ぼでもできますね。新しい施策、新たな住民サービスあるいは住民サービスを悪化されれば、これは簡単にいけるわけです。ですからそやなしに住民サービスを今よりも悪化しないで、あるいは新しい施策に取り組んでいただきながらこの比率を維持せないかと、こういうことで非常に難しいところがあります。ありますけども、いざいろんな再建団体等になりますと、夕張のように、あるいはほかにも近々出てくる可能性があるようですね、この4つの比率から見まして。そのときになってからでは遅いんでありますから、やはり住民サービスを十分念頭に置きながらやっていただきたいと思うんであります。

それで質問をちょっと絞ってさせていただきます。私は19年度の3月議会ですか、このときに町税滞納に対して、これ細かく答弁いただきましたけど、もう一括でやります。

町税滞納に対する延滞金の徴求についてという質問を19年、昨年度の3月議会ですべていただきました。趣旨は、延滞金についての法的根拠とか国、県の当件の指導の有無とか過去3年間の延滞金徴収の状況あるいは延滞金減免に対する内部の事務処理の動向はどうなってるか等々お聞きしました。そして今回決算書を見ますと、延滞金がかなり決算書では大変たくさん徴求されております。前回の19年3月のご答弁いただきましたときには、平成16年度は24万4,700円、17年度は57万8,000円、18年度は12月末現在、決算を3カ月残して10万4,300円、このときには私はかなり言わせていただきました。滞納金額から比べて延滞金は取ってないちゃうんやろかと、不作為の罪があるんじゃないかとかいろいろ申し上げました。しかし、今回は非常に延滞金について徴求しております。

私は、延滞金どうのうは何ぼ入ってもたかが知れとるんで言うわけやないんですが、延滞金を厳しく徴求するということが滞納の増加につながらん、滞納を減少させるという、こういう意味で申したわけでありまして、もちろん自治体がすることでありますから一般の市場の金融業者がおくれを取り戻すような病人の布団を引っぱがすようなことは当然できないのは言うまでもありませんけれども、やはり不心得な滞納者からは厳しく法に基づいてやるのが適当だと思います。その趣旨でなったかどうかわかりませんが、この決算書では非常に驚くべき数字が入っとるんですね。これはどういうことですか、500万円台でしたか、延滞金が入ってるのが。これは先ほど言いましたように、その前の3年間は20万とか50万とか、これの10倍以上入っていただいた。これはやはり収税担当者の方の努力によるところが非常に多いと思いますし、努力もありますけど、当然国民健康保険税も従来に比べたら入っていると。その辺につきましてどういような努力をされたんか、ちょっとお聞きしたいと

思います。

青木議長 松井収納対策本部長！

松井収納対策本部長 延滞金に対するご質問でございます。今どういう努力、方法をとったのかということでございますが、まず……。

八代議員 金額もあわせて。聞いてますけど、一応もう一回答えてください。

松井収納対策本部長 金額、19年度の場合でしたら一般会計で208万7,500円、国民健康保険特別会計で52万2,000円となっております。一番最新の今年度の数値でございますが、20年8月末現在でございますが、一般会計で300万7,950円、これ5カ月分でございます。国民健康保険特別会計の方で51万2,050円ですので、もう既に半年足らずで19年度の決算を上回っております。

以上が数字でございますが、増えた理由でございますが、住民の皆さんに周知徹底することということで、広報の掲載をまず行いました。税金を残しますとこういうふうに損をしますよと。例えば初めの1カ月は4.7%の延滞金がかかります、2カ月を超えますと14.6%、年率14.6%という、もうサラ金並みの延滞金というのか、それがかかるということを載せさせていただきました。それと同時に、納税通知書、例えば固定資産税、県町民税、それから国民健康保険税などの納税通知書を送るときにも、それぞれの納税通知書に同じような内容で延滞金、また督促手数料も残された方にはいただきますと、そういうことのPRを行いました。その結果、現在のこの延滞金の増加、また収納率、今年になっても収納率は大分増加しております。八代議員さんのいろいろご提案によりましてのこともございますが、収納対策本部としまして初步に返りまして、やはり善良な納税者の方に対します、それに対します滞納者に対しまして一応のペナルティーといたしますか、本来の法律に定められました延滞金、督促手数料をいただくという方針でこれからも進めてまいりたいと思います。

青木議長 9番、八代君！

八代議員 この前、かぐや姫まつりで私も多少参加させてもろてたんですが、隣のブースの美原町がへしこを売ってたんですね。それでちょっと暇な時間にしゃべれたんですが、あそこは広陵町の人口の約3分の1ですね、1万2,000人ぐらいですか。ところが、財政規模どないでっかと言うたら80億いうんですな。広陵町は3倍で100億ですからね。やっぱり原発があると、その原発の固定資産税ですな、固定資産税に占める関西電力等々の原発に伴う固定資産税が約9割やと言うてました。こういうのはあんまり参考にならないんですけど、広陵町の場合は非常に細かい固定資産税を細かく集めてやるわけです。もちろん住民

税も一緒ですね、大金持ちがあんまりあるようには聞いていない、そういうことで町民全体あるいは事業者の方も含めて税に対するモラルハザードを起こさないように、そして納税意欲を減退させないようにしていただくということで、今回この決算書をもろたときに収納率を見ますと、あんまり目立って向上はするようには見えなかったんですね。だけど、延滞金のところ見たら増えてた。私、延滞金何ぼ取ったってせいぜい100万単位の問題ですから、それはそれで大したことにならないんですけども、これで多少は住民さんが納税意欲、納税意識を持ってもらって、不心得な納税者を増やさないようにしていただくという一助かなということで、部長に答弁いただいたわけであります。

もちろん重ねて、当然のことで十分承知してはると思いますけども、今の経済の時節柄、非常に生活が苦しくなってることも事実であります。したがって、私がやいやい言う延滞金につきましては、不心得な納税者、特に固定資産税なんか資産があるわけですね。年間税額の300倍から500倍程度の不動産資産があるわけですから、住民税あるいは国民健康保険税のように実際5万、10万のお金も財布を逆さにしても出てこられない人も多々あるわけですから、その方々に対してはやはり丁寧な温かい納税相談あるいは生活相談に応じていただいてやっていただくことは当然していただいたと思った上でやっておりますので、その辺をひとつ、もう一度細かくやっていただきたい。そしてお金のある方には厳しく。現にそれだけ取れたということは、今まで取れなかった税金、例えば決算不納にした金額から見ますと、やはり今後そういう事態を起こさないように、決意だけで結構です、今のところ取り立てようやっていただいたなというのがこの2つにつきましては私の感想ですので、その点概略的に町長、ひとつお願いできたら、私の質問を終わります。

青木議長 よろしいですね。以上で……。

八代議員 いや、ちょっと待って。ちょっと決意の表明ぐらいしてもらわな。

青木議長 ほんなら山村副町長！

山村副町長 私が収納対策の総本部長という立場にございますので、決意を申し上げたいと思います。

以前から税の徴収についてはいろいろとご意見をちょうだいいたしまして、延滞金の件につきましても我々が確固たる姿勢を持って徴収業務に当たられるということで応援をいただいているということで、感謝を申し上げたいと思います。延滞金は理想とすれば決算書に延滞金が金額がゼロという状態が一番理想かと思えます。しかし、なかなかそうもいきません。いろいろな納税者の方がおられますので、いわゆる資産や財産がありながら納税を遅らせて

いるという方につきましては厳しく対応するように申し上げておりますし、また生活が非常に苦しいというような状況の方もたくさんおられます。そういったことにつきましては、納税事務に当たる職員には厳しさと優しさを両方兼ね備えて当たるようにということを常々申し上げているところでございます。今後もそのような姿勢で臨んでまいりたいと思いますので、また応援の方よろしくお願いを申し上げたいと思います。

青木議長 それでは、以上で八代君の一般質問は終了いたしました。

続きまして、坂口君の発言を許します。6番、坂口君！

坂口議員 6番の坂口でございます。先ほどの八代議員、サラリーマンOBの八代議員の財政に関する質問ということに続きまして、私ももう定年になったんですが、サラリーマンOBですので、ひとつ財政面というところから質問を始めたいと思います。

このたび19年度決算、今議会決算議会なんですが、決算の個々の数字については決算委員の各先生方をお願いして、それで決算していただくと、こういうことになるかと思えます。私はちょっと総括的に大きな考えから、CEOたる町長の考えをちょっとお聞きしながら、19年度の決算をどのようにして生かすかということを考えたいと思います。

広陵町の特徴、決算カードとかいろんな面に出ております。広陵町の指標の特徴としては、住民、いわゆる税金を払う人、個人住民税が大半ということになっております。町民税、個人が20億払ってると、それに対して法人が1億5,000万、いわゆる企業城下町ではないということです。個人が主力で払っているニュータウン、広陵町の町のここに特徴が1つございます。

2つ目、課税基準額も資料もらったのに載っております。課税1,000万円以上、いわゆる1,000万プレーヤーが335人。町長もこの中に入ってると思うんですよ、335人。たった335人しかおらんと、3万人の人口で1%。これが例えば芦屋とか神戸とか、その辺行くと1,000万円以上のプレーヤーが人口の5パーとか、そのぐらいになってくるんですよ。広陵町の場合はいわゆるサラリーマン層、500万以上700万、この辺のクラスが大体ぐわっと固まってるということで、典型的なサラリーマン、これはニュータウンの人間がちょっと3分の1以上増えてそういうふうになってるのかなということをおもいます。

もう一つ、そこのお手元の資料に出ております各収入者別、いろんな事業をしてる収入者別の人数も出てるんですよ。そこで農業収入者なんてわずか数人。見てもろたら、私もえらい少ないなと。広陵町は非常に広い農村、農業地域はあるんですが、農業の収入ではもう税金も払われへんと、こういうような状態になってきているということに、ここにまた一つの

大きな特徴がございます。

今回、決算ということで、こういう資料が出る前にもうちょっと質問状書いてしまったんですが、私が議員になったとき、16年前は広陵町は非常に優秀な財政でした。そのときは、いわゆる靴下産業とか農業でもイチゴハウスとか促成栽培ハウスとかいろいろございました。靴下産業はまだ百何十社か、何か聞いたら物すごい出たと、こういうような時代で非常に優秀。広陵農協っちゅうのがありましたけど、県下で単独で一番ごっつい、農協自身が広陵町の農協が一番ごっついと、このような時代でございましたので、まさしく何か今から考えると広陵町の黄金時代はその辺だったのかなと思います。そこから、いわゆる収入が個人ベース、個人の町民税の収入にどんどん変わってきております。法人税がわずか1億5,000万ということは、個人の負担というのが20億ですから1割もないということは非常に中小零細企業が多いと、こういうことにもなってくるのかなということを考えてます。

かつて県下でも優秀な財政構造でございました。テレビスクープであって、ちょっとショックだったなあと、こういうようなことであつたんですが、その後、財政当局の危機感もありまして、今回財政運営にやや光が見えてきたかなというふうな報告書をいただいておりますが、これについてちょっと私の見方は違いますので、その辺の見方をしながら質問したいと思います。

公債費比率も過去最高になって、その後だんだん減ってきましたよと、先ほどの答弁でも平成24年では18%ぐらいになるかなと、こういうようなこともお話を聞いております。その後はなだらかに減少してくるのではと、こういうふうな見通しも持っております。今回の決算の数字、次年度にどう生かしていくのかということでございます。今回の決算の数字ちょっと見ていただいて、バランスシートのところにいろんなお金が載っております。ここにも広陵町の基金の状態はこうですよというのが載っております。ご存じのように基金、いわゆる貯金ですね、この資料の基金残高、12年度は大体30億ほどあったのが今19年度ではもう14億、半分ぐらいになってしまつたよと、貯金もだんだん減ってきましたねと、こういう数字の状態。

もう一つ私がよく気にするのが経常経費。この指標等の推移の中の経常経費、ここに出ております経常収支比率、これは12年度の84からどンドンどンドン、もう96%を超えて97%になってきてると。これはいわゆる硬直化を示している経常収支比率ですね、絶対こんどけ要るんやという比率がこういうふうになん年上がってきていますと、このような数字。このような数字あるいは広陵町自身でキャッシュ、お金があるんです。貯金は、いわゆる減

債基金とかいろんな基金は、これはもう目的決まっておりますからそれはしゃあないということで、財形の方で手持ちのお金がバランスシートのところを見てもろたら5億ほどキャッシュはありますよと、こうなってるんですが、この5億のお金は、いわゆる毎月、毎月いろいろな支払いせなあかんで、それに払っていく、商売でいうたら運転資金みたいなもんですね、毎月、毎月払っていくよと。5億ほどのキャッシュ、純然たるお金があるよということの一般の支払いに充てるお金が5億ほどありますよと。

このような大きな数字を見ながら、今回、財政健全化の審査意見書にもございます。先ほどの副町長の答弁と財政当局の説明では、実質赤字にはなってないですよと、連結実質、これも黒字ですよと、実際、実質公債費比率も普通やったら25%のところ20%で広陵町はましよとか、将来負担増も普通350%だったらもう赤ランプついてるんですけど、190%で大丈夫と。何か話聞いていると、ほんまに大丈夫かなという話の一応資料にはなってんですけど、果たしてそれはいかがなものかなと、こんなもんで安心してええんかなというところがございます。この辺からの数字、具体例は帰って資料を見て数字を取り上げてみたいので、今回の決算の数字ですね、こういうような数字、資料も出ております。これを次の次年度以降どう生かしていくのかということですね。

広陵町は、見かけ上は別に赤字でもないし、黒字になってますよというのが先ほどの報告やけど、僕、どうもその辺もあんまり、ほんまかなという、もろ手挙げて喜ばれないんですわ。実際、隠れた借金の額とか、すぐお金にできる現金の持ち高とか、それから考えていきますと、公共事業でも何か200%の黒字ってなってるんですよ、それを見たらね。三角200というの黒字の200%ということですね、公営事業体の。黒字が200%なんて、それはすごいですよ。そりゃよく見ると、水道会計16億ほどお金があるんですよ、キャッシュを持ってますわ、貯金がね。ところが、そのお金はだんだんだんだん、もう真美ヶ丘もできて30年近くたって、水道管の入れ替えとかタンクの入れ替えとかこれから入ってくると思うんですけど、こんな200%の黒字で果たして安心してええんかなということもちょっと考えておるんですが、その辺については、また細かいことですね、2回目の答弁で聞きたいと思います。この今回の決算の数字を見て、次年度以降にどう生かしていくのかということについてお聞かせ願いたいということでございます。

質問の2番、国保会計についてであります。盛んに先ほどから連結したら黒字やから大丈夫やということも財政当局おっしゃるんですけど、個々一個一個見ていって、ちょっとその辺の原因を掘り下げて、どうしたらいいんかということをお聞かせ願いたいと思います。

過日に国保運営委員会、こういうのがありまして私も出てるんですけど、2億数千万の今回赤字やと、こういうことでした。内容は、広陵町の場合は高齢化比率15%、16パーか、よそより非常に若いんですわ。よそは県内は20%ぐらいいってるんですかね。広陵町は非常に若いということで、医療費とか個々に見ると、広陵町の場合は言うほど医療費をどっと使うてるわけでもなし、保険料も言うほど高くもなく、安いお金で効率よくやってると。医療費も、そんな難しいほどそんな医療は高いのを使ってるというわけでもない。これは資料に出てましたからね、広陵町は非常に健康づくりの町になってると。まして若いからあんまり病気にもならないと、こういうことはデータ上で出てるんですよ。データ上では少ない保険料で、医療費も少ないし、非常に健康的な町づくりをしてると。まさしく町長がいつもおっしゃってるような、これはぴったり結果が出てきたんかなというふうな感じもするんやけど、だけど、個々の国保の会計だけで見ると、何やの、この赤字はと、こういうことなんですよ。

この赤字の原因は、やはりどういうところになってんやと、この辺をちょっと探っていきたいと思います。医者にかかり過ぎてちょっと医療費使い過ぎたんか、あるいはどっかほかにも大きな要因があるんかと。あんまり黒字決算やったら黒字や黒字やという、こういう数字を町民の皆様言うて、いや、国保料値上げでんねんと言うたら、何やってまんねんというような、このような話にもなりかねないので、実態はどのようなところに問題があるんやというところで、どうなってんやと、事実はどうですよと、こういうこともやっぱり個々細かく。広陵町の住民の方の特徴として、私、真美ヶ丘に住んでるとよくわかるのは、物すごい町の広報詳しく見てるんですわ。読んで、この数字おかしいですって聞いてますねん、私に。私に言われてもちょっとわからんなど。だけど、物すごく細かく読んでます、いろんな数字も。それはやっぱりサラリーマンやってたらそういうとこに目行くんでしょうな、物すごい細かいこと聞いてきます、料金どうやとか、何で上げらなあかんのやとか下がるんちゃうかとか、いや、やっぱり上げらなあかんちゃうかちゅう人もいてるし、こんなん企業やったら倒産してるでと言う人もいてるんですよ、実態的な借金の額から言うとな。今、自転車操業の状態ということが合うてんちゃうかなと思います。町民にこの実態をどう知ってもらうのか、この辺についてもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

3つ目、先ほどもありましたが、やはり広陵町も収入、いわゆる税金を増やす方法を考えなくてはいけないというのがあります。多くの地権者さんからもよう聞かれます。神座さんの商業施設ですね、いよいよ実施と聞いたと、そこで予定地で駐車場に貸してあげたいと、

このような方の地主さんも、大体いつからあれ出来まんねんということとか、かなりの駐車料金が、駐車場土地代が入るようならということもおっしゃっております。非常に期待感が大きい、その辺もあります。長年ちょっと地主さんあるいは近隣地域、果ては町財政には期待が持てるのではないかなという商業施設であります。都合で大分延びて、農家の方は今年米取り入れるんですけど、もう今ごろから農協に発注せないかんいうて、苗っていうんか、今から何ぼ要りまっかちゅうような、こんなこと言わなあかんので、来年も作付せなあかんか、どうやろなど、はっきりしてくれと、こういうふうなことをおっしゃられております。この辺のことで、やはり今回具体的にいよいよスタートだよと、こんなことを聞かせてもらいましたので、具体的な進歩と工程、このぐらいの日程はこうなってるよというようなことはどうでしょうかということ、以上、今回は3点に絞りました。よろしく願いいたします。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対しまして第1回目の答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 坂口議員の質問にお答えをしたいと思います。

町の財政分析を行っていただいて、その特徴をお述べをいただいたところでございます。ありがとうございました。今回の決算の数字を次年度にどう生かしていくか、この質問でございます。国の構造改革のもと地方財政計画は年々縮小され、それにより交付税が減額されており、地方を取り巻く環境は一段と厳しくなっております。そうした中、行財政改革を推進し、5カ年50人5億円削減を目標とし、特に人件費におきましては、他の自治体に見られない職員の減少となっているほか、地代の引き下げ、これは借り上げしている土地のことでございます、入札制度の見直し、電算アドバイザー導入によるシステムチェックなど経常経費の徹底した削減策に積極的に取り組んできたところであります。

また、地方財政対策として実施された政府資金の補償金免除繰り上げ償還等により実質公債費比率は改善される所となりましたが、地方交付税等の減少が大きく影響し、抜本的な財政の回復には至らず、経常収支比率は依然として高い数値で推移すると考えております。財政の硬直化が懸念される所でございます。決算の財政指標を今後どう生かしていくのかとご質問でございますが、経常収支比率が95%を超えていることから、八代議員にお答えしたとおり税収の確保に全力で取り組むとともに、引き続き行財政改革を断行してまいりたいと存じます。

次、2番の平成19年度国民健康保険特別会計の決算につきましては、歳入歳出差し引き

で2億4,212万9,000円の赤字決算となりました。このうち前年度までの財源不足による1億2,131万8,000円の繰り上げ充用を行っているため、平成19年度の単年度収支としては1億2,081万1,000円の赤字となったものでございます。

財源不足となった要因としては、近年の医療費の増嵩とあわせ介護保険に係る納付金について制度創設以来税率の見直しを行っていないことから、その財源不足が累積してきているものと分析しております。現行の税率設定時、平成12年度における保険給付費全体では1億400万円でありましたが、年々増加の傾向を示し、平成19年度においては1億7,300万円となっております。介護納付金においても制度開始時の平成12年度の納付額が9,100万円で、平成19年度には1億7,400万円に伸び、この間の介護給付金に係る税と国庫負担金を差し引くと累積で約1億4,000万円の財源不足を生じてきております。単年度収支が均衡する状況であれば赤字は増加しませんが、このままではさらに赤字が積み上がる状況にあると考えております。今年度からスタートしました長寿医療制度による財政効果を見極めるとともに、町民の方には、このような決算状況をご理解いただきながら、特定健康診査を初め健康への意識をさらに高めていただくよう、あらゆる機会を通じ周知啓発をしてまいりたいと考えております。

次、3番目でございます。安部地区の商業計画についていよいよ実施と聞いたが、工程はどうかというご質問でございます。答弁としまして、安部地区の地区計画における大型商業施設誘致に関する件についてお答えします。過日の全体協議会において、平成21年秋のオープンに向けてのスケジュールを計画図面でお示ししてご説明申し上げたとおりであります。その進捗状況についてお答えします。

一番の難関でありました農用地に関する進捗でございますが、先ごろ農用地の除外について国の内諾を得ることができました。今後は、これを契機として都市計画関係や開発許可関係の事案について加速がつくと予想しています。例えば都市計画関係の進捗でございますが、今月末における近隣市町村への説明会に引き続き地元住民への説明会、全住民への公告縦覧、そして町の都市計画審議会へのご審議を予定しております。企業が行うべき開発許可関係については、県関係各課は地区計画の進捗を見計らって都市計画法や建築基準法上の開発申請、大店立地法届け出の事前協議を行う予定をしております。国や県の関係課は、本町の大型商業施設誘致に関し積極的に対応していただいております。したがって、当初からの計画どおり平成21年秋のオープン実現を目指し事業者とともに進めさせていただいております。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、2回目の質問を受けます。6番、坂口君！

坂口議員 それでは、具体的な事務報告書、これを見ながらちょっと個々の数字について再度確認していきたいと思います。

この事務報告書の19ページ、私、こういうところの数字を見るのが物すごい好きなんです、この19ページに健全化判断比率等の状況ということで、町の財政はこうですよ、これを見てくださいと、こういうことになっております。いずれこれがまた広報にも出るのかなということだと思うんですが、この数字を見てみますと、広陵町、じゃあ、現在どうなってるのと、こうなるんですが、この結果、この数字を見る限り実質赤字比率、△6.64ちゅうことは、これは黒字やということですね、三角ですから黒字ですよ。連結でやっても△27、いわゆる27の黒字ですよ。ですから広陵町、連結やっても実質でやっても黒字だから何ら心配ないですよ、財政再建基準から比べても非常にいい数値ですよ、このように見えることは見えるんですけど、果たしてそれでいいのかなと、こんな数字を見て気持ちが緩んでもろたらちょっと困るとというのが私ら民間出身者の意見でございます。

じゃあ、具体的にどうなってるのということになって、さらにその具体的な資料ということで、ここに決算額、指標等の推移ということで書いてもらっております。この見方と両方合わせて、これを次どう読んで分析していくんですよ。これはCEOである町長の責任です、最高経営責任者なんです。我々は、会社で言うたら監査役みたいな感じなんです、経営の方針によってどちらでも、リーマン・ブラザーズも倒産したちゅうのは、これは運転資金がなくて、あつという間になってしまうんですよ。最高責任者がやっぱり責任取らにやいかんと、こういうことで我々監査委員は厳しい目で監査すると、こういうことでございます。

この決算額、指標等の推移を見ると、この数字の中の経常収支比率を見ておきますと、もうご存じのように、どんどんどんどん上がってきてる、これは硬直化してるという数字なんです。98とかいうのは、これは寝ててもお金こんなに要って、収入と支出が何や何もせんでもこっだけ皆お金飛んでるじゃないかと、こういう経常収支比率、この数字が上がってくる、年々アップしてきたと。

もう一つ、やはり企業はいわゆる運転資金なり貯金なり持つかんと、これあつという間にもう銀行貸さない、こういうことに今なってきてるんですよ。国も貸さないけど。銀行貸すのは利子高いときには貸しますと、こんなこと言うてますねん、特別でね。今までみたいに3か何や知らんが、もうこれでそろそろ金利上がってきますよ。それで利子高うしてくれたら貸しまつせと、こういう話になっております。もう動きはそうなってるんですわ。国が

てそうですよ、こんなもう安いのは貸さないよと、あとは地方自治体の責任やと、このようなことを言うて、経営責任ですと。何かどことも同じようなことを言うてますと、民間企業と。

この中で私、心配なのは、経常収支比率、毎年、毎年ごくごく上がってきたと、こんなもうじき1になるんちゃうかと。98でしょ、今98何ぼですか、このような数字。基金が毎年、毎年減ってきちゃって、私のときは30億と、こういうふうな認識あったんですが、貯金30億持ってんやと。広陵町の町民税、年間15億ぐらいやったんよ、そのとき。年間15億で2年間行けませと、税金集めらんでも2年間のちゃんと貯金あるんやと、このようなことを言うてたんですけど、どうも最近その数字が非常に毎年確実に減ってきているということにちょっと心配してるんです。普通はちょっと基金積み立てて、また昔の勢い取り戻そうかなと、こういうふうにせなあかんと思うんですが、毎年、毎年貯金減ってきたと。この2つの数字からですね、経常収支比率が年々アップしてる、貯金残高がそれに反比例して年々下がってきている、このような数字の中から次年度予算に生かしていくか。この中から借金の公債費返していかなあかんという、この問題点がありますね。これをどういうふうに予算の中で生かしていくのか、それが1つ。

2つ目の質問ですが、19ページの公営企業の資金不足比率と、こう書いて、広陵町の数値は公営企業は、いわゆる水道とか下水とか、これ公営企業なんですが、広陵町の場合は資金不足は三角の205%で、資金どっさりありまんねんと。この表現みたら何か広陵町は超優秀な公営企業やから別段そんな下水道の料金をまたかえって上げらなあかんとかって、別にそんな上げやんでもええんちゃうのというふうな感じがせんでもないような気もするんですけどね。この中身見たら水道関係の16億か、15億か、これ入ってるからこないごっつい大黒字みたいな、信じらんような黒字の……。いや、この数字から言うてですよ、普通、健全経営20%こういうふうにしなさいというのがあったんですけど、これから見たらすばらしい数字やなど。こんなことで喜んでたらいいのかと。下水道の料金、近い将来ですけど、これやったら反対に下げられなあかんのちゃうかなというような感じもするし、連結でも黒字でんねんちゅう、これ20%黒字やろというたら、ちょっと我々も意識変えなあかんかなちゅう気もせんでもないんですけど、この辺を果たしてどういうふうにかえたらいいのかということですね。やはり町長のこれ方針になりますので、この辺について2回目の質問、次年度以降にはこれはこういうふうに生かしたいということに対する質問でございます。今心配してるのは、いいという報告を聞いたんですけど、実際の数字から見ると、こういう不

安点があるということを私ちょっと取り上げてますので、その辺の回答をお願いしたいと思います。

青木議長 それでは、笹井総務部長！

笹井総務部長 財政健全化判断比率の4つの数値をとらえて、広陵町の財政力をどうかというふうなご質問でございます。地方分権時代、あるいはまた地方に対する税源の移譲と、こういったことで、地方が責任を持って町財政、町運営をしていかななくてはならないという時代に入ってきた中で、この比率というものはそれぞれがその団体において財政力がどうか、また収支のバランスはどうかというふうな個々の比率を地方、地方の自分自身で確認をしながら、今後、行政運営をしていかなければいけませんよという一つの判断基準として法律が定められたものでございます。そうやってまいりますと、当然地方財政を取り巻くすべての環境につきまして議会の皆さん方にも関与をいただき、広陵町の財政というものの関連数値をどのように把握しているかというふうなチェック機関でもって今回この比率につきましてもご提案、ご認可をいただいたものでございます。

それぞれの比率によりまして楽観視することは当然できないわけございまして、一つの比率としての判断をしてまいります。当然赤字でなければ比率は出ません。そして私どもの公債費比率につきましては、やはり過去の借入金によりましてこの健全化基準の数値にやや近づくという危険性がございますので、公債費比率健全化計画を持ちまして今後の起債の発行、そしてまた借入金の繰り上げ償還といったものを計画をしておるところでございます。一つの数値としてとらえられるべき数字でございますので、国保会計、そして介護、老健、こういった会計につきましては苦しい状況は変わりございません。ただ、それぞれが独立の会計でございますので、足し算をして赤字比率が出ておらないということでございますけれども、個々の会計につきましては、それぞれの独立採算制によって今後の財政運営については堅持していかなければいけないというふうな状況にもなってまいります。

それから、公営企業の資金不足比率でございますが、こういった比率につきましては、水道局、現在のところは健全経営をしていただいております。当然積立金あるいは剰余金が大きくウェートを占めておるわけですけれども、今後、真美ヶ丘のやはり水道管にしても計画的に取り替えをしなければいけない、あるいはまた施設の改善をしていかなければいけない時期が来ると。こういうことで蓄えとして資金を持っておると。ただこの数字だけで安心、楽観視することはすべての会計におきまして許されないというふうな状況でございます。当然、経常比率についてもお触れいただきましたですけれども、経常比率はいわゆる一般の経

費、一般の収入、この比率でございますので、一般の収入と一般の経費というものを比べた場合に、もう95%という数値になるわけでございますけれども、これらはやはり一般の経費に税金を使ってしまうことは許されないというふうな状況にもなります。そしてまた投資的の事業という展開の中では依存財源というふうなことも確保していかなければいけないというふうになってくるわけでございます。いずれにいたしましても、この数字をもとに自主的に判断をし、今後の行財政運営に努めてまいりたいと、かように思っております。どうぞよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

青木議長 3回目の質問を受けます。6番、坂口君！

坂口議員 経常収支の比率ですね、これは高くなるとすぐ職員を減そうと、人間を減らそうと、人間を減らせば簡単にこの経常収支の比率というのは、また楽になってきたなど、こうなるんですわ。ところが、現在の職員はぎりぎり、きりきり舞いやと、残業もしたらあかんしと、もう非常に厳しいということは、このたびちょっと新規職員採用と、このように来たと思えます。私、ここ3年か4年もうどんどん定年で、私も定年なったんですよ、そちらさんに座ってる方、何や次の議会になったらおらんがなど、こういうような方も、それは1人じゃないんら、2人、3人と出てくると、やっぱり減ってきたなど、こういうふうになりますので、この経常収支の数字も必要ですけど、もうそろそろ人も限界にきたんちゃうのかなということで、やっぱり若い人の採用というのはこういうことも考えて活気のある広陵町政をつくっていただくということをちょっと願ひまして、見てくれの数字は、ええ、黒字やと、こういうことで決して緩んではいけないと私言いたいんです。それで表面には非常によその自治体に比べたら、おお、数字やんかと、こういうようなことで町長も自慢できるんかわかりませんが、内容はなかなかしんどいです。小さい人口で借金を大きいのは実際しんどいんですわ。それで住民も個人住民税が大半ですからしんどいので、その辺気引き締めながらしていただきたいと思ひます。これは要望ということで、また次年度のどうせ予算組みますので、そこで予算組みのときに、私、今回決算委員に入っていないんですわ。次、予算委員会に入りますので、そのために、まず前もって言うといいて3月の予算委員会で厳しい質問をして、どのようにいかせてろうと、こういうようなことで聞きたいと思ひますので、また次の予算のときにお願ひしたいと思ひます。

2番目の数字であります。国保、この数字、非常に見てくれの赤字もごっついと、毎年、毎年の赤字の持ち越しもごっついと。これは分担金が多いんちゃうかな。確かに国の制度上による赤字、こんなん何で市町村がそこまでせなあかんのんというところもございませぬ。民

間の組合の保険ももう解散してしまえと、このような流れが出てきたちゅうのは非常に怖い話で、全部こっちの国保に入ってくるんですよ、市町村の。私ももうちょいたつとここの国保に入って、次は値上げ反対とか、こういうので利用者側代表になるんちゃうんかなと、こういうふうなことになってくるので、この辺の赤字の探り方、これどうしたらいいかということで、私もいつも言うてやけど、ちょっと未納の人ようけたまってまんないかと、この辺もちょっと払うてもろたらこんな値上げせんでもええんちゃうんかなというふうな気も……。ただ、住民はわからないから、住民はこんな何で上げんのんというような話にすぐなりやすい。

私も何でも賛成、賛成と言うなど、議員は、とりあえずまず議員ちゅうのは反対せいと。私もだんだん高齢者の仲間に入ってきたんですよ。もう来年60やからそろそろ老人会とか、そういう方々のご意見をいろいろちょうだいせなあかんかなと。今までは成年でしたけど、次はそっちの方へ移っていきますので、やはりそういうご意見の方も非常に多いというので、この国保の会計については、心配してるのはいわゆる滞納ですわ。これを放置しといて値上げちゅうことは絶対だめよと、こういうふうにもう早々とくぎ指されてまして、その辺もちょっと当局、事務方しんどいけど、ここを解決せんと、はい、わかりました、じゃあ、値上げしますというふうになかなかこれならないというの雰囲気わかりますので、その辺ちょっと当局、どうしたらいいんやろな、吉村部長と、こういうことなんですけど、吉村部長は定年まだやので、まだ頑張っってこれ続けられますので、その辺ちょっとどうでしょうか、お願いいたします。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 滞納と赤字という大変難しい問題について、我々事務担当者といいたしましても大変苦慮しているところでございます。県下39保険者、いづこも滞納というものは抱えております。広陵町の滞納の額がそれらの団体と比較したときにどうかとか、いろんな議論を我々としてもさせていただいております。先般の国保運営協議会にも資料として配付をいたしました参考資料の中で、奈良県下の39保険者の税率表というのも添付をさせていただきました。それらを見ますと、やはり滞納の問題をしっかりと議論しながら適正な税率というものもご議論をいただきたいなというところでございます。県下で下から2番目の税率というところでございます。特に介護納付金に係る部分について、これは広陵町の場合、制度ができてから一度も値上げをさせていただいてないと。その結果、毎年数千万の持ち出し、いわゆる一般の保険税の方から介護納付金分を支出をしている形になっているということも

ございますので、幅広いご議論を今後お願いしていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

青木議長 3回目の質問。

坂口議員 吉村部長、これからも財政のこの中でプリンスと、このようなことを言われますので、ひとつその辺ね。これ私ごとで、私、よそから広陵町に来たんですよ。吉村部長だけが学友ですね、私の後輩ですので、同じ学友会なので、その辺もちょっといろんな知恵を拝借して、いや、私もうれしいんですよ、広陵になってだれも……。その辺のちょっといろいろな当局の知恵も拝借していい方向へ行きたいと、このように思ってますので、またよろしくお願いいたします。

さて3番目でございます。いよいよ神座さんのこの計画であります。これには2つ今までいろいろ聞かれてるんですが、1つは、農地を貸す予定の方の予定ですわ。これでやっとこさ決まったよと、もうあとは予定どおり進むよと。もう一つは、地元のあの近くの方ですね、実際すると車の通行量の関係。あそこには10数件の家おられます。道を新しくつけると、このようなこともありますので、その辺の、これはもうあと1年とちょい、実質的には1年ぐらいの工事でなると思うんですよ。そのときの実際はどうかかと。ところが、今ちょっと国のあれでストップしてますねんという、こういうようなことで地元の人も非常に心配すると。実際つけたらこんなかな、あんなかなということで心配してると。

その辺についても、やっぱり当然これからは計画を進めて具体的な話になって地元の話にもなると思うんですが、これは要望だけなんですけど、西から入るんか、入り口から入ってくると回って出ていくと、こういうふうなルートですからその辺はどうかと。この辺の方あるいは近くの農地をお持ちの方、その方は外れてるんやけど、またごみをほかすとかなんとかかんとか、それが非常に心配やと、その辺もちゃんとやってくれよと。入ったら駐車場貸していいやけど、その辺の線引きごっつい大きな差があるということなので、その辺の当然いろんな補償か、地元の補償とか出てくると思います。その辺も真摯になってお話を聞いていただいて、この計画、ダイヤモンドバスの留まるようにも考えてるということなので非常に期待感を持ってるといいますので、真摯に対応していただきたいということで、ちょっと昼間延びましたので、私の質問はこの辺で終わりたいと思います。要望ということでお願いします。

青木議長 答弁はいいわけですね。

坂口議員 いいです。

青木議長 わかりました。

それでは、以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩をいたします。再開は1時30分から行います。

(P.M. 0 : 17 休憩)

(P.M. 1 : 29 再開)

青木議長 休憩を閉じ再開をいたします。

次に、一般質問、松浦君の発言を許します。13番、松浦君！

松浦議員 議長のお許しをいただき、13番議員、松浦敏信、質問時間をいただきます。傍聴席の皆さん、またテレビの前の皆さん、おはようございます。(不規則発言あり)これもユーモアの一つです。

まだまだ暑さ残る日々が続いています。皆様、いかがお過ごしでしょうか。21世紀は心の時代と言われていますが、日常生活においては、食生活に大事なもとである米、肉、すべての食料品が安心して食することのできない事態が生じています。事情はテレビ、マスコミ、メディアを通して国民の目と耳に毎日伝わっていることでしょう。衣・食・住の食が安心してできなくなれば、オーバーに申しますならば人間の存続も疑われます。今、国会では総裁の選挙が22日に行われるが、期待するのは人に優しく、自分に厳しく、信念を持って国政に歩まれる総裁誕生を望んでいます。現在の政治を静観しますと、与党も野党も不言実行者でなく、有言論者にすぎないと言っても過言ではないと信じています。これは皆すべて机上の空論とも言える。野党の話聞いていますと、福田総理に対して退陣を促す行動とも言える論を発し、退陣を余儀なくされると今度は無責任と言う、そして批判論が飛び出します。このようなことを続けて国民のためにマイナスこそあれば、プラスにならないと思います。今日、現在は米の輸入問題、汚染問題、偽装問題、数多くの食料品だけでなく人間も汚染されているように私は感じます。

この汚染の原因といえば、あえて申しますと、だれの責任でもありません。それは人間自身である。この際もう一度世の中、初めを見直しはしませんか、見直しをしたいと思います。皆さん幸せになるには最低の3つの条件があります。1つには健康、2つには愛情、3つには経済というものであります。すべて健康が第一であったのが、最近ではその順序が間違いじゃなく変わっております。経済が一番先に来ております。経済とは金であります。また金は冷たく、物を冷やします。人の心まで冷やします。社会では学問の向上、文学向上で競争社会が生まれ、人より上に立つことに専念しておるように思います。それに伴い感情面は本

当に忘れられているのでしょうか。

そこで私は身近な簡単なことについてお尋ねします。広陵町の日常業務の中の相談窓口での手順について教えてください。町に対して住民からの要望、依頼、そしてクレーム等の処理方法、結果はどのように整理され、また逆に住民に返答できているのでしょうか。口頭で受けたり、文書で受けたり、このようなことへの対応策はどうでしょうか。私の1回の質問は終わります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対しまして答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 ただいま松浦議員のご質問にお答えを申し上げます。

ユーモアを交えての前置きでございました。答弁として、広陵町の日常業務手順、町に対する住民の方からの要望、依頼、クレーム等の処理方法の流れはどのようになっているのかという質問でございますが、住民の方からは、町に対する要望、依頼、クレーム等があった場合の処理方法につきましては次のように処理するようにさせていただいております。

住民の方からは、電話、口頭、文書、メールなど、さまざまな方法により要望が寄せられてまいります。担当者が電話、口頭で要望等を受けた場合につきましては、それを受けた職員がその内容をまとめて報告書として私に報告があり、文書による場合、メールによる場合も私がすべて目を通し、必要な指示をいたし、担当課でどのように対処するかを検討した上で遅滞なく返答をさせていただいております。

また、大字、自治会からの要望につきましては、区長、自治会長を通じて要望等をお受けし、私でなく、それぞれの担当課へ要望された事項についても報告を受け、協議をさせていただいております。大字、自治会の要望事項は総務課にご相談いただくことが多いわけですが、それぞれの担当課でも承っておりますので、気軽にご相談いただきたいと思います。既にお聞きしている諸要望につきましても早急に対処するよう担当部署に指示をいたしておりますので、ご理解をお願い申し上げます。以上のおりでございます。

青木議長 それでは、2回目の質問を受けます。13番、松浦君！

松浦議員 どうもありがとうございます。詳しい説明をしていただきました。いつも町長の答弁では、どのように検討いたしますと、努力しておるということを聞いております。私の町からは私の耳に聞こえてきます。面倒なことは消極的になっているんじゃないか、自分たちの業務のミスのないように安全に答えていると。一番最初に畿央大学の問題についても町長はお答えいただきました。あそこを車によることによって何か線を引くとかという話もありました。そして見立山の北側の高い高木につきましても、そのときも電話をすると役場の職員さんは本

当にいち早く来てくれましたが、その後の返事がありません。やってくれるのか、やってくれないよという返事が私に入ってきております。そして3つ目には、こないだオークワの北東ですか、その交差点で死亡事故が発生いたしました。73歳のご婦人が亡くなって、警察も来ました。そのときにやはり疋相区長、疋相村から、私の村ですけれども、そこから要望があり、町の方へ要望させていただきました。それも大分なるんですけれども、そして早速催促をいたしますと、立ち上がってくれましたが、やはり返答がないので、ついには町長、副町長もご存じのように町からも申請を出していただきました。これは本当にありがとうございました。

そこで、名前はいいですけれども、ある議員から、私もついていきたいと思います、町会議員が行っても話を聞いてくれるだけやぞということで、県の服部恵竜さんと一緒に写真を持って香芝警察署長、福住さんにお会いいたしました。そして間もなく、きのうですか、健康福祉大会の帰り、昼ちょっと帰ったんですけれども、そのときに警察の職員さんが2人来て現場検証をしてくれました。これもこれからまた県の方へ出すということで、本当にさっき手順と言いましたのは、その問題が起きて、いいとか悪いとかいう結果が出るまで何日ぐらいかかるかなというお知らせも聞きたいんです。やはり私が町民から聞きますと、松浦君、いつ、それどうなったのかという返事もございます。

もうこの際、もう一つ言いますが、南郷地区と百済地区の境界にある産廃業者の件で、やはり近隣の住民からほこりが立ち、またアスベストのようなものが飛んでくると。もう少し時間がたてばもっとはっきりとわかりますが、やはりそのそばには小学校という学童がおることもあります。これも多分聞いておられると思います。そういう公に回答し、みんなにわかってもらえるような組織をつくっていただきたいと思います。

もう一つは、やはり、これは通告書には上げておりませんが、このような先ほど町長がおっしゃったように、この1年間にどのぐらいの件数が、大きいのも小さいのもあると思います。その件数もちょっと、今すぐは結構でございます、後でもいいので調べてほしいと思います。よろしく申し上げます。

青木議長 2回目の答弁をお願いします。山村副町長！

山村副町長 松浦議員さんがご質問いただきました、特にオークワの北東の交差点での死亡事故ございまして、疋相区長さんから横断歩道の設置あるいは信号機の設置、バス停がございまして、そこに違法駐車をしないようにという趣旨のご要望をいただきました。早速、香芝警察署の方に文書を持ってお願いをさせていただいて、今、警察署の方で検討いただい

いるところでございます。

実は、私も過日、服部先生にお会いする機会がございまして、松浦議員さんからお願いをいただいている件につきましても重ねてお願いを申し上げたところでございます。警察署の方へ伝えてありますので、検討してもらってますというご返事をいただいております。ただ、箇所につきましては、信号機のある交差点から距離的に非常に短い場所にあるということも服部先生もおっしゃっておられまして、なかなか実現するのに条件がなあというふうにもおっしゃっておりましたので、前向きに進めていただいていると思いますが、まだ結論が出るのには時間がかかろうかと思えます。

今までいろいろなご要望、松浦議員も議会でもご要望もいただきまして、各担当課にもお申し出をいただいております。不十分な対応になっている部分についてはおわびを申し上げなければならない点がたくさんあるかと思えます。ただ、それぞれいろいろな事情がございまして、なかなか返答もできないケースもあろうかと思えます。ご理解をいただき、理由もしっかり説明するように徹底をしてみたいと思えますので、よろしくお申し上げを申し上げます。

また、行政組織のこともおっしゃっていただいたかと思えます。組織もなかなかわかりづらいというご指摘も何人の方からもいただいておりますので、今後の行政組織のつくり方について、そういったところも踏まえながら整理をしてみたいと思えます。

また、件数、いわゆる要望、苦情等の件数でございしますが、正確に把握をしているわけではございませんが、ほとんど毎日のように入ってまいりますので、また統計がとれましたら機会あればご報告を申し上げたいと思えます。正確な件数、今申し上げられませんので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

青木議長 13番、松浦君！

松浦議員 ありがとうございます。要望と申しましても広陵町単独でできる問題もあるし、また交通のような県警の問題もありますので、それはよく理解いたします。ただ、要望だけじゃなく町の行政に対してお礼を言ってこられている人がおります。私の家にコピーが来ましたので、ちょっと読ませていただきます。

学童のこと。昨年度まで小学校の学童は3年生までが対象でしたが、今年度からその対象が6年生までに枠が広がり、高学年の児童を持つ保護者が大変感謝しています。高学年には授業もふえ、習い事や塾に行く児童が多いのだけでも長期の休みに保護者が仕事のため家にいないこともある。学童という場の拡大はとてもありがたいと話しておられました。機会が

あれば行政の方に松浦君からお礼を申し上げてくださいということで保護者からこういうコピーをいただいております。それを感謝いたしまして、終わります。

青木議長 それでは、以上で松浦君の一般質問は終了いたしました。

それでは次に、山田光春君の発言を許します。1番、山田君！

山田光春議員 皆さん、こんにちは。きょうは多くの傍聴の皆さんが来ていただいて、感謝したいと思います。毎回このように多くの皆さんが広陵町議会、そして活性あるものになりたいなと思っておりますので、今回に限らず、どうぞ足を運んでいただければなと思っております。

では、2008年9月定例会、一般質問をさせていただきます。

平成20年度主要事業の防災センター建設の見直し凍結の問題に関して、こうして質問できることに感謝したいと思っています。青木議長が見直し凍結をしたいなら全員協議会を開いて説明したらどうかと強く要望されたのに反対されたと聞くわけであります。防災センター建設のしたいから、株式会社出の土地を買ってそこに建てたいと説明があり、議会は賛成をいたしました。20年度予算も議会は賛成をいたしました。それが突然見直し、凍結したいというならば、説明責任は当然すべきだとだれもが思うわけであります。なぜそうした行動をとられたのか、何で説明を拒まれたのか、今の時点でも私はわかりません。そんなときこそ町民にわかりやすく説明責任を果たすべきだったと私は思っています。

防災センターは町長の一声でストップしました。町長のやり方が、議会に説明せよと言っても説明もせず、突然やめたことに不信を持っています。なぜやめたのかと質問に対して、6月定例会のあいさつの中で5つの理由を言われました。1つは、諸般の事情で見直しをさせていただきたい。2つは、多額の投資は財政的に許容できるだろうか。3つ目、果たして町民の信託に答えることができるか心配だ。4つ目、職員も大事業をやる心意気があるかどうか疑わしい。5つ目、新たな展開をすることによって税財源を効率運用できると、それが安心・安全に結びつくものと判断した。これが6月の定例会のあいさつの中で平岡町長がこの見直し、凍結の理由を述べられた5つであります。

あの内容では、だれも理解してはおらないと思っています。議会として、議員として原点に戻り、チェック機能を発揮させてもらい、疑問点を町長に回答してもらいたいと思い、7月の8日と7月28日の2回、公開質問書を提出させていただきました。それに対して回答もいただきました。我々が賛成した20年度の当初予算、用地取得事業特別会計は煙のごとく消えたわけであります。特に出株式会社から取得した土地、4,820.58平米につ

いては、町債1億3,953万6,060円、防災センター分3,750.22平米まで起こした。あの土地は、1つは、進入路が狭い、高圧線が走っている、農協の債権保全の管理地、その他、買う側から見ると普通の土地とは大きく違うと私は思っています。そんな土地を1坪、12万3,000円も出して買う必要はあったのかどうか、今この時点から考えてみると、最初からこの土地の取得だけが目的だったのかなと疑問を持つのであります。

1つ、町債、防災施設用地先行取得事業債を起こす必要性は全くなくなったと思うわけでありませう。防災センター分として主な目的で起こした起債の事業はストップした。この土地を利用して他のものを考えているようだが、購入した以上、活用しなくてはいけないので考えただけではないのか。今この時点から考えてみると、最初からこの土地の取得だけが目的だったのかと疑問に思うわけでありませう。

2つ目、株式会社出の土地4,820.58平米の契約金額、契約日、契約の相手方、契約にはだれが来られたのか。

3つ目、契約金額等、詳細についての事前交渉の相手方窓口はだれなのか。

4つ目、数年前から三和、新和不動産の方々がこの土地の件で出入りしていたと聞く。この人たちがいわゆる仲介人に当たる人なのかどうか。

5つ目、公共用地取得に関して仲介料を支払わないのが普通と考えるが、仲介料が購入価格に上乗せされているのではないのか、標準的な仲介料は幾らなのか、前払い金は契約の70%であるが、実際幾ら、だれの口座に支払ったのか、出株式会社の税の滞納額との相殺はしたのか、5年間、14年度以前の税の徴収はどう処理したか。

6つ目、土地の鑑定書について。1つ、農協側の不動産鑑定書はあると私たちの吉田議員の資料提供の中にも出ました。これを公表すべきではないかと思っています。

7つ目、広陵町は不動産鑑定書をなぜとらないのか。この土地に関しては進入路が狭い、高圧線が走っている、農協の債権保全の管理地、調整区域等々を考えるなら、また高額の税金を使うわけでありませう。基本を私は怠っていると思っています。売り手側のペースで事が進んだわけで、1坪12万3,000円で町が購入したのでありませう。ハ、高圧線が地上を走っているということについて鑑定書の中で価格に考慮されているというが、幾ら評価の中で減額されてるのか、お尋ねいたします。

8つ目、地役権の設定について。いわゆる他人の土地を自分の土地の便宜や利益のために利用する権利、これが地役権であります。あの線は何万ボルトの高圧線が走っているのか。ロ、電圧によって建物が建てられない場合、条件つきで建てられる場合があるが、この土地

はどういう制限がかかっているのか。ハ、何平米が地役権の対象になっておるのか。ニ、地役権の登記がされていないことについて、なぜ登記簿には載せておられないのか、登記がされていなくとも前所有者に補償金が支払われている場合があるが、この土地の場合は既に補償金は前所有者に支払われているのか、確認したいわけであります。

9つ目、この契約でだれが一番喜んでいると思うか。この5つについて答弁をお願いいたします。以上です。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁を願います。平岡町長！

平岡町長 ただいま山田議員からご質問がございましたので、お答えをいたします。

9項目についてのご質問でございます。まずお答えする前に、町民の皆さんに何かと心配をいただいています。事のまことをご説明申し上げることが私の責務であります。この場を通じてご理解をいただきたいと思えます。きょうまで町民の皆さんに信頼を築いてまいりましたが、一方的な思いやりや考えの卑劣きわまりないビラや公言流布、私や町の信頼を欠く行為は許されるものではないと思えます。信頼は一瞬にして壊れます。私の名誉も著しく損なわれ、しかるべき対応をとらせていただき、名誉回復に努めます。

経過をご説明申し上げますと、町としては取得用地で防災施設整備を最適としましたのは、1番、車両や資機材の充実と食糧の備蓄倉庫建設地であります。2つ目は、応急食材の炊き出し施設と現場事務所としての役割であります。3番目、シルバー人材センター中枢施設を利用でき、豊富な資機材があり、人的支援スタッフの機動力を生かせるということです。4つ目は、役場と隣接し、防災対策拠点として最適であるとの考えからであります。

さらに利点として、役場職員駐車場として有料化負担を求めるため手狭であった来客駐車場を確保できるということでもあります。2つ目は、シルバー人材センターや町サービス公社事務局の中枢施設として一元管理が可能であります。それまでは水道施設や公園管理棟を分散使用していたのをまとめるとともに、シルバーに応分の費用負担をいただけるなどあります。3つ目は、水道施設を県シルバー人材センターに有料貸し付けできるということであり、総合的に用地活用による大きな成果が得られると判断し、これで議会を初め関係機関と協議を進めたものであり、その後、19年3月議会で用地取得理由説明、19年6月議会で予算承認、6月27日、用地契約の経過でございます。シルバー人材センターは既存工場建物を活用改善しワークプラザとして国費助成を受け整備し、オープンしました。会員が集う拠点としてあらゆる資機材を整備し、当初目標に向かって防災士受講も目指してもらっています。町にあっては、人口の増加とともに事務処理量、取り扱い文書量が膨大となり、文書、

資機材保管のための施設整備が求められていたこともあり、既存倉庫をとりあえず広報配送のための仕分け作業所や資機材やごみ袋の在庫分保管倉庫としても活用し、整備方策の検討を重ね、次年度、耐震化整備の準備を進めていたところでもあります。

その後、町の意欲的な防災整備に対し、国のモデル事業を活用すれば防災中枢センターが建設可能と情報が飛び込みました。大きな震災が起これば役場庁舎も倒壊する。これでは中枢施設の機能が果たせないとのことでした。それがためには、役場改修案や敷地内新築案を検討したのです。庁舎敷地内新築が最小経費の結論となり、モデル事業として推挙されたのであります。市規模が必要とする施設で県下の町で一番の人口を誇る広陵町が住民に安心・安全を与えるものとして当初予算に計上、議会でご可決をいただき、県、国に働きかけをしていました。ところが、東北で地震が、また中国四川での大地震により大きな損害が発生、被害が発生しました。町としては、何が大事なのか考えさせる事案がいっぱい出てまいりました。災害に強い町は何なのか、中枢センター整備することで役割を果たせるのか、自問自答し、また町民からの声もいただきました。災害に強い人、災害に強い組織、災害に強い地域をつくることに気づきをいただき、考えを練り直したのであります。

6月議会ではまとめ切れませんでした。多大の投資を見直す旨ご説明申し上げ、ご理解をいただいた。そして先日の議員全員協議会で災害に強い町をつくる年次整備計画の概要をご説明させていただきました。取得した用地につきましては、当初の目的に何ら変わることなく利活用する計画であります。こうした経過説明を踏まえ、ご質問にお答えします。

まず1番でございます。先行取得事業債を起す必要性はなくなったと思うということでございます。防災施設用地先行取得事業債の件につきましては、19年3月議会において防災センターとして株式会社出の工場敷地を取得し、備蓄倉庫等防災対策に活用したいと説明を申し上げ、ご了解をいただき、19年6月議会でその予算を承認いただき、取得させていただきました。当然その財源として用地先行取得債を充てることも含め議会で承認をいただいたものでございます。起債発行につきましても、見積もり競争により低利な金利提案をいただきました奈良県農協で借入れをしました。

2番でございます。出株式会社の契約金額、契約日、契約の相手方等でございます。株式会社出との土地売買契約の契約金額は、防災施設用地3,750.22平米、1億3,953万6,000円、シルバーワークプラザ用地1,070.36平米、3,982万5,000円で合計1億7,936万1,060円。契約日は平成19年6月27日。契約の相手方は株式会社出で、契約時には株式会社出代表取締役、出井氏と出井氏の代理人、三和不動

産代表者、新和不動産代表者の吉村氏及び土地根抵当権設定権者である奈良県農業協同組合債権管理担当者3名の計5名が来られました。

3番でございます。契約金額等事前交渉の相手方窓口はだれかと。契約金額等事前交渉の相手方窓口は、土地所有者、そして代理人三和不動産代表者、新和不動産代表者の吉村氏と土地根抵当権設定権者である奈良県農業協同組合代理人、安川常務理事及び債権管理担当者でございます。

4番でございます。数年前から三和、新和不動産の方々がこの土地の件で出入りされたと聞く、この人たちが仲介人に当たるのかというご質問でございます。この土地につきましては、以前から土地の売却の意向について、土地所有者、奈良県農協担当者より話がありました。いずれも情報提供者として対応していました。

5番でございます。仲介料が購入価格に上乘せしているのかというふうなことでございますが、先のご質問にもお答えいたしましたとおりですが、このたびの用地取得には直接売買契約をしており、仲介人は存在せず、負担していません。

6番でございます。前払い金は契約の70%であるが、実際幾ら、だれの口座に払ったか、税の滞納額との相殺はあったのか、どう処理をしたかということでございます。契約金額の支払いにつきましては、契約時に70%を、抵当権の抹消、所有権移転登記完了確認後30%を支払いする通常取引形態であります。税の相殺はしていません。また滞納額というご質問に関してでございますが、個人情報保護条例の規定からお答えは申し上げにくいことですが、あえて滞納額は一切ないことを申し添えます。

7番、土地の鑑定書についてのご質問でございます。農協側の不動産鑑定書があるそうだが、公表すべき、また広陵町の鑑定はなぜ取らないのか、高圧線下の評価上の減額はどうかと、こういう質問でございます。土地の鑑定書についてですが、平成17年と平成19年に鑑定士を換えて取っています。広陵町は奈良県農協に鑑定書を取ることを依頼し、費用負担、約80万円をお願いいたしました。両者が土地価格について分析するためであり、いずれも町として2部保有し、既に表題部を議会に公表しています。鑑定は不動産鑑定会社が行うのではなく、国家資格の不動産鑑定士が利害関係、縁故もしくは特別の利害関係を除外することを宣誓し、専門家としての良心に従って価格を算定しておりますので、鑑定費用をどちらが負担するかは問いません。また関西電力の高圧線による土地価格に対する個別的減価要因としてマイナス3%、面積過大による減価として、減価というのは減る価格であります、マイナス10%が明記され、鑑定価格に反映されています。

8番であります。地役権の設定は何万ボルトの高圧が通っているのか、電圧による制限は、また地役権は何平米か、地役権の登記はなぜしていないのか、補償金の支払いはあったのかということでございます。この関西電力の高圧送電線は7万7,000ボルトと伺っています。地上から約26メートルの高さの建物が制限なく建築できるようになっています。これらの地役権の設定面積は767.19平米であり、送電線下に関する契約書に明記してございますが、これらの内容の登記はありません。当時の鑑定書により対価として前所有者が38万円余りを受領されています。ゆえにこれらの減価要素を考慮して価格決定されています。

9番、この契約でだれが一番喜んでいいのかという質問でございます。町としては、庁舎隣地でもあり、まとまった土地でもあり、防災やシルバー人材センター本部用地、庁舎駐車場など幅広く利用できるもので、町議会のご理解をいただいて取得したものでございます。このたびの契約は何ら不自然なことはありません。以上、お答えいたします。

青木議長 それでは、2回目の質問を受けます。1番、山田君！

山田光春議員 町長、ありがとうございました。大分興奮されてるようですね。このビラの内容は、私がこの2回公開質問状を出して、そして町長からいただいた回答をもとにこのビラをつくっているわけです。何も私が感情を込めてこれに対して入れたわけではありません。あなたのこの回答書をもとにつくったことをご理解いただきたいと思います。

それから、まず初めに、全員協議会で何でやめたかということの説明さえすれば、こんなことはなかったわけでありまして。なぜ今の現議長が全員協議会を開いて説明したらどうですかと、何で拒むのか。私もこないだの全員協議会のときに吉岡議員が聞かれましたので、全員協議会を開いてそれなりの話をすれば、政治をやってる者にとっては妥協というものもあったんじゃないですかと、それを拒み続けて今日を迎えたのが一つの原因ではなかったのかと。このビラを見て、いろんな考えの卑劣きわまりない公言流布、これは何も僕がしたんではないんです。町長が防災センターを建てますよと、私が議長のときに建てますのでいろんな説明をされました。そしてこの土地も買うことになりました。その当時は、本当にあの土地については町長の熱意と情熱で、そしてみんな議会もそれなりに賛成したわけでありまして。そしてある日突然やめたと。何でやめんのやと、我々も広陵町の議会議員選挙があつて、防災センター造りまんねん、庁舎45年たって耐震に耐えられませんかねんと、そして万が一のときは拠点になりまんねん、ああ、それはいいですなど。しかし、清掃センターをつくったわけやから財政的にどないでんのと聞いたら、いや、国のモデル事業もらいまんねん、ああ、そうですか、それだったら町長の熱意と情熱で私も理解しようというて議会で、土地を

買う、そして20年度の予算を立てて説明されたのに、なぜそれができないのか。その1点ができなかったことが今日の混乱を招いているんじゃないですか。

今いろいろ説明ありましたが、これはあの土地を買うた以上は何らかせないかんわけですよ。せつかく1億8,000万をかけた土地、シルバーは別として1億3,000万で買うわけですから何かせなあかん。ですからいろんなメニューを我々の前に示されたんじゃないですか、それは当然ですよ。それはいいとして、それはいいと思いますよ、メニューを変えてあの土地を何とかしてつくりたい、それはいいわけで、その前に防災センターを建設したい、だから土地を買いたいねんという説明を、一向に今答えになってないじゃないですか。平岡町長の当時の考えは、株式会社出の土地は財政状況では無理である。強いて買うなら現庁舎の北側の農地の方が将来的にも使い勝手がいいし、農地で値段も安い。そのような考えであったんじゃないですか。それが急遽変わった。そして防災センター建てる。ああ、それはいいやと。福社会館とか箱物やったらなかなか現実的に理解できないけど、防災センターといえば地震が多い、そしてそのためにもいい。私たちが賛成しましたよ。それがなぜこの数年間で町長の考えが変化して購入することになったのか、教えてください。1つ。

それから、町長は防災センター建設の見直し、凍結の理由ととして5つ上げられました。諸般の事情で見直しをさせていただきたいと言われた。その諸般の事情とは、この土地購入という目的が達成できたので、多額の金をかけて防災センター建設なんか必要なくなったと、これが町長の言う諸般の事情じゃないですか、お答えください。

それから、3番目、職員も大事業をやる心意気があるかどうか疑わしいと言われた。私から見ると、情熱とやる気は町長になかった。それが部下に伝わらなかっただけじゃないですか。それを職員のせいにして、やめた、やる気がないからおれ防災センターやめた、そんなことは表へ出すべきじゃない、水面下に置いておくべきじゃなかったかと思います。今でもすべての仕事に職員はやる気がないと感じておられますか。そう思っているのであれば、町民が一番の被害者だと思います。今、職員と町長の間は我々第三者から見ても信頼関係が崩れてるんじゃないですか。そう思いませんか。顔は町長に向かっていますよ、しかし、気持ちは少しずつ離れてるのじゃないかなと思っていますよ。以上、お答えください。

青木議長 ご答弁願います。平岡町長！

平岡町長 いろいろご質問をいただいておりますが、防災センター用地は必要なために買い求めたものでございまして、私は、見直しをさせていただくということは先ほどいろいろ理由を述べました。6月議会で見直しの概要を説明せよと、そういうお申し出でございました。確

かにございました。しかし、3月議会で一生懸命ご承認をいただいてご理解をいただいたのでありますが、日本、そして中国でも地震がありました。今地域がしっかりと防災に取り組んでいただくことが最善の方策だと私は思ったのであります。職員にも私の案を検討させたところがございます。全体計画、また年次計画を見直す必要があるのでございまして、その見直す最中に、これが6月の議会でございました。今その概要を言えと、見直し、凍結をしたいんやと。私は凍結は言っていません、見直しをさせていただく。庁舎に5億円の中枢センターを建てるのはいかがなものかと。買った土地は備蓄倉庫として活用することには何ら変わりはないわけです。新たにつくる防災施設を5億円、しかもまだ数億が必要とする大きな施設でございます。この際、見直しをさせていただいて、もう少し財政にゆとりあるときにつくってはどうかと、そのことを私は職員に訴えたのであります。

職員の意欲は、このときに、もっとしっかりと町の財政の思いを変えてくれと、そのことを申し上げて、職員の積極的な取り組みを促すために私は申し上げたものでございます。私は、職員はみんな私についてこいとは言っていない。みんなは厳しい町長やなと思っていると思います。それでいいんです。私、何も好いてほしくありません。自らが町のためにしっかり汗を流してくれ、知恵を出してくれと私は常に言っていることございまして、そのことを強く申し上げる次第でございます。

また、北側の農地につきましても、議員さんの中でいろいろお取り組みをいただいたお方もございます。しっかりと安かったら北側の農地も買わせてもらおうということで取り上げたのでございますが、なかなか地主さんはまとまり切れません。役所のような、そんな安い値段でよう離さん。1人は言われても、まとまり切れなかった。1人は、ある意味では前向きなお方もあったわけでございますが、これも頓挫した経過がございます。そこで新たにこうした町に情報を持ってきていただいて、幸いでございます、取り上げさせていただいて、今も活用し、シルバーの皆さんは働く喜びをこの中枢センターで活躍していただいている。また災害のために一生懸命勉強していこうと、そんな理事長さんは取り組みをいただいております。私どもも今年度設計をして来年度から備蓄倉庫の建設に取りかかるわけございまして、決して従前の計画に何ら差異はございませんことを申し上げます。

青木議長 1番、山田君！

山田光春議員 3回目にさせていただきます。町長、私の質問に全くかみ合っていないんです。

少しはかみ合うとこありますよ。開き直ったらあかん。町長、職員がついてこなくてもいいとか、そういうことを開き直ったらあかん。素直にやっぱり否は否で認めてやった方が今後

の、これから来年の町長選挙に出られるわけでしょ。職員はこれからまたついていかれるわけですから、その辺をもう一度考えていただければなと思っていますよ。

それから、本来土地を購入するときは慎重に事を運ぶのが普通だと考えています。今回の件については、早く、早く契約に至ったようであります。何ら役に立たない倉庫、こんな言い方したらあきませんけども、倉庫もそのまま買う。壊すのに多額の費用も要るわけであります。本当は更地にしてもらってきちっと測量してから買うべきだと。今この鑑定書を見せてもらいましたが、更地にして鑑定してあるわけでしょ。更地にして1億9,000万というふうになっているわけでしょ、内容は鑑定書の中身を見るとですよ。後で鑑定書のことについてまた言いますが、そういうこともきちっとせずして、鑑定書にのっとった買い取りなんかしてないじゃないですか。なぜそんな急ぐのか当時の職員に聞いてみても、急いではりましたなあという声があるわけであります。

防災センター建設はストップした、あの土地については、土地を買ったからには何らの形で新しいものを提案しなくては行けないと。とりあえず先日の全員協議会等で、今、町長も答えられましたように説明されました。後で臨時議会まで開いてやりたいと、議会に提案するさかいお願いしますと言われました、10月に。私は、臨時議会を開いてまでするような議題ではない、じっくり練って、そして来年度予算の当初予算の主事業として上げてもいいのかなと思っていますので、よろしくをお願いします。もう答えはええわ、時間ないから。もうええわ、これについては。（不規則発言あり）いや、もう時間がないです。（「まだあるがな」の声あり）おれの次がまだずっとあるさかいに。

青木議長 続けてください。

山田光春議員 2番、3番、4番と6番については、後で、いろんな面については、細かい数字については私が持ってる資料と違うわけですから、町長が回答された答えと違いますので、きちっとまた説明して聞きたいと思います。

平岡町長 どこが違うか言うてください。

山田光春議員 また後で言いますよ、7、8、9が終わってから。

7番目の土地の鑑定書について。農協側の鑑定書は2通あるそうで、私たち見せてもらいました。17年1月と19年5月の分見せていただきましたが、中身の詳しい資料は出しておられませんね。

平岡町長 出しますよ。

山田光春議員 なぜ議会の初めに出さないのか。更地として鑑定評価を行うと鑑定書ではなっ

ているが、実際の取引は更地でもなく、耐震に耐えられない倉庫、油で床がどろどろといったものが多い。そんな建物まで買ってしまっている。更地にするのに2,000万から3,000万かかるんじゃないですか。そんな費用のかかる土地であるということ。（不規則発言あり）これが主なもんや。それから正常価格で鑑定したと書いてあるが、この鑑定書は机上の計算であらわれた価格である。それはそのときそのときの需要と供給との関係によって成立する市場価格であるのが普通であるが、一方的に農協側の売り込みであり、町にとっては必要性の薄い土地であったことは間違いないのである。

その上に、競売にかかるような物件を正常化とは言えないだろう。

3つ目、地役権についても、鑑定書を見る限り高圧線は関電と契約書はあるとの確認をただけで、値段に反映していないと見るのが妥当であります。この鑑定書を見るとですよ。

町長らは全部見てはるさかいそんな率がわかるが、我々が見たら何にも書いてないんですよ。

平岡町長 マイナスはしています。

山田光春議員 あんたは見てるだけん、おれらは何もその書類は来てないんだもん。

4つ目、鑑定評価の依頼の目的も、広陵町役場の売却の際の参考として平成16年12月に現地確認となっている。その当時から、このいろんな方が出入りしておられたわけであります。

5つ目、広陵町は不動産鑑定書をなぜとらないのかとの質問に回答あったが、奈良県農協の費用負担により不動産鑑定士の鑑定書を信じて、その価格を基準として交渉したと。農協が依頼している鑑定士も町が他の事業でお願いしている方々であり、わざわざ費用をかける必要もなく、農協さんのご負担でお願いしたのもので、何ら鑑定には差異は発生しませんとの回答があった。そこが大きく私の見方と違うんだ。やっぱり買う側と売る側との鑑定の見方みたいな、全く違うと思いますよ。それが5つ目。

この土地は、やはり評価が低い。進入路が狭い。高圧線が空中を走っている。農協の債権保全の管理地その他。そんな条件のある土地を買う側の広陵町が鑑定書も取らずに用地の交渉、用地の契約についても出株式会社代表者、その受任者である三和不動産代表者、新和不動産代表者、奈良県農協債権管理者担当者3名の計6人でやったと。今、答えは5人と書いてましたけど、町長の回答書は6人と書いてありました。事前交渉についても、同じ関係者と合意したと回答があった。売り手側は、不動産に関してプロ中のプロ、町の役員は太刀打ちできないのではないかと考えています。その上に、買う側には鑑定書もないわけでありませう、町側には全く。いろんなことを交渉するにも、何もない状態ですべて売り手側のペース

で契約が進んでいるのではないかと考えています。

100分の3が不動産鑑定書の中に減額していると書いてあるそうだが、その価格にどう反映されておるのか。私は、この地役権の面積767平米について、利用価値は低いと思っています。実質480分の767は15.9%、これが減価減額になると私は思っていますが、お答えください。どう思っているか。

青木議長 3回目の答弁をお願いします。山村副町長！（「2回目や」の声あり）2回目です。失礼しました。

山村副町長 鑑定書のことについてお尋ねでございます。

議会に補正予算をお願いするときも、農協の方から鑑定書を町の方にちょうだいをしていただきまして価格を検討の上で予算を編成をさせていただきました。資料としてお配りしておりますのは表題部だけお配りいたしておりますが、詳細はまたいつでもご覧いただけるように準備をいたしておりますので、後ほど確認を願えたらと思います。

建物については役に立たないというふうにおっしゃっていただいておりますが、シルバーワークプラザに活用したり備蓄倉庫に活用できると判断をいたしまして、土地取得に当たっては更地にせずそのまま建物を引き継がせてもらいたいということを交渉の中で申し上げたものでございます。

鑑定書そのものは、いろいろな要素に基づいて金額が算定されるわけでございます。この近隣の取引事例も参考になりますし、鑑定士が先ほど町長がお答え申し上げました制度に則って正常な価格を鑑定書として表示をされて、こちらに提示をされるものでございます。2社とも鑑定士は広陵町の道路、いろんな清掃センター等も含めて鑑定をさせていただいている会社でもございますし、当時の生駒市でも問題になりました鑑定士に圧力をかけて金額を変えたのではないかとということも言われております。そのようなことのないことは間違いございませんので、町としてもこの鑑定書を信じております。

それから、役場の職員が不動産業者の能力に比べて劣っているのではないかとということもございまして。

ところが、町はいろんな公共事業で用地を取得させていただいております。不動産業者の方にお知恵をおかりする場合もございまして、交渉は直接職員が行っておるものでございまして、職員もそれなりに自負しているものと思っております。

それから、地役権につきましては、767平米について以前に出さんの方で関西電力と契約をされておまして、確かにこの面積が地役権の対象になっております。登記はされてい

ないということですが、鑑定士の方はこの部分について3%の減額という表示をされております。これもまた後ほど鑑定書でご確認をいただきたいと思います。以上でございます。

青木議長 それでは、3回目の質問を受けます。1番、山田君！

山田光春議員 町長、あの土地は、これ「あゆみ」という本なんです。広陵町が発足30周年記念で。僕、どんな時代かなと思ったんですよ。昭和45年。45年にこの庁舎が建ってるんです。おれらの月給が1万2,000円ぐらいですよ。それで今この出さんの高圧線の鉄塔がここに写真あるんですよ。この前の道路は4メートルもあつたかなあつたかぐらい。横のバスが通ってたからあつたんでしょうかね。そうして見ると、この当時この面積は8,766平米で総事業費3億2,000万で建ってるんですよ。この辺の土地なんですね。当時、おれらが二十ぐらい、二十一、二ぐらい、1万2,000円ぐらいかな。それでこれを今、地役権設定で38万もうたと言われるわけですね。ちょうど地役権の6分の1に当たるんですよ、あの4,800メートル。ということは、相当時価に等しい金額を一番上の地主さんはもらいはったんじゃないですか、関西電力から。それを地役権設定をして、そこに同じように広陵町が12万3,000円をかけたら、二重に払うてんの違うかなとおれは思うてんです。もう以前にその土地はもうてはるわけですわ、地主は。38万。当時の38万いうたら、おれの月給が1万2,000円、皆さんそうじゃなかったかな。どのぐらいかおれもようわからんけど、はがきが5円で切手が10円で封書で行った時代だというてきのう何か夜中の深夜便で何か言うてたですわ。おれも寝られんもんで、今日あるもんで緊張してるもんですからね。そんなこともありました。

不動産の方には、もっと不動産鑑定士が鑑定した土地をもったいぶって振り回している人がいる。少なくともその価格は現実の市場価格とは何ら関係のない、机上の計算で表われた価格制度に思っても間違いはなさそうだと。同じ物件を鑑定しても、出てくる価格が千差万別になる場合がある。今、生駒の話もありましたね。同じ土地でありながら10倍違うた。片方から見ると、売る側と買い手側から見たら10倍違っていた。鑑定士に鑑定してもらった額だからといって安心といっても、市場価格であるということではなさそうです。需要と供給というのがあって、初めて買いたい、欲しい、そういう需要と供給があって初めて生きているのではないかなと。この本を読むとそのようになってるわけでありませう。

農協側が依頼した鑑定士も町側が依頼した鑑定士も、この土地を鑑定して同じ鑑定結果であるとの認識を持っておられるわけですが、絶対に違うと思いますよ。今、副町長が

職員も一生懸命いろんな経験を積んだから、しっかりした中身を持ってると、交渉してるよと。それは間違いないでしょうけども、この件については向こうの鑑定書2通だけですやん。こっちの買いたいというか、別に欲しくもないけれどもまあいろいろな営業活動として来られるさかいに買うたにすぎなかったのかなと思っていますのでね、その点もお願いしたいと思っています。

それから、地役権の設定についてです。地役権の設定は、ここで何も説明するわけやなくても他人の土地を自分の土地の便宜や利益のために要する権利。だから広陵町の土地を関西電力の土地の便宜や利益のために利用する権利、これが地役権である。発展する。それで以前買うたときに、38万円でこの一番端のコーペラか出さんがもらいはったかわからんけども38万、当時45年買うてはるさかいにもうてはるわけですよ。それで、この767平米の地役権の面積は約6分の1に当たるわけです。場所も建物の中心に当たる、工場の真ん中を走ってるわけですから。7万7,000ボルトの高圧線が走っているが、この土地は相当厳しい制限がかかっておるわけです。私も関西電力に行って聞かせてもらいました。どんだけ面積があるの、どうして高さ制限、夏になったらこういうぶら下がるから垂れ下がったところから何メートルぐらい下やったら建物が建てられるか。いろんな聞きに行かせてもらいました。大変この土地は厳しい条件がはまってまんねんという話でした。そして時価38万ということは、出株式会社の所有権は相当制限されていると私は思っています。ほぼ767メートルは関電に売却したと考えてもいいのかなと私は思ってるんです。ですから広陵町が買い取った767平米、地役権の面積は契約面積の対象外とすべきだと私は思ってるんですよ。

しかし、この広陵町は買うときにこの767平米については同じように契約した、重なってても。ですから12万3,000円掛ける232坪という単純計算すれば怒られるかわかりませんが、2,800万損害を広陵町に与えたんじゃないかなと私は思ってるんです。鑑定書では3%と今おっしゃいました。私は、先ほど言いましたように3%じゃなくして4,820割る767やったら15.9%、それが減価率ではいいと思っておりますけど、その辺をもう一度お答えいただきたいと思います。

青木議長 3回目の答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 今、鑑定のことと言われておりますが、関西電力のこのマイナス要因、地役権は3%、これは全体の面積の3%を減額するというものでございまして、およそ2億円であれば600万円ですか。それと面積、過大、類似している標準宅地を計算しますと、それから見ますと10%減額すべきだと。ですから13%減額した価格で鑑定を入れられております。

ですから面積、過大、そして地役権の設定の部分3%、それらを減価をして考慮して計算しているものでございまして、決して我々は割高な土地を買ったことにはならないと思います。

また、今の関西電力のその地役権の設定については鑑定士はそのような判断を示されているのでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

山村副町長 簡単に申し上げます。地役権で先ほど38万円という数字がございました。この767平米、坪にいたしますと232坪になります。この38万円を232坪で割りますと、坪当たり1,637円という数字が出てまいります。

昔の話されましたので、私も当時職員になったばかりでございまして、確か上田部奥鳥井線が昭和46年ぐらいに用地買収が入ったと思います。これも寺戸地域でございまして、私のおやじが持っておりました土地も買収にかかりまして、当時坪で3万5,000円ぐらいでございました。それからいたしますと、坪当たりの所有権移転で坪3万5,000円、地役権で1,637円といたしますと、簡単に計算しましたら、場所も違いますが、4.6%ぐらいになっているという数字だけ申し上げたいと思います。

青木議長 わかりました。1番、山田君！

山田光春議員 今、地役権の面積、当時割り算したらね。だけどね、今割り算した金と当時、今言うように38万をもらいはったわけや、地役権。今その土地、この45年はこの辺に何にもないとこの田んぼ、何ぼか知りませんよ、3,000円ぐらいだったか、どのぐらいでしようね。この堀田さんらのいてはるとこの田んぼどんなだったのか。3,000円、平米、坪なのか。今この路線ね、今、家建ってはりますね。あれ田んぼ5万か6万言わはるんですよ。それである人が今営業やってるとこ、あれ12万ぐらいか。何もこの入る道はそれなりに、道路わきの横ですよ。今指摘している道は4メートルも入らない。宅地改造するいっても大きなダンプが入るわけやない。そういうところにおいて、それから今言う地役権設定、それから農協の担保設定。いろんな面を見ると、競売物件に係るようなものやったら待っても当然安く、10万ぐらいで手に入る土地じゃなかったんかなと私は思ってる。何も急いで、それでやめたわけですから。それを防災センターが初めからずっと進んでるんやったら、私は何もこの質問なんて。ああ、そうか、町長にやる気があったからそのとおりにやっはんとおれは理解しますよ。議会で賛成して土地まで買って、いろんなもんをお願いして、よっしゃ、わかりました、頑張ってくださいという町民の皆さんへ町長、いろんなどこでお話しされたんちゃいますか。だからそういう点について、やはりきちっとしてもらいたいがために疑問点を私は公開質問状で出させていただいて、何が名誉毀損に当たるんですか。何を

怒ってはるんですか。怒りたいのはこっちなんですよ。火をつけて逃げて、おれらがその予算を反対したわけでも何でもないんですよ。皆おれらは一生懸命苦勞して、ああ、そうか、だったら大丈夫かいうて予算も賛成してやっとうたのに、本人が要らんねんいうて、何も火をつけて逃げたあんたが、おれらが反対したわけじゃ、何でもないです。そういうことも認識しておいていただきたいと思ひますよ。

それで9番、最後に入りますが、もう契約でだれが一番喜んでいるか。これは私は第一にやっぱり奈良県農協でしょうね。長い間、出株式会社の管理下にあった当該地を整理できたこと。それから、広陵町も得たことですね。その上に防災用地先行取得されて、町債を起こして1億3,900万について、その金利280万もこうしたお金が入ってくる。それから、長い間塩漬けの土地が整理できたということ。やはり広陵町は隣地やから、隣やから、民間では隣の土地は高くても買えという定説があることは十分知ってますが、やはり人の税金ですから、町長やったら大方買いはらへんと思ひますよ。町長も宅建業の免許持ってますやろ。だからまた出の会社やと思ひますよ、農協の管理下にあった土地を広陵町に買ってもらったこと。その上に税金、固定資産税も整理できたこと。そういうことを思うと、やっぱりそういうことを思うとふたりにとってはいい広陵町という公の機関で買うてもうたということがよかったかなと思ひていますが、そうじゃないでしょうか、町長。

青木議長 答弁、最後の。平岡町長！

平岡町長 いろいろご意見があるようでございますが、あくまでも用地取得した用地については当初の目標、目的のとおり防災施設用地として利用し、シルバー人材センターの皆さんとして活用してまいりたいと思ひます。それには何ら変わりはありません。わかりましたか。

議長の説明に対して、町長は6月に説明しなかったということでございますが、これはまとも切ってから9月の議会ではきっちりご説明を申し上げるということをお願いするのには、町長は説明責任を果たしてないということは、まとも切ってからきっちり話をすることを申し上げておるのでございまして、この点もご理解をいただきたい。何か一方的に自由自在に好きなようにやっとうたというような流言飛語でございますので、どうぞご理解をいただきたいと思ひます。

何としても町民の安心安全を与える防災の機能を高める、人をしっかりと育てる、組織を固める、地域をしっかりと防災の要めになってもらうように、これから一生懸命努力を積み重ねてまいりたいと思ひますので、どうぞご理解をいただきたいと思ひます。

山田光春議員 議長、最後に。

青木議長 いや、もう終わりです。（不規則発言あり）いやいや、これでもう終わります。3回続いた。（不規則発言あり）ばらばらでやってるわけか、そんなん。（不規則発言あり）

山田光春議員 もう答えはええから、言うだけ。

青木議長 1番、山田君！

山田光春議員 町長、3回目に最後ですけどね、回答書、公開質問状の回答いただきました。

この契約でだれが一番喜んでるかとの回答で、出株式会社、農協及び関係者は経済活動の仕組みの中で判断され行動されたと。もちろん私もそのとおりだと思っています。町側から見ると、全く向こう側の経済活動の仕組みの中に取り込まれ、急いで急いで契約が進んだように思うわけであります。鑑定書はない、地役権の設定も余り考慮せず、進入路が狭い点、民間業者なんか手を出さない土地を多額の税金を使って購入してしまった。この土地は最後に競売で組んで、欲しければ安く買えたと思う。そういう環境の中にあるのに、町長は町にとっては隣の庁舎隣接地はかけがえのない財産を取得することができたものだとしている。そうかなど。本当にそうだろうか。先ほどから質問してきた点を考えると、原点に戻って考えるときが来ているのではないか。なぜこの土地を買うことになったのか。この鑑定書も取らずという点、そして出株式会社を取り巻く環境が厳しかったという土地の環境、その根拠はこの一つは地役権の面積767平米は昭和45年に関電が時価で地主に補償されているという点。時価ということは、地主の所有権は制限されている。それはその土地を購入した広陵町も引き続けているということです。わかってはりますよね。767平米は関電に売却したと考えてもいいと思うわけで、だから767平米の地役権の設定の面積については対象外とすべきものだと私は今でも思っています。今のいろいろな質問しながらやりとりさせてもらうたんでも高かったと思っておりますので、どうぞこの767平米についての利用価値は低いと見る。実質15.9%の減価率になってもいいと思うので、私は価格に反映はされていないと思っております。

これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

青木議長 町長！端的に。

平岡町長 山田議員は何か色眼鏡をかけて物を見ているようでございまして、黒い眼鏡をかけて見れば黒く見えます。悪いところばかり目をつけておられるようでございますが、もっとこの用地のいいところがあるんです。そのことをもっと目を開けてしっかりと見ていただきたい。その悪いところを包含していいところがあるんです。評価がそれだけ高くなってるのか安くなってるのかわかりませんが、鑑定士の価格よりも割安に買わせていただいた。こ

の財産をしっかりと町は使うことが私たちの責務でありますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

青木議長 それでは、以上で山田光春君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。再開は3時から行います。よろしく願いいたします。

(P.M. 2:46 休憩)

(P.M. 3:00 再開)

青木議長 それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

次に、竹村君の発言を許します。2番、竹村君！

竹村議員 議長のお許しをいただき、2番、竹村が一般質問させていただき、傍聴の皆さん、ご苦労さまでございます。

私は、常々一生懸命行政に頑張っておられます平岡町長に感謝をしております。

そこで、クリーンセンター広陵についてお聞きいたします。

昨今の原油高により20年度予算が足りないとは思いますが、町長はどのように考えておられますか。

RDF炭化燃料という灯油を多く使用するRDF炭化方式はこれからもずっと操業していかれる考えですか。操業するのであれば、地元広瀬地区との話し合いができるのか。このままいくとなれば町予算はパンクするのではないかと思案しております。町長は、見直す考えはないのでしょうか。今後RDF炭化施設はだめになっていくような気がします。テレビ、新聞などで見ておりますと、RDF炭化方式ではごみをするのにかかる燃料は高く、各市町村ではRDF炭化施設が敬遠されているようではないかと思われます。

そこで、原油高の折、炭化燃料を買ってもらおうような企業を探してみてもどうでしょうか。世界市場においても原油は下がりつつありますが、栗本鐵工ともども探すようお願いしたい。そこで、町長の考えもお聞きしておきたいと思います。

続きまして、百済寺公園の公園事業ではございますが、町長が施政方針で述べられたまちづくり交付金事業は引き続き進めると言われましたが、進捗状況について聞くところによれば、町内業者が指名停止処分を受けているとのことで、工事の着工がおくれているのではと思われます。公園事業では、町と百済大字の環境整備事業の一つで大字と交わしたものでもあり、早急に着手していただきたい。公園は老若男女を問わず憩いの場所でもあり、これを楽しみにしておられる人たちがたくさんいるので、早く完成させていただきたい。

続きまして、パークゴルフ場整備事業でございますが、町長は21年4月までに完成する

と言われましたが、これも町内業者の選定に苦慮されているのではないのでしょうか。指名停止解除になってから一斉に入札される考えですか。これもお聞きいたしたいと思います。

この3点について質問いたします。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 竹村議員のご質問にお答えしたいと思います。

クリーンセンター広陵の原油高でご心配をいただき、ありがとうございます。

原油高による灯油価格高騰のため、補正予算は幾ら必要かというご質問でございます。

灯油価格の異常な高騰は、運営経費に大きな影響を与えております。原油価格の相場は落ちつく様相を見せていますが、運転効率の改善は常に図りながら、運営経費の節減に努めているところでございます。

また、灯油購入につきましては毎月入札という方法で対応しており、当分はこの方法を続けて、できる限り経費の節減に努めてまいる予定です。

なお、予算につきましては、このままの灯油価格で推移いたしますと数千万円余りの補正を次回12月議会でお願ひすることになると見込んでいるところでございます。

次に、百済寺公園の進捗状況でございます。

百済寺公園の整備につきましては、地元で組織されました百済寺整備検討委員会と協議をしながら進めております。整備につきましては、歴史的文化財の三重の塔を生かし、静寂な空間のある修景を中心とした公園づくりを目指しております。地元の皆さんには高齢者から子供まで気楽にご利用いただけるよう、また災害時には避難場所として利用できるよう計画しております。訪れた皆さんには百済寺の歴史を知っていただくとともに、公園から三重の塔を臨む修景を楽しんでいただきたいと考えております。

なお、地元からは資料館や観光バスの乗り入れできる駐車場の整備等いろいろ要望もあり、将来の検討課題として取り組んでまいります。

工事につきましては、旧清掃センターの樹木や庭石等の有効活用を図り、近々入札すべく準備を行っているところです。工期につきましては平成20年度、21年度の2カ年で、完成は平成22年3月の予定です。

次は3番目、パークゴルフ場の早期完成をというご質問でございます。

パールゴルフ場につきましては、8月28日の全員協議会でもご説明申し上げましたようにごみ捨て場同然の荒廃地、新子廃川敷地の町有地約1万3,000平米を緑、健康、交流ゾーンとして町民の健康づくりに活用いただくとともに、町外の方々との交流により心身と

も健全なスポーツ施設を願っています。全国に公認コースが整備されつつあり、パールゴルフ普及に努めてまいりたいと思っています。

管理運営につきましては、利用者がボランティアとして参画していただけるような組織づくりや財政に負担をかけないよう、受益者負担を原則に計画しているところです。

工事につきましては、現在全国のコースに精通された国際パールゴルフ協会公認指導員のボランティアによる協力を得ながら設計を行っています。間もなく完了いたしますので、遅くとも11月までには工事に着手できるものと考えております。

オープンにつきましては、芝の養生期間を考慮して来年夏にオープンできるよう進めているところでございます。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、2番、竹村君！2回目の質問をお願いします。

竹村議員 クリーンセンター広陵について、石油納入業者と職員による計量はどのようにしておられるのかお尋ねしたい。

そしてまた、ごみ1トンにつき幾ら灯油代がかかるのかも教えていただきたいと思います。

青木議長 答弁をお願いします。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 納入につきましては、その都度現場で立ち会いをして受け入れを行っております。計数等常時確認をしているということでご理解をいただきたいと思います。

それと、ごみ1トン当たりの現在の灯油の量でございますけれども、設計ではごみ1トン当たり100リットルということで業者からの提案がございます。現実に申しますと、ごみ1トン当たり140ないし150リットルの灯油が要っている状況です。これは運転の仕方、あるいは破砕機が止まってごみの投入を控えてるときも脱臭炉とかの温度を維持するというようなこともございますので、そういう詰まりとか、いわゆるごみの投入ができてない時間がなければもう少し効率的な数字になるのかなと思っております。最近は破砕機、破袋機の詰まりも改善をされておまして、徐々に運転技術も高まってきているということでございます。よろしくお願いたします。

青木議長 2番、竹村君！

竹村議員 続きまして、造園業者から出る剪定した枝葉は一般廃棄物なのにどうしてクリーンセンターは受け入れられないのか伺いたい。ほかの市町村では受け入れているということでございます。よろしくお願いたします。

青木議長 3回目の答弁。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 生のままでクリーンセンター広陵の機械の構造を考えましたとき、やはり

できるだけ乾燥させて、そしてある一定の大きさ、例えば50センチ程度の長さに切ってもらってお持ちをいただく。こういうことであれば受けております。造園業者についても、いろんな企業努力でやっておられる点があろうかと思うんですけども、今現在は業者の方が持ち込んでおられるということは余り確認をしていないのが状況でございます。以上でございます。

青木議長 2番、竹村君！

竹村議員 ありがとうございます。

続きまして、百済寺公園のことでお聞きいたします。

バス停より郵便局までのボックスカルバートの進捗についてお聞きいたします。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 ただいまお尋ねの件につきましては、水路のふたということでご提案申し上げた分だと思っておりますけども、これにつきましても百済寺の公園の整備と合わせこの秋が終わったごろから一応かかる予定をさせていただいております。

青木議長 2番、竹村君！

竹村議員 続きまして、下水道課がなくなり、これからも真美ヶ丘ニュータウンの下水道管の入れかえ行うつもりはありますか。水道業者の死活問題だと考えられるが、このこともあわせてお聞きいたしたいと思っております。

青木議長 これ通告書にそれ出てんのか。出てないね。これあんまり、百済寺公園の進捗状況ですやろ。真美ヶ丘の、ちょっとこれは通告書で出てませんし、余り関連性もないしね、公園のことでございますので、ちょっとその辺竹村君ご理解願いたいと思っております。

次、行ってください。

竹村議員 パークゴルフ場について、百済大字と町とで交わした環境整備事業のパークゴルフ場づくりであります。指名停止業者以外の業者でできないものか検討していただけますか。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 指名停止で工事がおくれているのではないかとということですが、一応こちらの方はそういう指名停止というのは考慮はしておりません。ただ、設計の関係でまだでき上がってないんで、入札に取りかかれないという状態です。設計が上がり次第入札にかかりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

青木議長 2番、竹村君！

竹村議員 聞くところによりますと10月まで指名停止と聞いておりますが、それは今設計段

階では今度の入札に入るように思われますがどうですか。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 入札につきましては、別の組織で指名業者を選定していただいておりますので、事業担当部長といたしましてはそれについては一切考慮はしておりません。

ただ、こちらの事務の進捗状況がたまたまそういう時期になることになることですので、一応それはその業者が指名停止解除になるのを待ってるというものではないことですので、よろしくご理解いただきたいと思います。

青木議長 竹村議員、ちょっと待ってくださいね。今の答弁……。

竹村議員 説明ありがとうございました。

青木議長 いや、ちょっと待ってください。それでよろしいですか。

竹村議員 はい、それで結構です。

青木議長 わかりました。

それでは、以上で竹村君の一般質問は終了いたしました。

それでは、本日ちょっと最後になりますが、次に八尾君の発言を許します。10番、八尾君！

八尾議員 10番、八尾春雄です。一般質問をさせていただきます。

6月議会でちょっと質問がうまくいかなかったのを最初に載せておりますので、ご了承ください。

1番、ごみ行政に関する幾つかの件。ごみの分別について、今後広報を含めてPRをしていくとともに、学習の機会を設けたいと6月議会で回答いただきました。分別の種類が多いほど手間もかかるので、住民の協力を得るためにさらなる努力が必要です。少なくとも、年に一度は大字や自治会単位で学習会を持つべきだと考えますが、どうですか。特に転入者など、学習の機会がなかった場合は必要なのではないか。どのように具体化を図るのか、答弁をしてください。

2つ目、新クリーンセンターの労働環境について、労働安全衛生体制はどのようになっていますか。産業医による危険箇所チェックや健康指導はなされていますか。これが質問事項の第1でございます。

質問事項の第2、国民健康保険資格取得に関する件。

被用者保険の被保険者が75歳以上で被扶養者が75歳未満の場合、後期高齢者医療制度と国民健康保険に所属が分かれます。75歳未満の被扶養者に対して、国民健康保険の取得

の手続は順調になされていますか。対象者をどのように把握し、またどのように働きかけて手続をしてもらったのか、答弁をお願いします。

2つ目、任意継続被保険者であった方が期限内に掛金を納付しないとこの制度から排除されることになっています。その排除された日と同時に国民健康保険の資格を取得をするんだということについて、どのように周知徹底をしていますか。答弁をお願いします。

質問事項の第3、町づくりに関する件でございます。

6月議会の答弁で、馬見南4丁目に計画されていた集合住宅は中止し、一戸建て住宅に変更の見通しとなったとの答弁がありました。フクダ不動産に対して広陵町開発指導要綱を遵守させるために、具体的にどのように対応したのか。また、今後どのように対応する決意であるのか答弁をお願いします。

馬見南3丁目自治会及び馬見北5丁目自治会から申し入れのある地区計画制度について、ことし12月議会での提案を約束されたわけですけれども、確実にお願いをしたい。もしそれが確実でない、もしそういうことであるなら、要因を明確にして必ずやっていただきたいということについて答弁をお願いします。

質問事項の第4でございます。すみれ作業所に町の援助の手を。

施設の老朽化とともに、障害者自立支援法の導入によって運営が困難になっておられます。町がしかるべき援助の手を差し伸べる必要がありますが、どのように受けとめておられるのか答弁をお願いします。例えば、集団で移動する際に町所有のマイクロバスでということはどうできないでしょうか。

次、質問事項の5番目、国保税は平成21年度も値上げしないことについて。

8月21日の国保運営協議会閉会あいさつで町長は、2億円の滞納というのが別の視点から見れば資産であり、全額納税されれば2億4,000万の赤字解消に近づけるので値上げせずに頑張りたいと述べられました。ぜひこの仕事をやり遂げていただきたいわけですが、どのように具体化をする予定ですか。答弁をお願いします。

後期高齢者医療制度導入に伴って、平成20年度予算では療養給付費給付金が平成19年度より2,961万円増加する内容になっています。この意味からも、値上げの必要がないのではありませんか。

3番目、旧清掃センター土地の売却で4億7,000万円の臨時収入があるとのこと。先に述べた努力も続けながら、一定の時期に判断をして国保会計の赤字補てんに繰り入れてはどうかというふうに思いますが、このことについて答弁をお願いします。

6番目、入札制度等の改善について。

町発注の工事について、大きな工事は分割発注して地元になじみのある工務店も参入してできるようにしてはどうか。総合評価方式による入札は応札する企業数も限定され、当初の目的や効果を上げているのかどうか疑問でございます。

2番目で、小規模修繕改善等の工事契約希望者登録制度を実施してほしいということについて、どう考えておられるか答弁をしてください。

競争入札参加資格のない地元の業者で、ですから零細業者ですね、小規模で簡易な工事などの受注、施工を希望する者を登録し、自治体が発注する小規模な建設工事や修繕の受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度でございます。

以上、6点質問をいたしましたので、明確なる答弁をよろしく願いをいたします。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対しまして答弁をお願いいたします。平岡町長！

平岡町長 八尾議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めのごみ行政に関する幾つかの件ということで、一番初めはごみの分別について、住民の協力を得るため広報でのPR及び学習会開催等についてのご質問ですが、ごみの分別、減量のPRはこれまでどおり広報等で住民の皆さんにご協力を求めてまいります。

また、さらに減少を図るため、クリーンセンター施設見学を兼ねた現地学習会、またごみ減量推進委員さんを通じて地域住民の皆様方にご協力を求めてまいります。

2番目のクリーンセンターの労働安全衛生及び健康指導等についてのご質問ですが、場内の作業環境につきましては、常に状況の把握を行っております。作業していただいているシルバーの方々当初は大変に思われたようですが、今は使命感を感じるまでになったという声もお聞きするような状況です。

作業環境の改善には、常に働く人たちの声を聞かせていただき、みんなの職場としてよい環境をつくってまいりたいと思います。

2番目の国民健康保険資格取得に関する件でございますが、まず初めの被用者保険の被保険者が75歳以上で、被扶養者が75歳未満の場合の指導についてでございます。

お答えとして、まず初めの被用者保険の被保険者本人が長寿医療制度へ移行され、その被扶養者であった方の医療保険についてのお尋ねであります。この場合、被扶養者の方については同時に被用者保険の資格を喪失されることとなります。この場合には、被用者保険側から資格喪失証明書が交付されますので、他の被用者保険等の扶養または国民健康保険への加入手続をしていただくこととなります。

2番でございます。次の任意継続被保険者が資格を喪失された場合においても同じく資格喪失証明書が交付されますので、同様の手続をしていただくこととなります。いずれの場合も被用者保険等の資格に関する異動につきましては被保険者ご本人またはご家族がその旨を証明する書類をお持ちになって、それぞれの保険者に対し加入手続をしていただく必要があります。

広陵町の国民健康保険におきましては、このような資格の取得や喪失に関する手続について、従前から広報、ホームページ等を通じ繰り返し広く町民の方に周知をさせていただいているところであります。

3番でございます。町づくりについて。その1、フクダ不動産に対しどのように対応したかということでございます。

今後の対応についてはとの質問でございますが、フクダ不動産には本町は良好な住環境の形成と秩序ある町づくりを行うため、従前より広陵町開発指導要綱により開発指導を行っており、指導要綱に沿った町づくりを進めていただくよう要請してまいりました。このたびマンション建設計画から一戸建て住宅に計画を変更され、事前協議の申請を受け、協議を行っているところです。

なお、一戸建て住宅につきましては、広陵町開発指導要綱に沿った計画となっております。

これからの対応につきましても、近隣市町に比べ大変厳しい内容で課題もあると考えますが、広陵町開発指導要綱により指導していきたいと考えております。

2番でございます。地区計画について、12月議会に提案できるかとのお尋ねですが、12月議会を目標に進めておりますが、個人の財産権を制限するものでもあります。権利者に十分内容を理解いただいた上での意思を確認する必要があると考えておりますので、地元説明会を開催し、その後、再度アンケート調査をする計画で進めており、そのため県及び地元自治会とも鋭意協議を進めておりますが、日程的には大変厳しい状況となっております。できるだけ早く提案できるよう頑張っておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、すみれ作業所に町の援助の手をとということで、施設の老朽化に援助の手を差し伸べよと。どのように受けとめられておるかということでございます。

答弁として、先の6月議会において吉田議員の質問にもお答えさせていただいたように、平成19年4月からすみれ作業所の運営は、従前の通所援護事業の運営補助金対象事業所から障害者自立支援法に規定する生活介護と就労継続支援B型のサービスを実施するNPO法

人リバティほっかつの民間事業所に移行されております。町としては、施設の老朽化に伴う改築の考えは特段ありません。一つの特定の法人事業所のみに対して行政財産の使用を許可している現在の状況は、現在までの経緯を踏まえても他の事業所との公平性に欠けることから、自主的な運営のために一定期間の猶予を持って事業所を移転されることを条件に使用許可をしているものであります。

また、運営面におきましては、直接的に困難な旨の話はお聞きしておらず、リバティほっかつとして上牧町と河合町の事業所と一体的にサービス提供に対する報酬に相当する給付費の収益があり、規模に応じた運営を実施いただいているものと認識しております。

次、2番のマイクロバスの使用許可につきましては、すみれ作業所が法人格を取得し、民間事業所として運営されている経緯から、他の事業所との公正公平を保つため、移動手段等におきましては引き続き自主的な確保をお願いするものであります。

次、3番で国保税は平成21年度も値上げしないことについてということ、どのように取り組まれているかというご質問でございます。

国民健康保険特別会計の赤字解消に関することではありますが、私は常々財源不足相当分について被保険者の皆さんに安直にご負担を求めていくというのではなく、まずはあらゆる運営努力をすることが必要であると考えております。そのために、国保税については本年4月から収納部門の機能強化を図り、さらなる収納率向上に努めることとしています。

医療費に関しては、特定健康診査、人間ドック助成事業及びレセプト点検などを継続実施することにより、早期治療による医療費の抑制と適正化に努めます。合わせて、事務経費の節減に努めるとともに、長寿医療制度に係る国保財政への影響を十分見極めてまいりたいと考えております。この上で、どうしても被保険者の方にご負担いただかなければならないものにつきましては、その時点にて十分ご相談申し上げる所存でございます。

次に、国保税の後期高齢者医療制度導入に伴って療養給付費給付金が増加することになっております。その意味から、値上げの必要はないものではないかとご質問でございます。

お答えを申し上げますと、2のご質問につきましては、歳入に関し平成20年度予算における療養給付費交付金は2億2,474万2,000円と前期高齢者交付金3億1,256万2,000円の合計5億3,730万4,000円と、平成19年度決算における療養給付費交付金5億769万4,000円を比較すると、2,961万円の歳入増となるのではないかとのご質問であります。

確かに、歳入だけ見ますとご質問のとおり制度改正による交付金の歳入が増加することと

なりますが、一方では従前の老人保健拠出金にかわり後期高齢者支援金を支出していく必要があり、所要額を予算計上しております。この支援金につきましては、本年度当初予算においては国が示す指標に基づく概算計上となっており、後年度において精算されることとなっているものであります。国保財政といたしましては、制度改正により国保の負担が軽減されることを期待しておりますが、これらの結果を見極めた上で財政運営について検討してまいりたいと考えております。

次に、旧清掃センターの跡地売却で4億7,000万円の臨時収入がある。国保会計の赤字補てんに繰り入れてはどうかというご質問でございます。

国民健康保険特別会計の赤字補てんのため、一般会計から繰り入れしてはどうかのご提案であります。一般会計からの繰り出しにつきましては国と地方の財政調整の一環として一定の経費について地方財政措置が講じられていることから、この部分については一般会計から繰り出すことがルール化されているところであります。単に赤字補てん的に一般会計から繰り出すことについては、全町民を対象としない国保会計に対し全町民に負担を求めることが適切な運営かどうか、議論が分かれるところだと感じております。

また、一般会計の臨時的な収入を財源としてのご提案ではあります。基本は国保会計における収支の均衡を図ることであり、まず単年度収支のバランスを取るにはいかにすべきかという観点から、十分な議論が必要かと存じます。今後、全町民に納得いただける内容で制度化できるものかどうか、研究をしてまいりたいと考えます。

6番目でございます。入札制度の改善でございます。

その1つ目、町発注の大きな工事は分割発注してはどうかのご提案でございます。

工事の内容、安全確保など諸条件を検討し、県や関係機関にも十分協議しながら施行方法を決めております。分割が可能な工事につきましては従来から行っており、今後も方針に変わりはございません。

総合評価方式による入札は応札する業者数も限定され、当初の目的や効果を上げているか疑問であるとの意見であります。広陵町のすべての工事は総合評価方式及び町独自の技術提案型評価方式を採用しております。これは業者の談合防止及び発注者が建設業者の技術力を適切に審査し、価格、工期、安全管理、品質で総合的に経験などすぐれた施工を実現するための方式で、業者数を制限するものではないことをご理解いただきたいと存じます。

次に、2つ目の質問、小規模工事契約希望者登録制度を実施してほしいとのご質問でございます。

比較的小規模な工事や修繕などの場合、その工事の請負対象金額が130万円以下の工事につきましては、地方自治法施行令や本町の契約規則では入札によらず随意契約による発注も可能としているところでございます。通常の工事発注につきましては、2年に一度の指名登録をされている業者から選定することを基本としております。しかしながら、30万円未満の小規模な修繕工事の場合、簡略な発注を可能としており、特に学校施設、庁舎などの小規模な修繕工事におきましては近隣の大工さん、建具屋さん、電気設備業者の方々をお願いをしている事例もございます。

ご提案の小規模工事希望者登録制度につきましては、比較的小さな町内業者をあらかじめ希望により名簿登録しておき、一定規模以下の工事について発注する制度でございまして、主に建設業許可を有しない小規模な事業者の方への受注機会の確保、育成を目的としているものでございます。本町といたしましても、小規模事業者の受注確保の観点から他の自治体の導入事例も調査しながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

青木議長 それでは、10番、八尾君！2回目の質問を受けます。

八尾議員 答弁ありがとうございます。2回目の質問です。

ごみ行政に関することですが、5月30日に、私、実はクリーンセンターに伺いまして実際の作業現場に入りました。勝手に入るなということで怒られましたけど、おかげさんでひどい状況がよくわかりました。容器包装、プラスチックの中におもちゃとか靴とか、それからウジ虫とかいろんなものが入っています。それから、入れ歯まで出てきました。それから避妊具とかね、そういうのもあるわけです。これは間違っ入れておられる方があるんやろうと思うんですけど、意図的にしている場合もあるかもしれません。よくわかりません。ですから、せっかく有料化で効果が上がっているという認識であるんだったら、それは自治会単位にお願いをして理解をしてもらったという経過があるわけですから、皆さんのおかげでこういう成果が上がっておりますけれども、一部にこういうことがあるんで頼みませということをやっぱりやってほしい。年に1回はやってほしい。特に転入者がある場合ですね。文書を読みますといろいろ書いてあるんですが、答弁もありましたけれども、ごみ減量推進委員の方に期待するとかいうことありましたけれども、そうまでするとごみ減量推進委員の方の大分の負担になりますから、町がぜひ音頭をとって号令かけてお願いしたいと思えます。そういうことをぜひやっていただきたいと思うが、もう一度それは答弁をお願いします。

労働環境のところは、あいまいに答弁をいただいたと思います。労働安全衛生法では、労

働者が10名以上で50名未満の場合には労働安全推進者という人を選びまして、労働基準監督署に登録をしておかなければいけないという制度があります。50人を超えると、産業医を選んで月1回労働安全衛生委員会というのをやって、各部局の代表者が寄って手続をせよと、こういうことがあるんですね。町の事業所の中でこのクリーンセンターは恐らく一番危険な事業所だろうと思います。だから注意には注意を重ねるという意味で、事業主の方がいろいろあるんでやりにくい点当然あるんですけども、この際そういう新たな体制を整えて月1回チェックをかける、こういうことをぜひやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

それから、適宜把握してるんだということですけども、1階の今年の夏の最高温度は何度だったんですか。把握しておられるんだったら言ってください。2回目の質問は以上です。

青木議長 質問事項に対して、2回目の答弁をお願いします。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 まず、説明会の開催についてご提案をいただいております。

平成17年度、18年度と地元へ説明会、職員50名体制、45名だったと思いますけども、3度お邪魔をして全自治会、大字にお邪魔をいたしました。3回目ともなりますと、大体いつものメンバーさん、役員さんがほとんどで、お邪魔した効果は確かに上げていただいております。

ご披露いただきましたいろんないわゆるルール違反のものについては、私もよく承知をしております。これらについては、その持って行き方いうんですか、説明の仕方によっては逆効果になる恐れもございますので、その辺をやはり現場を見ていただいて、本当に働く人の状況をご覧になって、分別をすべきだなということをやはりご認識をいただくのが一番近道かなと。町内の自治会あるいは大字、いつでも見学あるいは施設の勉強会、提供させていただきますので、そういったところで提供していきたいなと。説明会もその場を活用させていただきたいなと思っております。

労働環境の問題につきましては、当然法的な手続、対応をしていくということで進めてまいります。

それと、作業環境の中で最高温度というお尋ねでございますけれども、今年につきましては改善工事もちょっとうまくできなかった部分があるんですけども、大体一番暑いところだと50度を完全に超しておる、そういう状況でございます。

青木議長 質問事項1に対して、3回目の質問を受けます。10番、八尾君！

八尾議員 その分別のところですけど、特に先ほどの質問にもありましたが、RDFという他

の市町村では余り例のない処理の方法をとっておりますから、ここがやっぱり決定的なんですね。それで中には、ひどい例言いましたけども、もうびっかぴかで、どないしてこんなに磨いたのかと思うような包装ごみもやっぱり出てくるわけです。だから意識の違いさまざまですので、今は答弁では、恐らく先ほどの答弁であれば年1回開けということについてはうんと言われなかったわけですから、引き続き要求をしたいと思います。

それから、仕事をしておられた方の意欲が先ほどの答弁にもありました。これは私も共感しております。非常に熱心にさわやかに働いておられて、非常に好感を持ちました。他の自治体の清掃センターでよく中抜けとかひどい事例ありますけども、広陵町ではそういうことは全然なくて非常にまじめにやっていたらいます。ですから、思いもやっぱり真つすぐなんですね。だからそれを自治会や大字の皆さん集まってもらってということをやれば、ここで一つ飛躍ができるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ検討お願いしたいと思います。

そしたら答弁お願いしましょうか。

青木議長 3回目の答弁。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 おっしゃるようにRDF炭化処理施設でございますので、一般の焼却施設とは分別に対する取り組みというものは違うわけで、特に前処理の段階で、先ほどもちょっとお答えしたんですけども、破砕機を詰まらすと時間ロスが出ますので、そういったことを一番我々としては今後15年間注意をしていかなければならない第一の問題だと思っております。当初は金属製のものもまじっておりました。最近それはないんですけども、油断をしますといつ何が混ざるかもわかりませんので、分別については徹底してお願いをしてみたいと思っております。

それと、説明会についてはやはりやるべきだという八尾議員さんのご指摘でございます。我々も積極的にそういう方向で取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

青木議長 次の質問事項に移ってください。八尾君！

八尾議員 国民健康保険資格取得に関する件です。

答弁は、結局のところ申請主義であるので、ご本人の側から申請していただかないとこの実務は動きませんよということを言いたいのだと思います。ところが、後期高齢者医療制度移行に伴う件については、その75歳以上のご本人の方に了解を求めるわけでもなく、申請をしてくださいという通知をするわけでもなくて、法律で言うてみたら勝手に異動しちゃっ

たわけですから、それを被扶養者の側に責任を負わせるというのは過酷ではないかというのが一つ。

それから、住民税の算定のときに各被用者保険に入っている事業所から、どこそこのだれそれさんはこれだけの収入があって被扶養者は何年の何月何日生まれのどなたさんで、75歳未満だということがわかって、社会保険料控除の金額も買いてあるわけですから、住民税の担当部局から言えばどなたが75歳未満の方なのかというのは名簿で把握できるやないですか。そういうことをちゃんとやってないのではないかと思っているんですが、やっていただいているんでしょうかというのが一つです。

それから、任意継続の方で生活相談を受けた方がありまして、1年間だけ任意継続の掛金払ったんだけど、金がのうて結局払えなくて無保険になっちゃったと。半年間何とか来たんだけど、やっぱり入っとかなあかんというので手続をされたそうです。そしたら、住民課の窓口では非常に原則的な対応をされまして、国民皆保険だから任意保険から外れた日をもって国保に入ってちょうだいねと。だから15万円払ってねという対応をされたそうです。中身を聞いてみましたら、いわば貧困の状態なんですね。非常に困難な状態でそういうふうになってたわけです。こういう場合には、原則をちゃんと説明すると同時に相手の事情もやっぱり酌んで、こういう場合だったら免除申請をされたらどうですかという温かい配慮がないと、役場へ行って正直に物を言うたら金取られんねんと。こういうのが評判になりかねない。この点について答弁をお願いします。

青木議長 2回目の答弁。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 我々の窓口では、そういう対応をきちっとさせていただいておるように思っております。

それと、1点目の住民税等の把握をしているセクションでは被扶養者の状況はわかるのではないかというようなご指摘ですけれども、やはりわかるからといって職権で見れるものかどうかという判断も我々としては大切だと思っております。

私、つかんでおりますのは、いわゆる社会保険の被扶養者であって後期高齢へ行かれたという方の人数については把握をさせていただいております。ただ、その方々が52名おられたんですけども、その方々がどなたを扶養にされておるかとか、そういったことについては我々の立場では見に行くべきではないと。やはり社会保険の方から、あなたは資格がなくなりますよと。手続をしましょうねという書類が出ますので、それをもらわれたらやはり役場の窓口へおいでをいただいて手続をいただく。これを待つしかないというように認識をして

おりますので、よろしく願いをいたします。

青木議長 10番、八尾君！3回目の質問です。

八尾議員 役場の内部でどのようなすり合わせをされておるのか、私、非常に疑問に思いました。住民課と、それと税務当局のところで個人情報で、完全な個人情報ですけどね、役場の中でやりとりしたらわかるようなことをきちんとやってもらわないと困ると思います。

それから、厚生労働省は3月28日に保険局国民健康保険課長という名前で各都道府県に連絡をしております。被用者保険から発行する資格喪失証明書がなくても、生年月日などから確実に国保に加入するものと市町村が判断すれば、国保の資格取得届を受理することを認めることとしましたと。これによれば、広陵町でも住民の生年月日とこれまでの国保に入っていない方というのはどなたなのかというのは確認できますから、やろうとすればできたんじゃないか。国の方でもそういう体制をしいておるのに町がやらなかったということになりますから、これどうするんですか。

私、心配してるのは、現時点でもまだ本人が無保険だと。あるいはお医者さんへ行っても保険証を出そうと思っても出されないという方が何人おられるのか、これが非常に不安なんです。何人おられるんですか、答弁してください。

青木議長 3回目の答弁。吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 そういう方はおられないという認識をしております。

青木議長 次の質問事項に移ってください。10番、八尾君！

八尾議員 国の通達については確認をしてください。

町づくりに関する件でございます。6月議会では、一戸建てになる見込みであると。南4丁目の件が。そのように計画が出てまいりまして、先だって9月7日の日曜日に住民の方に説明をいただいたようでございます。町の指導要綱については守りますということはフクダ不動産言われましたので、大変な努力をしていただいて本当にありがとうございます。大変喜んでおります。

その上で申し上げたいのですが、今回この件について、フクダ不動産の側が町の指導要綱は法律ではないので守らなくてもいいのだと、こういうような対応をとった時期がございます。それは、実は町が指導要綱それ自体を改定をしたいと。他の市町村に比べると非常に厳しいものになっているので変更したいんだという時期にも重なったり、そういう対応と連なるのではないかというふうに思います。今後こういう混乱が起きることのないように、町の指導要綱は法律であろうがなかろうが町の方針だということできちんと言っていたきたい

と思いますが、言っていただけますね。その答弁を一つはお願いします。

地区計画の件ですけれども、ここに盛り込まれた内容についてはいろいろ手順があるので厳しい状態になっていると。厳しい中であっても、ぜひ頑張っていたきたい。

これまで事務当局に個別に中身がどこでつかえてますかというふうに質問をいたしましたところ、2つの理由を言われました。一つは建築基準法に違反している住宅があるんだと。こういうことがあるんで、この対応に困っているんだというのが一つ。それから、馬見北5丁目には竹取の丘という民有地がございます。この民有地の扱いについて、どのようにしたらいいのかというようなことで検討をしているんだと。速やかに結果を出していただけたらと思うんですけれども、例えば後半の民有地の扱いについては、それ以外の13街区には竹取の丘と体育館と保育園があるわけですから、その竹取の丘のエリアだけを除外してそれ以外のところは話は大体まとまってるわけですから、それも先行させてやるということだって当然にあるわけです。

一番心配しているのは、こういうスケジュールが明らかになると例えば集合住宅、地区計画の案に違反するような建物を建てたいと思う人は今がチャンスであると。今だったらいけると。こういうことでやる可能性が十分にあります。現にそういう傾向が出ております。ですから期限についてはきちんと守っていただくということで、どういう努力をしておられるのか。必ずやっていただきたい。答弁をお願いします。

青木議長 山村副町長！

山村副町長 まず、私の方から指導要綱の件について申し上げます。

現在の開発指導要綱の内容につきましては、遵守してまいりたい。開発に当たりましては指導してまいりたいと思います。ただ、開発指導要綱でございますので、社会情勢の変化に伴って変更すべき点が出てくることも考えられますので、そのときは議会の皆さん方、初め、いろいろな声をまとめてご相談を申し上げて、変更すべきは変更してまいりたいと思います。

地区計画の件につきましては、部長の方からお答えを申し上げます。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 地区計画につきましては、スケジュールをできるだけ守るようには努力はいたしておりますが、ただ、地元から上がった素案に対しまして現況調査すれば、その素案ではなかなか難しい部分も出てきておりますので、そこらの修正等をさせていただいてもう一度地元へそれをお返ししなければ、地元ではもとの素案で了解されておりますので、それを変更したののについてやはり地元の意見としてどうなのか調整を図っていただいて、それ

で了解を得られてから初めて地元説明会ということになりますので、そういうやはりキャッチボールの間にやはり日程的に相当ロスも出てきます。当初のスケジュールは、こちらは机上で一応これぐらいの期間でいけるであろうということを出させてはいただきましたけども、実際やってみますとなかなかそのようには進まない部分もございますので、当初から努力目標として12月議会に提案できるようにということで進めてまいりましたが、現時点では大変厳しいスケジュールではございます。いずれにしても、地区計画は最終完結するまではいかせていただきますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

青木議長 それでは、3回目の質問になります。八尾議員！残り時間計算してくださいね。3回目の質問ですよ。

八尾議員 地元の意向ということで言えば、いつになったらどういう話が来るんだろうねということになっておりますから、自治会に対するそこらあたりのすり合わせをぜひ上手に円満にやっていただきたいということで要望しておきます。だから飛ばしますね。

質問4に行きます。いいですか。

青木議長 はい、移ってください。

八尾議員 すみれ作業所に町の援助の手をとということで質問をいたしました。

書かれておりますように、答弁されましたように平成19年の4月から法人格を取得をされたわけです。ところが、この中でも実際に重度の障害者の人が多くて、私も美津代議員と一緒に現場に行きましたですけど、ガラスなどは割れますからね。頭ぶつけて割るそうです。だからベニヤをしたりとか、いろいろ手狭な中で一生懸命にやっておられるということなんです。

それで事の経過からすると、スタッフの方の言っておられることは障害者の人が家に閉じこもるのでなくて、外にやっぱり出て社会と交わるということが非常に重要なことだから、作業所をそういうふうな形で位置づけてもらいたいと。ぜひ応援をしてもらいたいというふうに言っておられるわけです。このときに、今、施設が1年単位の賃借になっている。町の方からは引っ越しをしてほしいんだと、こういうことで言われるということです。ですから話はこれで合うんですけどね。次のところが決まってないのに、もうあんたの努力が足りませんよと、早う出てもらわなあきませんやんかと。そんな言い方で追い出すようなやり方はしませんね。これは明確に答弁をしてください。

それから、バスのことでございますけれども、この4月からは車を2台手配されて、送迎を始めたそうです。ですからある程度自分ところの子供たち、大人の方もそうですけど、移

動については何とか回る点もありますから、そういう面では努力をしたいと。だけれどもどうしてもできないときがあるんで、それは町に頼まないといけないなということで言っておられるわけです。ですからそういう経過も含めまして、これまで長年にわたってこの分野で活動を続けられたという努力もやっぱりきちんと評価をしていただいて、今の時点でできないことについてはできないとSOSを発信しておられるわけだから、それについては町が温かい手を差し伸べていただきたいなど。こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 今のご質問でございます。町長の答弁でも一定の、先に民間の事業所になっているということをご理解をしていただいていると、この辺は思っております。一定の期間の猶予を持って事業所を移転していただく。これはそういう話し合いを持って、我々が家賃のそういう契約をさせていただいたという経緯がございます。その一定の期間ということにつきましては、前回、吉田議員のときにも一つの自立支援法の新移行の時点ということで、平成24年の3月と一つの思いを町は持つておるわけです。まだその辺の話し合いはさせていただいてませんけども、早急にその辺の話し合いをさせていただく。追い出すとかいうような認識は我々は持つておりませんし、運営面につきましても非常に議員はご心配をされておるわけなんですけども、我々といたしましては補助団体のときよりもはるかに運営は良好になっている。これはリバティほっかつと理事長さんも月刊誌の中で申されております。我々、町ですから給付を行っておりますので、十分その辺はわかっております。それは作業所の方でもお聞きいただければと思います。

バスの件につきましても、やはり民間というふうなことでございます。町内には同じ事業所もございます。その辺につきましても、十分に考えていかなければならない。また、この問題につきましては直接役所の方に作業所からお話があったわけで、今、議員さんがこういうふうにおっしゃっておられて初めて我々が知るということでございますので、この辺につきましても間接的なことを議論するよりも、直接作業所とお話を設けたい。このように思っていますので、これでご理解をお願いしたいと思っております。

青木議長 10番、八尾君！3回目ですよ。

八尾議員 そうすると確認ですが、24年3月ということは言われたけれども、町の側で一方的に当事者が了解することがないのに追い出すということはしませんよという内容の理解でいいですね。それが一つ。

それから、町内には2つの団体がありますということで、坂口議員が応援しておられる作業所がございます。先だってちょっと声をかけましたら、困っている作業所があるんやったら困っているというふうに言われたらどうかと。自分の関与しているところは、もしそういうことがあったら言うつもりだというふうに言うておられましたので、だからそういう意味で何も機械的にバランスさせる必要はないわけで、困っているから困っているというふうに言っているわけです。

それから、答弁の中で直接に町の方と話し合いというのはそのとおりだと思いますので、私の側からも受けとめながら、つなぎながら当事者の方からも言うていただけるように進めていきたいと思っております。

最後の確認の答弁をお願いします。

青木議長 池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 施設の移転につきましては、町としては一つの基準として思っておるわけです。この辺でお話をさせていきたい、このように思っております。

その辺でどういうふうな話し合いになるかというのは、今すぐにはお答えはできないということでご理解をしていただきたいと思います。

バスにつきましては、このすみれ作業所につきましては河合町とかそれから上牧町、3事業所が一体となって運営されております。そちらの方にもいろいろな車もあろうかと思えます。その辺を共有していただけたら、また坂口議員との同じ事業所の中でその辺をお話ししていただけて、利用していただければと思います。

町のマイクロバスということになりますと、この辺には非常に利用者の問題というふうなことで民間の事業所にお貸しするということが非常に問題があるように我々は認識をしておるわけでございますので、事業所間でのお互いの協力でそういう運行をしていただければ幸いかなと思っております。

青木議長 10番、八尾君！次の質問事項に移ってください。

八尾議員 5番目の質問に移ります。

国保税のことで、値上げをしないことについてということで数字も上げまして主張しているわけです。

それでここに書いている数字と同時に、答弁でもありましたように拠出金ですね、老人保健制度から国保財政に対する拠出金がこの後期高齢者医療制度の導入に伴って廃止をされました。ですから、このところが結果的に増えるのか減るのかということが一つのポイント

かと思います。それで国保運営協議会においても、これらのことについてはまだ未確定のところの数字が非常にたくさんあるので、そういうことをきちんと見極めてそれで対応したいんだと、こういうことになっています。担当者も何も好きこのんで値上げを言ってるわけではなくて、それなりの立場で物を申されておるのだということは理解はしていますけれども、そういう意味では、町はこのことについてやっぱり高齢者にも国保の被保険者に対しても、できるだけ負担をかけないように必死になって頑張っておるんだということをちゃんと見せることのできるように一つはお願いをしたい。

それから、もう一つは、先ほどの質問で介護保険のところのレートが制度導入以来変更しておりませんので大変なんだと。たしか数字で6,000万ほどの赤字の表示があったかかと思っています。これについて私ちょっと思っているのは、先だって奈良交通バスに対して高田から平端線のバス路線を存続してほしいということを町は言われました。このときの哲学は、路線単位で赤字であっても地方単位、エリア単位で言えば何とかならんのかと、会社単位で言えば何とかならんのかと。こういうことがあるではないかというのを一つの理由に上げておられるわけです。もちろん高齢者やとか外に出にくい方の足を確保するという点も当然におっしゃったわけですけど、もし個別の細分化されたところでの収支損益ということだけに執着をしてするんであれば介護保険のレート云々という話もありますけれども、国保税の会計自体が全体としてやっぱりどういうふうになるのかわからないという中で、こういうことを軽々に持ち出すのはいかがなものかということです。

7月に開かれた後期高齢者医療制度の代議員会、議会で町長も副連合長の選出をめぐって町としての見識を厳しく指摘をされて、いろいろこういう問題について問題があるということをおられるわけですから、それらのこともやっぱり踏まえて、全体として安心ができるように、ちゃんと見通しが立つようになった段階で提起されるならいいですけども、小出しに介護保険のレートをと、こういうふうに言われたんではちょっとたまりませんから、そういう点どういうふうに考えておられるのか答弁をお願いします。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 ご承知のように、国民健康保険税につきましては医療分と後期高齢者支援金分と、そして介護分という今現在20年度からは3本立ての税制になっております。これを奈良県下の39保険者の現時点での料率で試算をいたしました結果、広陵町は介護分で2万560円という数字が計算上出てくるんです。標準的な家庭でございます。この数字は、奈良県39団体の中で最も低い。最も高いところだと、同じ世帯で計算しましたら5万円

を超えるんですね。そういう高い団体もございます。広陵町の次に低いのは吉野の下北山村さんでございます。それが2万4,950円ということで、奈良県下においても高いところの4割程度のいわゆる介護分の家庭であると。もちろん料率が一番低いわけです。所得割0.7、均等割あるいは資産割、こういったものも奈良県下の中におきまして最も低い。これは制度が始まりました12年度のいわゆる介護分として集まった税、そして納めた納付金、約2分の1が税であったわけですが、今それが随分乖離をしている。こういう状況を特に私はこれはやはり改善をすべき点、第一だなと思っております。

それは値上げをすとかしないとかという議論ではなしに、やはり介護納付金を納めるべきいわゆる2号被保険者、その方たちの所得にもよりますので、十分データもお出ししながら今後議論いただきたいと思えます。

青木議長 10番、八尾君！

八尾議員 時間がありませんから、6番目に入ります。

旧清掃センターの解体撤去工事といい、新森橋の架け替え工事といい、総合評価方式による競争入札で進めてこられたわけですが、実際には3社以上の応札で成立というルールが守られずになっています。実際に入札というふうになるのかどうか。むしろ現状では一般競争入札に戻すことの方が現実的ではないのか。

それから、入札は工事全体を見渡してできるだけ地元になじみのある中小の工務店様にも参加の意欲ができるように、難度が高い低いとか工事の区切りがいいところとか分割をしてほしい。実際にやってるんだと、こういうふうに言っておられます。たしか図書館を建てる時には分割でやられたというふう聞いております。そこらあたり、地元業者にちゃんと町の仕事も手が挙げられるし仕事もいただけるし、金がぐっと回るんだと。こういう仕組みをぜひつくっていただきたい。

それから、町の随意契約の話ですね、先だって東小学校の歩道橋が傷んでいるのでということで保護者の方から訴えがありましたので2人で見に行ったら、塗装がもう落ちてます。さびがあって、草がぼうぼうで、あそこ人通りがあんまりありませんしね、保護者の方は非常に不安がっておられるとこなんです。それで何とかできませんかということで窓口にお問い合わせしましたところ、幾つかの工事が集まらないとそういう工事入札かけられないのでできないんだと、こういう返事が返ってきたので、それはえらいこっちゃというので頭を2人でひねったわけです。しかし、きょう聞いたお話で言えば、随意契約もきちんと活用して機敏な対応ができるのではないかというふうに思いますので、再検討をお願いをしたいと思います。

それから、不況が進行する中で零細な事業主のところで仕事がないというふうに困っている方がたくさんおられるわけです。今回、小規模工事契約希望者登録制度の実施をお願いしましたところ否定されませんで、検討するんだと、こういうご返事いただきましたからほっとしております。ぜひ実現のために努力をしていただきたいなというふうに思っております。意気込みだけ聞かせてください。

青木議長 答弁。山村副町長！

山村副町長 総合評価方式による入札については、国の方からも指導を受けておりますし、品質確保に関する法律上、やはり総合評価方式の入札を実施すべきという考えに変わりはないわけでございます。

ただ、応札者数が少ないということで、旧清掃センターの解体の工事のときも一般競争入札の総合評価方式でやったところ応札が2社にとどまって、最終的に2社で決定をさせていただきました。今回もその教訓を踏まえて、一般競争入札でなしに指名競争入札方式の総合評価方式で今現在進めさせていただいているところでございます。

ところが、これも指名を10社あるいは10数社させていただいても、指名を辞退するという会社が出てまいっております。下部工に関しましては今のところ2社しか応募がございませんで、規定は2社揃えば入札を実施するという規定になっておりますので、こちらは成立する。上部工に関しては全く1社しか応募がございましたので、基準を変えて指名の業者数をさらに増やして、今、入札手続進行中でございます。最終的に2社揃わなければまた不調ということになってしまうわけでございますが、こちらの方も現在そのような状況にあるということをご承知願いたいと思います。

それから、分割のことにつきましては、できる工事については以前も分割をさせていただいております。工事の内容、場所等によりますので、できるものにつきましては今後も分割できるものは分割をしてみたいというふうに思います。

随意契約でございますが、緊急必要性のあるものについては随意契約を認めております。ただ、担当の方にはできるだけ競争入札にするようにということで、小規模の工事も集めて入札をしてくれということを申し上げております。これは職員が特定の業者さんをつながらないようにという配慮でございまして、むやみに随意契約をしないということをこちらで管理をいたしておりますので、そのような趣旨でございます。ご理解いただきたいと思います。ただ随意契約を否定しているものではないということでございます。

小規模工事の件については、町長がお答えしたとおりでございます。

青木議長 それでは、以上で八尾君の一般質問は終了いたしました。ありがとうございました。

それではお諮りいたします。本日の会議はこれで延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日は行われなかった一般質問につきましては、17日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会といたします。ご苦労さんでございました。

(P.M. 4:16散会)

平成20年第3回広陵町議会定例会会議録（第3号）

平成20年9月17日

平成20年9月17日広陵町議会

第3回定例会会議録（3日目）

平成20年9月17日広陵町議会第3回定例会（3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	笹井由明
理事	中尾寛	理事	吉村元伸
教育委員会事務局長	北神理	健康福祉部長	池田誠夫
都市整備部長	森田久雄	会計管理者	乾善雄
収納対策本部長	松井定市	水道局長	植村和由
水道局収納対策本部長	平岡康博		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 大西利実

議 事 課 長 松 井 宏 之 書 記 北 橋 美 智 代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10 : 01開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	一般質問

青木議長 まず、日程1番、一般質問を行います。

16日の一般質問に続きまして、山田美津代さんの発言を許します。11番、山田さん！

山田美津代議員 皆さん、おはようございます。傍聴の皆様、おはようございます。たくさん来ていただいてうれしく思います。ただいまから11番、山田美津代、一般質問頑張ります。

5項目について質問させていただきます。

質問事項1、広陵町におけるアスベスト対策について。沢の株式会社つつみや製作所でアスベストを使用していた間、従業員、近隣の町民、また通学路で子供たちまで暴露している可能性を最近の事例から心配されます。町として町民の健康を追跡調査して、将来の健康を守ることが必要ではないでしょうか。また、静かな時限爆弾と言われる恐ろしいアスベストを70年にわたり放置してきた国に大きな責任があるので、補償等を含め根本的な解決を要望することも町民にとって大事ではないでしょうか。アスベスト対策について具体的にお答えいただきたいと思います。

質問事項2、広陵消防署員の増員について。今、広陵町では消防力の基準で示された消防職員の定員の基準を満たしていません。人員が充足していなければ消防本来の任務を全うできないことは明らかです。消防基準法では199人となっておりますが、香芝・広陵消防組合で示されている職員数は120人で、この数字は当面の整備目標でしかありません。現在数は105人で充足率87.5%です。消防力の基準による定数を割ったままでは住民の安全を守ることはできないのではないのでしょうか。

今、広陵の夜間の体制は8人で、出動時に受付の人員を1人残して7人で町民の安全を守るのは非常に困難です。救急車には3人必要、消防車には4人から5人必要なので、救急車が2台出たら火事が起きても出動できない状態になり、そういうときには香芝から応援を要

請するといいますが、駆けつけてもらっている間に初期活動がおくれ、燃え広がることが予想されます。町民の安全確保のために少なくとも2人から3人の増員がすぐに必要ではないでしょうか。

質問事項3、図書館司書の雇用の延長を。現在、小学校5校でパートの司書の方が学校図書館支援センター推進事業研究のため配置されております。この配置による教育効果がとても大きいのです。学校図書館として子供たちや先生方にとっても重要な司書の方々なので、町費を使っても雇用の延長と充実をしてもらいたい。

質問事項4、妊婦健診の一層の充実を。6月議会では妊婦健診を5回の財源を確保したいとの答弁でしたが、平成19年度から妊婦健診に係る交付税措置が拡充されていますので、補正予算組んでもわずかな町負担で済むのですから、すぐできるのではないのでしょうか。なぜすぐやらないのですか。14回までの無料化に踏み切る余地も大きくなっています。町独自でも若者が住みやすい町にするために14回の無料化をぜひ実施してください。

質問事項5、公共交通について。先月、日本共産党北葛議員団と今井県議と奈良交通に交渉に参りまして、広陵町としては平端線の廃止は町民の足を奪うことになるので、経営努力で続けてほしいと要望してまいりました。その後、全員協議会で町としても存続の意見を奈良県土木部道路交通環境課長あてに提出したと報告いただき、心強く思いました。引き続き存続の要望を協力し合って奈良交通に出していき、町民の足を守っていく努力を惜しまないでいただきたい。

また、デマンドタクシーについては交通弱者の意見が大事です。先日の全員協議会で出された案の内容で停留所のような場所、利用しにくい時間では余り利用しないと心配されます。大字各地で集まってお知恵を集約する必要があるのではないのでしょうか。利用状況など住民の声を聞き、手だてをどうするか具体的に明らかにしてください。

以上、5項目についてご答弁よろしくお願いたします。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対しまして答弁を願います。平岡町長！

平岡町長 ただいま山田議員からご質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。

まず、1番、広陵町におけるアスベスト対策についてのご質問をいただきました。

石綿暴露健康リスク調査につきましては、一般環境を経由してアスベストを吸い込んだことによる健康被害に不安を持たれている方を対象として、平成19年度から奈良県において実施され、来年度も実施される予定と聞いております。今年度は広報を通じて周知させていただくとともに、北校区全員に回覧でも周知させていただきました。来年度はさらに住民へ

の周知を図ってまいります。また、今後も国及び県に調査事業の継続も要望していきたいと考えております。

次に、2番でございます。広陵消防署の増員について。町民の安全確保のために2人から3人の増員が必要ではないかというご質問であったと思います。

広陵消防署の職員体制は通常8名から9名であり、救急車2台、消防車2台を有しております。有事の際の出動の現状であります。同時に2件の救急要請があったときは受付待機2名を残し、6名が出動いたしております。こんなときに火災が発生した場合は1名が指令車で出動し、非番の者3名が署に到着次第、消防車で出動いたしております。また、広陵町消防団では125名、4分団体制で、タンク車2台、ポンプ車4台を配備しておりますので、サイレンと同時に直ちに現場へ駆けつけ消火活動に時間がかからないよう体制を整えております。次に、火災発生時においても受付1名を残し、7名が出動しております。同時に救急要請があった場合は香芝署との応援協定により、香芝署から救急車の出動を行っております。

いずれにいたしましても、今後さらに町民の安全確保に万全を期するため、平成21年度には消防士5人の採用予定をしており、組合消防の充実に努めてまいります。

3番、図書館司書の雇用の延長は教育長がお答えを申し上げます。

次に、4番、妊婦健診の充実をということでございます。妊婦健診の14回無料化の実施についてなぜすぐできないのかと。女性議員として大変厳しいご提案、要望をいただきました。

答弁として、妊婦健診の公費負担に係る交付税措置につきましては、平成19年1月17日付で厚生労働省母子保健課の通知では、妊婦健診を含む地域の子育て支援のための措置として総額で示されており、妊婦健診部分のみの積算単価、回数は示されていないとのことであります。総合的な少子化対策の推進という幅広い目的のための措置であり、妊婦健診5回分の公費負担を行う上において十分な措置とは言えないため、さらなる地方交付税措置の拡大を要望しているところであります。

また、本町議会においてもこのことを十分ご理解いただき、本年3月議会で議員の先輩議員が中心となって国に対し、公費による妊婦健康診査に助成を求める意見書を提出していただいたところであります。本年は1回の妊婦健診を3回に引き上げたところであり、平成21年度には5回に、非課税世帯の妊婦健診は14回に実施すべく調整を行っているところであります。

次に、14回の妊婦健診無料化については、厳しい財政状況の中で本町独自の実施は困難

であり、国に対してさらに公費負担拡大が行われることを要望してまいります。また、拡大が実施される場合には見合った回数を実施してまいりたいと考えております。

次に、公共交通についてでございます。高田平端線引き続き存続を要望ということでございます。

まず、初めの質問、高田平端線のバス路線廃止のご質問であります。8月28日の全員協議会の存続要望のご意見をお受けいたし、本町として今後もバス路線存続について所要の措置を講じています。しかしながら、過日、奈良交通から廃止の同意をいただけない場合であっても、この路線の経営状況からすると当面大幅減便と近々の廃止を国に申請するとの通告がございました。町が独自の負担をしない限り、国が廃止について許可されるという見通しを持っているようでございます。

次の質問でありますデマンドタクシー運行についてのご質問でございますが、先日、全員協議会において東部地区アンケート調査の結果、内容をもとに運行計画案等を作成させていただき、議員皆さんにご説明申し上げましたところでございます。今後の運行計画といたしましては、仮称広陵町地域交通会議を立ち上げ、広く利用者のご意見を拝聴しながら具体化したい考えであります。折からイズミヤ循環バス計画とも協議しながら、あわせて検討してまいりたいと考えております。以上のとおりでございます。

青木議長 安田教育長！1回目の答弁をお願いします。

安田教育長 山田美津代議員の質問事項3、図書館司書の雇用の延長の質問でございます。

平成19年度に採択された学校図書館支援センター推進事業も本年度をもって国からの助成は終了となりましたが、作成いたしました研究の概要の冊子にありますように、読書活動の充実や学習意欲の向上に幅広く成果を得ております。学校図書館に行けば支援のスタッフがおり、調べ学習や本の読み聞かせなど、今まで学校図書館司書だけでは果たせなかった活動がこのサポートにより容易に進むことができました。

なお、平成19年度の費用は総額634万4,000円となっており、全額国の委託金を財源としており、町負担はございませんでした。また、平成20年度は予算に計上している国の委託金370万円の範囲内で事業運営を行っております。

これにより読書の重要性は十分認識できましたので、今後は各校図書委員会を中心に児童生徒みずからが読書活動を広げるよう、2年間の施策を生かしていきたいと考えております。以上です。

青木議長 それでは、2回目の質問をお受けします。11番、山田さん！

山田美津代議員 今、町長のお答えで広陵町におけるアスベスト対策と県の暴露健康リスク調査については19年度から奈良県において実施され、来年度も実施される予定と聞いております。広報を通じて周知させていただくとともに、回覧でも周知させていただきましたというお答えでしたけれども、この県の石綿暴露健康リスク調査事業、7月、8月申し込みで実施されることが8月1日の広報に記載されてました。2カ月申し込み期間あるのに、8月に入って配布される広報では遅いのではと健康福祉課に問い合わせましたら、県から通知来るのが遅くて7月の広報の校正が終わって来たので、7月は間に合わなかったということなので、該当地区、沢とか大野、萱野に回覧でお知らせさせていただきました。この事業は葛城保健所等で問診を受けた後、各指定の医療機関で予約をして無料でレントゲン検査やCT検査など受けられるものです。県の集約では12日時点で県全体で585名、広陵町からは14名の申し込みがあったと聞いております。

沢の株式会社たつみや製作所は、県の資料では1975年から1994年までアスベスト製品を製造していた。ニチアスの資料によりますと1981年から1992年の間、アスベストを扱っていたとなっています。通学路に工場があるため、子供たちは手で口を押さえて通っていたそうです。周りの畑や隣近所まで真っ白なアスベストが積もっていたそうです。大工さんなど積もったアスベストで木をかんなどで削ることさえできなかつたと聞いております。

また、大阪阪南市ではアスベスト工場の隣の社宅で育った人が窓を閉めていても部屋の中にアスベストが入り込み、赤ちゃんのとき頭にアスベストが真っ白に積もり、母親がかわいそうと帽子をかぶせたそうです。その家族は働いていた父親は肺がんで亡くなり、母親も石綿肺に、娘さんも酸素吸入が必要な体で苦しまれています。また、アスベスト工場の隣の農地で長年農業に従事する中で石綿肺にかかった方は、70歳を過ぎたころ突然体調を崩し、血たんが多くで、医者に見せたところアスベストが突き刺さっている。アスベスト工場で働いたことがあるのですかと医者に言われたそうです。農民なのになぜ石綿肺にならなければならなかったのか。寝たきりの状態で13年ベットの上での生活を強いられ、ひいふうひいふう、ぜいぜいとむせびながらせきをしたかと思うと、血たんがのどの奥に詰まる発作を頻繁に起こし、苦しくて真っ赤な顔になり、うう、苦しいと、もがきながら亡くなりました。こういうことがこの広陵で起きる可能性は高いと思います。

平成18年6月議会でも松野さんが質問して、町長が町としても何らかの対応を事業者、県とともに協議していく必要があると答弁されておられますが、その後どんな対応を協議さ

れ、実施されたのでしょうか。常に関心を持って、危機感を持って町民のことを考えておられたら、先ほどのように県のリスク調査事業を遅れて広報に載せるなどしないと思います。沢の近隣にアスベストの廃材があちらこちらに埋められていることご存じだと思います。村の方は非常に不安に思っておられます。まだ沢の人の記憶が確かなうちにきちんと聞き取りをして、どこにどのように埋められているのかきちんとつかみ、すぐに対策を講じてください。

30年、40年たって発病するのですから、今から専門分野立ち上げて、町民一人一人追跡調査して今の現状などつかんでおくこと大事なのではないでしょうか。例えば通学路を通り、学校へ行っていた人はばらばらに他府県に移動されてるのですから、町しか今現在の所在がつかめないわけですね。町として町民の命を守るために真剣に取り組んでいただかないと、腹くくっていただかないと困ります。苦しむのは何の罪もない町民です。また、アスベストの怖さを知らない方、自分は大丈夫だろうと思っておられる方もまだまだおられます。解体作業をしていたご主人の作業着を洗濯していた奥様とかも検査が必要なわけです。そういう町民の方の認識を高めることもしていただかないと。特に沢ではご近所ということもあり、住民の方々が遠慮されて検診に行かないとも聞いています。町民の方の追跡調査、健康調査、認識を高める努力、また発病された方への補償、どんな具体策をお持ちでしょうか。

青木議長 それでは、2回目の答弁をお願いします。池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 今のアスベストのご質問でございます。

確かにアスベストは議員がおっしゃっておりますように、静かな時限爆弾と、こういうことは十分に認識しております。調査につきましては、県、国が今実施、3年計画で行っておるわけでございます。町といたしましても町のレベルの中でどこまでそういう調査ができるかというふうなことでございます。補償とかいうふうな問題も提起されております。これにつきましては、国の方で既にアスベストの健康被害救済法というのが本年度改正か何かでなされました。これでは不十分だというふうなことで、さらに2011年3月までに本格的な改正を予定されてるというふうなことで、我々はそれを期待しているというふうなところでございます。

町といたしましては、やはり今、町がやっておりますがん検診、特に中皮腫とかいうのは別として肺がんというのも危険でございます。そういう場合には肺がん検診がございますので、そういうことにつきましては十分に住民の方が受診していただくように。このアスベストにつきましてはやはり新聞紙上でもかなり報道されております。ある程度の認識は住民の

方もしていただいておりますと思うんです。来年度につきましてはチラシとか広報紙に入れて周知を図っていききたいと、このように思っております。

広報が遅れたとかいうふうなことでございます。確かに県の方からも案内通知が遅れたんですけども、ただ広報紙はご存じのように町は毎月1日号と15日号を発行しております。それとともに奈良県で県民だより奈良というのが発行されております。そのときには7月号に登載されておりました。やり方として同時に発行して周知する方法も一つかもしれませんが、継続して2回広報で県と町との広報紙でやるのもいいんじゃないかという判断もあって、こういうふうな時期が遅れてさせていただいたという経緯もあるということでご理解をお願いしたいと思います。

この問題につきましてはやはり大きな問題でございますので、県、国、それから市町村も、町としてのレベルで対応はしていきたいと、このように認識をしておりますので、よろしくお願いいたします。

青木議長 それでは、11番、山田さん！3回目の質問になります。

山田美津代議員 国や県に要望していただけということで何も具体策がないようにお聞きしたんですけども、たつみやさんにも聞き取り行ってきたんですけども、何か対策を検討しておくと言ったきり町の方から何も連絡ないということなんです、その後、話し合われたのでしょうか。

今、池田部長もおっしゃったように、このアスベストは30年、40年たって発病する静かな時限爆弾と言われております。国は何と70年も前から危険性を知っていたというではないですか。町として国へ町民のためにもっと働きかけて、特に近隣で暴露されたり仕事に従事していない人の補償の充実を訴えていただきたいと思います。これからたくさんの方が発病されたとき間に合うように働きかけていただきたい。

県の厚生委員会の資料では、平成19年度、過去にアスベスト製品を製造していた事業所の測定結果一覧というのが出されてるんですが、測定地点はニチアス王寺工場、竜田工業、斑鳩町、大和工業所、三宅町、たつみや製作所、広陵町の4カ所が一覧で出てます。ニチアスと竜田工業と大和工業所は全平均濃度0.14リットル分の本数という単位で表わされてるんですが、全平均濃度がその3カ所では0.14であるのに対して、たつみや製作所、広陵町では0.15ということで、この4カ所の中では一番濃度が濃かったのです。町として役場に対策本部なり設置をして、いつでもこの問題が起きたときに対応できるようにアスベストの対策本部とでも大きく看板掲げて、町外に転居した人などの把握、追跡健康調査な

どあらゆること、考えられること具体的にしていっていただきたいと思います。それが該当する企業を持つ町のすべきことだと思います。

国への働きかけはしていただけるという答弁でしたが、対策本部の設置などしていただけますね。ご答弁をお願いします。

青木議長 それでは、3回目の答弁。池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 対策本部というふうなことにつきましては、今ご質問をいただきまして我々として非常に難しいんじゃないかというふうな私は認識をしております。今後ともこれにつきましては県、国と、それから今おっしゃいました各市町村もかわりがございますので、その辺を連携を図って広陵町だけじゃなくて、これは国として考えていくべき問題だと思いますので、連携を密にして考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

青木議長 次の質問事項に移ってください。11番、山田さん！

山田美津代議員 今のアスベストの答弁、大変不十分なものがありますけれども、次の質問に移らせていただきます。広陵消防署員の増員について。

火災による損害程度は総務省の消防庁によれば、ぼや、部分焼、半焼、全焼に分類されます。消防は火事を最小限にとどめ、延焼を防ぐことが任務とされ、部分焼、家屋の20%です。部分焼までに留めることが求められています。そのためには出動から6分30秒以内に現場に到着し放水開始とされます。現場での放水準備にかかる時間は約2分。逆算すると緊急走行時間は4分30秒以内が限度とされるのです。消防とはまさに時間との勝負です。香芝消防署から沢まで何分かかると思いませんか。お答えください。

人員の充実など、地域の消防力を強くすることが必要です。防災への町民の関心が高まる中で、現場の人員が足りないという声を見無視してはいけません。町民の命と財産を守るために緊急に実施されることが必要ではないでしょうか。消防力の基準は2005年に改正され、実態に即した基準の変更がされている。現在、配置基準に満たない市町村は住民の安全を見無視していると言えます。国の基準は達成を目指す目標ではなく、達成されて当然の基準であり、地域の状況に応じてさらに独自の上乗せがなされるべきものです。

消防隊が災害現場活動をするときの隊員数の基本は5人です。でも今は一定の要件により4人としています。この4人と5人、たった1人のことですが、消防活動をする上では非常に大きい1人です。現場の消防職員に聞けば、だれもが5人を維持してほしいと訴えます。迅速に確実に活動するためには5人が必要なのです。本当に町民の安全を守るために今の体制で守れるのでしょうか。消防力の整備指針は町民のための防災体制なのですから、10

0%達成され、その上で市町村の実態に応じた防災の強化がされて、初めて地域住民の安全が確保できるのではないのでしょうか。

答弁の中に非番の者3名が署に到着次第、消防車で出動しておりますというふうにありますけれども、非番の方を頼らなくても増員していただいたら非番の方はそのまま休めるのではないのでしょうか。もっと大きな地震とか災害があったときには当然非番の方もまた職員の方も私たちが駆けつけるこれは当然なことだと思います。

消防士5人の採用予定をしておりますということでしたが、退職の方も5人おられたと聞いております。ということは5人退職されて5人採用予定してるんですから、プラス・マイナス・ゼロですね。増員にはなっていないということですね。先ほどの沢まで何分かかるといふふうに思いますかというお答えと、町民の安全のために緊急に要るのではないかということをご答弁お願いいたします。

青木議長 2回目の答弁をお願いします。笹井総務部長！

笹井総務部長 消防力の強化というご質問でございます。

確かに消防力の整備指針の中では職員数は199、ご指摘のとおり基準でうたわれております。ただ、こうした基準の中に別途標準団体10万人で示されております消防費のいわゆる地方交付税措置、消防費の基準財政需要額の算出根拠として示されておる職員数標準団体で119名、これもご指摘いただいておりますとおりでございます。

香芝署から沢の方に所要時間が何分かというふうなことににつきましては、夜間、それから昼間、多少時間のずれはございますけれども、やはり6分から8分は所要時間を要するものというふうに承知しておるところでございます。当然基準放水開始まで2分、そして6分30秒以内に現場到着というふうな観点からいたしますと、少し時間がかかるわけでございます。そうしたときにはやはり広陵町の消防団、常備消防だけでなしに非常備消防という体制を本町につきましてはとってございますので、125名、4分団の体制で、その現場に一番近い消防団が初期消火、そしてまた到着を確保するという連携を図っておるものでございます。ただ、職員数につきましても現在は答弁申し上げましたとおりの体制で臨んでおるわけでございますけれども、5名の採用と同時に本町の担当します広陵町消防署としては2名ぐらいの増員になるかなというふうに考えております。この2名の増員によりまして現在の8名が10名体制で有事の際の活動に対応できるというふうな状況で考えておるものでございます。

青木議長 3回目の質問になります。11番！

山田美津代議員 8分っていうのは香芝の消防署から沢まで8分ですか。それでしたら100

キロですね、時速。大体20分ぐらいはかかると思うんですけども、それでも今おっしゃったように4分30秒以内の限度……（不規則発言あり）広陵でしょう。

笹井総務部長 広陵署です。済みません。ちょっと私、香芝署と申し上げました。広陵署の間違いでございます。申しわけございません。

山田美津代議員 香芝からは何分かかりますか。

笹井総務部長 香芝署ですと20分はかかると……。

山田美津代議員 かりますね。とても間に合いませんね。

広陵で救急車が2台出て、火事があったときに出れない状態、そのときに香芝から応援来るのは、もし沢の方で火災が起きた場合20分かかるということですね。それでは燃え広がってしまうということが十分予想されます。

また、今、防災センターの充実問題が議論されている最中です。この問題は建物を建てるかどうかよりも重要度がけた外れに勝ります。町長の決意と見通しを議会に明らかにして、香芝・広陵消防の必要不可欠な課題として明確にすべきと思います。その決意はいかがでしょうか。ご答弁お願いします。

青木議長 答弁お願いします。平岡町長！3回目の答弁です。

平岡町長 消防防災事業につきましては、住民に安心、安全を与える大事な活動でございます。役所の役割は本当に消防、防災力を強めるということに大きな期待が寄せられているところでございます。我々も消防組合の副管理者でもございますし、広陵町消防団の大役も担っているわけでございますので、ご指摘のとおり、しっかり頑張っていきたいと思っております。

青木議長 11番、山田さん！次の質問事項に移ってください。

山田美津代議員 質問事項3、図書館司書の雇用の延長をの2回目の質問に入らせていただきます。

先日いただいた推進事業研究の概要を見ましたら、図書館では本との出会い、大切にということでも明るく楽しい環境づくり、図書の展示方法の工夫、図書の読み聞かせ、子供の読書興味の把握、図書館便りの発行、ブックリストの作成、調べ学習への対応、図書委員会活動、朝の読書の充実などが取り組まれています。司書がいなければできないことばかりです。本があるというだけではなく、司書がいなければ本が生きてこないのです。この役割大変大きいものがあります。つまり、今お勧めの本とか、よく読まれてる本、また季節感を出した展示物など、子供たちが本に興味を持つよう工夫され、雰囲気づくりなど教育効果がとても上がっています。また、いつも司書の方が図書館におられるということが大事なことで、子供た

ちがいつでも話ができる、何でも聞ける、どんな本を借りたらよいか相談できるということ大きな喜びで励みです。このレファレンスに対応できるのは専門職の司書しかいません。

ところが、今年は補助金削減のため週3日しか学校で働けず、読み聞かせや傷んだ本の修復などきめ細かなことや本当にしたいことをする時間がなく、十分役割を果たすことができない状態です。子供たちや先生方にとっても重要な司書の方々なので、来年この支援事業終わるのですが、先ほど630万という支援金ということによっておられましたけれども、この630万ぐらいの件費なので、町費を使っても雇用の延長と充実をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

青木議長 答弁、北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 19年度、20年度と国の委託事業として全額国の負担で行っておるわけでございますけども、当然来年度からはそれがなくなるという見通しでございます。そこで各学校には既に司書教諭が配置されております。その司書教諭が児童の図書委員会など入っている児童を指導することによって、図書の自らの貸し借り、また図書の整理、そうした展示とかいうことが可能だと。それこそが教育ではないかという観点もございますし、また地域の学校支援活動という点から見ましても、地域のボランティアさんを募って手助けをいただくというのも一つの方法かと思えます。

この事業をこのような方法で生かしていくということを今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。終わります。

青木議長 11番、山田さん！3回目の質問です。

山田美津代議員 子供たちの一日一日はとても大事で、どう過ごすかによって将来に大きな影響を与えます。子供たちが読書力をつけるかつかないかは、これからの広陵町を担う子供たちの未来にも大きな影響を与えることです。それほど重要な役割を担っている司書の仕事です。司書教諭は日常業務がとても忙しい状態で、学校図書館に割ける時間は限られています。今の現状で先生方に担えと言っても無理なのではないでしょうか。司書のスタッフが毎日学校図書館にいることにより、何年か前に東小で夏休みに貸出者数も20倍近く増えたと聞いています。目を輝かせて学校図書館に子供たちが向かい、本を読み、調べ、雰囲気を楽しむ姿が実現しているのです。子供をめぐる状況は厳しく、学校現場、教育行政ではモンスターペアレントや子供たちの問題行動の対応に追われている現況と重ね合わせ、その光景は何物にかえがたいものだと思います。さらに日常的な図書館サービスによって先生方は気軽に教材研究をし、授業づくりに工夫を凝らし、授業内容の充実や多様化が見られるようになりま

した。

このように大きな効果を上げている事業、継続することが必要ではないでしょうか。こういうところに予算をつけてこそ生きたお金の使い方になると思います。自治体におけるすぐれた施策は決してお金にゆとりがあるからできているわけではなく、いい教育には図書館の整備、司書の充実が必要だという見識が、苦しい財政状況の中で苦勞して生み出した結果だと思います。そういう見識がこの広陵町、ある町だということで、県が行った満足度アンケートでは明日香村、葛城市続いて広陵町が第3位でした。理由は図書館が近くにあることで、2位葛城市との差はわずか0.03ポイントでした。また何年か前の中学生へのアンケートで広陵町で一番好きな場所は図書館だったとも聞いています。町民の期待に背かないでいただきたいと思います。

町長の退職金少し減らしていただくとか、南3丁目の住宅地で得る利益のほんの一部を回していただくとか、わずか630万の財源はすぐつくれると思います。先ほどご答弁いただきました370万では十分なことができるとは思いません。財源については町長に答弁していただき、来年度も継承すると約束ぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

青木議長 ご答弁をお願いします。安田教育長！

安田教育長 今、図書館教育のことをよくおっしゃっていただきましたし、また冊子の方にもまとめました。私自身も図書館活動の充実は知っております。ただ、局長の方からも話ありましたように、やっぱりこれから小学校、中学校、そういう児童生徒が自らの学校を自らの力でやっぱり築いていくという児童会また生徒会活動ちゅうのは大変重要なものだと、私自身はそのように思っておりますし、そのことによって子供たちがまた生き生きとして学校に来る、そういうことも効果があるわけなんです。そういう意味で私自身は今まで国の事業を受けてきましたけども、それを続けながらやっぱりやっていく、そういう姿ちゅうもんを子供たちは2年間見ているわけですから、それをひとつ続いてやっていく、そういう中でまた人材的なものはある意味でいったら、先ほど言いましたように、地域のボランティアの方々のお力をお借りするとか、また町立図書館との連携を深めていくとか、いろんなことがやり方があるのじゃないかなと、このように思っております。

予算のことを言われましたけども、限りある予算です。私自身は今、来年度から始まる新学習指導要領の中では、数学や理科、また小学校の方では英語、そういうものが入ってくるわけなんです。それは人材だけではありません。もちろんその教材も必要なことになってくるわけなんですよね。私自身はもちろん図書館も大切であるわけですけども、そういう新

しい指導要領にのっとったところにも私はやっぱり町当局にも話をかけながら、やっぱりそういう充実も考えていきたい、と同時に子供たちが自分の学校を自らの力で活性化していく、そういう事業も含めて両立してやっていきたいと、このように考えていきますので、よろしくご理解のほどお願いいたしたいと思います。

青木議長 11番、山田さん！次の質問に移ってください。どうぞ。

山田美津代議員 町長に答弁。財源の確保。町長……。

青木議長 財源、今言われたんちゃうの。

平岡町長！

平岡町長 町長の図書館司書に対する取り組みはどうかと。その決意を述べよという趣旨だと思います。

実質公債比率というのが昨日もご検討いただき、皆さんから色々お声をいただきました。広陵町の数字は20.9%。非常に高い数字にあるわけです。それだけ借金が多くしているわけです。その中の借金のうちで教育費の施設整備で借金してるのが奈良県で一番なんですね。教育にそれだけこの町はつぎ込んでいます。学校、図書館、公民館、社会教育施設に多額の投資をしている、これが奈良県で一番になってるんです。借金の数字では、これはいいことではないわけですが、取り組みを言っているんです。図書館におきましても図書館長を民間から教育の経験者がこうしておいでをいただいて、随分多くの方にお喜びをいただいているところがございます。学校の図書館につきましても予算は昨年度は国の費用をいただいておりますけれども、来年度については半分になるわけでございます。町単独でもやっていかなければいけないわけでございます。しかし、こうしたいろんなモデルとといいますか、事例を先生方もしっかりと受け継いでいただいて、大きな効果を出していただけるようにしていただくのが現場の先生の役割でございます。仕事でございます。費用については幾らでもお出しするという財源にはゆとりはございませんが、教育については惜しまない予算措置をさせていただきたいと思います。

青木議長 次に移ってください。11番 山田さん！

山田美津代議員 ぜひ惜しまないで予算措置お願いします。

質問事項4、妊婦健診の一層の充実をとということですが、先ほど非課税世帯の妊婦健診は14回に実施すべく調整を行っているところでありますというふうにいただきましたけども、町独自の実施は困難であり、国に対してさらに要望してまいりますというご答弁でしたけども、今、若い世帯で諸物価は値上がり、増える税金、増えない給料、削れるものは何でも削

らないと生きていけない今の世の中、妊娠したけど喜びの次に現実が迫ってきて、高い健診料を払えず、つい月日がたってしまう。そして異常に気づかずお産で事故に遭ってしまう。こういうことはなくしていかないとはいけません。お陰さまで赤部に助産所が実現で、来年のオープンに向けて順調に地鎮祭もとり行われました。助産所でも無料健診使えますので、若いお母さん方の利用増えると思います。他町に先駆けて14回の無料、先進していただきたいと思います。若い世帯が住みたいと思える町にするために、やるべきことは早急に実現してください。

青木議長 答弁をお願いします。池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 14回の健診へということでございますけども、町長が申し上げておりますように、やはり14回、少子化対策の一環としての国の施策でございます。町としてもあらゆる少子化対策の事業を行っております。その中で財源を確保してというふうなことで、国は本来14回が望ましいと言いながら、最低でも5回というふうなことを国が言っております、その5回を確保してほしいというふうなことでございます。しかし、国に対しての交付税につきましても非常にはっきりしたものではないというふうな中で、今いろいろ苦慮して来年度最低の5回を確保したいというふうなことで調整をしておるわけでございます。

ただ、昨今、国の方ではその対策14回には840億の金がかかるというふうなことで、厚生労働大臣がおっしゃっておったわけでございます。それにつきましても一応来年度の実施に目指して具体的なことについて財務、総務、両省と協議をしたいというふうなことでございますけども、なかなか検討というふうなことではっきりと申されていないと。ただ、これを見ますと出産一時金を35万を38万に来年1月から行くと。これは医療の保障の問題があるので、出産費用が引き上げられるというふうなもので3万円を増額するというふうなことで新聞紙上に載っておったわけでございます。

我々といたしましてもやはり14回、こういうのは無料化、本当に願うところではあるんですけども、やはり国の方ももう少し何とかその辺の措置をしてほしいというふうなことで何回も要望はしております。議会からも要望していただいております。県に対しましても、県も何かご協力してほしいというふうなことでやっておるわけなんですけれども、やはり厳しい財政事情の中、またいろいろな施策をやっている中でなかなか14回というのは非常に難しいものでございます。これについても広陵町というよりも、奈良県だけでも統一した回数をするというふうな形を取るべきではないかなというふうな思いもしております。これにつきましてはまた議員の方の議員団、県議員団もおられますので、ご協力の

ほどお願いをいたしまして、答弁にかえさせていただきます。

青木議長 3回目の質疑。

山田美津代議員 みんなの要望だと思いますので、14回の無料化実現に向けて頑張って、私たちも頑張りますので、町の方も頑張ってくださいと思います。時間がないので、次に移らせていただきます。

公共交通について。先日の全員協議会の報告資料のデマンドタクシー運行経路の、役場から国保中央病院前までの時間ですが、9時5分に着いた人が帰るとき第2便は13時15分です。それまで待たないとないのです。これでは利用したくてもせいぜい片道しか利用できません。南郷役場前から南郷に戻るコースも理解できません。大字各地で交通弱者である高齢者のご意見等、多くの人のご意見を集約をして本当に利用したい人の声など拾って反映させないと、以前の失敗は避けられないのではないのでしょうか。どういう人がどういう目的のために利用すると想定してこのルートと時刻表をつくったのでしょうか。どんな根拠、どんな計画でつくったか明らかにしていただきたいと思います。

また、どんな車を使うかもドア・ツー・ドアを取り入れるには重要です。狭い道路やほかのところ少しでも利用者が利用しやすいよう配慮が要ると思います。デマンドタクシーの実施されている自治体ではドア・ツー・ドアが便利な利用形態のものと言っていました。机上の空論ではまた3,000万円の税金を使って失敗だったという前回の繰り返しになりかねません。今後、具体的にどう進めるのか明らかにしていただきたいと思います。

青木議長 答弁。笹井総務部長！

笹井総務部長 デマンドタクシーの運行、試行の関係でございます。

どういう人がどんなときというふうな状況につきましては、東部地区に対するいわゆるまちづくり整備事業の中でアンケートを実施させていただきました。そのアンケートを重点的にやはり考えたときに、病院の利用、そしてまた通勤の利用、こういった状況のアンケートでの数値が高いウエートを示していた。そういったことで試行につきましては、国保の中央病院、そして高田市、いわゆる近鉄高田駅、こういったコースを検討をさせていただいたわけでございます。そしてまた、ルートの決定につきましても既存の奈良交通のいわゆる定期路線、こういったとこに重複する経路は設置できないというふうな状況から、いわゆる奈良交通の停留所で乗り換えていただこうと、こういう思いで停留所をそれぞれ計画を持ったものでございます。当然利用者につきましても今後、公共交通会議を早急に設けまして、その中でいろんなご意見を拝聴しながら、確実なものにしたいというふうに考えておるもので

ございます。

そしてまた、折からイズミヤのいわゆる顧客が利用されます巡回バス路線、こういったところにつきましても協議をしてみたいというふうに考えるものでございます。一体的にコースを検討しなければ、時間的に不便なルートになりかねないというふうな状況もご指摘いただいておりますので、その辺も十分考え合わせてルートの決定、そしてまた時刻表の決定、便の決定、こういったことを具体的に進めてみたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

青木議長 山田さん！

山田美津代議員 重要な問題なので、東部地区の人だけでなく、全地域の人にアンケートをとり、委員会つくとか、専門家、利用者、地域の実情把握をしっかりと計画立案、試行実施など取り組んでいただきたいと思います。

また、県の責任を明確にするといえば、奈良県では毎年500億円が道路整備などで使われています。公共交通の充実という視点に立ち支援をお願いしたいのです。奈良交通に要望に行ったとき対応力が非常に落ちているのを感じました。県が500億の1割でもこの自治体の計画や公共交通に支援策として回してもらえるよう、町民の足を守るために町長が率先して県に要望していただきたいと思います。

青木議長 端的に答弁願います。笹井総務部長！

笹井総務部長 当然全町的に考えておるものでございます。とりわけ利用者予約型でございまして、利用者が本当に乗っていただけるかどうかと、こういったことにつきましても十分利用者の皆さんに聞いてみたいというふうに思います。利用がないところに巡回をいたしましても過去の失敗を繰り返すというふうな状況になりますので、十分その辺は慎重に考えていきたいというふうに思います。

それから要望については積極的に町長も考えていただいておりますというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

青木議長 それでは、以上で山田美津代さんの一般質問は終了いたしました。ご苦労さんでございました。

次に、吉田君の発言を許します。4番、吉田君！

吉田議員 4番、吉田信弘です。3つの項目で質問をさせていただきます。

1つ目、クリーンセンター広陵の関連事業及び運営についてであります。①、古寺及び周辺3カ大字の整備費用はそれぞれ幾らかかるわけですか。そして最終完了年度はそれぞれい

つごろになる予定をしておりますか。②、一般ごみ収集業者のごみ搬入チェックはどのようにされていますか。③、リサイクル資源の引き取り先、そしてそのリサイクル資源の最終処分業者はどのように処理をされていますか。追跡調査をされていると思いますが、ご報告願います。

2番目に入ります。広陵町開発指導要綱について。真美ヶ丘地区及びみささぎ台地区は区画整理事業地内と表示され、過小宅地以外はすべて200平米以上と記載されています。しかし、真美ヶ丘地域の一部とみささぎ台地域の一部で200平米以下で建築された物件があります。それぞれ200平米で換地をされています。そしてその換地に1カ所の汚水枡、水道、そしてガスが埋設されています。町は200平米以下の宅地を認めておられるのですか、お答え願います。

3項目めです。交通安全及び交通安全施設設置についてであります。①、馬見南1丁目地内、スーパーヤオヒコ前の歩道にミニバイクが進入して、ちょっと下の図面を見ていただいたら破線で表示をさせていただいております。横断歩道から乗り上げ、そしてヤオヒコの駐輪場へと。またその折り返しでヤオヒコの駐輪場から歩道へと走り去るといった横断歩道へ抜けるというバイクが見受けられます。これ私も実際目にしております。そしてこの歩道はその地域の幼稚園、そして真美ヶ丘第一小学校の通学、通園路にもなって、大変危険と保護者の方より多数声が寄せられ、今回の質問になったわけですが、そこで町より現場を確認され、香芝警察署に取り締まりの要請をお願いしていただきたい。町としてどのように考えられるのか、お答え願います。

②番、きのうの一般質問の中で松浦議員の方で質問されたわけですがけれども、ちょっと重なります。大字足相地内、オークワ広陵店北東交差点は東西の県道を通る車両が多く、その交差点を人または自転車が横断するのに非常に危険であります。これは時間帯によって多少は違うんですけども、町は信号機または横断歩道の設置を要望されておられるのかをお尋ねいたします。以上です。よろしく申し上げます。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対して1回目の答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 吉田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、初めの古寺及び周辺3カ大字の整備費用は幾らかと、完了年度はいつごろかというご質問でございます。

答弁といたしまして新清掃施設周辺整備事業についてのご質問ですが、今日まで進めてまいりました事業費用は古寺区では集会所、道路整備、農道水路整備等で約4億500万円、

広瀬区では農道水路整備、集会所、防火設備等で約1億7,500万円、中区では道路拡幅、防火設備、水路整備等で約1億5,100万円、百済区では農道整備、集会所、防火設備等で約2億9,500万円となっております。また、これらの事業とは別に古寺中線や百済赤部線の整備事業及びまちづくり交付金事業を行っております。

施設周辺大字の整備につきましては、他の地域に優先して実施しているところですが、補助金の活用等、財政的に負担の軽減も考慮する必要もあり、また大字や個人の協力がなければ進まないものもあり、大字により遅れているものがあります。できれば今後3年をめどに完了したいと考えております。なお、事業内容等考慮し、受益者負担を求めることも合わせて考えてまいります。

次、クリーンセンター広陵のごみ搬入チェック、関連事業及び運営についてのご質問だと思います。

答弁として、一般ごみ収集業者のごみ搬入チェックについてご質問ですが、事業系一般廃棄物のごみのことについてお尋ねと思います。広陵町の事業系一般廃棄物のごみ搬入チェックですが、まず搬入搬出ゲートをすべて通ることになっており、搬入台数、搬入重量について車両ごとにチェックしています。また、搬入ごみそのものについても展開検査を実施し、適切に指導させていただいています。

次に、リサイクル資源の引き取り先及び最終処理業者の処理の状況についてのご質問ですが、本町はペットボトル、瓶類、容器包装プラスチック等の容器包装資材は、日本容器包装リサイクル協会を通じて適正に資源化を図っています。また、アルミ缶、スチール缶、くず鉄類、紙類、これは新聞、雑誌、段ボールでございますが、紙類につきましても資源化することを目的として入札を実施し、適正に処理しているところです。

次、2番でございますが、真美ヶ丘地区及びみささぎ台地区内の200平米以下の宅地について認めているのかどうか、ご質問でございます。

答弁は、ご質問の真美ヶ丘及びみささぎ台地区の区画整理事業におきましては、1区画200平米以上として事業が行われたもので、一部の過小宅地以外は200平米以上で換地されております。開発当初は皆さんも十分ご理解をいただいておりますが、時代の流れとともに様相が変わってまいり、議員のご指摘のとおり、200平米以下で建築される事案が出てまいりました。

町といたしましては開発指導要綱で法より厳しい基準を設け、まちづくりの指導を行っているところですが、要綱は500平米以上を対象としていることから、それ以下の面積につ

いては適用から除外しております。そのため200平米以下に細分化されても事後でないと把握できないのがほとんどです。事前に相談や指摘のあったものについては町の基準を説明し協力をお願いをしておりますが、強制的に止めることはできません。このようなことから、区画整理事業地内におきまして、現在、都市計画法に基づく強制力のある地区計画制定に向け取り組んでいるところです。

次に、3の1、交通安全及び交通安全施設設置について。

ご指摘いただいておりますスーパーヤオヒコ駐輪場にミニバイクが交差点歩道を乗り上げて走行してる、大変危険だと。町の考えはどうかとのご質問でございます。

馬見南1丁目地内、スーパーヤオヒコ駐輪場に入出入りするミニバイクが交差点歩道に乗り上げ、歩道を走行するため歩行者が危険であり、警察署への取り締まり要請及び町としての交通安全施設設置の考え方についての質問でありましたが、この交差点は歩行者の安全確保のため平成20年3月歩車分離方式の信号機に変更させていただきました。吉田議員の指摘でありますミニバイクの歩道乗り上げ走行につきましては、明らかに違反行為でありますので、早急に町交通指導員により走行指導及び香芝警察署の取り締まり等を要請してまいりたいと考えております。

なお、町としまして交通安全施設設置につきましては、歩道にポール等設置し、歩道の乗り入れを防止する対策も検討いたしましたが、交差点の歩道等現状を確認したところ、バイク等の乗り入れ防止対策を講じることにより、歩行者、自転車の通行に支障を及ぼすこととなりますので、まずは交通指導を徹底するとともに、店舗側にも駐輪場利用者への利用経路図を設置するなどの対策を講じていただくよう促しております。

次に、3の2でございますが、大字疋相地内のオークワ広陵店北東の位置へ信号機、横断歩道の設置の件について要望してるのかというご質問でございます。

答弁といたしまして、大字疋相地内のオークワ広陵店の北東に位置する県道田原本広陵線と町道との交差点に関する信号機または横断歩道の設置の件でございますが、この件につきましては8月1日付で大字疋相から横断歩道の設置を求める嘆願書の提出がありました。そして町といたしましては、直ちに現地の状況を説明するとともに、8月26日付で香芝警察署長あて横断歩道設置を文書をもって要望しました。

現在、警察本部とも協議をいただいておりますが、警察関係者の話を総合いたしますと、比較的近距离に連続する信号機や横断歩道の設置は難しい状況であるとも伺っておりますが、死亡事故発生現場でもあり、何としても地域住民の安全確保のため実現に向け取り組んでい

るところでございます。以上のとおりでございます。

青木議長 それでは、吉田君に2回目の質疑を受けます。4番、吉田君！

吉田議員 ご答弁ありがとうございます。

1番の質問に対して2回目の質問をさせていただきます。

各大字の整備につきましては、町長が今、答弁されたとおりであると理解しておりますが、それとあわせ大字には直接は関係ないんですけども、それなりの整備があるわけです。それもあわせてお答え。全体的には60億ということを知っておるわけですけども、これの合計の差額が、ちょっと私認識不足かわかりませんが、60億ということで、違うのかな。期間も短いので、資料としてなかなか出しにくいというよりも、計算しづらい点はあると思いますけども、大ざっぱでももしわかれば委員会をお願いいたします。

それと②の収集業者のチェックなんですけども、一応資料請求いたしまして何カ月かの資料をもらったわけですけども、登録しながら搬入されてない、これは業者にもよると思うんですけども、その辺の方はまた随時質問をさせていただきますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

それと③に移ります。リサイクル資源の取引先で本町は日本容器包装リサイクル協会を通じて適正に資源化を図っているということなんですけども、この先どういうふうな経路でいくのかと。今の、きのう、おとといも一緒なんですけども、汚染米、事故米、汚染米ですけども、そういうふうな問題もあり、これは個人的にプライバシーじゃなくて公な機関ですので、我々も含めて、私も含めてどういう形で処理されているのかということも知りたい。

そしてきのう、おとといぐらい、おとといのNHKの番組で廃プラの処理工場、日本に800ぐらい施設があるわけで、その周辺の700メートル以内の住民の方からさまざまな訴えが巻き起こってきています。それはテレビの取材で期間がどんだけの期間されてるのか私もわかりませんのやけども、その臭気、いわゆるそういう臭気がかなり体に害を与えてると。しかしながら、行政は原因が不明、不明いうよりもわからないということでそのまま平行線をたどっているような特番いますか、そういうようなNHKの番組を見たわけですけども、広陵町でも当然そういう破砕をされて、そこで働いておられる方の健康、きのう八尾議員も質問されたわけですけども、その辺も、もし機会あればNHKの方で録画をもし見られたい方あったらそういう参考にしていただければ結構だと思います。今後そういう広陵町も新しい施設ですので、できるだけ問題の、できるだけいうよりも、問題のない施設でされてるわけですので、万が一問題が起きれば大変なことになりますので、よろしく願い申し上げます。

す。それだけそしたらお願いします。

青木議長 それでは、質問事項1に対して2回目の答弁をお願いします。山村副町長！

山村副町長 周辺4カ大字の事業費、それと新清掃施設関連事業費の件で、この事業スタートのときに一応めどとして118億円と総額をお示ししたと思います。その中身につきましてどのように進んでいるかという資料につきましては、決算委員会で概略ご報告をいたしたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 クリーンセンターへ許可を取りながら、登録をしながら搬入のない業者があるのではないかというお尋ねのように受けとめております。クリーンセンターといたしましても許可をしている以上、広陵町の事業所のごみを他の町へ持っていくということはルール違反になりますので、広陵町の方へ持ち込みなさいという指導を続けております。広陵町の実態からいいますと、わずかではございますけれども、改善をされてきているというように受けとめておりますので、よろしくをお願いします。

それといわゆる容器包装関係のペットボトル、瓶あるいはプラスチック製の包装、プラスチックですね、そういったもののルート、事故米との関係をご心配いただいて確認をいただいたものと受けとめております。

プラスチック製容器包装ごみあるいは瓶、ペットボトルにつきましては、ご指摘のとおり財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じまして、プラスチックにつきましては新日本製鐵の方へ搬入をして資源として活用をいただいております。瓶類につきましては大阪市の長谷川商店というところで、ガラス材料となるものについてはその後さらに山村硝子というところへ搬入をし、瓶として利用をされております。路盤材として活用されるものにつきましては、リサイクル協会から藤野興業に持ち込まれております。新聞、雑誌、段ボール、紙パック、ぼろ布、アルミ缶、スチール缶、くず鉄、プレス鉄、これらにつきましても、最終の利用形態も含めまして流通経路をフローシートとして確認をしておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。以上でございます。

青木議長 4番、吉田君！3回目の質問。

吉田議員 答弁ありがとうございます。

実際にその現地へ出向かれて確認をされておるのかということ、お願いいたします。

青木議長 吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 毎年すべてのところに出向くということはありませんけれども、いわゆ

るレシートと言っているのか、伝票ですね、そういうのでは確認をしております。また、新日本製鐵につきましては試験の立ち会い等で職員を派遣しております。利用は適切に行われているというように受けとめております。

それと、先ほど作業環境との関係で、NHK番組の引用をなさりながらおっしゃっていただきました。私その番組は拝見はしておりませんが、リサイクル協会を通じまして活用されておりますところは、適正な、いわゆる安全対策をどれだけやっておるかということが、やはり周辺の住民の方々にとって一番重要なのではないかなど。それと、きのうもご質問いただきました我がクリーンセンター広陵の働く環境についても、その辺のところをしっかりと確認をしながら対策を立てていきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

青木議長 4番、吉田君！次の質問に移ってください。どうぞ。

吉田議員 2番目の開発指導要綱についてですが、答弁の中で、要綱は500平米以上を対象としているというご答弁をいただいたわけですが、この開発指導要綱の中に宅地区画割り基準という題で、第6条、区画整理事業地内、これ200平米以上ということであっているわけです。この中に、私、最初の質問で、1宅地1つの水道、ガス、汚水枘という質問の中であったわけですが、しかし、それを500平米以上であろうとも、これ水道局の方に当然その給水の申請が上がり、業者に許可を出し、建築をされてるというふうに私考えるわけですが、その水道局の方で、当然広陵町の水道局ですので本庁は知らないというわけにはいかないと思います。だからその時点で業者に促すということも可能であり、それぞれの各自治会では自治会単位で対応をされてるわけですが、中にはこういったことが起きているわけです。

だから、この要綱に定めのない事項で町長が必要と認めるものについては、その都度、事業者と協議の上、決定するものとするということをやっているわけですので、私はこのことに対して町長がこういうふうに許可されたというふうに、偏った判断かも知れませんが、そういうふうな見方もできるかなと思うわけです。

今、地区計画という話が出たわけですが、地区計画はかなり住民の方の負担もあり、そして最初の段階で、建物が建つ段階、あるいは換地されたすぐ、直後、そして完全に100%住宅とかそれなりの建物が建つ中での地区計画という話はなかなか進みやすい。しかしながら、今まだ途中の自治会も多くあり、例えば南4丁目さんはこういった恐らくマンションが建つというふうな事態は、もう買われる方、その周辺の方も恐らく想定はされてなか

ったと。あっこにはそういう事業所のマンション等が建つという計画ですので、だからそういう予想もしないような出来事が起きて、町長のお陰で一戸建てにかわったわけですけども、そういった中で事前に知ることができるわけです。それを怠ったのではないかということで、私、2回目の質問をさせていただきますけども、その辺、答弁よろしくお願い申し上げます。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 まず最初に、開発指導要綱の1区画に200平米というこの第6条の件ですけれども、その前の第3条に適用範囲ということで、この要綱につきましては500平米以上の開発及び賃貸云々ということが書いてありますので、500平米以上の分について一応この指導要綱で指導させていただく。その場合は1区画は200平米以上でないとあきませんよという規定ですので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それから、こういう細分化されるのを事前に町として把握できるのではないかということでございますが、一応給水等の申請につきましては既に県の建築許可が出たその許可証を持って申請に来られますので、県が許可しているものを町としてそれを強制的に取りやめさせることは、まず違法な行為ではないかということで、町としては、そこまでいく事前にわかった分については、町の指導要綱で一応こういう規定になってますのでこういう基準を守ってくださいという指導には行かせていただきます。これもあくまでも本人がそれに対して同意をしていただけて、その基準を守っていただけたらそれでいけるわけですけども、この基準を守られなかったとしても、その次は500平米以下につきましてはもう既に県の方へそういう建築確認等の申請を出されますので、県としては、県の基準ではそれを200平米以上ないと建築確認は出せないという規定はございませんので、当然県の方でそれに対する建築基準法に準じたものについては許可証をおろされます。そうなりますと、なかなかそれからの指導というのは大変難しいというのか、できないというのが現状でございます。この点よろしくご理解いただきたいと思います。

そういうこともありまして、土地区画整理事業地内、従前は当然200平米以上ということとを皆さんご存じの上で、それを前提に来られましたけども、所有権が何人かにかわっていく間に考え方もいろいろと変わってくるということもありまして、その200平米を細分化されるという事案が出てきました。そういうこともありまして、町として法律による規制をしたいということで、現在、地区計画を進めさせていただいているところですので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

青木議長 4番、吉田君！3回目の質問。

吉田議員 オークーです。

青木議長 よろしいか、どうぞ。

吉田議員 次行きます。

青木議長 次、質問事項3番。どうぞ。

吉田議員 答弁ありがとうございました。

質問事項3番です。①番のヤオヒコ前についてですけれども、3日4日前か、ちょっと何日か前なんですけれども、広陵町の交通指導員の方、立っていてくれました。これ定期的に立っておられると思うんですけれども、スーパーが開店するのが、土日、祝は午前9時、平日が10時。その日によって売り出し、当然その駐車場が40数台ということで店舗の割に駐車場が狭いということで、その当時の開発から1丁目の方でたび重なる協議の結果ああいうふうな形になったわけなんですけれども、当然、先ほどの指導要綱もあわせて、今現在もう建ってますからね、どうこうは言いませんねんけれども、もう少しやっぱり行政の方で強く対応してくれるシステムづくりをやっていただきたいと。住民の中でそこまで立ち上がるというのはなかなか至難のわざであるし、今後そういうふうなことも課題かなと思うわけで、よろしくお願い申し上げます。

そして、今言いました売り出し日によってちょっと若干、人が出入りする人数も違いますので、それと、当然真美ヶ丘の中のあるところは幹線で歩道も若干広いんですけれども、緑地がかなりそれを占めてると。カーブなってますので、そこ、R状態で、そこへバイクが走り、自転車、そこへ、登校、登園するときは、これ当然皆静かな平穏な、平穏いうんかね、静かな状態でまばらですねんけれども、ところが10時オープン、また9時オープンになったとき、土日、祝は当然休みですのでこれは問題ないんですけれども、ただ、歩行者の子供連れの小さい方については危ないと。特に下校時ですね、下校時にちょっと集中するという、当然売り出し日の、ここ安いな、これ安いなというときはお客さんが集中されますので、そのときはそういう今言うてるバイクの違反が多く見受けられるということです。だからなかなか対応といたしてもね、それはそういう防護柵もと、ポールとかね、検討していただきたいわけなんですけれども、何分自転車もこれ歩道通れますから、その歩道は。だから非常に難しい。かというて、看板等で表示も、小さい表示であればつけられるけど、あんまり大きくなって今度はやっぱり周辺にそういう景観にそぐわないといった声も出ても、これもせっかく設置しても意味はないですので、できるだけ警察等の力をかりてそういう時間帯を把握していただいて、その時間帯をパトロール、または立哨とかいう形でしばらくお願いしていただいてちょ

っと様子を見て、なぜ一般質問させてもらったかというのは、これ声をもらったわけですけども、このことによって議会だよりを見ていただいて、ああ、通ったらあかんねんなどということも周知できるかなという思いもあったわけですので、今後よろしくお願ひ申し上げます。

②の方は、松浦さんに答えていただきましたので結構です。

青木議長 2回目の答弁お願ひします。笹井総務部長！

笹井総務部長 大変、交通安全面では、お気づき、ご心配をいただいております。当然言っただきましたことを重々念じまして、時間帯のパトロール、そういったところの警察への要望、そしてまた指導員に対する立哨指導、こういったものを徹底したいというふうを考えております。どうぞよろしくお願ひします。

吉田議員 お願ひします。

青木議長 3回目よ。

吉田議員 いや、もうオーケーです。

青木議長 よろしいですか。

吉田議員 はい。

青木議長 それでは、以上で吉田君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

(A. M. 11 : 37 休憩)

(P. M. 2 : 34 再開)

青木議長 それでは議会を再開をさせていただきます。

次に、山村さんの発言を許します。14番、山村さん！

山村議員 14番、山村美咲子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてご質問させていただきます。

自民党の総裁選挙においても女性が立候補するなど、女性の力へ期待が高まりを見せています。我が国でも、女性が知事や国会議員、企業の管理職、経営者などにつくのが当たり前の時代になりました。企業では、製品開発から営業まであらゆる分野で女性のセンスや協調性が必要とされるようになり、女性を活用しないと業績が悪くなるとまで言われています。今や世界じゅうが女性の力に活路を見出そうとしているのではないのでしょうか。

そんな女性が健康で生き生きと働き、子育ても楽しめる社会にしようと、公明党は一貫して女性政策を推進してきました。女性医師らが女性特有の症状にきめ細かく対応する女性専門外来の普及促進、育児・介護休業制度の拡充、DV、配偶者などの暴力による被害者保護

策の充実、ラッシュ時に女性を痴漢などから守る女性専用車両の導入促進など、女性の切実な声から生まれた実績は多彩であります。公明党女性委員会が今年4月にまとめた女性サポートプランは、すべての女性の人生をトータルに支援することを視座に、現場第一主義に徹した公明党ならではの政策が数多く盛り込まれています。予防接種や治療歴、出産、健康診断の記録が一目でわかる健康パスポートの発行、女性の健康に関する研究を専門に行う女性健康研究ナショナルセンターの設置、妊婦健診の完全無料化や就学前1年間の幼児教育の無償化、男性の育児休業の取得促進、駅ビル内やインターネットに女性総合カウンセリング窓口の設置など、当時の福田康夫首相も、男性にはなかなか気がつかないいい提案と評価し、実現へ前向きな検討を約束していただいたところでございます。

この中で、妊婦健診については既に無料化が大きく進み、日本産婦人科医会の調査では、国が要請する5回以上の無料妊産婦健診を行う自治体は9割を超えたといえます。しかし、奈良県の実態は平均で3.8回とまだ低く、全国ワースト3位であります。そこで、全県下の公明党議員が各自治体へ、完全無料化を目指し要望書を提出させていただいております。広陵町においても9月12日に提出させていただきました。これからも女性が社会や地域、家庭で思う存分力を発揮できる社会を目指す公明党議員として、全力で働かせていただく決意でございます。

まず1番目の質問、男女共同参画について、広陵町の取り組みについてお聞かせください。今年4月の人事異動において多くの女子職員の管理職が誕生いたしました。今後の活躍を大いに期待いたすところでございます。広陵町において女性が生き生きと輝く町づくりを目指して、リーダー育成講座や女性会議の開催等を実施してはいかがでしょうか。

2番目に、健康づくりについてお尋ねいたします。1、がん対策についてですが、がん検診の受診状況、特に女性特有のがんである子宮頸がん、乳がんについてはいかがでしょうか。2、今年4月から始めました特定健康診査、保健指導の進捗状況をお聞かせください。3、健康づくりの意識が高まり、ウォーキング人口もふえてきています。昨年実施していただいたころ・からだ教室は大変好評で、開催を機に参加者の方々がウォーキングを続けておられますが、横峯公園にストレッチができるような器具を設置していただけないかとの要望がありましたので、よろしく願いいたします。

3番目に、学校給食についてお聞きいたします。7月10日、総務文教委員会では学校給食施設見学を実施いたしました。午前8時に出発し、町内5つの小学校全校を訪問させていただきました。お忙しい中、ご協力いただきました教育委員会、学校関係各位に感謝いたし

ます。子供たちの心身の発達に欠かせない学校給食ですが、食材の高騰の現状の中でのやりくり、また、後を絶たない食品偽装の中での食の安全に、栄養教諭、栄養士の方々が非常に努力してくださっている様子がわかりました。調理員の方々もきびきびと働いておられました。前回に質問いたしましたアレルギー児童への除去食対応も今後さらに多くなるのではと懸念されます。

そこで質問させていただきます。1、給食費の値上げについての考えはいかがでしょうか。また、給食費の滞納対策で申し込みをとればいいのではないのでしょうか。2、調理員の雇用についての考えはいかがでしょうか。半分くらいは臨時の方、しかも3年期限つきとお聞きいたしておりますが、更新期間の延長はできないのでしょうか。

4番目に、学校図書館支援センター推進事業についてでございます。これは先ほど山田美津代議員もお尋ねになりましたが、広陵町教育委員会で作成されました研究の概要をいただきました。各小学校の学校図書館支援スタッフ派遣により、素晴らしい効果が出ていることを実感いたしました。この事業は2年間の国の補助事業ですが、ここまで成果の出ていることを考えたとき、来年度からも継続していただけないのでしょうか。町の取り組みをお聞かせください。また、今年度中に策定予定の読書推進計画の進捗状況はいかがでしょうか。

5番目に、発達障害児の支援体制についてですが、広陵町では支援スタッフの配置、療育教室の開催、教育相談の実施等さまざまな支援をいただいておりますが、保護者の方から、子供が小学校に入るとき情報が十分伝わっていないとお声があります。五條市で視察、見学させていただきましたが、この五條市ではすこやかノートというものを作成し、子供の成長記録を保護者が記入して関係者と連携を取る資料としています。ぜひ広陵町でも取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

6番目に、入れ歯回収ボックスの設置についてですが、入れ歯には貴重な金属が使われています。この金属を集めて日本入れ歯リサイクル協会を通じてリサイクルし、その収益金はユニセフに寄附されます。不要入れ歯が世界の子供たちを救う活動に広陵町も協力してはいかがでしょうか。

7番目に、清掃センター西側の土庫川の改修についてですが、大雨が降ったときに雑草が生い茂り、川幅を狭くしてしまっておりますので、土庫川の水が逆流して困ると古寺の住民の方からの苦情があります。担当者の方も聞いていただいていると思いますが、今後の取り組みをお聞かせください。

以上、今回はたくさんの質問をさせていただきますが、ご答弁の方をよろしく願います。

します。以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対しまして1回目の答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 山村議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めの男女共同参画の広陵町の取り組みについてのご質問でございますが、男女共同参画社会とは、女性が安心して子育てできる社会、そして意欲と能力のある女性があらゆる分野で活躍できる社会、また、若者や女性、高齢者等さまざまな人々が、職場、家庭、地域において最大限能力を発揮できる町づくり、組織づくりが必要であると考えます。広陵町においては女性が組織する団体として、婦人会、交通安全母の会、JA広陵地区女性部、更生保護女性会及び商工会女性部等、各種団体が数多くあります。女性たちはあらゆる分野で活躍し、力を発揮し、実績を上げておられます。また、各地域においても女性が進出し、自らリーダーとして活躍する女性も増えてきております。このことから町としては、女性たちが自ら積極的に養成講座、研修会等を開催するとともに、組織づくりを行い、すべての女性が多様な生き方を選択、実現できるような女性が一人でも多く現われることを期待しております。

次に、健康づくりについてでございます。1番のがん検診の受診状況はというご質問でございます。平成19年度に実施いたしましたがん検診の実施状況は、お配りしております平成19年度事務報告書の98ページに受診者数と検診結果を掲載させております。ご質問の子宮がん検診については、平成19年度で305名の方が受診され、前年度より51名増加しております。また、乳がん検診については384名の方が受診され、前年よりも102名増加しております。平成17年度から、乳がん、子宮がん検診の内容が改められました。乳がん検診については対象者を30歳から40歳以上に引き上げ、視触診のみであったものをマンモグラフィーの併用に改められ、子宮がん検診については対象年齢を30歳から20歳以上に引き下げられました。なお、両検診とも2年に1度と同時に改正されております。引き続き、早期発見、早期治療を目指した受診率の向上を図ってまいりたいと考えます。

次に、健康づくりの2番でございます。特定健康診査、保健指導の進捗状況についてでございます。国民健康保険の保険者である広陵町が行う特定健康診査につきましては、医療機関で受診いただく個別健診と、町保健センターで受診いただく集団健診との2本立てで実施しております。

個別健診につきましては、奈良県医師会と県内市町村との集合契約が調った後、去る5月29日、町医師会の皆さんと打ち合わせ会議を実施し、6月2日付で被保険者の皆さんに受

診券をお送りいたしました。各医療機関におかれましては、6月上旬から、個人からの申し込みに応じ随時健診を実施していただいているところでございます。

個別健診の受診状況でございますが、それぞれの医療機関へ個々に申し込まれて受診をされることから、今日現在の受診状況は把握することはできませんが、7月末までの受診分として各医療機関から国保連合会へ健診費用決済のための書類が届いているものは、広陵町の被保険者195人とお聞きしております。

一方、集団健診につきましては、10月の中旬から下旬にかけ3日間の日程で合計240人に受診していただける準備をしており、現在、広報等を通じてお知らせをし、随時受診申し込みを受け付けているところでございます。

特定保健指導につきましては、医療機関から結果が戻り次第、受診された方に健診結果をお知らせし、このうち保健指導が必要な方につきましては今後順次、医療機関または保健センターにおいて実施をさせていただくこととなります。

広陵町では、自己負担金をいただく前に特定健康診査を受診いただけるようにさせていただいているところから、今後さらに被保険者の皆様に健診の趣旨を周知させていただき、健康管理意識を向上していただくとともに、一人でも多く受診していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、3番でございますが、メタボリックシンドロームの解消には食事と運動等の生活習慣の改善が必要であると考えております。特に運動面では、ふだん体を動かすことが少ない方にとっては、まずは体を動かす。そのためには簡単、手軽にできるウォーキングや体操などを基本として、健康な町づくり計画「笑顔で80 広陵21」の実施事業として、健康増進会、健康講座及び健康づくりグループ等においても指導しております。

なお、公園への運動器具の設置については、今後の運動種目の状況を見据え、研究してまいりたいと存じます。

学校給食については教育長がお答えします。

そして、学校図書館支援センターの推進事業についても教育長がお答えします。

5番でございます。発達障害児の支援体制についてでございます。発達障害児の成長過程を記録する健やかノートにおきましては、本年8月上旬に議員からご提案をいただきました。その内容は、発達障害児の成長過程を保護者や本人にかかわる方々はその都度情報を記載していく方法で、一種の母子手帳と同じ性格を有するものと理解しています。記載された項目は、医学的な内容、教育に関する専門的な情報を記載していただくこととなりますので、実

施自治体の情報を収集し、その効果等を客観的に検証し、関係機関と協議を進める準備を行っているところであります。

次に、6番でございます。入れ歯回収ボックスの設置でございます。奈良県内では本年8月から、奈良市、生駒市、大和高田市がこの事業に参画されております。本町におきましては、既に社会福祉協議会が窓口となり、実施に向けて関係機関と調整を行っているところであります。設置場所は、高齢者の利用施設であります総合保健福祉会館と考えております。

次、7番、最後でございます。清掃センター西側の土庫川改修についてご質問をいただきました。ご質問のクリーンセンター西側の土庫川についてですが、増水時、古寺町営住宅西側の田が冠水することが多々あることは承知しております。この地域は、昔より大雨時には家屋を水害から守るため一時的に水を貯める役割を担ってきており、小字名も水袋と呼ばれているところです。近年の雨は短時間に大量に降る傾向があります。一方、田や池等が減少する反面、排水施設が整備され、水路や河川の水位が急激に上昇するようになりました。この地域の排水をよくするためには土庫川の排水能力を高める必要があり、町から河川管理者の県高田土木事務所に以前から申し出ています。今後も引き続き県に働きかけてまいりますが、河川の排水能力には限りがあり、一定の水量を超えれば、昔から果たされてきた調整池としての役割をお願いしなければならないものと考えます。以上でございます。

青木議長 安田教育長！

安田教育長 山村議員の質問事項3、学校給食についてお答えいたしたいと思っております。

学校給食につきましては、現在、月額3,700円の給食費負担をご家庭にお願いしておりますが、ご承知のとおり小麦粉などの材料費の高騰に加え、中国産物資の抑制から、採算に関して厳しい状況で運営を行っております。つきましては、平成9年以来の給食代金の値上げは必至であり、学校給食委員会を初め関係機関と調整中でございますのでご理解いただきたいと存じます。

また、ご提案の給食の申し込み制度については考えておりません。

給食調理員の支援スタッフの雇用期間につきましては、半年ごとに勤務状況を見ながら3年間とさせていただきます。今後、正規職員の定年退職が多く、給食体制そのもの見直しの時期に来ており、給食そのものについて直営がいいのか一部委託するのか検討中でございますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

次、質問事項4、学校図書館支援センター推進事業についてでございます。学校図書館支援センター推進事業の今後の取り組みにつきましては、さきに山田議員にもお答えしたとお

りでございますが、この2年間の活動を基礎とし町図書館との連携をさらに深めながら、児童生徒の読書習慣の定着と、学校情報センターとしての機能を持った学校図書館づくりを目指してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

子ども読書活動推進計画の策定状況でございますが、ほぼ素案は完成しております。現在最新データの見直しを行うとともに、各項目について再度見直しを行っております。計画だけではなく、どれだけ実行していくかが大切でありますので、内容については関係各方面とも協議を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

青木議長 それでは2回目の質問を受けます。14番、山村さん！

山村議員 女性のリーダー育成講座、また女性会議の開催等の提案をさせていただきましたが、このご答弁をいただくと、既にある団体等で、自ら積極的にそういう講座とか研修会をとっていきなさいというようなとらえ方のできるようなご答弁をいただいております。

男女共同参画の19年度の白書の中での行政に求められるさまざまな支援ということで、1点目に、地域に活力をもたらし、地域の課題の解決につながるような女性が主導する地域活動に対するさまざまな形での支援、多様な主体をつなぐネットワークのコーディネート、交流の場の提供、地域の課題や地域に住む人々のニーズ等についての情報提供等により活動を強化する。実践的な研修や講習を行うことにより、こうした地域の活動に携わる人材を育成し、さらに政策、方針決定過程への参画等さまざまな機会を付与していく。また、活動の価値を行政が積極的に認め、評価し、活動主体にさまざまな機会を付与していくことも重要である。2、地域活動に参加しやすい環境づくり、情報提供やきっかけづくりを地域の実情に合わせてきめ細かく行っていく必要がある。また、地域活動への参加のための時間などが持てるよう、仕事と生活の調和、ワークライフバランスの実現に向けた取り組みも求められる。加えて、男女共同参画についての意識啓発を行政が積極的に図っていくことは、地域におけるこうした活動の基盤ともなるという内容が書いてあります。男女共同参画白書、概要版、平成20年度版でございます。

そうした行政への支援の取り組みというのもこうやって裏づけというのがあっての、私、提案でございますが、本当に期待しておりました。本当に広陵町にとりまして、いつも町長が門戸を大きく開いておりますって、もう登用というのは本当にしていきたい方針ですっていうのを前向きな答弁をいつもいただいております。そうした中での今回の人事異動で多くの管理職ができました。いつも私は疑問に思ってたのは、男女共同参画の窓口って、一体担当者ってだれなのかなという思いを持っておりましたところ、総務課の方に女性の管理職が

できましたので、ああ、この方かなという非常に強い期待を抱いておりました。

ところが、こういう答弁っていうのは、何の取り組みもしない、もう既にそういう女性団体がいてるからそういう方からの発信が大事であるというご答弁と私はとらえます。もちろんそれは各婦人会にしても更生保護女性会にしてもJAの農協の女性部にしても、本当にいろいろな取り組みはしております。でもそういう方たちっていうのは、いつも同じメンバーなんですね、出会う方々っていうのは。あ、この人はここにも入ってここにも入ってって、そういう中で、また同じメンバーがそのまま育ってきているというのが実情です。私はもっと若い世代、新しい方、婦人会に入らなくても、こういう団体に入れなくても何かの形で啓発していきたい、また育っていきたいって、またお役に立ちたい、町との協働に取り組んでいきたいっていう方がたくさんいらっしゃるのではないかと思うんですね。そういう、まず取っかかりの受け入れっていうことをしていただくということにはできないものなのかって。数年前ですけれども、働く家ということで、今のグリーンパレスの中で、そういう講座を持っていただいた中で子育て支援のグループが育ってきたという経過も私存じ上げておりますので、ぜひ今一度もう少し前向きな取り組みのご答弁をいただきたいと思います。

青木議長 笹井総務部長！

笹井総務部長 男女共同参画社会、特に女性がいわゆる中心的な役割を果たす地域活動の重要性、こういったことにつきましては常々認識をしておるわけでございます。行政に携わる女性の方、あるいは女性そのものが就職をされる場合、そしてまた女性の地位向上のためのいわゆる教室、こういったものの参加、いろんな取り組みの中で女性の社会参加があるというふうに思っております。

行政に携わる地位としては白書にも出ております。ご覧もいただいておりますが、まずは民生児童委員、そして農業の就業、そして人権擁護委員、行政相談員、社会教育委員、教育委員、保護司、保護観察官、こういった順序で登用のいわゆる女性の比率、参画の比率がこの順番になっておるわけでございます。そういった面で行政職の登用というものにつきましては、教育委員にいたしましても本年度、保護者からの女性登用といったことも考えておるわけでございます。

そしてまた、地域活動の重要性といいますと、いろんな角度で女性の社会参加があるわけですけれども、いわゆる保健医療の福祉推進に係る活動、あるいはまた男女共同参画へのそうした形成の促進に係る活動、そしてまた子供の育成、健全育成を図る活動、社会教育の推進の活動、人権推進員の活動、そういったいろんな分野の活動に女性が参画をしていただく、

いわゆるご指摘いただいておりますきっかけづくり、情報の提供、こういったところを、やはり行政がそのきっかけづくりをしなければいけないのと違うかなということでございます。

今後、各市町村のさまざまな女性の活躍の事例等も研究いたし、そしてまた考慮いたしながら取り組んでまいりたいと、このように思うわけでございます。働く婦人の家ということで、グリーンパレス、以前組織がありましたですけれども、現在も女性講座は其中で取り上げております。そうしたところでやはり女性講座の中の一つでも、いわゆるリーダー養成の講座と、こういったものにもかみ合わせて今後の講座の取り組み方というふうなことについて研究をしてまいりたいと、かように思うところでございます。いろんな面で女性登用ということで、職場面では女性管理職の登用を行っております。今後そうした地域の女性のいわゆるリーダー的シップをとっていただくためのきっかけづくり、こうした講座も必要というふうに認識しておりますので、一つ検討をしてまいりたいと、かように思います。どうぞよろしくお願いいたします。

青木議長 14番、山村さん！

山村議員 笹井理事にお答えいただきましたけれども、一つ質問いたしたいのは、私が先ほど言いました女性参画の担当者っていうのはその方でいいのか、また、どこが本当に担当なのかっていうのを明確に今後していただきたいです。私も一人でも多くの女性の方々が本当に生き生きと生きていただけるような本当にきっかけづくりをしていきたいという思いで、ご相談の窓口をどなたにすればいいのかということも一つ明確にさせていただきたいと思います。

平成16年に初当選させていただいて、初めての議会で女性模擬議会の開催の提案をさせていただきました。もうそのときも、平岡町長初め町当局の皆様、また当時の吉岡議長のご協力のおかげで10月1日に開催していただくことができました。その模擬議会でも、各方面、団体で活躍されている女性の方々の多くのお声をいただき、本当にすごい立派な質問をされてびっくりしたような状況でした。

その広陵町を模範として、大和高田市でも女性模擬議会を平成17年に開催させていただきました。この高田市の取り組みの中で本当に、ああ、すごいなと思ったのは、まずその女性議員っていう模擬議会に参加される議員さんを一般公募されました。広報で募集案内をされ、提出書類として、作文ですね、A4の400字程度にまとめた、テーマは市政に望むことという作文を提出書類、参加申し込みとともにされました。質問者は10名程度だったんですが、議員定数は20名ということで、まちづくり、行財政改革、男女共同参画、福祉、教育という5つの分会に分かれて、20人の議員さんたちが研修セミナーを高田市では事前学習

会ということによっていただきました。1回から6回の中で、さまざまな女性、共生の視点から、みんなが幸せな社会のためにという講座をされたりとか、また、女性議員との懇談会をされたりとか、そういうさまざまな方々の講座というか、研修セミナーを合計6回にわたってとられる中で、その各分会に分かれましてだれが一般質問をするのかということまで決めて、それぞれの役割分担、また研修をされての女性議会を開催された経過がございます。

ぜひこういうことも、また本当に女性にも優しい町という、女性が輝く町広陵町という町長の目玉にもしていただきまして、そういう取り組みもまた視野に入れて考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

青木議長 笹井総務部長！3回目の答弁です。

笹井総務部長 女性参画社会のいわゆる担当を明確にということでございます。今後、行政組織の中で明確にさせていただきたいというふうに考えております。

そしてまた、模擬議会等、女性のそうした社会参画に伴う研究、研修の場としての提供、きっかけづくり、こういったことにつきましても今後ご提案いただきました内容を踏まえ、研究、検討をしてみたいと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

青木議長 14番、山村さん！次の質問に移ってください。

山村議員 2番目の健康づくりについて移らせていただきます。

がん対策については、今もう2人に1人ががんということで、多くの方ががんにかかされたり、またお亡くなりになられてる状況でございます。その中で女性特有の子宮頸がんということについて一つ述べさせていただきたいんですけれども、子宮頸がんというのは45歳以下の女性の死亡原因として世界で2番目に多く、日本で年間約8,000人が発症され、約2,500人が亡くなっています。主な原因というのは性交渉によるヒトパピローマウイルスというHPVの感染とされ、7割から8割の女性が一生のうち一度は感染し、大抵は自然消滅しますが、一部持続感染により何年か経てがんを発症することがあるがんなんです。この子宮頸がんというのは検診と予防ワクチンでほぼ100%予防できるんです。その中で現在では2割に満たない検診率を向上していかないといけないんですけれども、日本でまだこの感染予防ワクチンが未承認であったんですが、この早期承認、また予防接種を公明党としても今推進させていただいて、前向きに取り組んでいただいているところでございます。

そういう子宮頸がんとともに、乳がんというのは日本の女性のがんでは最も多く、年々増加しており、平成17年度では約4万1,000人が乳がんを診断され、22人に1人の割合で乳がんを診断され、約1万人が亡くなっています。その背景にマンモグラフィ

一検診の普及の遅れと受診率の低さにあります。これも公明党の推進によりまして、平成19年度までに全国で約500台のマンモグラフィー装置が新たに配備されているところですが、まだまだ検診率っていうのは非常に低いところがございます。その中で、受診率の向上に向けた取り組みっていうのを具体的にさせていただいておりますでしょうか。意識のある方は本当に毎年でも受けたって、2年に1回になったのが不満だという方もいらっしゃいます。でも全くこの検診については、受けなければいけない方、特に専業主婦とか家庭でお仕事されている方とか、そういう方が経済的負担とか時間がないということで受けられてないことが多いのが今現状であります。こういう未受診の方に対して受診される勧奨ができるシステムづくりというのが本当に急務であると思いますが、その辺のところを町としてどう取り組んでいただいているかなということをお聞きしたかったんです。

この資料でも見させていただいてますが、やはり若い方の検診が本当に少ないのが現状ではないかなって思います。去年に比べては増えたということですが、やはりこれではまだまだ受診率が低いのではないかなと思います。いかがでしょうか。

青木議長 答弁、池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 受診率につきましては、事務報告書のとおり年々増加をしております。これにつきましては周知の徹底をしておるところでございます。進んでいるというふうな認識をしております。ただ、これは町がやっておる乳がん検診、子宮頸がん検診でございます。ご本人さんによりまして、お勤めのところで人間ドックとか受けておられる、こういうところの数値は我々は把握できないわけで、もっと多くの方が受けていただいと、このように思っておるわけでございます。

今後とも、やはりがん等につきましては早期発見、早期治療が大変重要でございます。周知をしまいたいということで、がん検診につきましては再三広報でも周知させていただいておりますし、今年9月25日には保健推進員の公開講座として昨年も実施させていただきましたが、がんについての公開講座も実施させていただくことになっております。そういうことで、できる限りいろいろな方法で啓発をしまいたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

青木議長 14番、山村さん！

山村議員 ありがとうございます。あわせて特定健康診査、保健指導の進捗状況について聞かせていただきました。まだ今年4月から始まったところですので、本当にまだまだ受けておられない方が多いというのは現実仕方がないことではあるんですけども、本当によその町

から言われます、広陵町はいいねって、こういう健診がただで受けられるって、うちなんかはやっぱり1,000円払わなあかんとか、そういう中でありがたい広陵町の方々であるのにね、なかなか受けていただかないっていうのが、これが不思議なところでもあるんですけども、やはりその受けることの重要性、今はメタボリックというても本当に認識が高くなりましたので、受けなければいけないとはわかってるけれどもという方もたくさんいらっしゃいます。だから、受けやすいっていうこともあるんですけども、まだまだ意識が低いというのも現状だと思います。

そういう方々に対して、やはり健診率を上げるために、私、40歳になったときに基本健診でおはがきをいただきました。それで、受けなければいけないな、今はまた全員の方に対してこれで受診票、受けてくださいって言ってますけれども、まだまだその意識づくりのために再度お電話するなり、受けてくださいよという何らかの段階的に決めながら、各地域、また年齢層を決めながら電話するとか、はがきを送るとか、そういうことも非常に大事なことでは、個別に広報でやっぱり周知徹底というのはもちろん大事でありますし、多くの方々が行かれるところにポスターを張るなり、そして意識づくりも大切であります。個人に対して、もう受けてくださいよとか、そういうことも再度徹底して言っていただいて、まずそういう健診の段階っていうことが大事であるからこそ、こういう特定健康診査というのを取り入れられたと思います。病気になってからでは医療費もかかる、遅いということでこういうことも取り組んでいただきました。せっかくのすばらしい制度でありますし、すばらしい広陵町の取り組みでありますので、どうか今一度の取り組みっていうことを考えていただけますでしょうか。

青木議長 答弁、吉村住民生活部長！

吉村住民生活部長 担当でございます我々といたしましても、せっかく特定健診を受けていただいて健康な人が多い町になっていただきたいなと思って取り組んでおるわけですので、数が少ないというように思っております。それで、先週も指示を受けまして、全員ではないんですけども、900名余りの方に、これは40歳、45歳、50歳という選びまして封書でご案内を再度差し上げました。つい昨日でございますけれども、保健センターの担当者の方から、早速30数名の集団健診の申し込みがありましたというご報告もいただきまして、今後も機会をいろいろ模索しながら、せっかくの特定健診の機会でございますので、またこれからも毎年取り組んでいくべき事業でございますので、あらゆる機会を考えながらPRに努めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

青木議長 次の質問に移ってください。

山村議員 3番目に移ります。

学校給食について、やはりこの食材の高騰の中、値上げは仕方がないというのは現実でございますが、値上げ幅ってというのはどれぐらいなものなのかというのはまだわからないでしょうか。

それと調理員のことですが、現実として退職される方がいらっしゃるっていうのもお聞きしております。やはりなれた方がそのままついていただくというのが理想ではないかな。やはり石の上にも三年とありますが、せっかく3年たってなれていただいた方が、やはり期限付きでもうやめられるということ、最初の契約だから仕方がないというのは存じ上げておりますが、今後そうやって人的配置の面で、先ほど言いましたようにアレルギー疾患の中で、やはり除去食一つについても手をとるのは現実であります。ですのでぜひとも、雇用形態というのはお任せしなければいけないんですけれども、その中でやはり配置する人数というのは減らさないでいただきたい、しっかり確保していただきながら安全な給食づくりをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

青木議長 答弁、北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 まず、値上げ幅ということでございますけども、現在の収支の状況を考えますと、300円程度値上げしていただいて3,700円を4,000円という形が妥当かなと、現在のところはそうように考えております。これは上牧町、王寺町、河合町が4,000円であるという例もございますし、香芝市は4,200円ということからも妥当かなと思っております。

それから調理員のことでございますけども、これから退職者、支援スタッフの3年期限ということで減っていくわけでございますけども、人事については給食調理員のみ例外と、特別扱いということもできませんので、委託を導入するとか、また一部センター方式であるとかいう他の方法を検討し、給食に支障を来さないと、安全、安心の給食を実施していきたいと考えております。以上です。

青木議長 14番、山村さん、3回目の質問。

山村議員 時間がなくなってまいりましたので、次の4点目の学校図書館支援センター推進事業について移らせていただきます。

朝の山田美津代議員にご答弁いただいた内容をお聞きして、非常に私は残念に思いました。以前にも私、この推進事業が2年間ありますので、その後も何とか継続をしていただきたい

いということもお願いしたときに、去年、平成19年の12月議会でありますけれども、議事録を見させていただいて、教育長、できたら3年目にも少なくともそういうことがやっぱり定着すれば、すぐゼロになるんじゃない、県なり、また国の幾らかの例えば3分の1なりでもいいですからそういう補助をいただいて、こういうことについては継続していきたいと思うし、私自身もぜひ、いい成果が上がってる、そういうところについてはやっぱり持っていきなと、このように思っておりますっていうご答弁をいただいておりますので、朝のご答弁ではやはりすごく残念な思いであります。

本当に町の財政が厳しいっていうのも現実ではありますけれども、やはりこの冊子をいただいて、この初めにとって書かれてる一番大きな成果は、支援スタッフの方がいらっしゃる図書館にいればお話ができるということが子供たちにとって大きな喜びであり、励みですって書いてあると、もちろんそうだと思うんです。やはりこの2年間たちまして大きな成果があらわれ、確かに図書館が変わりました。子供たちの読書意欲が増してきました。そういう効果というのを絶対これからも続けていただきたい。この2年前はどうだったかって、やはりたびたび学校図書司書を置いてくださいということもお願いさせていただいたり、その前から図書委員会がありました。また司書教諭の任命もしてるというご答弁もいただきました。ところが、やはりそうやって人的配置を、支援スタッフを置いていただいたことで大きく学校図書館が変わった、子供たちの読書意欲が増した、また先生たちにとっても、本当に調べ学習の資料集めをしていただいているという効果も聞いておりましたので、やはりそれをいきなり2年で、もう国の補助がなくなったからやめたっていう状況では、継続は何らかの形では、やはりしていただきたい。ぜひ、またこういう続けて支援、こういう推進事業っていうのが続けられるものなら、イの一番にまた手を挙げていただいて、獲得、お金をどっかからでも取ってきていただきたいし、町のむだ遣いというのもなくしていったらきっとどこからこういう経費も見つかると思いますので、そういう努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

青木議長 答弁をお願いします。北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 補助金があれば、またその事業に乗っていくということでございますけれども、残念ながら21年度はその予定はないということでございます。人がいることが成果だということであれば何の工夫もないということになるわけでございまして、とにかく2年間の成果を継続していくんだということで、その継続をどのようにすればよいかということなんですけれども、人件費の負担なしでどのように工夫していくか、そういうことだと思

うわけです。その辺を学校ともども十分協議してお互いに知恵を出してやっていきたいと思
いますので、よろしく願いいたします。以上です。

青木議長 14番、山村さん！

山村議員 ぜひ、お金がないからというそういう冷たいご答弁ではなく、こういう努力をしま
したという、また今後の経緯、経過というのも知らせていただきたいと思しますので、取り
組みをよろしく願いいたします。

続きまして、発達障害児の支援体制についてに移らせていただきます。

五條市で実施されておりますすこやかノート、ご答弁にもありましたように池田部長にも
見ていただきましたが、急にはやっぱり無理だとは十分存じ上げております。こういう体制
づくりをまずしていかなければいけないというのが現実であります。一つ私が感じておりま
すのは、厚生労働省というか、福祉のところから上がる教育委員会への壁であります。今ま
で保育所、また保護者のもとでいた子供たちが学校に上がる時、小学校、中学校に上がる
ときに、そういう情報を提供していただきたい。療育教室の情報を提供していただきたいと
いう要請にもあるんですけども、個人情報だからとか、そういう壁があるのは現実であり
ます。そのところを改善していただくために、これは保護者が持つ手帳ですので、母子手帳
のような手帳ですので、やはりそういうものを有効利用、またそういうみんなで支援する
という体制を広陵町でもつくっていただきたいというご要望ですので、前を向いて取り組んで
いただくということですので、よろしく願いします。

続いて、入れ歯回収ボックスについて、早速取り組んでいただくということで、場所が総
合福祉会館なんですけれども、できましたら、はしお元気村とかにも置いていただいたりし
たら、近くの方もご協力していただけるんじゃないかな。そういう公的機関というのもう
少し検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

青木議長 答弁、池田健康福祉部長！

池田健康福祉部長 今のご質問でございます。まずは、総合福祉会館で試行的に置かせてい
ただいて、その状況を見据えて、また議員がおっしゃられることにつきましては検討を進め
たいと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

山村議員 ありがとうございます。

きのうの八尾議員のご質問の中にもありました、清掃センターの中で入れ歯がごみとして
まじってた。そういうことが本当に大事な、今、金属というのは都市鉱山と言われておりま
す。携帯電話の回収もあわせて、やはりこの入れ歯の回収についてもまた取り組んでいただ

くということで非常に期待しておりますので、よろしく願いいたします。これはユニセフに寄附されますが、2割が社協に入ってきてという、そういう配分があるそうですので、町のまた少し財源にもなるかなと思いますので、また世界の子供たちも救うというものなので、どうかよろしく願いいたします。

7番目の土庫川改修についてですが、今、現場は見ていただいていると思いますが、やはり雑草というか、すごく生い茂っておりますので、まずそこを早急に刈っていただくとか、今すぐできる対策というのをとっていただいているかどうか、お聞きいたします。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 土庫川につきましては、県の管理ということで、県に対しましては草刈りも今までされてないようですし、自然生えの木も相当大きくなって、それが流れを阻害しているということもありますので、強く申してはおりますが、なかなか県の方が対応していただけてないということで、再三再四県につきましてはまず草刈りと、それから自然生えの木の撤去ということで強く申し入れてます。また多分近々してもらえるものと思っております。

青木議長 14番、山村さん！

山村議員 やはり今、私たちが多く住民の方からいただくお声の中で、町対応ではなく、そういう高田土木とか県対応のことが非常にスピードが遅いというのが実感です。やはり昨日の松浦議員もありましたが、県会議員が動けばすぐ動くという、その県の体質というのが、なぜ市町村の声を聞かないのかという、議員を使えばすぐ動くという体質に非常に私は憤りを感じておりますので、しっかりまた私も事あるごとに訴えてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

青木議長 ご苦労さん。以上で山村さんの一般質問は終了いたしました。

お疲れでございますが、続きまして、最後の質問者であります。

次に、乾君の発言を許します。7番、乾君！

乾議員 こんにちは。今日という日は大変いろいろありました。また、中川さんにおかれましては、お悔やみ申し上げます。また、香芝・広陵消防につきましても、私も議員として選ばれております。また、ここに香芝・広陵消防の議長の吉岡さんもおられますのやけども、ここでお詫びを申し上げるのが筋ではございますが、たまたま私のいただいている時間ですので、また代表してこの場をおかりいたしまして深くお詫び申し上げます。また、町長におかれましては、いろいろと心労をおかけしますが、町のために頑張ってください。よろしく願い

しときます。

青木議長のお許しを得て登壇し、一般質問いたします。7番、乾浩之です。今回で18回目の質問になります。今回は、4項目7点の質問事項を通告しておきましたので、ご答弁、何とぞよろしく願いいたします。

さて、昨年、第2、第3の定例会で通学路の安全確保につきまして質問いたしました。箸尾駅前の通称1.5キロの本通りの交通規制や迂回路設定、白線引きなどにつき質問いたしましたところ、町当局は、早速関係機関と協議・検討をしていただき、危険箇所には白線20メートルほど延長して引いていただきました。通学児童並びに地元住民まで大変通りやすくなり、安心して通れると感謝と喜びの言葉をたびたびいただいております。迅速に真摯に善処していただいております町当局や関係機関各位に厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、1点目の質問は、本通りの通学路で白線引きなどの本年度の延長計画を持っていたかどうか、有無を聞きたい。

次に、2項目の公共交通システムに関して2点目の質問に移ります。

4年前、請願書採択以来、町長初め歴代議長、関係部局に並々ならぬお世話やご心労を煩わせまして、巡回バス運行計画を受理していただきまして、誠にありがとうございます。各事前調査・意向調査書作成、集計、分析、検討、研究など大変ご苦勞をおかけしてありますが、大型店舗イズミヤ等の巡回バス運行計画の話し合いはどうなっているのですか。

3点目は、イズミヤの建設完了はいつごろになるのですか。

次に、3項目めの地元業者育成のために2点質問いたします。

私は、栄えある議席を与えていただいた4年前から今日までに12回、定例会に育成について入札、参入、配慮面で可能範囲内での育成策樹立を要望し続けています。それというのも、遠くの親戚より近くの他人です。先月、的場で火災が発生しました。消防団の中に地元の業者がいち早く自前の車、ユンボを自発的に提供し、消火活動に協力してくださって、スムーズに活動できたとのこと。災害は、いつ起こるのか予知できません。遠くの神様より近くの神様を大切にしたいために、育成の方策を模索している次第です。

4点目の質問は、新森橋架け替え工事は、なぜ指名競争入札で、また総合評価落札方式になるのですか。

なお、5点目は、地元業者育成のためにも、大型工事発注の場合には特記事項は入れられないものかを聞きたい。

では、6点目は、去年の第4回定例会のご答弁で、百済寺公園整備事業は19年度中に設計完了、20年度から本格的に工事に着工するとのことでしたが、工事はいつごろからかかっていただけののか。

また、最後の質問の7点目は、百済寺公園の景観についても、地元とよく話し合っておられるのか。なお、進入路についてもどうなっているのか。

以上、7点質問させていただき、不明な点多々あったと思いますが、長時間のご清聴感謝申し上げます、7番、壇上での質問を終わります。

青木議長 それでは、ただいまの質問に対しまして1回目の答弁をお願いします。平岡町長！

平岡町長 乾議員のパワーあふれる、えらい元気な質問でございました。お答えを元気よく行いたいと思います。

通学路の安全確保についてでございますが、先の定例議会においてご質問をいただきました白線につきましては、県道箸尾停車場線の山岡豊店前から踏切までの区間は、通学時間帯は車や自転車等が多く、特に歩行者の交通安全対策上必要として県にお願いし、施工をいただきました。今回、残る町道部分の区間につきまして白線を引く予定があるのかとのことですが、今年度、実施すべく地元区と協議を進めていく予定でございます。

2番でございます。公共交通システムについてでございます。

まず、1番のイズミヤとの巡回バスについての話はどうなってるのかということでございます。イズミヤのバスの運行については、デマンド方式を参考にしながら、町の公共施設を中心とした巡回経路をとるようイズミヤと連携した上で、住民が利用しやすいシステムを協議中であります。

2番のイズミヤの建設完了はいつごろかと。先の坂口議員にもお答えいたしましたように、21年秋オープンを目指し、進められています。さらに、町の農産物をオープンと同時に販売する計画もあり、農振区域の農地活用によって農地に親しみ、安全・安心の野菜づくりを通じて生産の喜び、ともに汗を流す元気な仲間の友愛を深めていただこうと思っております。

3番でございます。地元業者育成について、新森橋架け替え工事の入札方式について、お尋ねでございます。

平成20年7月30日に本町が総合評価方式の一般競争入札で開札した広陵町旧清掃施設解体工事には、応札者が2社と少なかったために、入札手続が遅延いたしました。今回の新森橋架け替え工事を一般競争入札で実施した場合、応札する業者数が予測できなく、入札不調の恐れがあるため、指名競争入札で行うものであります。

また、総合評価方式で実施する理由については、今回の工事が国庫補助事業であり、国庫補助事業の実施に当たっては、交付決定時に国から公共工事の品質確保の促進に関する法律にのっとり、総合評価方式で行うよう指導を受けております。今回、このため総合評価方式で実施しなかった場合は、会計検査院の検査でその理由を明らかにしなければならないこととなりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、2番目の質問でございますが、今回実施する新森橋架け替え工事の特記事項には、契約者において下請工事を出す場合にあっては、できる限り町内業者を採用するよう明記しており、さらに落札業者に対しても契約時に説明依頼をしたいという考えであります。

次の質問でございます。地域活性化についてでございます。

百済寺公園整備計画は、いつからか。1番、百済寺公園についてでございますが、現在、工事発注の準備をしているところで、先に造成工事や配水管等の工事を行い、続けて修景部分の公園整備工事を計画しております。着工につきましては、竹村議員にもお答えしたように、近々入札の予定です。完成予定は21年度です。

2番の景観について地元と話し合ってるかどうかでございますが、景観については、地元百済寺整備検討委員会の皆さんと協議を重ねて進めております。景観につきましては、地元委員会におきましては公園と百済寺の一体的な整備を要望いただいております。当然公園整備については、百済寺と隣接していますので百済寺を考慮した設計としておりますが、境内地の整備につきましては、今も生きた遺産として輝いている重要文化財である三重の塔、県内に3つある梵字池、宝物の収納庫である大職冠等、百済寺には数多くの歴史遺産がありますので、町として次世代に守り、引き継ぐためにも、関係者と協議を進めてまいりたいと思っております。以上のおりでございます。

青木議長 それでは、2回目の質問を受けます。7番、乾君！

乾議員 答弁ありがとうございます。

1番目の通学路安全確保についてですけれども、そういう形で延長していただいたことはありがたく、私も毎日そこを歩かせていただいて、感謝しております。引き続き検討していただいて、地元の区長さんといろいろ話ししていただいて、できるだけ早く実施できますよう、よろしく願います。また、町内にもこういうふうな危険な箇所、子供の通学路に対して危険な場所がたくさんあると思います。また、町の方も職員さんも、いろいろ役場に向かうときに、そういう危険な道もあると思いますから、また注意していただいて、ここにもこんなんしたらええん違うとか、そういうのを一応見ていただいたらどうかなと思ひ

ます。また検討していただいたらよろしいと思います。答弁よろしいですわ。そういう形でよろしく願いしておきます。

次に移ります。それと、バスの方は、先ほど山田議員の方もいろいろと質問されましたけども、今、平端から高田行きのバスですねんけど、毎日乗っておられる方が、私もいつも拝見してますのやけども、その方は箸尾の駅から降りて、歩いて南都銀行の近くのバス停から乗って、古寺のちょうど中川自動車さんを越えた会社の方に行かれますねんけどね。その人は、こんな言うたら失礼なけど、ちょっと身体障害者のな方ですねんけど、その人は全く多分知らないと思いますねん。そやから、また奈良交通の方にまたそういう形で、そのバス路線が廃止、またいつまで続くかわからないということを明示して、ポスターなり、こういうのができないかと。それで、それを読んだ人は、もうバスなくなんねんなというのが把握できると思います。また、町内の人は必然的にわかっていきますけども、駅から、地方から、ほかのどこから来た人は全くわかっておらないと思いますから、その辺までできることなら、そういう形ができるのかをひとつよろしく願いします。

青木議長 答弁お願いします。笹井総務部長！

笹井総務部長 町としても、高田駅平端線のバスにつきましては存続要望をいたしております。そういったことから、あす、奈良交通がまいるというふうになってございます。明日まいったときに、町の要望の事項を再度確認をさせていただきながら、今、ご指摘いただきました、恐らくは便数を減ずるというふうな協議に明日来るんだろうという予測をしております。高田平端線につきましては、現在の便数をさらに減便するというふうな話だろうと予測をしております。そういったときに、またご指摘していただいたような明示ができるかどうか協議をいたしまして、今現在乗降しておられる方にそういう案内をしていくべくだというふうに訴えてまいりたいというふうに思います。どうぞよろしく願いします。

青木議長 7番、乾君！

乾議員 答弁ありがとうございます。よろしく願いしときます。

それとまた、イズミヤが完成するに当たって、一番初めに町長の方にも約束していただいたように、巡回バスを走らすという形でお聞きしてるんですけども、来年の秋ごろに完成するという話でしたね、21年秋に。それと同時に、バスの方もイズミヤの方と提携して走らすような形をとっていただけるのかというのを、一応今すぐ即答できなかっててもよろしいのですねんけど、また検討していただきたいと。できるだけそういうむだなお金を使わないように、イズミヤさんが走らせてくれたら、町の方も走らんでいいわけですよ。その辺を考

えていただいたらよろしいと思います。

それとまた、イズミヤの建設に当たって、尾張川の方は並行してやって、発注とか、そういう形は高田土木になるんですかね、あの仕事は。その辺はどうなってるのか、ひとつお聞きしたいです。

青木議長 中尾企画部長！

中尾企画部長 まず、尾張川の件でございますが、尾張川につきましては今現在、改修目的の最終地点まで200メートルほどを残しております。その分につきましては、当初あと2年という工程でございましたが、うちのいわゆるイズミヤのオープンということもありまして、県の方をお願いして今年度で終わるように要望をかけてまいりました。その中で、少し向こうへは行きますが、5月ごろまでには何とか改修のめどを立てましようという今、返事をいただいているところでございます。地元との水利の件でまだ煮詰まってない部分がございますが、今、土木の方が目標としては5月までに完成するという形で進んでいただいております。

バスの件につきましては、オープンのときに合わせてバスを運行していただくように今、手配中でございます。町のシステムが今考えられておりますが、一貫したシステムといえますか、住民の方にわかりやすい、利用のしやすいシステムという形で今協議中でございます。以上です。

青木議長 それでは、7番、乾君！次の質問に移ってください。

乾議員 よろしくお願ひしときます。

次は、新森橋架け替え工事についてですのやけど、私は聞きたかったんは、なぜ指名競争入札で総合評価落札方式になるのかということに対してですんけども、この答弁書をいただいたら、総合評価方式と指名競争入札でやってるわけです。これ普通やったら、一般競争入札して総合評価方式するのが普通と思うんけど、このやり方はちょっと世間では余り少ないのぢやいますか。普通は、大体一般競争入札で総合点数評価方式というやり方をとっておられると思います。それを一応聞きたいんです。

それと、答弁の中に、地元業者に特記事項を打っていただくと、そういうふうな形をぜひとも、今の新森橋にはそういうことでやっていただけるのかと、それをもう一度はっきりとまたお示し願ひたいと。

それと、今日もちょっと皆さんと一緒にお葬式に行ったときに、新森橋の旧の橋の方をみんなで見えてましてんけども、あの旧の橋の方は以前は車も通ってましたよね。あこに今度は

歩いて通るわけでしょう。あれは強度的にどんなもんかと。それと、この前、百姓の方がトラクターが通るのはどうすんねやと、わざわざ向こうまで回らなあかんのかと、あの橋は通ったらあかんのかと。いや、強度的な問題、昔は車が通ったやないかという質問もいただきましたんやけどね。実際強度的なものはどうかと。一切もう通らないようにするのか、歩くだけ、トラクターは構いませんよとか、その辺のどこまでするのかというのをちょっと伺いたします。

青木議長 2回目の答弁をお願いします。山村副町長！

山村副町長 競争入札につきましては、制度的には原則は一般競争入札ですというのが基本的な考え方でございます。先ほども町長が答弁で申し上げましたように、一般競争入札の旧清掃センターの解体撤去の競争入札のときも、応募者が少なかったということで大変苦労いたしましたので、今回は確実に応募していただけるだろうという指名競争入札の総合評価方式を取り入れをさせていただいたものでございます。ところが、この前も申し上げましたように、指名競争入札であっても辞退をされるというのが大変多い状況でございますので、最近のいわゆる公共工事に係る応募の姿勢というのが業者の中で変わってきているという状況を痛切に感じているわけでございます。ただ、総合評価方式は、品質確保に関する法律に基づいて技術提案を受けて、優秀な業者に仕事をさせていただこうという仕組みでございますので、今後もこの総合評価方式の成果を踏まえて、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

また、特記事項の件でございます。乾議員も、以前から地元業者育成についていろいろとご指摘をいただいております。今回、県においても地元業者を優先的に使用するようという特記事項もあるということも確認ができましたので、この新森橋の上部、下部ともに下請業者を選定する場合は、町内に登録されている業者を優先的に選定するように努めてほしいということの特記事項として示しております。今後、落札者、いわゆる契約業者が決まりましたら、そのことを再度確認をして協力を求めていきたいというふうに思っております。

旧森橋の強度の件につきましては、部長からお答えを申し上げます。

青木議長 森田都市整備部長！

森田都市整備部長 旧森橋につきましては通学路に利用するというので、こちらは計画させていただいております。人とか自転車程度ですので、それに対する強度は問題ありません。ただ、車となりますと、それはちょっと話が別ですので、そういうことは現在のところは考えておりません。あくまで通学路の利用という範囲で検討しておりますので、よろしくお願

いしたいと思います。

青木議長 3回目の質問を受けます。7番、乾君！

乾議員 ありがとうございます。ほんなら、その通学路ということでやられるということやから、当然前にはトラクターは全面的に通行止めやというのを示していただいて、通れないような形をとっていただきたいと。

それと、なぜ私はいつもいつも地元業者育成と、地元の業者をかばってるような言い方に聞こえるというて言われたこともあります。というのは、この前、的場の方で火事があり、地元の業者がいち早く自前の機械を持って消火活動に当たっていただいたということで、災害とか、そういうのがあったら、一番先に駆けつけてくれんのが地元業者やということで、やはり地元業者を育てていかんことには、えらいことになったときには、わざわざ遠いところからゼネコンさんとかは助けに来てくれないということで、いつも毎回毎回そういう形で言わせていただいているんですけども。

そこで、今も入札で2社しか来ないという副町長の答えをいただきましたんやけどね。この前も2社で、そういう特例というんか、今までは3社しかできないので、2社でしたと。それは後ろも控えてますわな。当然期限が間に合わなかったら罰金どうやとかいう話も出てるわけですから、いち早くしゃんなんあかんということで、入札もそれは2業者でいこうということで、議会の方でもそういう話し合いができた。今回は、時間の方も、いろいろ補助金でやられる中で、時間はあってないのかもわかりませんが、これもクリーンセンター絡みの仕事ですか。その中でやられるんですけど、入札に来てくれないと、やる気がないということと、また逆になぜ広陵町に対してそんだけ、この前も設計は2億7,000万やというて、開いてみたら1億7,000万やと。ほんなら設計は何やと、どんな設計したんやというぐあいに素人的な考えで思いますやん。

今回も、そのときかて一般競争して2業者しか来なかったと。今度は指名競争入札したよってに、どうやと。結局は2業者か、そういう形で来られなかったということを聞いているんですけど、それまでもっと協力的に仕事をしたる、やりますよというのが地元業者でありますよってに、そこを何回も言いますが、管理の問題、安全性の問題あると思います。また、町の方は、何か地元業者に対して安全性に欠けるとか、そういうぐあいな答えのように聞こえましたんやけどね。やっぱりもっと地元の業者を信用していただいて、やっていただけのわけですから、全部を1つの業者にやってくれというのと違って、できる範囲、3つ、4つ割れるところは割って、やはりそういう地元業者がありますから、災害のときに飛んで

きてくれるということもあるし、まして今この不景気の時期で、町として建設業者に対してどんだけ発注してるのかと。以前やったら、こんだけあったのに、今はこんな状態やという形になってると思います。そのためにも、少ない仕事の中から一つでも多くやってやるのが、町長が言われる人に優しい施政方針とちやいますか。その辺を考えていただいて、今回はそういう形でやられたということですから、今後またそういう形でとっていただいたらありがたいと。

それとまた、私がいつも言うように、副町長も考えていただいた特記事項も採用していただいたということで、多分地元業者は、何やかや言うても町は考えてくれてんのやなど、一つは喜んでいただいている業者もおられると思いますわ。あとは町の方が落札した業者に、もう一遍使うたってやというやっぱり優しい心がけでしていただいたら、業者も喜ぶと思います。その辺を言ってもらいたいと思います。答弁の方は、それでよろしいです。今後は、そういう形でとっていただきたいと。

青木議長 次に移ってください。

乾議員 最後の地域活性化に関しましてやけども、進入路について、信号から百済寺から三重の塔へ入っていくところの川にカルバートですか、あれをして道の幅を広げるという構想は聞いてるんですけど、あこへ当然バスが入ってくるという構想で、そういう形でとってると。それでまた、車の方も対向できないから、そういう形をとると、いろいろ聞いてます。その中で、バスが入ってきたら、ずっと行ったら野瀬さんですか、あのカーブのどこ、あこのところちょっと何ぼがふたいたら、バスの方も回りやすくなっていいん違うかなと。今の状態やったら、なかなか隣の敷地までバスやったら入っていかんなん、曲がれんように思いますわ、左カーブは。そやから、その辺ちょっと言うてるところわかるかな。そこらをもうちょっと考えていただいて、ふたできないかなと。

それで、景観に対しても、私もたびたび昔から、小さいころから三重の塔で遊んで、いろいろやらせていただきましたけど、この前も行かせてもらったんやけども、便所ですか、物入れですか、ああいうのも建っているんですけど、あれは全く景観には属してないと。また、公民館の方も全くそこだけ目立って、根元さんも立ち退きしていただいて、あこらも広がってよくなったと思います。そこで、公民館の方がまたちょっと目立ったような感じしますよってに、その辺は私の個人的な意見ですもんけども、いろいろ絵でもかいて町の方もまた考えていただいて、また村の方にも、こんなんどうでっしゃろとかアピールできるようなことを考えていただきたいと思います。ひとつちょっと答弁の方をよろしくお願いします。

青木議長 答弁をお願いします。森田都市整備部長！

森田都市整備部長 百済寺と今度整備させていただく工事につきましては、先ほど町長の答弁にもありますように隣接地ですので、当然百済寺の景観も配慮した一応設計を考えさせていただいております。

それから、駐車場の件ですけれども、一応駐車場の場所につきましては、先ほどおっしゃられました野瀬さんのところまでは行かない。手前で駐車場を確保する予定をいたしております。ですので、現在ある駐車場は撤去といいますか、広場に変えさせていただこうという構想になっておりますので、そちらの方まで車は入っていく、観光バスといいますか、マイクロが入っていくことはないと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

青木議長 3回目の質問を受けます。7番、乾君！

乾議員 もう最後になりますけれども、百済寺でパークゴルフ場を建設していただくというのを聞いているんですけども、ダイオキシンはどうなってるのかなど。あこは廃川敷地ということで、小さいころから、あこにごみの灰をずっとほかしにきてはったんをわしらも小さいながらわかってるんです。あの辺の検査とかダイオキシンの問題とかいうのは絶対出てこないのかと。検査もしてるんですか。よろしくをお願いします。

青木議長 答弁、森田都市整備部長！

森田都市整備部長 廃川敷地の件ですね、百済寺と違って。

乾議員 パークゴルフ場の予定地や。

森田都市整備部長 一応予定地につきましては、文化財の発掘はさせていただきました。ただ、ダイオキシン云々ということは調査はいたしておりません。当然土を盛っていきますので、万が一あっても地下ですし、ダイオキシンのあるようなものは多分あこにはないと思いますので、調査はいたしておりません。

青木議長 それでは、以上で乾君の一般質問は終了いたしました。ご苦勞さんでした。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会をいたします。ご苦勞さんでございました、長時間にわたりまして。

(P.M. 4:09 散会)

平成20年第3回広陵町議会定例会会議録（第4号）

平成20年9月25日

平成20年9月25日広陵町議会

第3回定例会会議録（最終日）

平成20年9月25日広陵町議会第3回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、14名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	竹村博司
3番	青木義勝（議長）	4番	吉田信弘
5番	笹井正隆	6番	坂口友良
7番	乾浩之	8番	長濱好郎（副議長）
9番	八代基次	10番	八尾春雄
11番	山田美津代	12番	吉岡章男
13番	松浦敏信	14番	山村美咲子

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	副町長	山村吉由
教育長	安田義典	理事	笹井由明
理事	中尾寛	理事	吉村元伸
教育委員会事務局長	北神理	健康福祉部長	池田誠夫
都市整備部長	森田久雄	会計管理者	乾善雄
収納対策本部長	松井定市	水道局長	植村和由
水道局収納対策本部長	平岡康博		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長 大西利実

議 事 課 長 松 井 宏 之 書 記 北 橋 美 智 代

青木議長 ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A. M. 10:03開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件 |
|------|---|
| 1 | 議案第41号 広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定について
議案第42号 広陵町みどりのふるさと応援寄附条例の制定について
議案第43号 広陵町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについて
議案第44号 広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
議案第45号 平成20年度広陵町一般会計補正予算(第2号) |
| 2 | 議案第46号 平成20年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第47号 平成20年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 3 | 議案第48号 平成19年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第49号 平成19年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第50号 平成19年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第51号 平成19年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第52号 平成19年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第53号 平成19年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第54号 平成19年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第55号 平成19年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第56号 平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第57号 平成19年度広陵町水道事業会計決算の認定について |
| 4 | 議員提出議案第16号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書について |
| 5 | 議員提出議案第17号 生活できる最低賃金の実現と中小企業対策強化を求める意見書について |

- 6 議員提出議案第18号 汚染米流通による被害防止と原因究明に関する意見書について
- 7 議員提出議案第19号 防災センター問題に関する特別委員会設置決議について

青木議長 まず、日程1番、議案第41号、42号、43号、44号及び45号を議題とします。

本案について、総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告を願うことにいたします。総務文教委員長、松浦君！

松浦総務文教委員長 皆さん、おはようございます。

総務文教委員会は、16日の本会議において付託されました5議案について、9月18日、委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第41号、広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定については、議員報酬額の引き下げに関する質疑がありましたが、理事者側に問う内容ではなく、議員全員で協議すべきものと解されるものであります。議案第41号は、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、広陵町みどりのふるさと応援寄附条例の制定については、寄附に関するPRや周知方法は考えているのか、寄附の使い道は広陵町のホームページをPRに活用しては、また町への寄附により社会福祉協議会への寄附は減らないのか、寄附に対する税額控除は町に対する寄附も社会福祉協議会に対する寄附も同様か、ふるさと納税協力者に地域の特産品を差し上げるとされているが、広陵町の内容は決まっているのか等の質問に対し、ホームページは今年度に内容の充実を検討していること、寄附については7つの使い道を規則で定め、寄附者が選択することができること、寄附控除については、町に対する寄附の方が寄附控除は大きいこと、ふるさと納税者に対しては、寄附額と税額控除との差額5,000円が生じることから、この分に対する対応を考えているなどの答弁を受け、採決の結果、議案第42号は、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、広陵町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについては、地縁団体についての法的根拠や地縁団体のメリットなどの質問に対する説明を受けた後、さらに財産価値が高くなり、地縁団体の収益が上がることになれば税収面はどうなるのかとの質問に対し、固定資産税の税収につながるなどの答弁を聞き、採決の結果、議案第43号は、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正すること

については、温水シャワーの機械は既に設置されており、料金100円の表示もされていること、また利用開始時期から見ると条例の提案時期が遅いのではないかと質疑に対し、周知期間として表示している等の説明と、議案上程が先で、可決してからの工事が正しいことの答弁や、町内の他の体育館についても設置する考えや、5分間100円では採算を考えると安いので、受益者負担の基本的な負担根拠は何かとの質問に対し、他の体育館への設置については利用者の意見を参考に検討したい、また受益者負担については実質負担を求めていることや過剰利用を少なくするためにコイン式としたことの答弁を得て、1つ、手続的に議会軽視である。2つ、費用分担の考え方、決め方について住民に負担を求める議論がなされていないとする反対意見があり、採決の結果、議案第44号は、反対者1名、賛成者5名の賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、平成20年度広陵町一般会計補正予算（第2号）については、繰り上げ償還分に対する借り換え分の償還期間を短縮することはできるのか等の質問がありましたが、残存期間内で財政状況に応じての借り換え起債であることの説明を聞き、採決の結果、議案第45号は、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上、簡単ではありますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。以上。

青木議長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対しまして、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第41号、広陵町議会議員の議員報酬等に関する条例の制定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議案第41号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第41号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第42号、広陵町みどりのふるさと応援寄附条例の制定についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議案第42号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、広陵町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議案第43号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

それでは次に、議案第44号、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 この件につき、反対討論を行います。

先ほども委員長から報告がありましたけれども、第1に、手続としては議会軽視であることです。先の委員会審議で予算が可決されているとの答弁がありましたが、温水シャワーの有料化には条例改定が前提であり、まだ審議の結果も出ていないのに、既に現地には100円と表示した温水シャワー工事が終了していました。こうしたことは、条例改定を終えてか

らすべきもので、議会軽視です。委員会での副町長答弁でもお認めになっておられました。

第2に、温水シャワーの有料化に合理的根拠がないということです。住民は町民税を負担しており、100円徴収することは住民に重複して負担させることになり、認められません。体育館の利用環境が改善された点は歓迎しておりますが、竹取公園の駐車場の有料化についても、住民生活や図書館利用者に対するしわ寄せではないかと指摘しているところであり、今度は体育館利用者に対するしわ寄せになると考えますので、反対です。

第3に、無料にするとどんどん利用されてしまうので有料化し、抑制策を講じるのがよいとの意見がありますが、体育館利用者に対してきちんと説明をし、みんなの体育館なのだから、運営コストも意識して大切に使おうという呼びかけをむしろ重視すべきなのではないでしょうか。例えば週単位の水道使用料やガス代などを利用者会議を組織して報告して、むだ遣いをやめようというアピールをしてはどうでしょうか。そうした体育館利用者の声をきちんと聞きながら、運営にも参加してもらってほしいと思います。そういう意味で反対させていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。9番、八代君！

八代議員 私は、賛成の立場で討論いたします。

山田議員は2つおっしゃいました。議会に対する軽視ではないかという前段の方ですね。これはもっともな理論でもありますし、全面的にやむを得ない理由も若干あると思いますけれども、やはり議会軽視あるいは手続上の問題があると思いますので、これは理論的根拠もあるから、これについては反対する気はありませんが、本条例の根幹たる使用料徴収の件につきましては、山田議員の反対論は逆に私の方からすれば合理的根拠はないと、このように思います。

その理由としまして、温水シャワーを設置して使用すること、当然これは経費がかかります。すなわち設置費用ですね、それと使用する場合のLPガス代とか水道料、この2つの費用がかかるわけでありまして、全住民が希望すればこの温水シャワーを利用することができますから、設置費用につきましては税金で負担するというのも合理性があるとは思いますが、しかしながら、無料ということは、先ほど言いましたように、設置費用も要る、使用料も要る、しかしLPガス代も要る、水道代も要る。これはお金がかかるんです。お金がかかるということを無料にするということは、これは住民の税金で充当するということでもあります。先ほど言いましたように、設置につきましては、全住民が希望すればそれは使用することができるわけですから、あながち設置費用は町で負担するのはやむを得ないと思いますけれども、

使用に関しましては、これは全住民が使用するわけではありません。あえて言えば反復使用、週に一遍行ったらって月4回、年に48回要るわけですね。頻度の差はいろいろあると思いますけども、これはやはりガス代も水道代も要るから、受益者負担にするのがもっともではないかと思うのであります。

それから、山田さんが使用料を決めないと、いたずらに使用時間が長くなって、ガス代も水道代も高くなるのは避けられないというような町の説明をしましたし、いやいや、ちゃんとそれは啓蒙いうんですか、広報すればいけるんじゃないかと思えますけども、例えばシャワーですね、私も見てきましたけども、男性用2つ、女性用2つありましたかな。やはりこれはふろの時間あるいはシャワーの時間は、これはさまざまなんですよ。3分や5分で終わる人もあれば、10分、20分もかかる人もある。これはいろいろですね。しかし、全住民負担の設置料はともかくとしまして、個々の好み、嗜好あるいは状況によりまして使用時間が異なれば使用料も違うわけでありますから、これはやはり使用料につきましては、全住民負担では無料ではなく、受益者負担という原則を適用させていただいて、100円徴収するというのは、あながち合理性がないとは言えません。そういう意味で、私は賛成いたします。以上です。

青木議長 ほかに討論ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 賛成討論がありましたので、反対の立場で討論をいたします。

機械、費用については町が負担をされるというのは説明がありましたから、それで結構かと思えます。問題は、ですから、そういう水道・光熱費について、実際に利用される方からお金を徴収することが是か非かと、こういうことを言われて、八代議員は、これは受益者負担の原則から利用者に徴収するのがよいと、こういう趣旨であったと思えます。実際にこのシャワーを温水化してほしいというお話は、体育館を利用しておられる方の中から、冬場だと寒いとか、夏の暑いときには軽くシャワーにかかって帰りたいんだと、こういうような要望が出て、それを体育館を通じて受け止められて進められた話ですから、町は前向きに対応されたんだろうと、こういうふうに思っていますけれども、体育館で運動したら汗かくわけですから、シャワーの設備を設けておく。それも温水で設けておくというのは基本的な設備の一つになるのではないかと、そういうふうに思っております。ですから、これを有料化するということは、事実上町が負担すべき経費の一部を受益者負担の原則を振りかざして住民にしわ寄せをする、こういう議論になっているんじゃないかと。

私が一番不安に思うのは、今の話もあるんですけども、実は委員会でも申しましたけれど

も、体育館の鏡が盗まれているというお話がありました。先だつては北体育館のクーラーの室外機が盗難に遭うと。また、町の役場敷地のグレーチングなども盗難に遭って被害届を出しておると、こういう非常にひどい状況があります。外のところは、だれがどういうふうにしたのかわからない点もありますけれども、恐らく体育館を利用された方の中で、忍び込んでかどうかわかりませんが、鏡を盗んだりということもあるかもしれません。それはようわかりません。だから、職員の方や、あるいは提案する側とすれば、そういう住民が現におるんだからということで、余りそういうふう自由にゆだねておったんでは、どんどん使われてしまうんじゃないかという恐れが出てくるというのも私、理解できなくはないんです。だけど、それはやはり事の進め方としては、例えば体育館を利用しておられる団体だとか個人さんに、このシャワーの問題について皆さんのお話を一度聞きたいからということで組織をするなり、あるいは体育館の運営について行政は責任を持つのは当然ですけれども、利用者の側でいろいろ改善要望があることなどについて受け止める体制をきちんとつくっていただく中で、その中でこのシャワーの温水化の問題についてもきちんと議論をして、なるほど町はそのように体育館の利用者のことについて十分な配慮のもとに、やっぱりしっかりと運動してほしいんだということを言ってるんだなと、うれしい話であるということが住民の中に伝わってこそ、そういう殺伐とした考え方ではなくて、私らのこともちゃんと信用して意見も聞いてくださるという中で、このことは処理されるべきものではないでしょうか。議会に対しても当然に規則を変更するということの確認がとれてから、初めてそのことは動き出すべきではないのかと。ですから、ストレートには言っておりませんが、住民の中には、そういうふらちな人物がおるのではないかという疑いのもとに、こういう何でもどンドン使ってしまうんじゃないかという議論が出てくることも恐れております。そういう点はもう少し町の方も努力していただくということが必要ですので、反対でございます。

青木議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決をします。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議案第44号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立11名、多数であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

それでは次に、議案第45号、平成20年度広陵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議案第45号を委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 それでは次に、日程2番、議案第46号及び47号を議題とします。

本案について、厚生建設委員長より委員会審査の結果についてをご報告願うことにいたします。厚生建設委員長、吉田君！

吉田厚生建設委員長 厚生建設委員会委員長報告をいたします。

厚生建設委員会は、16日の本会議において付託されました2議案について、9月18日、委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第46号、平成20年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、繰越金の内容や基金積立金の詳細と根拠、加入者の実情と無年金者に対する対応状況及び繰越金の繰り出し先や介護サービス事業勘定の一般会計への繰出金についての質問があり、介護保険制度に関する詳細な答弁を受けました。さらに、介護保険の被保険者と介護認定者の状況と介護サービスの受給者は、対前年度より増加傾向にあるなど、介護サービスの受給状況についての説明をいただきました。また、介護保険料を支払って介護サービスを受けていない人に対する報奨制度や還元策などについての質問がありましたが、財源対策などの点もあり、今後の計画策定時の検討課題とするとの答弁を受け、採決の結果、議案第46号は、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、平成20年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、一般会計の繰り入れは何か、下水道の整備事業は消費税を取らないとする条例を定めようかどうか等についての質問や、下水道接続の助成金制度が間もなく終わることから、この補助申請に対する申請件数の状況などについての質問があり、答弁として、下水道会計につ

いては料金収入で管理経費を賄うのが基本であるが、これまでの投資経費も大きく、料金だけでは賄い切れず、やむなく不足する経費を一般会計から繰り入れている状況や消費税を取らない条例を制定することについては、上位法優先の原則で条例化することはできないとする答弁のほか、下水道の整備・接続状況は後日、地図に示して教えていただけるということで、採決の結果、議案第47号は、全員一致で可決すべきものと決しました。

以上で厚生建設委員会の審査の結果報告といたします。終わります。

青木議長 ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議をいたします。

まず、議案第46号、平成20年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議案第46号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成20年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議案第47号は、委員長の報告のとおり原案可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 次に、日程3番、議案第48号、49号、50号、51号、52号、53号、54号、55号、56号及び57号を議題とします。

本案について、決算審査特別委員長より委員会の審査の結果について報告を願うこといたします。決算審査特別委員長、吉岡君！

吉岡決算審査特別委員長 それでは、決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

決算審査特別委員会は、去る9月16日の本会議において設置され、調査並びに審査の付託を受けた10議案につきまして、19日及び22日に委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果の概要をご報告いたします。審査を行った順に行います。

初めに、議案第48号、平成19年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入面では、町税の徴収状況に関し、未納者に対する対応について、悪質滞納者とする判断基準や時効及び滞納状況を名寄せすることについての質問や、滞納者で借入金がある人に対する判断及び多重債務者の相談窓口を設置するなどをし、回収金を債権確保すること等の考え方についての質問がありましたが、国税徴収法並びに地方税法の規定にのっとり具体的な対処と預金調査などによる実態調査を行っており、多重債務者の相談窓口に関する内容は現在、研究されているとの説明を受けました。このほか各補助金、交付金の性格や公民館、集会所整備に関する今後の考え方を伺ったところであります。

歳出面で、議会費においては、交際費の支出内容についての質問がありました。総務費では、電算委託料に関して費用軽減及びアドバイザー効果はあったのかという質問がありましたが、経費全体を比較すると後期高齢者医療制度などの新しい業務が増加しているが、全体的な効果としてアドバイザー効果は出ているとの答弁がありました。

また、企画費の委託料や使用料及び賃借料における執行額ゼロについて、退職組合特別負担金及び時間外勤務手当の算出基準や産業医に関する質問があり、いずれも適切な答弁を得たところであります。

消防費に関する地域消防力の強化については、真美ヶ丘地域に消防団を配備する考えがあるが、団員確保がポイントであり、配備までの間は自主防災組織の活動に重点を置きたいとの説明を受けました。

民生費では、社会福祉総務費の職員設置負担金、敬老金の範囲、保育園講師設置負担金の不用額、総合福祉会館の管理に関し、指定管理者制度との関連、児童福祉総務費の扶助費について、それぞれ質問があり、答弁として、職員の設置負担金は、施設管理サービス公社採用の職員派遣に要する費用であること、総合福祉会館の管理については社会福祉協議会から引き継いだもので、指定管理者制度とは異なること、扶助費については、3歳から6歳の医療費実績が見込みより少なかったことなど、それぞれの根拠や理由の説明を受けました。

次に、衛生費については、リサイクル処理費の委託料契約について、契約先の日本容器包装リサイクル協会は談合団体ではないのか、この協会を通さなければならないのかといった質問のほか、火葬場の残骨灰処理委託料の執行額1円についての質問や、エレベーター点検委託料は、クリーンセンターが新しいのに高くはないか、収集業務について人的だけでなく車両なども含めた委託にはならないのかとの質問や、クリーンセンターが1年を経過した時点での今後の見通し、次期センターの予定地選定作業に踏み込んだ質問のほか、エコ燃料の廃油回収の現状、国保中央病院負担金、葛城清掃事務組合負担金の基準についての質問がありました。委託料に関しては入札執行による結果であったり、施設は新しくともエレベーターの法定点検を必要とすることや、収集業務委託に関する契約内容、次期センター用地選定に関しては、地元との協定に基づいて対応していくこと等の説明と事務組合の負担金の現状を詳細に伺ったものであります。

農商工費では、補助費の執行額に円までの端数がある理由や減反施策に対する質問があり、特に減反施策については、町長から国の農業施策は間違っている、農家の意欲を欠く結果となっているとの意見を聞くことができました。

土木費では、今後の町営住宅の建て替えなどに関する基本方針や仮設橋取得について、県の施設ではあるが、サイクリングロードの除草について交通安全施設費での工事施工場所等の質問がありましたが、町営住宅の建て替え計画はないこと等の各質問に対する的確な答弁をいただきました。

続いて教育費においては、図書購入費の学校別内訳や学校図書支援事業の効果を今後も生かすために、図書司書の専任配置を求める声がありましたが、本会議でもあった答弁のとおり、成果を手本にして学校に根をおろした図書活動につなげていきたいとの答弁がありました。このほか、図書館の蔵書のインターネット検索の効果やアクセス件数、平日の開館時間延長についての考えなどの質問があり、答弁として、祝日開館を実施しており、夜間の治安から平日の開館時間の延長は考えていないとの答弁を得るところでありました。

以上、各分野にわたり細かくお聞きし、いずれも適正に答弁をいただいたものであります。19年度予算を採決したときの状況と決算時の状況を考えたとき、承認はできないとする反対者がおられましたので、採決の結果、賛成5、反対1の賛成多数で、議案第48号は原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第49号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する質問として、不納欠損の状況、分割納付をしている納税者でも5年の期間経過で不納欠

損処理をするのか、国保税滞納 2 億円の回収段取りは、国保税減免制度拡充の考えはなどの質問があり、答弁として、組織・機能を充実させ、個々によってケースは違うが、金融機関調査など徹底した調査を行っており、悪質者が判明したこともある。不納欠損は単に 5 年の期間経過だけでは処理しない。徴収の執行停止は、転出後行方不明者や破産者など、どうしても徴収できない場合の処理であること、減免制度は、規定を現実の状況に合わせた減免世帯の見直しにより減免額は減少しているが、他の自治体に比べ充実したものであること、減免制度拡充については、実情に即した対応となるよう関係機関との相談、協議を持ちたいとの答弁をいただき、さらに国民健康保険制度の根幹にかかわる基礎認識についてのやりとりの後、過去の答弁と同じであり、国庫負担増額の働きかけや減免措置の拡充が具体化されておらず、今後の取り組みへの期待も込めての反対者がありましたので、採決の結果、賛成 5、反対 1 の賛成多数で、議案第 48 号は原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第 50 号、平成 19 年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定に関する質問の中で、年齢で分けするような制度は改正すべしという意見が今ごろ出ていることに憤慨するという意見が出されましたが、採決の結果、全員一致で、議案第 50 号は原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第 51 号、平成 19 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、介護保険サービスの実情と介護保険のサービス対象となっていたものが、法の改正に伴い介護保険サービスの対象でなくなったことに対する窓口における苦情についての質問があり、答弁として、苦情の実情や対応、また介護サービスの内容や保険料については、住民の負担とならないような体系に介護保険 4 期計画の中で協議・検討したいとする答弁がありました。負担金の引き上げや受けていた介護サービスを受けられなくなった声を聞いているなど、住民の立場で判断をするべきであるとする反対意見がありましたので、採決の結果、賛成 5、反対 1 の賛成多数で、議案第 51 号は原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第 53 号、平成 19 年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定については、何ら異議なく、全員一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第 52 号、平成 19 年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、下水道料金の算定について一連の流れ、不明水全体量、第二浄化センターの増設工事費用も単価に含まれているのか等の質問があり、下水道料金算定の流れや不明水の実情についてや、増設工事は、その都度事前説明を受けており、費用は負担金として支払っているとの答弁のほか、下水道料金の減免制度はあるのかという質問がありましたが、現在はないと

いう答弁でした。本案について、1、不明水の問題については不明確である。2、不明水の水量が県の処理単価に上乘せされている。3、下水道料金の減免制度がないという反対者があり、採決の結果、賛成5、反対1の賛成多数で、議案第52号は原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号、平成19年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定については、給食費の未納について、地元野菜の食材確保について、給食食材供給業者で1社独占という事例はないか、地産地消の意味合いからも町内産の米を食材として確保できないか、またパン食を減らし、米食を増やすことの質問がありましたが、食材については信頼できる食材の確保に努めており、米についても残留農薬検査済みの当該年度産米をJAから調達しており、個人ではどこまでこの検査が行われるか心配であるとする答弁や他の質疑に関する答弁があり、採決の結果、全員一致で、議案第54号は原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、町債の目的、議会との議決が防災センター建設地としての認識や、平成20年度当初予算の際の建設予定場所を議会承認したことについて、議会としては議決責任があり、住民への説明責任があるもので、予算執行から見て承服できない等の意見や鑑定書に関する質問がありましたが、防災センター建設と用地取得は全く別の問題であることや、取得した用地は目的どおり運用していくといった答弁の後、採決を行いました。採決に棄権された者1人、予算を適正に執行されていないとして反対する者1人、賛成者4人であり、賛成多数で、議案第55号は原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第56号、平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、何ら異議なく、全員一致で、議案第56号は認定すべきものと決しました。

次に、議案第57号、平成19年度広陵町水道事業会計決算の認定については、有収率ほどの程度の数値が訂正か、給水分担金の会計処理に関し、3条の収益的収支予算がよいのか、4条の資本的収支予算がよいのかとの質問に対しては、有収率は100%が望ましいが、漏水、消火栓、水道管の洗管などが下がる要因である、また給水分担金の扱いは、考え方にもよるが、現在4条の資本的収支予算で処理をしている、3条の収益的収支予算で取り扱うことについて検討を進めているとの答弁があり、採決の結果、給水分担金は3条の収益的収支予算で対応すべきであるという反対意見があり、採決の結果、反対1、賛成5の賛成多

数で、議案第57号は認定すべきものと決しました。

以上、概略ではありますが、決算審査特別委員会の審査の結果報告といたします。

青木議長 委員長、大変長時間にわたりご苦労さんでございました。ありがとうございました。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第48号、平成19年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑をこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 平成19年度の広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場を申し述べます。

平成19年度の予算審議で、日本共産党は次の4点を要望しております。第1に、国からの収入が約1億円減収の中にあって、新清掃センターの今後の維持管理費の増大について、町内の専門家を交えた委員会を立ち上げていただくこと。第2に、18年度に同和予算を478万9,000円から160万円に減額したが、やはりまだ160万円残っており、速やかに全額廃止して同和事業終結宣言をしてほしいこと。第3に、し尿処理費軽減のため、葛城清掃事務組合負担金補てん金の見直しについて積極的な要望と話し合いを求めること。第4に、3年期限の雇用について、財源確保で期限撤廃を検討する。この4点でございます。

これらの要望を行った上で、平成19年度予算案に対する反対の根拠として次の4点を指摘しております。第1に、消費税増税をきっぱりと反対をし、食料品への消費税課税をなくす努力をしてほしいが、残念ながら平岡町長には、それを期待することができないということ。第2に、竹取公園駐車場の有料化でございます。土日500円というのが続いております。第3に、下水道料金も値上げでございました。第4に、国民保護協会委員への支出は認められないというものです。金額は4万円で、消防費のところの報酬のところは4万円と出てくるんですが、今回の決算書ではこの委員のお名前が出ておりません。脱漏しておるのか隠されたのかよくわかりませんが、こういうのは認められないということで、4点にわたって指摘をしております。これらは、現在も当たっております。これらの指摘事項が解決できておりませんということですから、平成19年度の広陵町一般会計歳入歳出決算は認定ができないということでございます。

さらに、今回、決算審査会で質問し、確認した結果、次の3点を指摘をいたします。第1に、馬見南1丁目集会所整備費寄附金4,550万円について、住宅メーカーからの寄附の形式をとっていますが、実際には住宅購入者が売買代金の支払いの中で負担したものの報告がありました。同様の事例が過去に馬見中3丁目においても起きており、総額で1億円近いというふうに聞いております。これもまだ解決がなされていません。これらの購入者に対し、町が率先して有効活用なり返却するなり、精算処理を確実に実行していただく必要があります。

第2に、地場産業に対する支援策の点でございます。農業に関する支援策を質問したところ、町長から、農家に減反を強いる国の方針は誤りであると思うとの認識が示されました。私も同様の認識をしておりますけれども、重要なことは実態的にどのような農業支援策をとっているのかという点でございます。報告では、実際に農家の生産コストの一部を補てんするような実効ある支援策にはなっておりません。今後、実効ある支援策を要求したいと思えます。

第3に、役場職員の労務に関してでございます。メンタル不全者が全員の5%にもなっているという驚くべき情報を得ました。クリーンセンターにおける労働安全衛生体制が整っていないこととあわせ、役場職員の仕事の仕方については、労働の負荷が必ずしも適正なものになっていないのではないかとかがわれます。これらの問題についても重視して取り組んでいただく必要があります。

以上の結果、この決算の認定には反対をするものでございます。以上です。

青木議長 ほかに討論ありませんか。13番、松浦君！

松浦議員 賛成討論いたします。平成19年度一般会計歳入歳出決算については、賛成の立場で討論いたします。

平成19年度予算を採決したときの状況と決算時の状況を考えたとき、この決算の承認はできないという反対理由を述べられましたが、主要な事業に適切に執行されており、また人件費の削減など、その節減に努められ、予算全体を見ても適正で効率的な予算執行であると私は考えているところであり、私は賛成いたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 今、松浦議員から適正にされてるという賛成討論がありましたけれども、やはり竹取公園の駐車場の有料化問題は、大変町民の方からも無料化してほしいという声、多数出てます。以前も一般質問させていただきましたけれども。また、3年期限の雇用について

て財源確保していただきたいということと、あと下水道料金の値上げ、これもやはり町民の方から大変値下げしてほしいという声が出てます。また、農業に関する支援策というのも、実効ある支援策を要求して、八尾議員の方から支援してほしいということが出ているわけですけれども、そのようなことを実行していただきたいというふうに思います。反対の立場で討論しているわけですけれども、また図書館支援のセンター推進事業では、国の委託金がわずかな予算でも司書の方の働きで、すばらしい成果が上がっていますので、このことをつけ加えておいて、反対討論をさせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

採決をいたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議案第48号は、原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立11名、起立多数であります。よって、議案第48号は、原案のとおり認定されました。

それでは次に、議案第49号、平成19年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 反対の立場で討論させていただきます。去る8月21日の国保運営協議会での論議とこれまでの国保特別会計採決の経緯を踏まえて反対討論を行います。

国保運営協議会での閉会あいさつで町長が、2億円の滞納と言うが、別の視点から見れば資産であり、全額納税されれば2億4,000万円の赤字解消に近づけるので、値上げせずに頑張りたいと述べられましたが、重要な発言だと思います。ぜひそのことを実現するための取り組みを要求いたします。19年度末時点の滞納額は2億562万円となり、職員の皆様の必死の取り組みで回収を進めてこられました。実態として破綻状態との指摘もあり、憂慮すべき状況です。

平成18年度の国保会計予算案について、日本共産党議員団は、2つの条件を確認して賛成をしております。1つは、国保税を滞納している、払いたくても払えない人たち、生活困窮者に対する減免制度の拡充です。もう一つは、国庫負担金が最高で50%に達していたころから比較しても、現在30%に落ち込んでおり、国の社会保障制度として国がしかるべき役割を発揮するように、町として強力にアピールしてほしいという要望が事実上ほごにされていることです。国保は、会社を退職したり、現役で働いていても週当たり30時間未満のパートタイマーなど所得の低い層が加入している制度ですから、国が責任を持たなければいけない社会保障制度であるのに、地方自治体に責任を押しつけているのが実態ではないでしょうか。広陵町として、国への要望を強力に行ってほしいと思います。

また、今年4月1日から開始された後期高齢者医療制度の導入に伴って、平成20年度は収入では2,961万円の給付が増加し、逆に老人保健拠出金が廃止され、かわりに導入された支援金は6,071万円減額されています。収入で2,961万円増え、支出で6,071万円減額ですから、合計9,032万円収益が増える格好になることも重要です。審査会の答弁では、平成20年度の予算は数式により仮計上し、いずれ精算するとのことでした。いずれにしても、国保税を値上げする環境にはないのではないかと思います。そして、減免制度の拡充と国に対する国保充実のための要望を今からでも遅くありませんから、是非実行していただきたいと考えています。

さらに、旧清掃センター跡地の売却で4億7,000万円の臨時収入があるので、一部を繰り入れて一たん赤字を解消して再スタートを切る考え方も一考してください。国民健康保険法では、社会保障制度として、その地域に住んでいる人はすべて国保の加入者であるとうたっていますが、政管健保や公務員共済、船員保険など他の医療保険に加入している場合は対象外とすることになっております。住民の中には、国保以外の方があるというので、一般会計から国保への繰り入れをためらっていますが、最終的には皆国保に来るわけですから、この際、態度を改めていただくことを要求して、反対討論といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。14番、山村さん！

山村議員 平成19年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の一つとして、他の保険制度に加入していない者を被保険者とし、市町村が運用する保険制度で、被保険者相互扶助の制度であります。保険制度創設当初から比べると、国の負担割合が減少し、一方、医療技術の向上により医療費が高

騰し、保険制度を運用する市町村にとっては厳しい財政運営を強いられております。広陵町の国保にあっては約2億円の累積赤字を計上しておりますが、同額程度の保険料の滞納額を抱えていることも事実であります。しかし、財源確保のためにも、担当部署においては積極的に滞納整理に当たっていただき、法的措置をとられるなど評価に値するものが多いと思います。

反対討論で減免制度の拡充検討や国庫負担の引き上げを要望する約束を守らなかったのが反対すると述べられましたが、私は、後期高齢者医療制度の導入など、その効果が確かに見えない現状においては反対の理由にならないのではと思います。苦しい財政の中で実情に即した制度運営を行った結果の決算ではないかと思い、私の賛成討論といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 ただいま賛成討論がございましたので、反対の立場から討論をいたします。2つあります。

山村議員は、国民健康保険の制度が相互扶助制度であるというふうに言われました。審査会の中でも私は、国民健康保険法の条文を指摘をし、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするという基本中の基本、国保の第1条には、相互扶助の原則などということはどこにもない。そんなこじつけはやめてもらいたい、これが第1の反対理由でございます。

それから、後期高齢者医療制度の導入に伴って、その効果が見えない中で町が必死に頑張っているんだと、こういう賛成意見がございました。前段のところは後期高齢者医療制度はまだ揺れ動いており、先だって厚生労働大臣が75歳以上の方を特別の医療制度に入れるというのはよくないという見直しをするんだということで、まだ影響がいろいろあります。町も、どういうふうに最終的に落ちつくのかよくわからないので、そこらあたりを見極めてと、こういうことであろうかと思えます。ですから、そういうときには、やはり軸足をどこに置くのかと。住民の生活にやっぱり軸足をきちんと置いてもらいたい。払いたくても払えないという、現にそういう方がおられるわけですから、そういう方の意欲にこたえて減免制度を拡充をして、2億円の滞納についても一つ一つ解決を図っていくということが職員の仕事の現場からも恐らく出ておるのではないかというふうに思っておりますので、そういう点で反対をいたします。以上です。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決をいたします。

議案第49号を原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立11名。よって、起立多数であります。よって、議案第49号は、原案のとおり認定されました。

それでは次に、議案第50号、平成19年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議案第50号は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は、認定されました。

次に、議案第51号、平成19年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

町が提示された介護保険状況調書によれば、軽度者においては、平成18年度と比較して平成19年度は、訪問介護が3,172万円から2,487万円になり、685万円の22%減、福祉用具貸与では、768万円から174万円に594万円の77%減となっています。これまで利用できたサービスが利用できなくなって、係の窓口で苦情を言われる住民も少なからずおられました。せつかくの制度が必要としている方に利用してもらえない制度ではだめです。国の基準が変更になったからというので、それをそのまま適用するという態

度も改めていただく必要があります。介護保険をめぐっては、地域に放置される高齢者の問題、介護を受けられない介護難民と呼ばれる人たちの存在や介護労働者の確保が難しくなっていることなど問題山積です。

また、厚労省の試算では、要介護2以下を介護保険対象外にするという案、身体介護サービスを使わず、生活援助サービスのみを利用している人を介護保険適用外にするという案、利用料を1割から2割にする案など制度改悪案も検討されているとのこと。これらの改悪を許さず、いよいよ3年目の掛金見直しにも当たり、利用しやすい制度に改めていくことをぜひやってほしいと思います。国からの制度的制約も当然ありますが、町として何とか制約を取り払うような努力、例えば介護保険料の減免制度もお願いし、また期待もして、反対討論といたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。5番、笹井君！

笹井議員 平成19年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、3年をワンスパンとして保険料とともに介護サービス計画の見直しをされ、本年度が見直しの年と聞いております。以前受けていた介護サービスが受けられなくなったとかいうことは、訪問介護サービスの基準改正によるもので、介護サービスが低下したのではないと思います。基準改正による影響分については、社会福祉協議会の対応でカバーされており、今後の介護サービスの内容につきましては、第4期介護保険計画及び保険料の見直し検討段階で負担にならないような体系となるよう検討するとされており、平成19年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算については、私は賛成であります。以上。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 今、笹井議員の方から賛成討論がありましたけども、こういう例があるんです。ある74歳の方が今年の所得を126万で申告しました。控除が213万円あり、所得税はゼロ。ところが、介護保険、ご主人は第5段階の月5,000円、年間6万円、奥様が第4段階の月4,000円、年4万8,000円引かれていて、大変生活が苦しいとのこと。所得税ゼロなのになぜと調べましたら、所得割はゼロでも、均等割がこの方の場合100万円以上所得ありで、かかるのです。そのため市町村民税が課税されている第5段階になってしまいます。月に直せば10万円で生活しているこの方には、家賃4万円もかかり、お二人で月9,000円の介護保険料はきついのではないのでしょうか。74歳の方で少し手の不自由な身では、なかなか仕事もありません。減免を充実していただかないと死活問題で

す。こういう実態を窓口ではご存じだと思いますが、町民の暮らし、弱い立場の方の目線で町政を行っていただきたい、そういう意味で反対いたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第51号を原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立11名、多数であります。よって、議案第51号は、原案のとおり認定されました。

それでは、議案第52号、平成19年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 反対の立場で討論いたします。

下水道料金は、19年に値上げされました。対前年比1.397倍です。今後、平成23年度には1.746倍に、平成28年度には2.170倍にというのが値上げのスケジュールです。ところで、第二浄化センターに下水処理をお願いしていますが、原価計算を町がはっきりとつかんでおられません。県の言っている単価の中にどのような費用が入り込んでいるのか明確でないのに、各家の上水の利用料に県の単価を乗じて下水道料金を計算しているとの説明でございました。これはまずいのではないのでしょうか。請求書が回ってきたら、だれだって支払うべきお金かどうか、金額が妥当かどうか関心を持ちますが、今のところ県からの請求単価の吟味がなされておられません。例えば人口増加を見込んで設備投資をした場合に、県が負担しているのか各自治体への請求単価に算入しているのか、明らかになっていないわけです。また、不明水と呼ばれる水の処理も解決を見ておりません。奈良県は、大和川という流域を抱え、汚水の垂れ流しをやめるために浄化センターや公共下水道を整備してきたわけですから、公害防止の観点からも、この問題をあいまいにしないでいただきたいと思います。そして、冒頭に上げた今後の料金値上げについて、これを抑制できるように調査と

交渉をお願いしたいと思います。加えて、現在整備されていない下水道料金の減免制度の整備を要求をいたします。

以上で反対の討論とさせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。7番、乾君！

乾議員 賛成の立場で討論させていただきます。

以前から下水道処理の不明水については、県の下水道処理単価算定において検討と要請がされているところであります。事実広陵町の不明水量だけを把握することは難しく、また不正接続もない状態で不明水問題が不透明で、処理単価に上乗せさせているとして反対されるには、県下全体の下水処理料金体系の問題が解決していない中で、広陵町の下水道事業特別会計決算の反対理由としては次元が違うのではないかと思います。予算執行が適正に行われていることから判断し、平成19年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、私は賛成いたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。10番、八尾君！

八尾議員 今、乾議員から賛成討論がありました。県の下水道の単価問題が解決していないということもお認めになられたわけですから、そのことについてやはり町がきちんとした中身を確認する努力をやっていただくということを指摘をして、反対討論とします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決をいたします。

議案第52号を原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立11名、多数であります。よって、議案第52号は、原案のとおり認定されました。

それでは次に、議案第53号、平成19年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議案第53号は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は、認定されました。

次に、議案第54号、平成19年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。4番、吉田君！

吉田議員 ちょっと休憩がありませんので、申しわけないです。委員会の中で資料請求ということで学校給食物資納入業者一覧表、今いただいたんですけども、そのときに請負金額も入れてほしいということでお願いしております。その辺、再度委員長の方からよろしく。そして、本会議終了までに、できたらいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

青木議長 4番、吉田委員長の件について、よろしいですか。その金額を入れて出せますのか。

そこでよろしく出していきたいと思います。委員長！

吉岡決算審査特別委員長 これは確かに以前出していたときには金額も入っておりましたので、これは教育委員会の方できょうの議会が終わるまでに出していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

青木議長 それでは、よろしくお願いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決します。

議案第54号は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は、認定されました。

それでは次に、議案第55号、平成19年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

14番、山村さん！

山村議員 私は、この用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論させていただきます。

平成19年4月16日に全員協議会が開かれ、そのときに説明を聞かせていただいた書類の中では、仮って書いてあるんですけど、広陵町防災センター及びシルバーワークプラザ用地取得事業、1、用地取得の必要性について、①防災センターの設置の必要性、国の地震調査委員会によると、東南海地震、南海地震の今後30年以内の発生確率がそれぞれ60%と50%程度と公表されており、今世紀前半の発生が懸念されております。また、これらと同様に、奈良県内の活断層帯による地震の発生を懸念されているところでもあります。

本町においては、万が一地震などの災害並びに国民保護法に基づく緊急処理事態などが発生した場合に、これらの災害発生時における応急対策として、第1に2次災害の防止、次に飲料水、食料、医薬品、生活必需品、燃料類、応急活動用資機材等を速やかに用意することであり、これらの対応には、資機材及び応急食料品等の備蓄倉庫並びに情報等収集や指揮するところの防災センターがぜひとも必要となりますと、こう説明をいただきまして、この用地取得に関して6月の議会の補正予算について、私たち議員は賛成させていただきました。ですので、私の中では、これが防災センターとして活用されるということで用地取得をされたという説明を受けておりまして、防災センターについて目的がなされていないという理由で、そのときは反対させていただいたんですが、そのご回答の中で、用地取得したことが防災センターと一致しているような言い方をされていますが、5億円の防災センターとこの用地は関係ないとお答えされ、基本的には備蓄倉庫とか炊き出しの施設として取得されたというご説明をいただきました。

今日、資料として写真を写させていただきました、皆さんの手元にあると思います。その倉庫の中を見させていただいたときに、お目通しいただいたらわかると思うんですけど、平成19年の6月議会でこうした補正予算を組み、また備蓄倉庫とか炊き出しの施設として取得された用地というか、建物ではありますが、それからもう1年3カ月近くたちますが、いまだこの状態であります。本当に大きな額の町債を発行され、そこには金利がついてくるわけです。備蓄倉庫というのは、そういう防災のための備蓄倉庫ではなくて、今や以前ありました出さんのいろいろな廃材といいますか、糸とか本当に不要になったものの、そうしたら言うたら、ごみのための備蓄倉庫になっているような状況ではないかなというのを見させ

ていただいたときの実感でありました。決算委員会でも言わせていただきましたが、決算というのは、予算というのが議会の議決に従って執行されたかどうかなど、予算の議決を担保するために作成される資料であり、議会と住民による行政統制の重要な資料ということで、この予算執行というのが本当に住民の方にとって不利益ではないのかという思いで、私はこの用地取得特別会計に反対させていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。7番、乾君！

乾議員 賛成の立場で討論させていただきます。

平成19年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、予算が適正に執行されていないとして反対されましたが、19年度に防災施設用地として取得され、防災関連資機材の保管倉庫としての整備と20年度における国庫補助金を受けての防災センター建設事業が6月に中止、延期されたことから論点が複雑になり、混乱しているようですが、用地取得の目的が仮称防災施設とシルバーワークプラザ利用地とされていたため、国のモデル事業としての防災センターと混同されているように思います。用地取得と防災センターの建設とは切り離して考えるべきではないかと考えます。町長の取得した用地は、目的どおりにきっちりと使うという答弁もありましたし、防災センター建設についても、防災対策事業を見直し、23年度以降に建設するとのことでもありますので、本案については私は賛成いたします。

青木議長 ほかにありませんか。1番、山田君！

山田光春議員 今、賛成討論がありましたのは、後でまたそれに対しては意見を述べさせていただきます。初めに私の反対討論の意見を述べさせていただいた後にさせていただきますと思います。

用地取得事業特別会計について反対します。この決算、株式会社出の土地を購入したい土地に防災センターを建設したいと、19年4月16日の全員協議会で、土地の購入金額、防災センター及びシルバーワークプラザ用地取得事業のこうした配置図、平面図をつけて説明を受けました。それを受けて、6月定例会で議会は可決させていただきました。それなのに、去る決算委員会で、町長は山村議員の質問に答えて、用地取得をしたことと防災センター建設が何か一致しているような言い方をされているが、5億円の防災センター建設とこの用地とは関係がないと言われた。今、この全員協議会で説明があったのと180度変わっていると私は思っています。

平成19年4月16日のこの全員協議会で、広陵町防災センター及びシルバーワークプラ

が用地取得事業の説明で、先ほども山村議員から説明がありました、詳細は述べませんけれども、1つ、用地取得の必要性について、その中の1つとして防災センターの設置の必要性の中で、万が一災害発生時における応急対策として、情報等収集や指揮するところの防災センターがぜひ必要となりますと。この用地取得したことで防災センター建設とすることは一致しているのに、なぜこの間の決算委員会で別々だと言われるのか、私にとっては理解できないのであります。用地取得事業特別会計決算について、坪当たり12万3,000円で3,750.22平米を1億3,970万円で購入して、防災センターの設置の必要性を訴えられました。議会は、町長の熱意を受けて予算を可決しました。

決算審議に当たって中身を見ると、何一つ当初の計画どおり購入した出の土地に備蓄倉庫等できていない。鑑定書は、農協がとった2通あるわけでありましてけれども、買い手側の町はとっていない。説明はいろいろありましたが、私は理解できないところであります。町民もそうだと思っています。条件も、更地として鑑定評価を行うとなっているので、実際の契約は更地ではなく地震に耐えられない倉庫、床で、油で床が真っ黒な物件、私も驚いたのでありますが、この写真のように、ごみの山の廃材、今、皆さんに配っていただきましたけど、見てください。ちょっとしたごみじゃないんです。そうしたものを含めて購入し、多額の血税を使っているわけでありまして。また、ごみを処理するのに税金が要るわけでありまして。この現状を見ると、何でこの土地を急いで買う必要があったのかと、私は今でもわからないわけでありまして。理解できないのであります。やはりこの土地を買うだけが目的だったのかと思うのであります。一般質問で指摘した点を含め、この決算は認定に値しない。反対したいと思っています。

次に、乾議員が賛成討論されましたので、それについて述べさせていただきますけれども、19年度に防災施設用地として取得され、防災関連資機材の保管倉庫として整備したいと19年4月16日の全員協議会で説明を受けたわけでありまして。そのとおり進んでいないのではないかと。用地取得と防災センターの建設とは切り離して考えるべきではないかと言うが、そうではなくて、理事者側の説明でも一体であると、先ほど説明しました全員協議会でもそのようにおっしゃってるわけでありまして。購入した土地に防災センターを建てたいと説明したのではなかったのか。私たちも、そういうことを理解して説明を聞いた。この配置図と平面図までつけてあるわけでありまして。シルバーワークプラザは、なるほど今この説明を受けたとおりできております。その裏の西側の倉庫を見ると、このような写真、現場はそうですよ。こういうものが現実にあるわけでありまして。これを見ると、この土地に防災センターと

シルバーワークプラザをやりたいとの説明、取得した用地は目的どおりに使う、これは当たり前のことであります。その前に出株式会社の土地を購入したことについて、いろいろ疑問点があるので、私は一般質問等でさせていただきました。まだ疑問は晴れておりませんが、今までのこうした論議を、この場所でさせていただいた流れを見ると、素直に認定はできないのかなと思うところであります。

予算執行して1年3カ月、防災について整備が一つも進んでいない。ですから、先ほど予算は通した。決算はどう結果が出たか。何の結果も出てなくて、投資しただけではないか。そして、農協に対してこの町債に対する金利280万ぐらい払っていると。二重三重の町民の大きな負担がかかっているのではないかと。この用地取得については、そういう私は考えを持っていますので、この決算の認定には値しないということで、反対したいと思います。

青木議長 ほかにありませんか。賛成討論はだれかされますか。なければ、八尾君の討論を受けます。ありませんね。10番、八尾君！

八尾議員 今回の決算に示された土地購入については、平成19年6月議会で防災施設設備事業として1億3,980万円の町債を起し、同時に防災施設・設備事業費として同額を計上する補正予算が組まれています。資料で確認をいたしました。今、山村議員から、4月16日の全員協議会において、この土地の購入目的の中に防災センターの建設をするんだという町からの説明があったということを知りましたので、このような予算の計上の仕方あるいは決算の仕方をしていたとしても、事実上防災センターを建設するんだという説明で議会は承認しているわけですから、そのことについて事実と異なる内容があるんだということがわかりました。

その後、今度は場所が変更になって、役場駐車場の一角、プラザ北側にその防災センター計画地を変更し、少なくとも今年5月17日の町政説明会のところまで、防災センターの建設を前提にした動きであったことについては、関係者の争いはありません。問題なのは、防災センターの建設から取りやめまでの一連の流れが不透明で、いつ、だれが、どのように、なぜそのようになったのかが議会に相談もなしに決定されており、不明瞭であることです。全員協議会での説明を求めても、町長が説明をしなかつたということも大きなポイントかと思えます。また、土地の単価についても疑問があります。防災という住民にとって重要な関心事にあることですから、これらのことをそのまま放置するというのはできません。そして、この決算を認定するというのも、これはできません。経緯の一切を議会が設置する特別委員会で精査し、真相を解明し、また議会の対応についてもどうであったのかを、また改善す

べき点がなかったのかどうかをきちんと調査をする必要があるのではないか。

以上のとおり、用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定には反対をいたします。

青木議長 ほかに賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

本案について採決をいたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議案第55号を原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立9名、多数であります。よって、議案第55号は、原案のとおり認定されました。

それでは、続きまして議案第56号、平成19年度広陵町地域活性化商品券交付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決いたします。

議案第56号は、委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は、認定されました。

しばらく休憩します。再開は1時15分から行いますので、よろしくお願ひします。

(A. M. 11:38 休憩)

(P. M. 1:14 再開)

青木議長 休憩を解き再開をいたします。

次に、議案第57号、平成19年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

10番、八尾君！

八尾議員 そしたら、反対の討論をいたします。

水道事業では、かつて90とされていた有収率が94.52%に改善され、収益にもよい影響をもたらしていると思います。努力していただいております。昨年、9月議会では、この数値が95にまで達すれば値上げの必要がないということで報告がありましたが、ほぼそれに近い数字になっております。8月11日に山田美津代議員と今井県会議員、私の3人で町内の水道施設を見学させていただきました。その節はお世話になりました。決算書でも明らかのように、県から282万立方メートルの水を購入し、広陵の自己水とブレンドして供給していること、県水の比率が74.42%に達するとの説明をいただきました。県水の比率が4分の3と高く、県の都合による原価のアップが心配です。例えば大滝ダムの水の供給があと数年後に開始されたときに、県水の仕入れ原価がどのようになるのか。例えばダム付近の地すべり対策の費用がありますけれども、これは災害の救援の費用じゃなくて、水道の会計で処理されているということを聞いております。原価に算入しているということですから、県水の原価計算がどのような仕組みになっているのか、明らかにしていただく必要があるんじゃないかと思います。

また、昨年の決算審議でも問題になった給水分担金の取り扱いについて、現在は資本的収入としていますが、そうではなくて収益的収入ではないかという指摘について申し述べたところ、町長から近くそのように変更したいという答弁でございました。人口増加で給水分担金を新たな経理処理にして行えば収益アップになり、価格改定を抑制することができます。今、審議しているこの決算は、平成19年度でまだ資本的収入ということで処理をしておりますので、残念ながらその点、賛成いたしかねますので、これをもって反対討論いたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。4番、吉田君！

吉田議員 議案第57号に対しまして反対されてる方がおられますので、私は賛成の立場で討論いたします。

県下の水道事業においても、この取り扱いについては収益的収支とするか、資本的収支とするかは両論で、いずれによる処理も問題にならないと思います。これまでの水道施設の整備投資を考えると、資本的収支予算でも差し支えないものと思います。使用料金の軽減だけではなく、設備投資の財源確保も大事ではないでしょうか。どちらの会計処理にするか、い

ずれにしても今後の管理者の判断にゆだね、平成19年度水道事業会計決算の認定については賛成いたします。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 先日の委員会でも町長は、収益的収支にするとおられました。また、県水が74%あるけれども、以前は半分は自己水でしたけれども、大滝ダムができて価格面が上昇しました。町民の方は、むだ遣いはやめようということで水の需要も大分減ってきておりますけれども、安価でおいしい水を確保するために、この74%を見直して自己水を上げる必要があると思います。そういう意味で、反対させていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、討論がないようでございますので、討論はこれにて打ち切ります。

採決をいたします。

本案について反対者がおりますので、起立により採決をいたします。

議案第57号を原案のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立11名。多数であります。よって、議案第57号は、原案のとおり認定されました。

青木議長 続きまして、日程4番、議員提出議案第16号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書については、八尾君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。10番、八尾君！

八尾議員 それでは、意見書の提案とその趣旨を説明をします。

燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める意見書。燃料、肥料、飼料、ビニール、段ボールなど、あらゆる農業資材の価格が短期間に高騰し、農家経営に重大な打撃をもたらしています。しかも、こうした生産コストの上昇分は農家の出荷価格に反映されないため、農家経営にストレートにのしかかる状況になっています。国際的に穀物価格が高騰し、安定的な輸入が危ぶまれているもとで、国内産の増産による食料自給率の向上が待ったなしとなっている今、このような事態を放置するなら国民生活に重大な影響をもた

らすことは明らかであり、政府としての万全な対策が急務となっています。

先般、政府が漁業者に対する燃料高騰対策として打ち出した緊急対策は、漁民の要求からすれば不十分なものですが、直接補てんを含んでいることは重要と考えます。農家に対しても、その苦境を緩和するための直接補てんを含む対策が急務となっています。よって、次の事項を実現することを強く抑制します。

記。1、政府において、石油、肥料、飼料、農業資材の高騰分の補てんを含む対策を実施すること。2、原油や穀物への投機を規制すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成20年9月25日。内閣総理大臣、麻生太郎殿。財務大臣、中川昭一殿。農林水産大臣、石破茂殿。奈良県広陵町議会。こういう提案です。

少し中身を申しますと、私も農家の出なんですけども、朝早くから家族経営で農家の生産が成り立っています。先日、調べた方がありまして、農家の賃金というふうに計算をすると、今の農業生産者の方の労働者ということで見ると、170円台だそうです。仕事に行っている方がむしろまして、田んぼをつくるとなったらトラクターとか買わなあかんし、いろんなことを考えると、むしろ作らない方がいいんじゃないかと思われるけれども、ご先祖様から引き継いだ大事な土地をそのまま放置するわけにいかないと、こういうことで一生懸命やっておられるわけです。ですから、今回、いろんな資材が高騰して、生産コストも本当に出ないと。1俵1万2,000円から1万3,000円の低い価格に抑えられています。生産しておられる方に直接お話しすると、1キロ500円は欲しいと。だから、1俵3万円ぐらいだったら何とか後継者もできて、しっかり仕事ができるのになと、こんなことも聞いております。ぜひ国の支援をお願いするという趣旨で、ご賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。2番、竹村君！

竹村議員 私は賛成の意見として、農家の状況は本当に大変です。肥料や油代あるいは薬代に物すごくコストがかかるだけではなく、家族経営で一生懸命頑張っておりますのやけども、この際、国の支援をぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

青木議長 討論ありませんか。12番、吉岡君！

吉岡議員 反対の立場で答弁します。

一応燃料、肥料、こういうのが値上がりして、農業に補てんの対策を実施するというようなことになっておりますが、これは広陵町では実質農家もたくさんございます。それ以外に、靴下産業も、こういう油が上がれば繊維自体の値段も全部、原料の仕入れには相当響いてきます。本当はそれは何でも一緒に苦しい。私は思うに、こういう先般、漁業者の方に燃料高騰で緊急対策を打ち出したというようになっておりますけれども、もっと、農業だけでなしに、地場産業の靴下であり、いろんな中小企業、家内工業等があると思うんです。かかわってるところは、もっと全般にしっかりと考えていただいて、これだけじゃなしに、一つのことに対してすぐに意見書を出すんじゃなしに、僕はもっとゆっくり皆さんで考えていただいて、全般的なところで、広陵町として一番大事な意見書を出していただきたいと思っておりますので、反対します。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 多くの農作物に使われる肥料は、原料輸入価格が前年比で2、3倍に高騰、全農の販売する主な肥料価格は、平均で前年より約6割も上昇しました。5年連続の値上げで、第1次石油危機の約4割アップをしのぎ、過去最大の上げ幅です。農畜産物の販売価格は、競り取引で決める場合が多く、大手スーパーの買ったときなどで生産コストとは無関係に低価格が押しつけられてきています。そのもとで、多くの農家は離農を余儀なくされ、残る農家も体力を奪われ、農業の危機的事態が広がってきました。

今回のこの異常な資材高は、そこに追い打ちをかけ、農家経営の息の根をとめることになりかねません。実際生産費に占める飼料代の割合が5割前後となる畜産では、廃業や倒産が相次いでいます。この価格のつり上げは、漁民や農民には何の責任もありません。政府の責任で経営危機を解決するしかありません。今、広陵町で出すものではないというふうなお話がありました。靴下産業も大変という反対意見でしたけれども、それは賛成意見じゃないかなというふうに思ったんですけれども、肥料や燃料や資材等の高騰でお困りの方のアンケートに、ハウスのビニール代に16万円かかる。冬場の燃料代や電気代などの経費を払えば、ほとんど残らない。これ以上肥料や燃料が値上がりすれば、農家をやめたい。また、値上がりに対して、個人でやっている対策で1反当たりの肥料の量を減らしているとか、できるだけ農業用資材の費用を安く抑え、農業生産物を高く売れるようにするしかない、暖房機の設定温度を下げる、ハウスの加湿をやめた、21年度分の肥料を今年買っておいた等、皆さん、このように工夫されて、必死で生活されていることがわかります。

しかし、コスト高は徐々に農業経営の体力を奪っています。経済の冷え込みと同時に、消

費者の家計も厳しくなり、価格転嫁も進んでいない。農家経営が存亡の危機にあります。こういう資材高騰は、農家やJAが原因ではなく、影響を受ける側から極めて理不尽な状況です。そういう農家の方々があらゆる手を尽くしても、乗り越えられるものではありません。政府と政治の出番だと思います。農家やJAの創意工夫や自助努力は当然としても、それを無にしないために早急かつ万全の対策を求めたいと思います。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切り、採決をいたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第16号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立11名、起立多数であります。よって、議員提出議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

青木議長 それでは次に、日程5番、議員提出議案第17号、生活できる最低賃金の実現と中小企業対策強化を求める意見書については、八尾君から提出され、所定の賛成者がいますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、提案趣旨の説明を願います。10番、八尾君！

八尾議員 意見書を読み上げます。

生活できる最低賃金の実現と中小企業対策強化を求める意見書。働いても生活保護相当の収入さえ得られないワーキングプアが増加し、消費の低迷、未熟練労働の増加、企業活力の低迷、社会不安を醸成するなど社会問題化しています。その背景には、先進国で最低水準になった日本の最低賃金があるとして、最低賃金をまともな水準に引き上げるため、昨年臨時国会で約40年ぶりに最低賃金法が改正されました。

法律では、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとするとの規定が盛り込まれ、その趣旨については、最低賃金は生活保護を下回らない水準にするとされました。ところが、改正最低賃金法のもと、生活を保護し得る金額に改定されるはずであった新最低賃金は、最も高い東京でも時間当たり739円、最も低い秋田、沖縄では時間当

たり618円にとどまっています。これではフルタイムで働いても月収10万円から12万円程度にしかならず、まともな生活は不可能です。

最低賃金が働く貧困層を生み出す温床とならないよう、法の趣旨を踏まえ生活保護水準を正しく活用して、勤労者の最低生計費を算定しなければなりません。そのため、生活保護は、1、県庁所在地の級地を使う。2、住宅扶助の特別基準を使う。3、勤労控除を認める。4、労働時間換算については、所定内実労働時間を踏まえて月150時間とするなどの算定方法を取り、最低賃金の指標としなければなりません。ILOの調査によると、ヨーロッパ諸国では、貧困と格差を是正するため、最低賃金を月額17万円台から20万円台に引き上げています。これは労働者の平均賃金の46から50%に当たり、将来的には60%にまで引き上げることを決めています。

日本でも、世界の水準の遅れをとることなく、暮らせる最低賃金の確立が急務です。世界の流れという点では、全国一律最低賃金制の確立も重要です。この制度を法定している国は、ILO調査対象国101カ国中59カ国と約60%に上り、発達した資本主義国ではほとんどが全国一律最低賃金制になっています。日本は、狭い国土で47の地域別賃金をばらばらに決定し、同じく経済圏でありながら、川一つ、道路一つ渡れば最低賃金に大きな差が生ずる異常な状況にあります。地域ごとの最低賃金の大きな格差は、賃金の低位標準化や青年労働者の都市部への流出を招き、地域社会の活力の芽を奪っています。景気の先行き不透明な中、何よりも優先すべきは低賃金労働と中小企業への対策です。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、暮らせる最低賃金の実現と中小企業対策の強化、地域格差をなくすための全国一律最低賃金制度の確立に向けた対応を求めるものです。上記のとおり、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。平成20年9月25日。奈良県広陵町議会。衆議院議長、河野洋平殿、参議院議長、江田五月殿、内閣総理大臣、麻生太郎殿、厚生労働大臣、舛添要一殿ということです。

少しコメントをします。実は国の調査で非正規の正規社員でない方の比率がどれぐらいあるのかということのを都道府県別に調査をしましたところ、15歳から34歳の若年労働者で、奈良県は37.58%が非正規雇用で雇われているということです。これグラフがありますが、ちょっとこんなになっていますね。全国で第3位の悪さだそうです。この方々は非常に低い賃金で働いていますから、生活に余裕がないし、あるいは結婚したいと思ってもできないとか、子供をもうけたいと思っても難しいとか、いろんな問題があります。町の側で言ったら、税金の徴収や、それから国保税を納めていただくことだとか、いろんな問題が生じて

おります。国民の懐ぐあいを温かくするということがやっぱり大事なのではないかと。

そういう点で、例えばこの最低賃金で申せば、奈良県の香芝、お隣の大阪府の柏原市では、最低賃金の単価が64円も異なります。ですから、香芝にお住まいの方は、自分ところの町で働くよりお隣の柏原市へ行った方が高い賃金が受け取れると、こういう関係になりまして、有能な若い方を香芝で採用できないと、こういう矛盾も当然に出てくるわけです。ですから、最低賃金ということで確立をして、それで懐ぐあいを温かくする。それがまた地域の経済にもよい影響を与えるのではないかと。そういう期待感を込めて、ぜひご賛同をよろしく願いをいたします。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番議員！

吉岡議員 賃金制度ですねんけども、改正されて最低賃金、最も高いところで東京は739円、秋田、沖縄では618円。ちょっと教えてほしいんですけども、奈良県を教えてください。

青木議長 答弁をお願いします。10番、八尾君！

八尾議員 667円だったと思います。資料をちょっと見ます。申しわけない。差額が64円だというのは確かですから。

青木議長 12番議員！よろしいですか。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。12番、吉岡君！

吉岡議員 反対の討論をさせていただきます。

実質賃金のアップというのは理想的だなというように思ってます。ただ、今、経済の方も経営の方も冷え込んでいる中ではないかなと。きのう、麻生総理大臣が新しく誕生されて、やはり経済のことを一番言われておりました。もともと立候補されたときから経済成長、経済のことを言われて、全国にやっぱり経済の発展というのを言われておりました。そんな中で、やっぱりこれから所信表明もされますね。中で、経済のどのようなことを言われるのかということも聞きたいし、それとこの中に書いておられる地域格差をなくすための全国一律最低賃金制度の確立、これは夢じゃないかなと。この日本というのは自由主義の国やし、地域によってはやっぱり物価も全く違うし、そんな中で一律の賃金の制度なんか確立できるの

かなと。こういう内容の文書には賛成もできないし、国に言うべきではないのではないかなと思って反対します。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 今、住んでいるところによって物価も違うしということだったんですけど、私の娘が東京にいまして、昨年、沖縄に嫁に行ったんですけども、物価、それほど東京と変わらないそうです。でも、賃金にすごい格差があって、生活が大変とっておりました。生活の困窮者をそのままにしておくと、うちの娘はそんなに困窮はしてないんですけども、購買力の低下が進んで物が売れなくなるということが考えられると思うんです。今回、この最低賃金法が改正されたのに伴い、ワーキングプアと呼ばれる人たちの生活に着目して、暮らせる賃金を確保することが町の経済を活性化することになることを訴えたいと思います。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論はこれにて打ち切ります。

採決をいたします。

本案について反対者がありますので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第17号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立12名、多数であります。よって、議員提出議案第17号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 次に、日程6番、議員提出議案第18号、汚染米流通による被害防止と原因究明に関する意見書については、笹井君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題といたします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 本案について提案趣旨の説明をお願いをいたします。5番、笹井君！

笹井議員 汚染米流通による被害防止と原因究明に関する意見書。農薬やカビ毒に汚染された輸入米が事もあろうに食用として流通し、菓子や酒類の原料、給食にまで使われていたことが判明しました。国民に不安が広がっており、国民の食の安全を脅かす今回の事態に対し、到底見過ごすことはできません。今回の事態は、工業用として売り払われた輸入米を販売業者が食料用に販売したことが直接の原因とされています。しかし、より根本的な原因は、基

準値を超える農薬やカビ毒に汚染された輸入米を廃棄もしくは積み戻すべきものであるにもかかわらず、工業用として販売した政府の対応に一義的な責任があります。

食品衛生法違反の汚染米販売・流通を引き起こした政府・農林水産省の責任は、厳しく問わなければなりません。とりわけ重大なことは、今回、汚染米が奈良県内でも流通し、病院や介護施設の給食や菓子の原料として使われ、県民の食の安全、健康を脅かしたことです。広陵町では業者が自殺されましたが、知らずに加工・販売した末端の業者も被害者です。

よって、次のことを要求します。1、政府及び奈良県当局におかれましては、原因を徹底的に究明し、責任を明らかにすること。2、汚染米の流通によって被害をこうむった方たちの健康状態の調査を実施するとともに、健康被害の発生を未然に防ぐ措置を講じること。3、末端の業者等の救済策を講じること。4、政府におかれましては、事故米の流通禁止措置を講じること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。平成20年9月25日。奈良県知事、荒井正吾様、農林水産大臣、石破茂様、農林水産省近畿農水局奈良農政事務所長、國光義彦様。奈良県広陵町議会。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論に入ります。討論ありませんか。

14番、山村さん！

山村議員 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

我が党、公明党も、こうしたことを重く受けとめまして、工業用の汚染米ということに対しての輸入を禁止するという要望を政府の方に提出させていただいておりますので、この意見書には賛成させていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 討論がないようですので、討論を打ち切り、採決をいたします。

議員提出議案第18号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

青木議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第18号は、原案のとおり可決されました。

青木議長 それでは、最後の議案でございます。

次に、日程7番、議員提出議案第19号、防災センター問題に関する特別委員会設置決議

については、八尾君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。局長！

大西議会事務局長 朗読。

青木議長 それでは、本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。10番、八尾君！

八尾議員 提案をいたします。防災センター問題に関する特別委員会設置について。

本年6月議会の開始直前に、突然平岡町長が防災センター計画を取りやめられたことは、まことに驚きを禁じ得ない出来事でした。3月議会での予算計上や6月議会の寸前に開催された5月の町政説明会においても、町長は積極的に推進する決意を述べておられました。それにもかかわらず、防災センター建設中止となった説明が不十分で、事前に全員協議会での報告もありませんでした。8月末に町長より防災計画の見直しについて全員協議会で説明がありましたが、多額の費用を要した土地購入であったことを初め、防災センター建設予定地が変更になっている点や住民参加が全くない中での見直しであり、到底納得できるものではありません。

議会が予算決定した事柄が合理的理由も示されないまま、変更される異常な事態となっています。住民にとっても重大な関心事である安心・安全の課題について、事の経過も含めて精査し、真相を解明し、今後の議会活動で生かす必要があり、そのことが議会が責任を果たすことになると思います。よって、ここに防災センター問題に関する特別委員会の設置を決議します。設置期間としては、20年9月、同12月。平成20年9月25日。広陵町議会。以上でございます。

青木議長 それでは、これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。12番、吉岡君！

吉岡議員 ちょっと質問させていただきます。

具体的に特別委員会の設置をして、どのようなことを調べるといふか、聞くのか。その辺の内容を区分けしてでも結構ですので、どういうことを委員会の設置で調べたいのか。その辺だけお教え願いたいと思います。

青木議長 答弁、10番、八尾君！

八尾議員 特にまとまったことではありませんが、少なくともやらなければいけないのは、購入した土地がどのような経過で購入に至ったのか。予算の決定から実際に契約に至るまでの経緯、それから本日までどのように使用されているのかということについて。それから、予定地が変更になった事情について、どのような決裁がなされて、そういうふうになったもの

かということについて。それから、議会の関係で言えば、議会に対してどのように報告があったのか。議長には報告した、ほかの議員には言うてないとか、議長はそんなつもりで聞いてないとか、そんなこともいろいろありましたので、議員のところにも正確に伝わっているのかどうか。それから、全員協議会や議会での議論がどのようになされていたのか、議事録で確認することも含めてするべきではないかと。そういうことを基本に、この特別委員会のメンバーの中で実際にこういうことも調べてはどうかということをお互いに相談をして、それによって調べて、それを実際に写しまして、それで必要ならば町の関係の職員の皆さんにもお話を聞きたいというようなことだっただけ必要になってくるだろうと思います。そういうようなことを今のところ考えておりますが、これはまだ私の個人的な段階ですので、一応お披露目しただけでございます。以上です。

青木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。7番、乾君！

乾議員 反対の討論です。今までいろいろな話を聞かせていただきましたけども、3月のときに議会の方で防災センターをやるということで皆賛成したわけですね。それを今になって、またほじくり返すようなことをして、それよりか、これからどうしていったらええんかと。そやけど、町長も防災センターを建てていきたいと、そういう方針でやっていただいているもんやから、そのままでいけば何も問題ないん違うの。それで、それまでに何かが、今、吉岡議員がちょっと触れはった中で、何か問題が発生するようなことがあんなやったらあれやけど、そんなん一つも出てない。3月の議会のときに、何やかんや言うても議会は賛成してやるもんやから、今さらそれを覆して白紙に戻すわけにもできませんやろ。それを今さらこんなん言うても時間のむだやし、もっとやっぱり有意義にどういうことをしていったらええかと、それを討論していかなあかん違うかな。今さら戻ってどうすんのかなということ、反対ということですよ。

青木議長 ほかに討論ありませんか。11番、山田さん！

山田美津代議員 賛成の立場で討論します。

先ほど八尾議員も用地取得のときに申し上げましたように、5月17日の町政報告会では、町長は防災センターを建てるといふふうにおっしゃっておられたのに、5月の末にはもうやめるといふふうになされて、なぜかなという疑問がまだ皆さんの胸の中にはくすぶっていると

います。この特別委員会設置の提案は、決議案に示したとおり、経過が不明瞭な防災センターに関するすべての情報をここに集中し、関係者の聞き取りもして、町長の突然の本意が何であったのか、議会として予算を承認しており、議会としての対応に問題がなかったかどうか。そして、最も重要なことは、住民にとって安心・安全という課題が極めて重視されなければならない時代にあって、住民本位の防災対策とは何かに結びつけることではないでしょうか。先ほどの用地取得の特別会計では賛成の方9人おられました、本当にそれでよいのですかというふうにお聞きしたと思います。その方皆様、責任がおりになるとは思いますけれども、この疑問にふたをしたままで済ますことはできないと思うんですが、そういうことで賛成討論にさせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。12番、吉岡君！

吉岡議員 反対の立場で討論いたします。

先ほど質問をさせていただいた中で、町長が土地を買われて、今の予算とか、大体にさっき質問した中で、特別委員会を開いて聞きたいことというのは、もうほとんど出尽くしたんじゃないかと。8月に全員協議会、今回の一般質問等を聞かせてもろて、ほとんどこれ以上に調べるいうか、聞くことがあるのかなど。そのような中で、何も特別委員会を設置することはないんじゃないかというので、僕の方は反対をさせていただきます。

青木議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

青木議長 それでは、討論がないようですので、討論は打ち切り、採決をいたします。

本案について反対者がいますので、起立により採決をいたします。

議員提出議案第19号を原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

青木議長 起立2名であります。起立少数であります。よって、議員提出議案第19号は、否決されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じたいと思いますが、その前に、北神教育委員会事務局長より議員各位に提出されました資料について説明をしたいということでございますので、お聞き願いたいと思います。北神教育委員会事務局長！

北神教育委員会事務局長 午前中、学校給食特別会計の決算審議におきまして、ご請求のございました資料といたしまして、平成19年度給食物資購入代金支払い明細表を机の上に配付

させていただきました。

なお、その表に単位を書いておりませんが、円単位でございますので、よろしく願いいたします。以上です。

青木議長 よろしいですね。

それでは、平成20年第3回定例会をこれにて閉会をいたします。ご苦労さんでございました。

(P.M. 1:59 散会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成20年9月25日

広陵町議会議長 青 木 義 勝

署 名 議 員 長 濱 好 郎

署 名 議 員 八 代 基 次